## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１部　予防対策計画**<br><br>**第１章　防災教育・訓練**<br><br>**第１節　防災知識の普及・防災教育**<br><br>災害による被害の<br>軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。<br>災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解すること、そのうえで、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。<br>また、大規模災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る（自助）」「自らの地域は自らで守る（共助）」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの要配慮者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。<br>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女及び多様な性等の視点を考慮するとともに被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。<br>各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮して地域において支援できるよう、各機関は指導助言する。また、被災時の男女及び多様な性等の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。<br>なお、水害ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されており、津波浸水区域も視野に入れた水害ハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普及、啓発も行う。<br><br>**１－１　市職員に対する防災知識の普及啓発**<br><br>災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。<br>しかし、このような状況下においても、市職員は災害応急活動の実行上の主体として市民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。<br><br>（１）市職員に対する防災研修の実施<br>危機管理室は、市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。 | **第１部　予防対策計画**<br><br>**第１章　防災教育・訓練**<br><br>**第１節　防災知識の普及・防災教育**<br><br>災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。<br>災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本などの防災情報を正確に理解すること、そのうえで、本市職員をはじめ、各防災関係機関、市民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。<br>また、大規模災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る（自助）」「自らの地域は自らで守る（共助）」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの要配慮者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。<br>各機関は、防災知識の普及啓発、また、過去の大災害発生日や防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用して、積極的かつ継続的に訓練や研修を実施するとともに、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。<br>なお、~~浸水~~ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が来襲することが想定されており、津波浸水区域も視野に入れたハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普及、啓発も行う。<br><br>**１－１　市職員に対する防災知識の普及啓発**<br><br>災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。<br>しかし、このような状況下においても、市職員は災害応急活動の実行上の主体として市民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。<br><br>（１）市職員に対する防災研修の実施<br>危機管理室は、市職員を対象とした防災研修制度を確立し、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ア　職員への防災研修<br>職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的に実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図る。<br>さらに、国や大阪府、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。<br>イ　緊急本部員等への防災研修<br>緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する定期的な防災研修を実施する。<br><br>（２）市職員への災害応急対策活動計画の徹底<br>本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。<br>このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。<br>ア　危機管理室は、「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、災害発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。<br>イ　各区役所は、「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集者及び協力参集者等への徹底と毎年の見直しを実施する。<br>ウ　各部局室は、「部局別行動マニュアル」により、各部局室の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局室職員への徹底と毎年の見直しを実施する。<br><br>**１－２　市民等に対する防災知識の普及啓発**<br><br>大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、災害に応じた広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。<br>このため、危機管理室、消防局並びに区役所は連携して、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動（マイタイムライン作成等）について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及及び適切な避難行動に関する理解の促進を図る。<br>また、水害ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知に努める。<br>なお、行政主導の対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。<br><br>（１）普及啓発の内容<br>ア　災害等の知識<br>（ア）規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性<br>（イ）各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置<br>（ウ）地域の地形、危険場所<br>（エ）過去の災害から得られた教訓の伝承<br>（オ）地域社会への貢献<br>（カ）応急対応、復旧・復興に関する知識 | ア　職員への防災研修<br>職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的に実施していく。なお、防災研修の一貫として、防災啓発施設等の見学研修を実施するなど、体験的な防災学習の充実を図る。<br>さらに、国や大阪府、関西広域連合が実施する専門的な研修等を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。<br>イ　緊急本部員等への防災研修<br>緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する定期的な防災研修を実施する。<br><br>（２）市職員への災害応急対策活動計画の徹底<br>本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。<br>このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。<br>ア　危機管理室は、「職員必携防災マニュアル」を庁内ポータルに掲載し、災害発生時の職員の行動指針を徹底する。また、職員必携防災マニュアルに、自身の参集場所や災害時の役割を自ら記入できるようにして、常に携帯することを義務付けるなど周知徹底を図る。<br>イ　各区役所は、「区別行動マニュアル」により、各区役所の実態に応じた災害応急対策計画の具体化を図り、区職員・他所属直近参集者及び協力参集者等への徹底と毎年の見直しを実施する。<br>ウ　各部局室は、「部局別行動マニュアル」により、各部局室の災害応急対策計画の具体化を図り、各部局室職員への徹底と毎年の見直しを実施する。<br><br>**１－２　市民等に対する防災知識の普及啓発**<br><br>大規模災害の発生時には、出火防止、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、災害に応じた広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。<br>このため、危機管理室、消防局並びに区役所は連携して、市民等に対して、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動（マイタイムライン作成等）について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及及び適切な避難行動に関する理解の促進を図る。<br>また、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知に努める。<br>なお、行政主導の対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。<br><br>（１）普及啓発の内容<br>ア　災害等の知識<br>（ア）規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性<br>（イ）各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置<br>（ウ）地域の地形、危険場所<br>（エ）過去の災害から得られた教訓の伝承<br>（オ）地域社会への貢献<br>（カ）応急対応、復旧・復興に関する知識 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （キ）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイミングを逸することなく適切な行動をとること<br>イ　災害への備え<br>（ア）最低３日間、できれば１週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄<br>（イ）非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備<br>（ウ）自動車へのこまめな満タン給油<br>（エ）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備<br>（オ）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、擁壁の安全対策<br>（カ）避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所（津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認<br>（キ）住宅の耐震診断と耐震改修の必要性<br>（ク）自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加<br>（ケ）地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性<br>（コ）警報等発表時や高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備<br>（サ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動<br>（シ）消火器、感震ブレーカーの設置<br>ウ　災害時の行動<br>（ア）身の安全の確保方法<br>（イ）情報の入手方法<br>（ウ）気象予警報や避難情報等の意味<br>（エ）緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動<br>（オ）津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動<br>（カ）地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項<br>（キ）避難情報が発令された際にとるべき具体的行動<br>（ク）避難行動要支援者への支援<br>（ケ）初期消火、救出救護活動<br>（コ）心肺蘇生法、応急手当の方法<br>（サ）避難生活に関する知識<br>（シ）自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加<br>（ス）自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力<br>（セ）災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力<br><br>（２）普及啓発の方法<br>ア　体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及<br>災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。<br>イ　講演会、説明会等による防災知識の普及<br>防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者セーフティネット強化月間、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。 | （キ）避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイミングを逸することなく適切な行動をとること<br>イ　災害への備え<br>（ア）最低３日間、できれば１週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄<br>（イ）非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備<br>（ウ）自動車へのこまめな満タン給油<br>（エ）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備<br>（オ）負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、擁壁の安全対策<br>（カ）避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所（津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認<br>（キ）住宅の耐震診断と耐震改修の必要性<br>（ク）自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加<br>（ケ）地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性<br>（コ）警報等発表時や高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備<br>（サ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動<br><br>ウ　災害時の行動<br>（ア）身の安全の確保方法<br>（イ）情報の入手方法<br>（ウ）気象予警報や避難情報等の意味<br>（エ）緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動<br>（オ）津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動<br>（カ）地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項<br>（キ）避難情報が発令された際にとるべき具体的行動<br>（ク）避難行動要支援者への支援<br>（ケ）初期消火、救出救護活動<br>（コ）心肺蘇生法、応急手当の方法<br>（サ）避難生活に関する知識<br>（シ）自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加<br>（ス）自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力<br>（セ）災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力<br><br>（２）普及啓発の方法<br>ア　体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用した防災知識の普及<br>災害についての市民等の防災知識と行動力を高めるため、体験型防災学習施設・起震車等を活用した模擬体験、地震や津波の発生メカニズムの展示、防火・防災に関する知識の習得、津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）や、その他の災害発生時にとるべき行動、消火技術、応急手当技術などの実践的な行動力の体験を通じて防災知識の普及啓発を図る。<br>イ　講演会、説明会等による防災知識の普及<br>防災とボランティアの日、防災の日、春・秋の火災予防運動、高齢者~~防火推進週間~~、津波防災の日など、年間を通じて機会をとらまえ、講演会、説明会、座談会等を実施して、市民等の防災知識の普及を図るほか、視聴覚教材や各種の訓練施設を使用して体験的に防災行動能力の向上を図る。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ウ　印刷物による防災知識の普及<br>（ア）市広報物による市民啓発<br>区広報紙などの各種広報印刷物を活用し、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。<br>（イ）市民防災マニュアル・水害ハザードマップの利活用<br>市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」※を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。<br>**※「水害ハザードマップ」**<br>**地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者等から示された浸水想定区域図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの**<br>（ウ）緊急時の行動マニュアルの配付<br>市民等、視覚障がい者、外国人市民、自主防災組織等を対象とした緊急時の行動マニュアルを配付し、防災知識の普及に努める。特に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する支援など、平常時、災害発生時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。<br>エ　インターネットを活用した防災知識の普及<br>本市・各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、適宜、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知識の普及に努める。<br>オ　気象情報等に関する知識の普及<br>気象庁が発する緊急地震速報や気象台が発表する気象情報等を市民等が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。<br>カ　報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及<br>機会をとらえて、適宜、報道機関等に防災に関する取り組み、知識を提供し、普及に努める。<br><br>（３）津波に対する知識の普及啓発<br>「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。<br><br>ア　津波に対する基本的事項<br>（ア）本市の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること<br>（イ）地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること<br>イ　市民等への普及啓発<br>（ア）津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した市民等への啓発を行う。<br>（イ）当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す水害ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知する。<br>（ウ）水害ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、市民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。 | ウ　印刷物による防災知識の普及<br>（ア）市広報物による市民啓発<br>区広報紙などの各種広報印刷物を活用し、必要な時にいつでも防災知識が得られるようにするとともに、防災の日など時機をとらえて防災知識の普及に努める。<br>（イ）市民防災マニュアル・水害ハザードマップの利活用<br>市民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように作成した「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」※を作成、公表、配布し、市民等が対象の研修会やワークショップなどでも積極的に活用し、防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。また、小中学校等において教職員に配布し、防災教材としても利活用を図る。<br>**※「水害ハザードマップ」**<br>**地域の浸水特性や水災に関する基本的な情報を市民等が取得、把握し、水害発生時に安全を確保するための適切な行動をとり、人命に及ぶような深刻な被害を軽減するために、河川管理者や下水道管理者から示された浸水想定区域図や過去の浸水実績図等を活用し、浸水が予想される区域及び浸水深、避難場所の位置・名称・連絡先、避難時の心得や持ち物、情報の伝達経路、行政機関等の連絡先、地下空間の分布等を分かりやすく示したもの**<br>（ウ）緊急時の行動マニュアルの配付<br>市民等、視覚障がい者、外国人市民、自主防災組織等を対象とした緊急時の行動マニュアルを配付し、防災知識の普及に努める。特に、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する支援など、平常時、災害発生時の隣近所、地域における助け合いの啓発を行う。<br>エ　インターネットを活用した防災知識の普及<br>本市・各局・各区が設けるホームページにおいて防災情報を提供するとともに、適宜、トップページ等において各情報に効率的なリンクを設定することによって、防災知識の普及に努める。<br>オ　気象情報等に関する知識の普及<br>気象庁が発する緊急地震速報や気象台が発表する気象情報等を市民等が受け取ったときに、適切な対応行動がとれるよう、各種広報手段により周知に努める。<br>カ　報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及<br>機会をとらえて、適宜、報道機関等に防災に関する取り組み、知識を提供し、普及に努める。<br><br>（３）津波に対する知識の普及啓発<br>「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用し、連携しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。<br><br>ア　津波に対する基本的事項<br>（ア）本市の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること<br>（イ）地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること<br>イ　市民等への普及啓発<br>（ア）津波浸水想定の結果を踏まえ、啓発ポータルサイト等を活用した市民等への啓発を行う。<br>（イ）当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知する。<br>（ウ）津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、市民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （エ）過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。<br>ウ　南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置<br>南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に市民等や事業者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。 | （エ）過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。<br>ウ　南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置<br>南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に市民等や事業者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。 |
| **１－３　幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育** | **１－３　幼児・児童・生徒等に対する防火・防災教育** |
| 防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。<br>また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。 | 防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災教育・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、将来、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、幼児・児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災教育を実施する。<br>また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災・減災教育の充実を図る。 |
| （１）学校園等における安全教育<br>「大阪市では、26（2014）年10 月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27（2015）年２月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス(resilience)」（どんなに苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつながろうとする意志）という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」（平成29年３月　大阪市教育振興基本計画）という立場で実施する。<br>ア　学校園等での安全教育<br>各校園及び保育所等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。<br>（ア）安全学習<br>災害発生時に適切に対処できる知識や技能（気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験）の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。<br>（イ）安全指導<br>児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。<br>（ウ）体験学習<br>児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。<br>イ　学校園等への防災・減災指導<br>校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。 | （１）学校園等における安全教育<br>「大阪市では、26（2014）年10 月に大阪市地域防災計画の修正が行われるとともに、27（2015）年２月に大阪市防災・減災条例が施行され、学校園現場においてもますます防災・減災教育が重要視されている。これらを踏まえ、「減災」（災害は止められないが、人間の英知によって被害の低減は可能）、「レジリエンス(resilience)」（どんなに苦境にあっても立ち上がる力）、「共感」（人と人がつながろうとする意志）という考えを柱とした各学校園における防災・減災教育のさらなる充実と実践を図る。」（平成29年３月　大阪市教育振興基本計画）という立場で実施する。<br>ア　学校園等での安全教育<br>各校園及び保育所等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。<br>（ア）安全学習<br>災害発生時に適切に対処できる知識や技能（気象、地震、津波についての正しい知識、防災情報の正しい知識、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法、避難場所・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法、災害等についての知識、ボランティアについての知識・体験）の習得をめざし、保健や理科その他関連する教科や領域等で安全学習を行い児童・生徒の発達段階に即した内容に配慮して実施する。<br>（イ）安全指導<br>児童・生徒等が日常生活の中に存在するいろいろな危険に気付き、的確な判断のもとに適切に対処し、事象が起こった場合に適切に対応できる実践的な態度や能力の育成をめざし、計画的、継続的な安全指導を、主としてホームルーム、学校行事等の特別活動において実践する。<br>（ウ）体験学習<br>児童・生徒等が、より現実に近い状況を認識できるよう、各消防署や阿倍野防災センター等の施設を活用したり、防災関係機関との連携や緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用を図った体験学習を取り入れるなど、防災・減災教育の充実を図る。<br>イ　学校園等への防災・減災指導<br>校園及び保育所等の幼児・児童・生徒に対し、安全教育の一環として避難訓練等の指導や各種催し、自主防災組織やボランティア等との連携等により、防災意識の普及啓発に努めるため、以下の防災・減災指導を継続して実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （ア）災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施<br>（イ）小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発<br><br>（２）幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成<br>幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。<br>ア　小学校３年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。<br>イ　市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。<br><br>（３）「防災・減災指導の手引き」の作成・配付<br>「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。<br>「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。<br><br>（４）教職員等に対する防災教育の実施<br>教育委員会事務局、こども青少年局は、校園（所）長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。<br>災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。<br>教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。<br><br>**１－４　防災上重要な施設管理者に対する教育**<br><br>消防局は、大規模な災害発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の災害に関する知識の普及、及び災害発生時の防災計画の指導を継続して行う。<br><br>（１）重要な施設管理者への防火・防災教育<br>防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて災害に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応策等に関する指導を行う。<br><br>（２）地下街管理者等に対する防火・防災教育<br>地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。<br>また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するＰＲ等を行う。<br><br>（３）高層建築物管理者等に対する防火・防災教育<br>高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導体制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。 | （ア）災害時の心得について安全教育の一貫として各種訓練を実施<br>（イ）小学校の児童に図画の出品を依頼し、一般防災知識を普及啓発<br><br>（２）幼児・児童・生徒向け防火・防災教材の作成<br>幼児・児童・生徒の発達段階や本市の地域的条件に応じた防災教材の利用により、効果的な校園及び保育所等における防災・減災教育を実施する。<br>ア　小学校３年生向けの防火に関するパンフレット、文部科学省等の作成する防災教材を配付し、防火・防災教材としての活用を継続する。<br>イ　市民防災マニュアルを配布し、各校園及び保育所等が実施する安全教育への活用に資する。<br><br>（３）「防災・減災指導の手引き」の作成・配付<br>「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」を作成し、各校園に配付し、本市で予想される災害や、その規模、本市の施策等を踏まえ、教職員が有効な防災・減災教育を実施するよう努め、防災・減災教育の充実を図る。<br>「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引」の内容は、「幼稚園用」、「小学校用」、及び「中学校用」とし、随時内容を見直して追加配付を行う。<br><br>（４）教職員等に対する防災教育の実施<br>教育委員会事務局、こども青少年局は、校園（所）長、校園及び保育所等の防火管理者、教職員等に対して、防災研修会、講演会等を実施し、教職員等の防災知識の普及、防災技術の習得を図る。<br>災害時の校園及び保育所等の避難計画等の作成指導、救命指導、市地域防災計画の研修、その他防災に関する講習会等を実施する。<br>教育委員会事務局、こども青少年局は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。<br><br>**１－４　防災上重要な施設管理者に対する教育**<br><br>消防局は、大規模な災害発生に伴い、危険物施設等広範囲に被害を及ぼす可能性のある施設や、百貨店、地下街等の不特定多数の利用者が集中する防災上重要な施設管理者に対して、以下の災害に関する知識の普及、及び災害発生時の防災計画の指導を継続して行う。<br><br>（１）重要な施設管理者への防火・防災教育<br>防火管理講習会、防災管理講習会等の機会をとらえ、防火対策の指導とあわせて災害に関する一般的知識のほか、各施設管理者の責務、平素からの各施設の点検・改修、災害時の対応策等に関する指導を行う。<br><br>（２）地下街管理者等に対する防火・防災教育<br>地下街の効果的な消火、救出活動を行うために施設並びに管理状態等の改善策を管轄消防署で合議し、地下街関係者に対する指導対策とする。<br>また、地下街の関係者、警備保安要員及び店舗従業員等に人命並びに延焼拡大危険度の認識の徹底を図り、当該地下街の消防計画と共同防火・防災管理体制の強化・充実、通路等の有効幅員の確保、防火・防災教育の充実徹底、滞在者に対するＰＲ等を行う。<br><br>（３）高層建築物管理者等に対する防火・防災教育<br>高層建築物における自衛消防組織の編成を促進し、通報、消火、避難誘導体制を充実強化するとともに、高層建物火災等の災害特性と、災害発生時の行動要領等について全従業員を教育する。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| １－５　事業所等に対する防災教育<br><br>（１）本市の取組み<br>　経済戦略局は、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施を促進するため、経済団体との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会の実施や必要な助言を行う。 | １－５　事業所等に対する防災教育<br><br>（１）本市の取組み<br>　経済戦略局は、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施を促進するため、経済団体との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会の実施や必要な助言を行う。 |
| １－６　防災教育環境の充実<br><br>危機管理室は、必要に応じて区役所、消防局と連携して、「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。<br><br>（１）防災研修の企画・実施<br>　市職員（緊急本部員、緊急区本部員を含む）、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。<br><br>（２）防災訓練の企画・実施<br>　本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。<br><br>（３）市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成<br>　市民向けや企業向け、避難行動要支援者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員の防災研修用資料等の企画・作成に努める。<br><br>（４）防災イベント等の企画・実施<br>　本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。<br><br>（５）体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）、研修施設の活用<br>　阿倍野防災拠点において、市民等の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。 | １－６　防災教育環境の充実<br><br>危機管理室は、必要に応じて区役所、消防局と連携して、「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努める。<br><br>（１）防災研修の企画・実施<br>　市職員（緊急本部員、緊急区本部員を含む）、地域防災リーダー、ボランティアリーダー等に対する防災研修等の企画、実施に努める。<br><br>（２）防災訓練の企画・実施<br>　本市が実施する各種防災訓練の企画、調整を行う。また、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災訓練の企画に際し助言する。<br><br>（３）市民向け、児童・生徒向け防災教育用教材等の企画・作成<br>　市民向けや企業向け、避難行動要支援者や外国人向けなどの各種防災マニュアルの企画や作成、乳幼児・児童・生徒向けの発達年齢に応じた防災教材の企画や作成、また市職員の防災研修用資料等の企画・作成に努める。<br><br>（４）防災イベント等の企画・実施<br>　本市が実施する各種防災イベントの企画、調整を行うとともに、各区や地域の自主防災組織が実施する各種防災イベント等に対して助言する。<br><br>（５）体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）、研修施設の活用<br>　阿倍野防災拠点において、市民等の防災意識や災害対応能力を向上させるため、防災に関する知識、体験学習による啓発を行うとともに、自主防災組織の中核となる地域防災リーダー等を対象とした高度な防災に関する研修を実施する。 |
| １－７　災害教訓の伝承<br><br>危機管理室は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。 | １－７　災害教訓の伝承<br><br>危機管理室は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２節　防災訓練の実施**<br><br>防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。<br>本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的に実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。<br>各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。<br>特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得をめざす。<br>実施にあたっては、感染症対策に配慮し、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。<br><br>**２－１　本市における防災訓練の実施**<br><br>（１）大阪市総合防災訓練<br>９月１日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。<br>この訓練は、行政機関、公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等が参加し、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認することで平常時からの連携体制を構築する。<br>また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、この訓練において市民を指導するとともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。<br><br>（２）大阪市震災総合訓練<br>１月１７日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの想定のもと、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震災総合訓練」を実施する。<br>この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練と市本部や区本部の設置訓練、さらに防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との事前のシナリオにとどまらない内容の情報の収集伝達訓練を実施する。<br>また、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟を図る。 | **第２節　防災訓練の実施**<br><br>防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、市民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、市民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。<br>本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的に実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。<br>各種防災訓練においては、居住地、職場、学校等において市民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、夜間等様々な条件を想定し、災害発生時の避難行動等の習熟、大規模広域災害時の円滑な広域避難など、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な市民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。<br>特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、市民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた楽しい訓練などにより広範な市民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を~~目指す~~。<br>実施にあたっては、感染症対策に配慮し、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。<br><br>**２－１　本市における防災訓練の実施**<br><br>（１）大阪市総合防災訓練<br>９月１日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。<br>この訓練は、行政機関、公共機関等の防災関係機関及び自主防災組織等が参加し、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認する。<br>また、研修を受けた地域防災リーダーは、日頃の成果を発揮するため、この訓練において市民を指導するとともに、防災関係機関と一体となった初期消火、救出・救護、避難誘導訓練等を実施する。<br><br>（２）大阪市震災総合訓練<br>１月１７日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの想定のもと、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震災総合訓練」を実施する。<br>この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練と市本部や区本部の設置訓練、さらに防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との事前のシナリオにとどまらない内容の情報の収集伝達訓練を実施する。<br>また、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （３）区防災訓練<br>発災初期及び災害応急対策初期における支援を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民等を中心とした「区防災訓練」を全区で実施する。<br>「区防災訓練」には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。<br>また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。<br>なお、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図ることを目的とした訓練の実施にあたっては、水害を想定して水害ハザードマップを活用しつつ行う。 | （３）区防災訓練<br>発災初期及び災害応急対策初期における支援を要する人や被災者の人命の安全確保・生命の維持に重点を置き、区民等を中心とした「区防災訓練」を全区で実施する。<br>「区防災訓練」には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。<br>また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。<br>なお、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図ることを目的とした訓練の実施にあたっては、水害を想定して水害ハザードマップを活用しつつ行う。 |
| （４）津波防災訓練<br>大阪府に大津波警報や津波警報、高潮警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるよう「津波等防災訓練」を実施する。<br>この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。 | （４）津波防災訓練<br>大阪府に大津波警報や津波警報、高潮警報が発表された場合を想定し、民間鉄扉管理者にも参加を呼びかけて防潮扉等の閉鎖訓練等を行うとともに、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるよう「津波等防災訓練」を実施する。<br>この訓練では、民間鉄扉管理者を含めた防潮扉等の閉鎖訓練、情報伝達・収集訓練、無線訓練、救出・救助訓練、医療救護訓練、住民参加による実働型の避難訓練を実施し、防潮扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できるように初期初動体制の充実を図るとともに、非常時の連絡、協力体制の確立を図る。 |
| （５）緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する訓練<br>緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。<br>ア　大阪市震災総合訓練への参加<br>非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。<br>イ　通信訓練への参加<br>総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。<br>ウ　区震災訓練への参加<br>市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。<br>エ　その他<br>その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識及び技術を習得する。 | （５）緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者に対する訓練<br>緊急本部員、緊急区本部員、直近参集者及び協力参集者として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策本部長及び災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。<br>ア　大阪市震災総合訓練への参加<br>非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。<br>イ　通信訓練への参加<br>総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。<br>ウ　区震災訓練への参加<br>市内において大規模な被害が発生したことを想定し、防災関係機関及び地域住民等が一体となった区の震災訓練に参加する。<br>エ　その他<br>その他危機管理監が指定する講習会、講演会等に参加し、災害応急対策上必要な知識及び技術を習得する。 |
| （６）業務（事業）継続計画（BCP）の検証訓練<br>各所属は、業務（事業）継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。 | （６）業務（事業）継続計画（BCP）の検証訓練<br>各所属は、業務（事業）継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。 |
| （７）計画停電への対応訓練<br>東日本大震災での事例を踏まえ、万が一の不測の事態が発生した場合に、万全の対策を講じることができるようマニュアルを作成し、計画停電対応訓練を実施する。 | （７）計画停電への対応訓練<br>東日本大震災での事例を踏まえ、万が一の不測の事態が発生した場合に、万全の対策を講じることができるようマニュアルを作成し、計画停電対応訓練を実施する。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ２－２　市民等・事業所における防災訓練の実施<br><br>（１）地域の防災訓練<br>地域の防災訓練は、自主防災組織等が中心となり地域での防災訓練を行い、子ども、高齢者、障がい者、多様な性を有する者を含めた一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。<br>事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。<br>ア　避難所開設・運営訓練<br>発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難所開設・運営訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮するものとする。<br>イ　情報交換訓練<br>自主防災組織等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。<br>ウ　消火・救出訓練<br>地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。<br>エ　給食・給水訓練<br>自主防災組織等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を実施する。 | ２－２　市民等・事業所における防災訓練の実施<br><br>（１）地域の防災訓練<br>地域の防災訓練は、自主防災組織等が中心となり地域での防災訓練を行い、子ども、高齢者、障がい者、多様な性を有する者を含めた一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。<br>事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。<br>ア　避難所開設・運営訓練<br>発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難所開設・運営訓練を実施する。<br><br>イ　情報交換訓練<br>自主防災組織等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。<br>ウ　消火・救出訓練<br>地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。<br>エ　給食・給水訓練<br>自主防災組織等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２章　災害活動体制の整備**<br><br>**第３節　災害活動体制の整備**<br><br>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に努めなければならない。<br>災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。<br>そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。<br><br>**３－１　災害対策本部の運用の強化**<br><br>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、各局・区は各本部の施設・設備等を整備する。<br><br>（１）災害対策関連室の確保<br>災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。<br><br>（２）必要資機材の事前配備<br>総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。<br><br>（３）報道機関との協力体制<br>報道機関に対しては、被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化し、常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。<br><br>（４）通信施設の多重化<br>災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。<br><br>（５）非常電源の機能強化<br>自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、災害時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。<br><br>**３－２　災害対策本部の代替・補完機能の充実**<br><br>災害により庁舎が被災したり、本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を充実し、体制確保に努める。<br><br>（１）代替機能<br>ア　市本部<br>市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 | **第２章　災害活動体制の整備**<br><br>**第３節　災害活動体制の整備**<br><br>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の機能の充実と保持に努めなければならない。<br>災害対策本部等の機能は、災害の規模だけではなく要員の熟練の程度、防災関係機関の相互理解の程度によっても左右され、単に要員を配備するだけでは不十分である。<br>そのため、災害対策本部等の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な施設や設備を常備、強化するとともに、平常時の訓練等により本市各所属や関係機関が習熟できる体制を整えていく。また、災害対策本部の代替施設、補完施設の確保にも努める。<br><br>**３－１　災害対策本部の運用の強化**<br><br>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施が図れるようにするために、各局・区は各本部の施設・設備等を整備する。<br><br>（１）災害対策関連室の確保<br>災害対策業務の円滑な実施を図るため、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、事前に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。<br><br>（２）必要資機材の事前配備<br>総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料を災害対策関連室等に常備し、災害発生後の迅速な運用開始を図る。<br><br>（３）報道機関との協力体制<br>報道機関に対しては、被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化し、常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。<br><br>（４）通信施設の多重化<br>災害対策関連室等における総合防災情報システムの整備をはじめ、有線電話回線や無線関連設備の増強を図り、災害時の情報機能の拡大を図る。<br><br>（５）非常電源の機能強化<br>自家発電装置等の非常電源の機能強化を図り、災害時において停電が発生した場合においても本部機能の確保を図る。<br><br>**３－２　災害対策本部の代替・補完機能の充実**<br><br>災害により庁舎が被災したり、本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を充実し、体制確保に努める。<br><br>（１）代替機能<br>ア　市本部<br>市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。<br>イ　部本部、区本部<br>庁舎が被災し、本部が設置できない場合に備えて、代替場所を確保する | また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。<br>イ　部本部、区本部<br>庁舎が被災し、本部が設置できない場合に備えて、代替場所を確保する |
| （２）補完機能<br>市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援するため、阿倍野防災拠点を市本部機能補完拠点とする。 | （２）補完機能<br>市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援するため、阿倍野防災拠点を市本部機能補完拠点とする。 |
| **３－３　災害対策用職員住宅の確保** | **３－３　災害対策用職員住宅の確保** |
| 夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。 | 夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に、災害対策本部及び区災害対策本部における緊急事態への迅速かつ的確な対応を行うため、初期初動体制の指揮をとる職員として、市長が指定する職員（「指定職員」）が、自宅から30分以内に出勤できない場合には災害対策用職員住宅を確保する。 |
| **３－４　初期初動体制の強化** | **３－４　初期初動体制の強化** |
| 災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属長は、自らの代行者の指定を行うとともに、直近参集制度の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。 | 災害時には、職員自身も被災者となり、参集不能となることが予測されることから、所属長は、自らの代行者の指定を行うとともに、直近参集制度の拡充に努め、初期初動体制の強化を図る。 |
| （１）代行者の指定<br>所属長は、所属の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる代行者を指定し、市長に報告を行う。各所属は、代行者氏名及びその順位を「部局別行動マニュアル」・「区別行動マニュアル」に定めておく。 | （１）代行者の指定<br>所属長は、所属の分掌事務を遂行するため、自らに代わり意思決定を行うことができる代行者を指定し、市長に報告を行う。各所属は、代行者氏名及びその順位を「部局別行動マニュアル」・「区別行動マニュアル」に定めておく。 |
| （２）直近参集制度<br>勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣市居住者から区本部へ直近参集する職員（直近参集者）を危機管理室が指定する。区長は、直近参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。 | （２）直近参集制度<br>勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営に必要な人員を確保するため、市内居住者と近隣市居住者から区本部へ直近参集する職員（直近参集者）を危機管理室が指定する。区長は、直近参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。 |
| （３）協力参集制度<br>勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要な人員を確保するため、協力部（所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く）から、区本部へ協力参集する職員（協力参集者）を危機管理室が指定する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。 | （３）協力参集制度<br>勤務時間外における区災害対策本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要な人員を確保するため、協力部（所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く）から、区本部へ協力参集する職員（協力参集者）を危機管理室が指定する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。 |
| **３－５　被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）** | **３－５　被災による行政機能の低下等防止のための体制整備（BCP等）** |
| 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める。<br>また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努め | 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となることも視野に入れて、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持できるよう必要な体制整備に努める。<br>また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努め |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| る。<br><br>（１）被災者支援システムの導入・運用<br>災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等を円滑に行うため、また、応援職員等による支援が円滑に行えるよう他の多数の自治体で採用されている被災者支援システム※を導入し運用できるように図っておく。<br>※「被災者支援システム」<br>地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム<br><br>（２）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と運用<br>各所属は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。<br>なおＢＣＰの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を各所属で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。<br>①長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等<br>②代替庁舎の特定<br>③非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄<br>④多様な通信手段の確保<br>⑤重要な行政データのバックアップ<br>⑥非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順<br><br>（３）業務相互応援の強化<br>各所属は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。<br><br>（４）受援体制の強化<br>各所属は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。<br>その際は、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとし、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。<br>ア　受援計画の目的<br>支援を要する業務や受入れ体制などをあらかじめ定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。<br>イ　計画に定める主な内容<br>（ア）組織体制の整備<br>（イ）他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入<br>（ウ）人的応援に係る担当部局との調整<br>（エ）災害ボランティアの受入れ<br>（オ）人的支援等の提供の調整<br>（カ）全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ<br>（キ）人的・物的資源の管理及び活用 | る。<br><br>（１）被災者支援システムの導入・運用<br>災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等~~、災害時において必要となる事務~~を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用できるように図っておく。<br>※「被災者支援システム」<br>地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム~~で総務省より無償で提供されている。~~<br><br>（２）業務継続計画（ＢＣＰ）の策定と運用<br>各所属は、危機管理室が取りまとめる想定条件、共通事項等に基づき、職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。<br>なおＢＣＰの策定にあたっては、一定の期間、地域防災計画に定められた災害対策業務のうち災害初動対策、応急対策業務、優先度が高い復旧業務、早期実施の優先度が高い予防業務と中断が許されない通常業務をあわせた非常時優先業務の継続を各所属で行えるよう、以下の内容を盛り込んだうえで、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。<br>①長期不在時の明確な代行順位、必要となる職員の参集基準等<br>②代替庁舎の特定<br>③非常用電源の確保、燃料、水・食料等の備蓄<br>④多様な通信手段の確保<br>⑤重要な行政データのバックアップ<br>⑥非常時優先業務の特定とその業務ごとの役割分担・手順<br><br>（３）業務相互応援の強化<br>各所属は相互応援協定の締結など、大阪府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。<br><br>（４）受援体制の強化<br>各所属は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。<br>その際は、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとし、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。<br>ア　受援計画の目的<br>支援を要する業務や受入れ体制などをあらかじめ定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。<br>イ　計画に定める主な内容<br>（ア）組織体制の整備<br>（イ）他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入<br>（ウ）人的応援に係る担当部局との調整<br>（エ）災害ボランティアの受入れ<br>（オ）人的支援等の提供の調整<br>（カ）全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ<br>（キ）人的・物的資源の管理及び活用 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第４節　災害情報の収集・伝達・広報**<br><br>本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。<br>さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。<br>また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。<br><br>**４－１　情報収集体制と伝達系統の確立**<br><br>（１）実施体制<br>市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各所属及び各区並びに各防災関係機関は、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。<br><br>（２）情報収集体制の確立<br>ア　危機管理室は、災害発生時に各部及び各区本部並びに関係機関の有する情報が市本部で収集できるように図っておく。<br>イ　各区においては、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に無線機や同報無線を配備して、迅速かつ的確な情報が収集できるように図っておく。<br><br>（３）情報伝達系統の確立<br>ア　本市並びに各関係機関は、収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。<br>イ　情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。<br>（ア）危機管理総合情報システム<br>（イ）電話、ファクシミリ<br>（ウ）防災行政無線、消防無線等の運用<br>（エ）テレビ、ラジオ等による広報<br>（オ）ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等からの画像情報の収集<br>（カ）バイクや自転車等を用いた伝令<br>（キ）衛星携帯電話<br>（ク）特設公衆電話<br>（ケ）車載公衆電話基地局<br>（コ）ＦＭ放送局との連携<br>（サ）Ｌアラート（災害情報共有システム）<br>ウ　災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施す | **第４節　災害情報の収集・伝達・広報**<br><br>本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による予測、被害状況の把握その他の災害情報など予防、応急対策の実施のための情報収集や伝達を迅速に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。<br>さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行うとともに、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで、地図化等も図りながら災害対策本部等に的確に報告し活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達できるように、情報収集体制と伝達系統を確立しておかなければならない。<br>また、災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いこと、災害に関する情報は、時間の経過とともにニーズが変化していくことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報できるよう、あらかじめ実施主体、方法を定めておかなければならない。<br><br>**４－１　情報収集体制と伝達系統の確立**<br><br>（１）実施体制<br>市内における災害に係る情報の収集と伝達については、市の各部及び各区本部はもちろんのこと、各防災関係機関が積極的に行うべきものであり、各所属及び各区並びに各防災関係機関は、あらかじめそれぞれの所掌事務に関する情報収集の分担を定めておく。<br><br>（２）情報収集体制の確立<br>ア　危機管理室は、災害発生時に各部及び各区本部並びに関係機関の有する情報が市本部で収集できるように図っておく。<br>イ　各区においては、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に無線機や同報無線を配備して、迅速かつ的確な情報が収集できるように図っておく。<br><br>（３）情報伝達系統の確立<br>ア　本市並びに各関係機関は、収集した情報が、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。<br>イ　情報の収集・伝達手段としては次のようなものが考えられるが、一の手段に支障が出ても対応できるように、バックアップ体制をとるとともに多ルート化を図っておく。<br>（ア）危機管理総合情報システム<br>（イ）電話、ファクシミリ<br>（ウ）防災行政無線、消防無線等の運用<br>（エ）テレビ、ラジオ等による広報<br>（オ）ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集<br>（カ）バイクや自転車等を用いた伝令<br>（キ）衛星携帯電話<br>（ク）特設公衆電話<br>（ケ）車載公衆電話基地局<br>（コ）ＦＭ放送局との連携<br>（サ）Ｌアラート（災害情報共有システム）<br>ウ　災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施す |

## 新（修正案）

るために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用できるように図っておく。

報　告　の　系　統

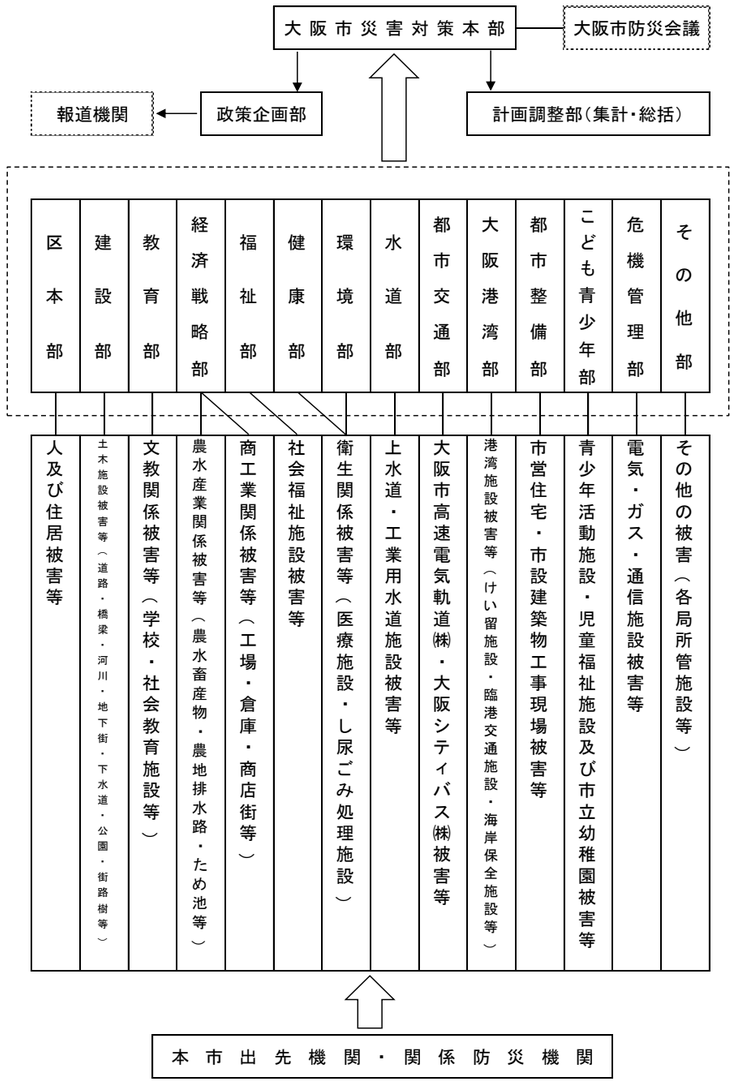


**図　報告の系統について**

## 旧（令和５年４月）

るために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用できるように図っておく。

報　告　の　系　統

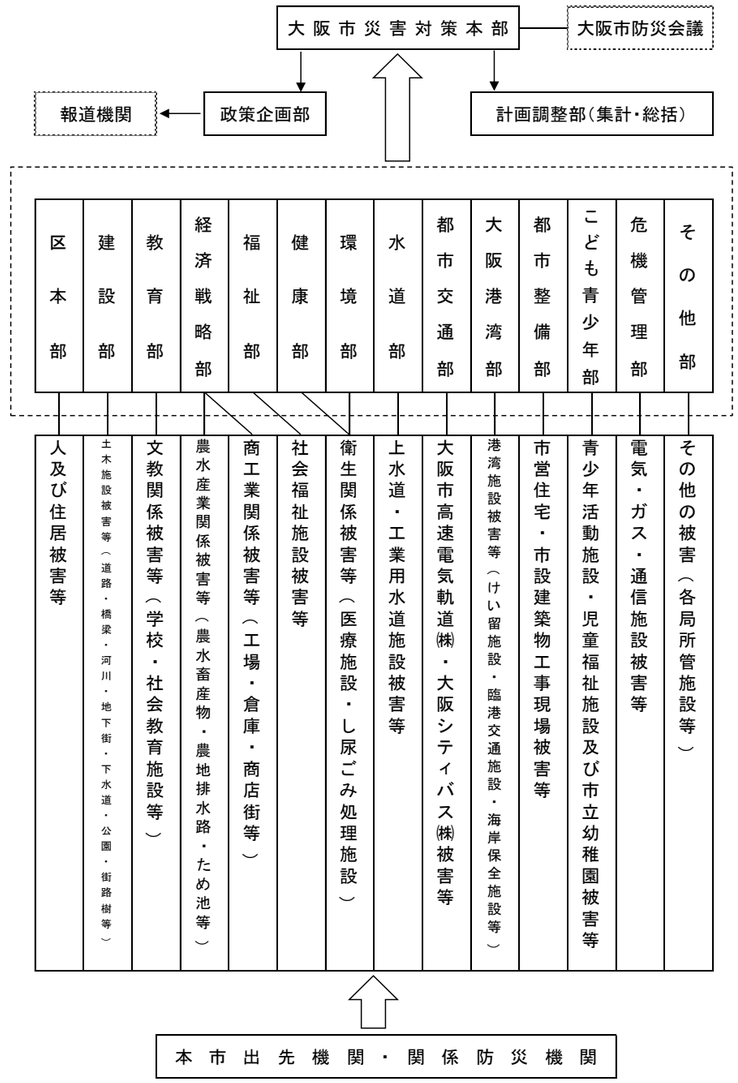


**図　報告の系統について**

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **４－２　気象警報等の伝達系統の整備**<br><br>気象警報等が防災関係機関に迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。<br><br>**※具体伝達系統は資料編参照**<br>**気象警報等の種類は「応急・復旧・復興対策計画　２－２（１）　気象警報等について」に記載** | **４－２　気象警報等の伝達系統の整備**<br><br>気象警報等が防災関係機関に迅速、的確に伝達されるよう伝達系統を定めておく。<br><br>**※具体伝達系統は資料編参照**<br>**気象警報等の種類は「応急・復旧・復興対策計画　２－２（１）　気象警報等について」に記載** |
| **４－３　広報活動体制の整備**<br><br>災害発生時の広報活動の実施にあたっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行えるよう体制を整備しておく必要がある。<br>なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第５章第１６節「外国人に対する対策」を参照）。<br><br>（１）災害情報の集約<br>政策企画室は、災害発生時に市本部から提供される災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を、定期的に閲覧できるようにするための措置を図っておく。<br><br>（２）緊急広報の実施<br>危機管理室は、災害発生時に市民等の生命安全に係わる緊急情報（地震、津波警報・気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。<br>なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。<br><br>（３）一般広報の実施<br>政策企画室は、災害発生時に危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。<br><br>（４）障がい者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保<br>福祉局は、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 | **４－３　広報活動体制の整備**<br><br>災害発生時の広報活動の実施にあたっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行えるよう体制を整備しておく必要がある。<br>なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第５章第１６節「外国人に対する対策」を参照）。<br><br>（１）災害情報の集約<br>政策企画室は、災害発生時に市本部から提供される災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を、定期的に閲覧できるようにするための措置を図っておく。<br><br>（２）緊急広報の実施<br>危機管理室は、災害発生時に市民等の生命安全に係わる緊急情報（地震、津波警報・気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。<br>なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。<br><br>（３）一般広報の実施<br>政策企画室は、災害発生時に危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施するための措置を図っておく。 |

## 新（修正案）

### 第５節　総合的な防災情報システムの整備

市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。

あわせて、各局室は担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実を今後も進める。

危機管理室はこれらシステム間での情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備するとともに、大阪府等の防災関係機関との情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。

#### ５－１　危機管理総合情報システムの開発

本市の防災に係るシステムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。

一方で、情報をめぐる社会環境が変化し、インターネットや携帯電話などによる津波に関する情報、緊急地震速報等による自然災害に関する危機管理情報の提供は、市民等への行政サービスとして不可欠なものとなっている。

さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなどとの共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能の強化を図ることも重要である。

これらのことから、危機管理室は現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた危機管理総合情報システムの構築・導入に向け取り組みを進める。

#### ５－２　各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携

各局は、消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。

また、各情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらの情報システムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。

さらに、危機管理室では大阪府等の防災関係機関の情報システムとの連携を図っていく。

#### ５－３　システム運用体制等の整備

危機管理室は、危機管理総合情報システムを震災時に有効に機能させるため、各局室、各区と協力して、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。

（１）情報処理ルールのマニュアル化

情報の収集・入力の体制、意思決定手順、市民等・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。

（２）システムの操作訓練の実施

災害時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対しシステムの操作訓練を実施する。

## 旧（令和５年４月）

### 第５節　総合的な防災情報システムの整備

市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。

あわせて、各局室は担任する防災業務の円滑な実施を支援する局独自の情報システムの整備・充実を今後も進める。

危機管理室はこれらシステム間で情報の共有化など一層の連携を図ることにより、市全体として総合的な防災情報システムを整備する。~~一~~

~~さらに、~~大阪府等の防災関係機関~~の防災情報収集についても、充実を図っていく~~。

#### ５－１　危機管理総合情報システムの開発

本市の防災に係るシステムとしては、有線通信網が途絶した場合においても情報連絡体制を確保するために構築した防災行政無線と、災害発生時等に関連情報を一元的に管理し、刻々と変化する被害状況や応急対策活動の進捗状況等を把握するための防災情報システムがある。

一方で、情報をめぐる社会環境が変化し、インターネットや携帯電話などによる津波に関する情報、緊急地震速報等による自然災害に関する危機管理情報の提供は、市民等への行政サービスとして不可欠なものとなっている。

さらに、周辺自治体や国の機関、電気やガスなどのライフライン事業者、マスメディアなどとの共通の情報基盤機能を有するシステムに参画し、危機事態発生時における情報伝達機能の強化を図ることも重要である。

これらのことから、危機管理室は現行の防災行政無線と防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた危機管理総合情報システムの構築・導入に向け取り組みを進める。

#### ５－２　各局の防災に係る情報システムの整備・充実とシステム間の連携

各局は、消防、上水道、下水道、道路、河川など各局が担任する防災業務の円滑な実施を支援する各種情報システムについては、引き続き、整備・充実を図っていく。

また、各情報システムにおいて収集した火災延焼情報、道路・河川情報、降雨情報、水道施設被害情報などが災害対策本部等において有効に活用できるよう、これらの情報システムと危機管理総合情報システムとの連携・整備を引き続き図っていく。

さらに、危機管理室では大阪府等の防災関係機関の情報システムとの連携を図っていく。

#### ５－３　システム運用体制等の整備

危機管理室は、危機管理総合情報システムを震災時に有効に機能させるため、各局室、各区と協力して、システム運用体制の整備や操作訓練等を行う。

（１）情報処理ルールのマニュアル化

情報の収集・入力の体制、意思決定手順、市民等・報道機関等への情報提供のタイミング・方法・範囲等のガイドラインの明確化及びマニュアルの作成を行う。

（２）システムの操作訓練の実施

災害時における総合防災情報システムの運用に支障が生じないよう、平常時においても防災関連施設や備蓄物資の管理等の業務において利用するとともに、定期的に職員に対しシステムの操作訓練を実施する。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第６節　通信の整備**<br><br>災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、被害の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備は不可欠である。<br>また、災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。<br>通信の混乱を防ぎ、情報を迅速・的確に処理できるよう、有線通信施設及び無線通信施設の整備・多重化・耐震化を図る。 | **第６節　通信の整備**<br><br>災害が発生した場合、迅速な災害応急対策を実施するために、被害の状況など多種多様な情報を収集・伝達することが必要であり、市の関係部署はもとより、各防災関係機関と緊密に連絡を取り合い、連携することが求められ、そのための通信施設等の整備は不可欠である。<br>また、災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。<br>通信の混乱を防ぎ、情報を迅速・的確に処理できるよう、有線通信施設及び無線通信施設の整備・~~拡充~~を図る。 |
| **６－１　有線通信**<br><br>危機管理室は大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線について電話の契約者は、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。<br><br>（１）災害時優先電話の指定<br>震災時の最も重要な活動である市民等の安全確保及び救護救援活動を迅速・的確に実施するために、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段として、各庁舎管理者はあらかじめＮＴＴの災害時優先電話の指定を行う。<br><br>（２）有線通信網の整備<br>災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、危機管理室は震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の２ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っている。今後は、より迅速かつ多量の情報をやりとりするため、回線網の充実・強化を図る。<br><br>（３）市立学校ネットワークの活用<br>危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。 | **６－１　有線通信**<br><br>危機管理室は大幅な通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線について電話の契約者は、重要回線を災害時の優先電話として指定する必要がある。<br><br>（１）災害時優先電話の指定<br>震災時の最も重要な活動である市民等の安全確保及び救護救援活動を迅速・的確に実施するために、医療機関その他防災関係機関など重要な関係機関との情報連絡手段として、各庁舎管理者はあらかじめＮＴＴの災害時優先電話の指定を行う。<br><br>（２）有線通信網の整備<br>災害対策本部と各部間の情報伝達を支援する危機管理総合情報システム等の通信基盤として、危機管理室は震災時に通信の輻輳の影響を受けない専用回線の利用や、主要通信経路の２ルート化など安全性に十分配慮した通信回線網の整備を行っている。今後は、より迅速かつ多量の情報をやりとりするため、回線網の充実・強化を図る。<br><br>（３）市立学校ネットワークの活用<br>危機管理室は教育委員会事務局と連携して、的確な災害応急対策活動を実施する上で避難所や活動拠点となる施設の相互の情報連絡体制を強化するため、「教育情報ネットワーク」を災害時に行政間の連絡に利用するなど非常時の通信網の一つとして活用していく方策を検討する。 |
| **６－２　無線通信**<br><br>災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、危機管理室は無線設備の整備を図っていく。<br>整備にあたっては、市の統制局（危機管理室）を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段（無線電話、無線ファクシミリ等）で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を推進する。<br>さらに、デジタルＭＣＡ無線機、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ放送、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、衛星電話、衛星通信を活用したインターネット機器など様々なシステムを利用した情報伝達の整備に努める。<br><br>（１）無線電話、無線ファクシミリの活用<br>現在、危機管理室で配備している無線電話等について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。<br><br>（２）同報系無線の活用<br>災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。 | **６－２　無線通信**<br><br>災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実を推進するため、危機管理室は無線設備の整備を図っていく。<br>整備にあたっては、市の統制局（危機管理室）を中心として、情報の種類に応じた無線回線網の系統及び手段（無線電話、無線ファクシミリ等）で構成する。これらについて、今後も充実を図ると共に、防災行政無線のデジタル化再整備計画を推進する。<br>さらに、デジタルＭＣＡ無線機、緊急速報メール、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ放送、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、衛星電話、など様々なシステムを利用した情報伝達の整備に努める。<br><br>（１）無線電話、無線ファクシミリの活用<br>現在、危機管理室で配備している無線電話等について、無線回線網の系統、配備先、配備台数が適切となるよう配備を見直し、整備を図っていく。<br><br>（２）同報系無線の活用<br>災害時における有線電話の輻輳や不正確な情報による流言飛語等の拡散防止のため、市街地及び避難場所等、不特定多数の人が集中する地域に対し、同報系無線を使用し、的確な地震関連情報、生活関連情報を伝達できるように図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| また、国から「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。<br>※「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」<br>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム | また、国から「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」※を通じて配信される津波警報、緊急地震速報等の緊急情報について、瞬時に市民等へ伝達するために同報系無線を自動起動させるように図る。<br>※「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」<br>弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム |
| （３）地域の防災無線の拡充<br>迅速・的確な災害応急対策を行うため、危機管理室は防災無線設備を整備し、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に行えるよう図っていく。 | （３）地域の防災無線の拡充<br>迅速・的確な災害応急対策を行うため、危機管理室は防災無線設備を整備し、ライフライン関係機関などの災害現場における災害応急対策活動の実状把握を正確かつ速やかに行うとともに、放送局、ケーブルテレビ各社への緊急広報の要請を確実に行えるよう図っていく。 |
| （４）音声及び画像の伝達手段の検討<br>災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の状況を把握していく必要がある。<br>危機管理室は災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる仕組みの整備を検討する。 | （４）音声及び画像の伝達手段の検討<br>災害応急対策を効率的に実施するため、災害現場の情報収集、及び災害応急対策活動の状況を把握していく必要がある。<br>危機管理室は災害現場の情報を音声及び画像によって、災害対策本部等に送信できる仕組みの整備を検討する。 |
| （５）無線従事者の養成<br>各所属は災害時に誰でもが使えるよう、日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。 | （５）無線従事者の養成<br>各所属は災害時に誰でもが使えるよう、日常から無線を使用し、無線操作の習熟を図るとともに、各無線局で無線の使用が可能となるよう無線従事者の養成を図っていく。 |
| **６－３　通信設備の停電・災害対策・維持管理** | **６－３　通信設備の停電・災害対策・維持管理** |
| 災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。各所属は機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。 | 災害が発生しても情報が途絶しない通信インフラ、情報ネットワークが必要である。また、途絶してもその状態が極力短く、途絶しにくい通信手段が不可欠である。各所属は機器の転倒防止、非常電源・燃料確保等の対策を進める。 |
| （１）伝送路・回線のバックアップ対策<br>無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を図っていく。 | （１）伝送路・回線のバックアップ対策<br>無線系及び有線系幹線の相互接続、ループ化、多ルート化、及び衛星通信を利用したバックアップ対策を図っていく。 |
| （２）停電対策<br>停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の２ルート化等の対策を図っていく。 | （２）停電対策<br>停電時に備え、予備電源として通信設備に適した自家発電装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の２ルート化等の対策を図っていく。 |
| （３）震災対策<br>震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図っていく。 | （３）震災対策<br>震災時に最も被害が少ないと思われる取付位置を選定し、転倒が予想される機器の固定や津波等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等、各電気通信設備の震災対策を図っていく。 |
| （４）点検整備<br>災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月１回、半年に１回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。<br>さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。 | （４）点検整備<br>災害時に、有効に機能させるため、通信設備機器に適した間隔（毎月１回、半年に１回等）で配線、機器、電源等の動作状況、通話試験及び機能の良否を点検する。定期点検に際して不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。また、作動状況、老化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備していく。<br>さらに、蓄電池等の非常電源の補充を行うとともに、予備の乾電池や予備部品（ヒューズ等）の備蓄、点検を行う。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ６－４　市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備<br><br>危機管理室は、デジタル統括室と連携し、災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるようシステム整備に努める。<br><br>６－５　防災対策関係職員への連絡体制の整備<br><br>災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。<br>各所属は防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。 | ６－４　市災害対策本部の組織内部の重要な職員間における連絡体制の整備<br><br>危機管理室は、デジタル統括室と連携し、災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるようシステム整備に努める。<br><br>６－５　防災対策関係職員への連絡体制の整備<br><br>災害時には、防災所管課及び主要な意思決定を行う市職員と緊急に連絡をとる必要がある。<br>各所属は防災所管課及びあらかじめ必要と認める（主要な意思決定を行う）市職員に対する24時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。 |

## 新（修正案）

### 第７節　防災活動拠点等施設の防災機能の強化

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害発生後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設が十分に機能することが必要である。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図っておく。

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、各防災活動拠点とその基本的役割、及び各々の施設を以下のように位置付けている。

| 拠点分類 | 基本的役割 | 主な施設等 |
|---|---|---|
| 中枢防災活動拠点 | 全市を対象とした中枢機能<br>（情報の収集、整理、指揮命令等の実施） | 市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎 |
| 市域防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能 | 浄・配水場、備蓄倉庫、<br>輸送基地、広域避難場所 |
| 地域防災活動拠点 | 市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能 | 区役所、消防署、<br>区保健福祉センター |
| コミュニティ防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能 | 災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等） |

さらに、緊急輸送基地として陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地を指定し、それらと防災活動拠点とのネットワークを考慮した緊急交通路を指定している。

災害応急対策活動をより円滑に実施するためには、各防災活動拠点について、施設や設備の耐震化を図るとともに、防災機能の整備、拡充を図っていくことが必要であり、特に、中枢防災活動拠点は、災害対策本部室等の司令塔機能の整備に努める。なお、市本部や区本部などの本市職員の活動拠点となる施設においては、その機能を最大限発揮しなければならないことから避難施設としての位置付けは行わないが、各施設の管理者は、市民等の安全確保の観点から一時的な緊急措置が必要となることも想定し、その対応準備に努める。

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点については、大阪府が整備する広域防災拠点及び広報支援活動拠点、さらに国が整備した堺泉北港堺２区基幹的広域防災拠点と連携し、地域に身近な基礎自治体レベルの市域防災活動拠点となるよう整備に努めるとともに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、効率的な運営に努める。

また、災害応急対策活動に機動性を確保するため、指定基準に基づき公園、河川敷等から災害時に活用できる災害時用ヘリポートを指定しており、その空間の保全等に努める。

#### ７－１　防災活動拠点の整備

災害直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態にも対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。

また、耐震性の向上等により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化等を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。

（１）施設の防災機能の充実

各施設管理者（津波避難ビル及び水害時避難ビルの施設管理者を除く。）は、ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源（バッテリー、発電機、燃料等）の確保・浸水対策、雑用水や防火用水の確保を図り、その際には協定の活用も図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食料や生活物資等の備蓄などに努めていく。

## 旧（令和５年４月）

### 第７節　防災活動拠点等施設の防災機能の強化

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するためには、災害発生後ただちに被害情報を把握し、それをもとに指揮命令を発することができる体制を確保するとともに、災害応急対策活動の最前線拠点となる施設が十分に機能することが必要である。

そのため、防災上必要な機能を持った種々の防災活動拠点を整備し、さらにそれら相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、ネットワーク化を図っておく。

災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、各防災活動拠点とその基本的役割、及び各々の施設を以下のように位置付けている。

| 拠点分類 | 基本的役割 | 主な施設等 |
|---|---|---|
| 中枢防災活動拠点 | 全市を対象とした中枢機能<br>（情報の収集、整理、指揮命令等の実施） | 市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎 |
| 市域防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能 | 浄・配水場、備蓄倉庫、<br>輸送基地、広域避難場所 |
| 地域防災活動拠点 | 市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能 | 区役所、消防署、<br>区保健福祉センター |
| コミュニティ防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能 | 災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等） |

さらに、緊急輸送基地として陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地を指定し、それらと防災活動拠点とのネットワークを考慮した緊急交通路を指定している。

災害応急対策活動をより円滑に実施するためには、各防災活動拠点について、施設や設備の耐震化を図るとともに、防災機能の整備、拡充を図っていくことが必要であり、特に、中枢防災活動拠点は、災害対策本部室等の司令塔機能の整備に努める。なお、市本部や区本部などの本市職員の活動拠点となる施設においては、その機能を最大限発揮しなければならないことから避難施設としての位置付けは行わないが、各施設の管理者は、市民等の安全確保の観点から一時的な緊急措置が必要となることも想定し、その対応準備に努める。

市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点については、大阪府が整備する広域防災拠点及び広報支援活動拠点、さらに国が整備した堺泉北港堺２区基幹的広域防災拠点と連携し、地域に身近な基礎自治体レベルの市域防災活動拠点となるよう整備に努める。

また、災害応急対策活動に機動性を確保するため、指定基準に基づき公園、河川敷等から災害時に活用できる災害時用ヘリポートを指定しており、その空間の保全等に努める。

#### ７－１　防災活動拠点の整備

災害直後からより迅速、的確な災害応急対策活動を実施するために、防災活動拠点が必要な機能を保持できるよう、特にライフラインの途絶といった事態にも対処可能とすべく自立可能な施設整備を推進する。

また、耐震性の向上等により防災機能の充実を図るとともに、拠点施設周辺街区の不燃化・耐震化等を進め、防災上安全な街区の形成に努めていく。

（１）施設の防災機能の充実

各施設管理者（津波避難ビル及び水害時避難ビルの施設管理者を除く。）は、ライフライン途絶に備えてのバックアップの充実・強化を図る。具体的には、多様な通信手段や非常用電源（バッテリー、発電機、燃料等）の確保・浸水対策、雑用水や防火用水の確保を図り、その際には協定の活用も図る。また、災害応急対策活動に従事する職員等のための飲料水・食料や生活物資等の備蓄などに努めていく。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （２）施設の耐震性の向上<br>防災活動拠点施設については、各施設管理者が、特定天井脱落対策等、防災機能の強化に努める。<br>また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。<br><br>（３）防災上安全な街区の形成<br>区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、各施設管理者は、建築物の不燃化やライフラインの耐震化等を進め、災害時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。 | （２）施設の耐震性の向上<br>防災活動拠点施設については、各施設管理者が、特定天井脱落対策等、防災機能の強化に努める。<br>また、新設建替にあたっては、施設の用途や防災上の重要性に応じた耐震性能の確保を推進する。<br><br>（３）防災上安全な街区の形成<br>区役所、消防署等を中心に、地域防災活動拠点が比較的集中立地し、相互の連携が強化しうるエリアについて、各施設管理者は、建築物の不燃化やライフラインの耐震化等を進め、災害時における最低限の都市機能が維持できる防災上安全な街区の形成に努めていく。 |
| **７－２　緊急交通路・緊急輸送基地の整備**<br><br>発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等、災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 | **７－２　緊急交通路・緊急輸送基地の整備**<br><br>~~災害時に~~災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 |
| （１）体制の整備<br>道路管理者（港湾管理者）は、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検をはじめとした、災害応急対策活動に必要となる人員及び資機材を確保するため、民間団体等との協定の締結など、体制の整備に努める。 | |
| （２）耐震性の強化<br>道路管理者（港湾管理者）は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。<br>また、港湾管理者は緊急輸送等災害時に必要な航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。 | （~~１~~）耐震性の強化<br>道路管理者（港湾管理者）は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。<br>また、港湾管理者は緊急輸送等災害時に必要な航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について検討を行う。 |
| （３）輸送体制の整備<br>基本法第50条第１項に基づく災害応急対策を所管する部署の長は、災害時に基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として次の用途に使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両、輸送協定を締結した民間事業者等の車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、大阪府公安委員会に対し緊急交通車両確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。<br>また、当該車両はあらかじめ緊急交通車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。<br>ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両<br>イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両<br>ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両<br>エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両<br>オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両<br>カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両<br>キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両<br>ク　緊急輸送の確保に関する車両<br>ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両 | （~~２~~）輸送体制の整備<br>基本法第50条第１項に基づく災害応急対策を所管する部署の長は、災害時に~~災害対策~~基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として次の用途に使用する計画のある車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、大阪府公安委員会に対し~~事前届出※を行う~~。<br>ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両<br>イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両<br>ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両<br>エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両<br>オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両<br>カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両<br>キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両<br>ク　緊急輸送の確保に関する車両<br>ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両<br>~~※「事前届出」~~<br>~~災害対策基本法第 50 条第１項に基づく災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）に対して「緊急通行車両事前届出書」と当該車両の自動車検査証を提出し、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。~~<br>~~災害時には、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して事前届出済証を添付して確認申請し、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。~~ |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 　また、災害直後は、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスを活用するなど緊急輸送体制の多重化を図っておく。<br><br>（４）河川管理者との連携<br>　危機管理室は、河川管理者（国土交通省、大阪府、大阪市）が整備を進めている緊急用船着場、緊急河川敷道路、防災船着場の整備状況を把握し、大阪府と連携して災害時の緊急輸送等に有効活用できるよう備えておく。<br>　また、河川管理者は、船舶による緊急輸送に備え、平時から河川の浚渫を行うものとする。<br><br>**７－３　防災活動拠点のネットワーク構築**<br><br>　災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。<br><br>（１）物流のネットワーク<br>　道路管理者（港湾管理者）は、緊急交通路の整備により物流のネットワーク化の推進を図る。<br><br>（２）情報通信のネットワーク<br>　防災活動拠点となる各施設管理者は、各種施設が震災時においても相互に情報連絡を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図る。<br><br>**７－４　災害時用ヘリポートの整備**<br><br>　災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうるよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を整備する。<br>　また、災害時用ヘリポートに指定された各施設の管理者は、指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。 | 　また、災害直後は、陸上交通には混乱が生じる恐れがあること等を勘案し、大阪湾及び市内を縦横に貫流している大小多数の河川を利用した水上アクセスを活用するなど緊急輸送体制の多重化を図っておく。<br><br>（~~３~~）河川管理者との連携<br>　危機管理室は、河川管理者（国土交通省、大阪府、大阪市）が整備を進めている緊急用船着場、緊急河川敷道路、防災船着場の整備状況を把握し、大阪府と連携して災害時の緊急輸送等に有効活用できるよう備えておく。<br>　また、河川管理者は、船舶による緊急輸送に備え、平時から河川の浚渫を行うものとする。<br><br>**７－３　防災活動拠点のネットワーク構築**<br><br>　災害応急対策活動を迅速、的確に実施するには、状況を把握しそれをもとに指揮命令を下す中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。<br><br>（１）物流のネットワーク<br>　道路管理者（港湾管理者）は、緊急交通路の整備により物流のネットワーク化の推進を図る。<br><br>（２）情報通信のネットワーク<br>　防災活動拠点となる各施設管理者は、各種施設が震災時においても相互に情報連絡を迅速、的確に実施しうるように施設や設備の充実・強化を図る。<br><br>**７－４　災害時用ヘリポートの整備**<br><br>　災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうるよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を整備する。<br>　また、災害時用ヘリポートに指定された各施設の管理者は、指定した災害時用ヘリポートの空間の保全に努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第３章　避難・安全確保**<br><br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の被害の軽減を図るため、危険区域にある市民等及び事業者に対して迅速に安全な場所に避難させるための措置を整えておく。<br><br>**第８節　避難対策**<br><br>本市は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。<br>また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底するための措置を講じる。<br>防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。<br>周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。<br>また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。<br>なお、本市は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。<br><br>**８－１　津波からの避難対策**<br><br>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。<br><br>（１）津波避難計画等の策定<br>本市は、津波浸水が予想される地域において、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。<br><br>（２）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導<br>学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。<br>学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。<br><br>（３）事業所等における避難誘導<br>事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 | **第３章　避難・安全確保**<br><br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の被害の軽減を図るため、危険区域にある市民等及び事業者に対して迅速に安全な場所に避難させるための措置を整えておく。<br><br>**第８節　避難対策**<br><br>本市は、平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。<br>また、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるために、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮しつつ、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を市民等に対し周知徹底するための措置を講じる。<br>防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、どの指定緊急避難場所へ、どの経路で立退き避難するか等、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えてもらうなど、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。<br>周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。<br>また、警察官、自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。<br>なお、本市は市民・施設管理者等に対して、公的な避難場所に限らず、家族や親戚、知人宅又は近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、自宅・屋内でもより安全な場所へ移動する屋内安全確保をとることも避難行動であり、日ごろから相談しておくよう周知する。<br><br>**８－１　津波からの避難対策**<br><br>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。<br><br>（１）津波避難計画等の策定<br>本市は、津波浸水が予想される地域において、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。<br><br>（２）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導<br>学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。<br>学校においては、避難方法、保護者への連絡、避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。<br><br>（３）事業所等における避難誘導<br>事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （４）地下街、地下施設における避難誘導<br>地下街、地下施設管理者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。 | （４）地下街、地下施設における避難誘導<br>地下街、地下施設管理者は、自らが管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。 |
| **８－２　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策** | **８－２　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策** |
| 地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。 | 地震に伴う堤防沈下等による浸水から市民等の生命又は身体に対する危険を回避するため、該当地域における避難計画を定める。 |
| （１）対象地域<br>地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生するおそれのある地域（以下「即時浸水地域」という。）については、共通編、第１部、第３節、３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」のとおりである。 | （１）対象地域<br>地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある地域（以下、即時浸水地域）については、第１部第３節３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」のとおりである。 |
| （２）避難計画の策定と周知<br>ア　避難計画策定の基本方針<br>避難計画の策定にあたっては、即時避難を原則として(注)、以下の基本方針を踏まえて策定する。<br>**(注)地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、市長からの避難情報の発令によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難を開始する。**<br>（ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。<br>（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。<br>（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要がある場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。<br>（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。<br>イ　避難計画の策定<br>（ア）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、即時浸水の水位、浸水到達時間等の情報を基に、避難計画を作成する。<br>（イ）各即時浸水地域の避難計画は、各地域で作成する「地区防災計画」に規定する。<br>ウ　即時浸水地域の市民等への周知<br>（ア）即時浸水区域を含む区は、広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行う。<br>（イ）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、即時避難の方法等の周知に努める。<br>エ　津波情報の伝達<br>即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 | （２）避難計画の策定と周知<br>ア　避難計画策定の基本方針<br>避難計画の策定にあたっては、即時避難を原則として(注)、以下の基本方針を踏まえて策定する。<br>**(注)地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、市長からの避難情報の発令によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難を開始する。**<br>（ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。<br>（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。<br>（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要がある場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。<br>（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。<br>イ　避難計画の策定<br>（ア）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、即時浸水の水位、浸水到達時間等の情報を基に、避難計画を作成する。<br>（イ）各即時浸水地域の避難計画は、各地域で作成する「地区防災計画」に規定する。<br>ウ　即時浸水地域の市民等への周知<br>（ア）即時浸水区域を含む区は、広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行う。<br>（イ）即時浸水地域を含む地域の自主防災組織は、津波避難訓練等を実施し、即時避難の方法等の周知に努める。<br>エ　津波情報の伝達<br>即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 |
| **８－３　洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保** | **８－３　洪水や高潮等に対する浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保** |
| （１）危機管理室は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定めるとともに、市民等に周知するため、水害ハザードマップに記載する。<br>ア　洪水予報、避難情報の伝達方法<br>イ　避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 | （１）危機管理室は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定めるとともに、市民等に周知するため、水害ハザードマップに記載する。<br>ア　洪水予報、避難情報の伝達方法<br>イ　避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ウ　浸水想定区域内の地下街等防災上の配慮を要する者が利用する施設、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもので、所有者又は管理者から申出があった施設）(注)について、これらの施設の名称及び所在地<br>**(注)なお、大規模工場等については、現在、本市において、当該施設に係る条例が制定されておらず今後、条例が制定された後、当該施設の所在地が浸水想定区域に位置する場合に検討するものとする。**<br><br>（２）上記（１）により本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。<br>ア　浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。<br>イ　地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。<br>（ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>（イ）浸水の防止のための活動に関する事項<br>（ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>（エ）防災教育・訓練に関する事項<br>（オ）自衛水防組織の業務に関する事項<br>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。<br>ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。<br>（ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>（イ）浸水の防止のための活動に関する事項<br>（ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>（エ）防災教育・訓練に関する事項<br>（オ）自衛水防組織の業務に関する事項<br>なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。<br>エ　市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。<br><br>８－４　寝屋川流域における内水浸水への備え<br><br>寝屋川流域は、大阪府により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指している。<br>とりわけ増水時には、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川への雨水流入抑制を目的として下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施することがあり、内水浸水が発生する場合がある。 | ウ　浸水想定区域内の地下街等防災上の配慮を要する者が利用する施設、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもので、所有者又は管理者から申出があった施設）(注)について、これらの施設の名称及び所在地<br>**(注)なお、大規模工場等については、現在、本市において、当該施設に係る条例が制定されておらず今後、条例が制定された後、当該施設の所在地が浸水想定区域に位置する場合に検討するものとする。**<br><br>（２）上記（１）により本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。<br>ア　浸水すると予測される地域及びその周辺に事業所を設置している事業者は、警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育を行うとともに、本市が指定する避難場所のほか、従業員等が避難することができる場所の確保を図るとともに、避難者の受入れに努める。<br>イ　地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、利用者の水害時（河川氾濫・高潮）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。<br>（ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>（イ）浸水の防止のための活動に関する事項<br>（ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>（エ）防災教育・訓練に関する事項<br>（オ）自衛水防組織の業務に関する事項<br>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。<br>ウ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時（河川氾濫・高潮・内水氾濫）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。<br>（ア）防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>（イ）浸水の防止のための活動に関する事項<br>（ウ）避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>（エ）防災教育・訓練に関する事項<br>（オ）自衛水防組織の業務に関する事項<br>なお、大規模工場等について、地域防災計画に定められた場合は、ウと同様の措置をとることとする。<br>エ　市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画の作成及び訓練の実施について報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を必要に応じて行う。<br><br>８－４　寝屋川流域における内水浸水への備え<br><br>寝屋川流域は、大阪府により特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定されており、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消を目指している。<br>とりわけ増水時には、河川の破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、河川への雨水流入抑制を目的として下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施することがあり、内水浸水が発生する場合がある。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施に備え、流域住民は土のうの設置や上階への一時退避などの対応が必要になることから、本市は、寝屋川流域内で影響が大きい区域内の住民に対し、内水浸水の注意喚起を行う。 | 下水道雨水ポンプ施設の運転調整の実施に備え、流域住民は土のうの設置や上階への一時退避などの対応が必要になることから、本市は、寝屋川流域内で影響が大きい区域内の住民に対し、内水浸水の注意喚起を行う。 |
| **８－５　広域避難・一時滞在の体制整備** | **８－５　広域避難・一時滞在の体制整備** |
| 危機管理室は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合に備えて、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。<br>また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 | 危機管理室は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合に備えて、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。<br>また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第９節　避難施設**<br><br>災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図る。<br>また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。<br>なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル２）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。<br><br>**９－１　避難場所**<br><br>避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難施設」として整備を図る。<br><br>（１）避難場所の指定<br>ア　指定<br>市長は基本法第４９条の４に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。<br>イ　指定する場所<br>次の事項に該当する施設を指定する。<br>（ア）災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設<br>指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。<br>（イ）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの<br>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。<br><br>（２）広域避難場所<br>危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。<br>ア　広域避難場所の要件<br>（ア）原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。<br>（イ）受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として１人あたり２㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、１人あたり１㎡以上として計画する。<br>（ウ）概ね周辺２～４km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70％未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えな | **第９節　避難施設**<br><br>災害から市民等を安全に避難させるため、避難場所、避難所、避難路の整備・拡充を図り、あらかじめ指定するとともに日頃から市民等への周知徹底を図る。<br>また、災害直後には、それぞれの施設を中心としたコミュニティ単位で自立した対応がなされるよう、それぞれの施設に対して防災機能の充実を図っていく。<br>なお、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル２）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行ったうえで、次の取組みをすすめる。<br><br>**９－１　避難場所**<br><br>避難場所とは、地震、大規模火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所であり、用途に応じて「広域避難場所」、「一時避難場所」、「津波避難施設」として整備を図る。<br><br>（１）~~指定緊急避難場所~~<br>ア　指定<br>市長は基本法第４９条の４に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。<br>イ　指定する場所<br>次の事項に該当する施設を指定する。<br>（ア）災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設<br>指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。<br>（イ）災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するもの<br>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。<br><br>（２）広域避難場所<br>危機管理室は、大規模火災が発生し、延焼拡大した場合に生命の安全を確保するため、火災に対して安全な空間として広域避難場所を確保する。<br>ア　広域避難場所の要件<br>（ア）原則として10ha以上の規模を有し、又は、土地利用の状況、その他の事情を勘案して災害時における避難上必要な規模を有し、周辺の火災及び浸水から安全な形態とするとともに、消防水利、災害用資材及び生活必需品の備蓄等防災上必要な措置を実施するなど、関係する所属は災害応急対策活動の拠点としての機能確保に努める。<br>（イ）受入可能人口は、周辺の火災から安全な面積に対して、原則として１人あたり２㎡とし、現状でその確保が困難な地区は、１人あたり１㎡以上として計画する。<br>（ウ）概ね周辺２～４km以内の地域を避難圏域とし、圏域内における避難対象地域（不燃領域率70％未満及びそれに囲まれた地域）の人口が受入可能人口を超えな |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| いものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係する所属はその避難生活に対応するための機能の充実にも努める。<br>イ　広域避難場所の整備方針<br>（ア）空間の整備、拡充<br>危機管理室は、広域避難場所まで道路距離で２km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。<br>（イ）防災機能の充実<br>①飲料用耐震性貯水槽の設置<br>平成７年度より城北公園を始め９公園に飲料用耐震性貯水槽（貯水量：400㎥/箇所）を設置しており、公園管理者は、維持管理に努める。<br>②マンホールトイレの設置<br>下水道管理者は、広域避難場所において、マンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）の整備を推進する。<br><br>（３）一時避難場所<br>区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保する。<br>ア　一時避難場所の要件<br>広場、公園、空地等で、原則として１㎡につき１人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。<br><br>（４）津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）<br>区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保する。<br>津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえた17区(西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区)に加え、津波浸水想定はないものの河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の５区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するため施設として確保を進める。<br>ア　津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件<br>（ア）建物の構造<br>原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。<br>（イ）耐震性<br>新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。<br>（ウ）避難場所・時間<br>・原則として各浸水想定の浸水深よりも高い位置の階とする。<br>・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者１人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者１人当たり面積については、地域の実状に応じた設定を可能とする。<br>・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。<br>イ　津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順<br>（ア）市及び外郭団体の施設<br>危機管理室と施設を所管する局が調整の上、確保を進める。<br>（イ）民間施設<br>区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。<br>（ウ）複数の区にまたがる施設<br>チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結 | いものとする。また、一時的に広域避難場所を生活の場とする可能性もあるため、関係する所属はその避難生活に対応するための機能の充実にも努める。<br>イ　広域避難場所の整備方針<br>（ア）空間の整備、拡充<br>危機管理室は、広域避難場所まで道路距離で２km以上ある地区については、新たな広域避難場所の確保を検討する。<br>（イ）防災機能の充実<br>①飲料用耐震性貯水槽の設置<br>平成７年度より城北公園を始め９公園に飲料用耐震性貯水槽（貯水量：400㎥/箇所）を設置しており、公園管理者は、維持管理に努める。<br>②マンホールトイレの設置<br>下水道管理者は、広域避難場所において、マンホールトイレ（トイレとしても活用が可能なマンホール等）の整備を推進する。<br><br>（３）一時避難場所<br>区役所は、避難を円滑に実施するため、コミュニティ単位における安全な空間としての一時避難場所を確保する。<br>ア　一時避難場所の要件<br>広場、公園、空地等で、原則として１㎡につき１人を基準として200人以上避難可能な場所とする。ただし、地域の実状に応じて、避難可能人数が200人未満の施設も可能とする。<br><br>（４）津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）<br>区役所及び危機管理室は、市民等が津波などの水害から一時的又は緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を確保する。<br>津波避難施設は、避難に重点を置いた対策のひとつとして、大阪府による津波浸水想定結果（H25.8）を踏まえた17区(西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区)に加え、津波浸水想定はないものの河川氾濫（洪水）の浸水想定がある東部の５区（東淀川区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）で、市民等が津波等から緊急かつ一時的に避難・退避するため施設として確保を進める。<br>ア　津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の要件<br>（ア）建物の構造<br>原則として鉄筋コンクリート造~~又は~~鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。<br>（イ）耐震性<br>新耐震設計基準（建築基準法施行令昭和56年改正）に適合していることを基本とする。<br>（ウ）避難場所・時間<br>・原則として各浸水想定の浸水深よりも高い位置の階とする。<br>・津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者１人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。ただし、避難者１人当たり面積については、地域の実状に応じた設定を可能とする。<br>・少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間の限定（営業時間中のみ等）も許容する。<br>イ　津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）の確保手順<br>（ア）市及び外郭団体の施設<br>危機管理室と施設を所管する局が調整の上、確保を進める。<br>（イ）民間施設<br>区役所は、地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。<br>（ウ）複数の区にまたがる施設<br>チェーンストア等、複数の区にまたがる施設等市域において一括して協定を締結 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| できるものについては、危機管理室にて対応する。<br>（エ）大型の津波避難施設<br>各区は、観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に大型の津波避難施設を確保するよう努める。<br>（オ）鉄道施設、道路施設等の活用<br>各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。<br>なお、直轄国道の高架区間等については、危機管理室及び各区が連携して、施設管理者と協議を進める。<br>（カ）新設建築物<br>危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。<br>ウ　津波避難施設（津波避難ビル等）の周知<br>区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。<br>エ　津波避難施設への物資の備蓄<br>区役所は危機管理室等と連携し、津波避難施設への備蓄物資の配備に努める。<br>オ　津波災害警戒区域に指定された場合の対応<br>今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。<br><br>９－２　避難所<br><br>避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。<br>整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。<br>さらに、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。<br>加えて、災害時避難所は、在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で避難生活を行う避難者の支援のための拠点となることから、必要な物資の備蓄のほか、支援方策を検討するよう努めるものとする。<br><br>（１）避難所の指定<br>ア　指定<br>市長は基本法第４９条の７に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。<br>イ　指定する施設<br>次の事項に該当する施設を指定するよう努める。<br>（ア）避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設<br>（イ）地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設 | できるものについては、危機管理室にて対応する。<br>（エ）大型の津波避難施設<br>各区は、観光客等にもわかりやすい避難施設として、各区に大型の津波避難施設を確保するよう努める。<br>（オ）鉄道施設、道路施設等の活用<br>各区は、鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の特性や実情に応じて緊急避難場所として確保できるよう、施設管理者と協議を進める。<br><br>（カ）新設建築物<br>危機管理室は対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。計画調整局はこれに協力する。<br>ウ　津波避難施設（津波避難ビル等）の周知<br>区役所は、日頃から市民等に当該施設が津波避難ビル等であることを、施設管理者の協力のもと図記号を利用した看板又はステッカー等により周知するよう努める。<br><br>~~エ~~　津波災害警戒区域に指定された場合の対応<br>今後、大阪府によって津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する際には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。<br><br>９－２　避難所<br><br>避難所とは、災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。<br>整備にあたっては、避難者の発生規模と避難所等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。<br>さらに、~~令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、~~避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。<br><br>（１）避難所の指定<br>ア　指定<br>市長は基本法第４９条の７に基づき、適切な避難所を「指定避難所」として指定する。<br>イ　指定する施設<br>次の事項に該当する施設を指定するよう努める。<br>（ア）避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設<br>（イ）地域的な特性や過去の教訓を踏まえるとともに、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設 |

## 新（修正案）

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。

（２）災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。

災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア　災害時避難所の要件

（ア）地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として２㎡につき１人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。

（イ）学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき１人として受入可能人数を算出するものとする。

・普通教室　　有効率 70%
・廊下　　有効率 50%
・屋内運動場　　有効率 80%

（ウ）感染症まん延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

（エ）確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ　災害時避難所の整備方針

（ア）安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

（イ）防災機能の充実

教育委員会事務局は、大阪市立小・中学校、義務教育学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

（ウ）環境整備

避難所指定されている施設を所有する部局は、避難生活の環境を良好に保つために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、換気、照明、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図り、併せて、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じ災害時避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

さらに、災害時避難所における良好な生活環境を確保するため、男女及び多様な性等の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、教育委員会事務局は大阪市立小・中学校、義務教育学校の施設について、必要に応じて環境整備に協力する。

## 旧（令和５年４月）

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、避難の指示等を行わない災害においても、自宅での待機に不安をもつ市民からの要望がある場合に、自主避難への対応として、一時的に避難所を開設する場合がある。

（２）災害時避難所

区長は、災害により住居等を滅失したため、継続して救助を要する市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である災害時避難所を確保する。

災害時避難所の施設については、各施設管理者が耐震性の確保及び防災機能の充実を図る。災害時避難所の要件は、下記のとおりとし、確保にあたっては、区長は関係機関と密接な連携を図り、あらかじめ所有者、管理者、占有者又は関係者の承諾を得る。

ア　災害時避難所の要件

（ア）地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮した施設で、原則として２㎡につき１人を基準として50人以上受入できる建物とする。ただし、地域の実状に応じて、受入可能人数が50人未満の施設も可能とする。

（イ）学校を災害時避難所とする場合は、下記の有効率から有効面積を算出し、有効面積1.6㎡につき１人として受入可能人数を算出するものとする。

・普通教室　　有効率 70%
・廊下　　有効率 50%
・屋内運動場　　有効率 80%

（ウ）感染症蔓延下における避難所の有効面積については、感染拡大防止に必要な距離等を勘案して設定する。

（エ）確保にあたっては公共施設のほか、民間施設の活用も検討する。

イ　災害時避難所の整備方針

（ア）安全性の確保

教育委員会事務局は、災害時避難所の大多数を占める小中学校の校舎や体育館等について、地震時の外壁材の落下等による事故を防ぐため、計画的に外壁改修を行う等点検に基づく維持管理に努める。

（イ）防災機能の充実

教育委員会事務局は、小中学校の校舎の建替えにあたっては、防災機能の向上に配慮したものとするよう努めるとともに、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、福祉的な整備を推進する。

また、危機管理室は防災資機材及び備蓄物資の配備を推進する。

（ウ）環境整備

~~危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、~~避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等~~の~~設備の整備に努める~~とともに、~~避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図~~る。~~

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ウ　地域における民間施設の災害時避難所の確保<br>区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。<br>また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の提供に協力するよう努める。<br>エ　福祉避難室<br>区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。<br><br>（３）福祉避難所・緊急入所施設<br>区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての調整・協力を要請する。<br>福祉避難所の指定にあたり、区長は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。<br>危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は福祉避難所となる施設を運営する社会福祉施設等に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。<br>また、区役所は福祉避難所の開設や避難行動要支援者の移送等を円滑に行えるように福祉避難所開設訓練の支援や移送訓練等を実施する。<br>区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。<br><br>（４）民間宿泊施設等の活用<br>危機管理室は、避難所での生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設等を活用できるよう施設運営事業者等との協定締結を進める。<br>なお、避難所での生活が困難な方の民間宿泊施設等への避難については、災害時に適切な避難が行えるよう、危機管理室、福祉局、健康局、こども青少年局などの関係所属で検討及び整理を行い、あらかじめ「避難所開設・運営ガイドライン」等に定める。<br><br>（５）車中泊避難用スペースの確保<br>危機管理室は、車中泊により避難生活を行う避難者が発生する場合に備えて、避難所に近く車中泊避難が可能な公園等のスペースのリストを作成する。<br><br>９－３　避難場所・避難所の管理<br><br>（１）区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。<br><br>（２）区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。<br><br>９－４　避難所の開設・運営<br><br>（１）避難所の開設・運営<br>ア　区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたらせるため、あらかじめ職員の | ウ　地域における民間施設の災害時避難所の確保<br>区役所は、地域住民が主体となって民間施設を確保することに支援や協力を行うなど、地域特性を考慮した災害時の新たな指定避難所の確保に努める。<br>また、施設提供の依頼を受けた施設の所有者、管理者、占有者又は関係者は、施設の提供に協力するよう努める。<br>エ　福祉避難室<br>区役所は、災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。<br><br>（３）福祉避難所・緊急入所施設<br>区長は、高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において特別な配慮を必要とする市民等に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する場である福祉避難所等の指定について、社会福祉法人等が運営する要援護者施設等を福祉避難所等として使用することについての調整・協力を要請する。<br>危機管理室及び区役所は、福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は~~指定した~~社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。<br>区長並びに施設管理者は、日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、危機管理室及び関係する所属は、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。<br><br>９－３　避難場所・避難所の管理<br><br>（１）区長は災害時において、区内の広域避難場所、避難所の管理者となる。なお、複数区が関わる広域避難場所については、あらかじめ関連する区長が協議して、災害時に代表の管理者となる代表の区長を定めておく。<br><br>（２）区長は、あらかじめ、公園など、広域避難場所ごとに施設管理者と協議し、災害時に避難状況が把握できるよう施設管理者との連絡体制を構築する。<br><br>９－４　避難所の開設・運営<br><br>（１）避難所の開設・運営<br>ア　区長は、災害時に区内に設置する避難所の管理にあたらせるため、あらかじめ職員の |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| 中から避難所主任及び係員を任命する。<br>イ　災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。<br><br>（２）避難所開設・運営にあたっての留意事項<br>避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。<br>ア　要配慮者への配慮<br>イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。<br>ウ　家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努め、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、区役所、健康局及び危機管理室は所要の協定を締結する等、連携に努める。<br>エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br>オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。<br>カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。<br>キ　新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む。）まん延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。<br>ク　女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また，警察，病院，女性支援団体との連携の下，被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。<br>ケ　避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。<br>コ　指定避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。<br>サ　危機管理室、福祉局、健康局及び区役所は、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。<br><br>（３）区内で避難者の受入が困難な場合に備えた対応<br>ア　他の区への避難の調整<br>災害想定により、区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない状況が想定される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づき他区の災害時避難所への避難について当該区の区長とあらかじめ調整しておく。<br>イ　他の区からの避難受け入れの調整<br>災害時に他区からの避難者の受入要請される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計 | 中から避難所主任及び係員を任命する。<br>イ　災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所開設・運営を実施するため、自主防災組織を中心とした避難所開設、運営に関する訓練を行う。<br><br>（２）避難所開設・運営にあたっての留意事項<br>避難所の開設・運営にあたっては、次の事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。<br>ア　要配慮者への配慮<br>イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。<br>ウ　家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。<br>エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br>オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。<br>カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。<br>キ　感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。<br>ク　女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また，警察，病院，女性支援団体との連携の下，被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。<br>ケ　避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。<br><br>（３）区内で避難者の受入が困難な場合に備えた対応<br>ア　他の区への避難の調整<br>災害想定により、区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない状況が想定される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（２次避難計画）」に基づき他区の災害時避難所への避難について当該区の区長とあらかじめ調整しておく。<br>イ　他の区からの避難受け入れの調整<br>災害時に他区からの避難者の受入要請される区の区長は、「湾岸部津波対策の推進に係るワーキンググループ」にて策定した「津波浸水区域外での災害時避難所確保計 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| 画（２次避難計画）」に基づきあらかじめ受入可能な災害時避難所について、当該区長と調整する。 | 画（２次避難計画）」に基づきあらかじめ受入可能な災害時避難所について、当該区長と調整する。 |
| **９－５　避難路の整備** | **９－５　避難路の整備** |
| 避難路は、広域避難場所に通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、当該施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていく。 | 避難路は、広域避難場所に通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民等を広域避難場所に迅速かつ安全に避難させることを可能とすべく、当該施設の管理者は、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の不燃化等の整備を図っていく。 |
| （１）避難路の整備方針<br>指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。<br>ア　道路の整備<br>道路管理者（港湾管理者）は、指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。<br>イ　沿道の不燃化<br>都市整備局は、避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。 | （１）避難路の整備方針<br>指定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を推進する。<br>ア　道路の整備<br>道路管理者（港湾管理者）は、指定した避難路に対し、道路の拡幅や構造物の耐震性の強化、共同溝・電線共同溝の整備などの道路整備を推進する。<br>イ　沿道の不燃化<br>都市整備局は、避難路沿道の延焼に対する安全性を確保するため、都市防災不燃化促進事業等を活用することにより、沿道の不燃化を推進する。 |
| **９－６　避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備** | **９－６　避難場所、避難所の周知と表示板・標識類の整備** |
| （１）避難場所と避難所の周知<br>ア　指定緊急避難場所<br>「指定緊急避難場所」は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した「指定緊急避難場所」を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。<br>特に、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては緊急時に当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。<br>イ　指定避難所<br>「指定避難所」の場所、受入れ人数、家庭動物の受入れ方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努め、併せて、災害時に「指定避難所」の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 | （１）避難場所と避難所の周知<br>「指定緊急避難場所」は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した「指定緊急避難場所」を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。<br>特に、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては緊急時に当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等への周知徹底に努める。 |
| （２）表示板・標識類の整備<br>ア　広域避難場所の表示板設置<br>危機管理室は、広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民等に周知するための表示板を設置する。なお、整備及び更新の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った表示板の見方に関する周知に努める。<br>また、表示板については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。<br>イ　避難路における広域避難場所への誘導標識設置<br>危機管理室は、広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。なお、事業者等の協力を得て、デジタルサイネージ等を活用した誘導についても努める。<br>ウ　災害時避難所の表示板設置 | （２）表示板・標識類の整備<br>ア　広域避難場所の表示板設置<br>危機管理室は、広域避難場所の入口付近に、避難場所の区域、指定目的、避難設備などを市民等に周知するための表示板を設置する。なお、整備及び更新の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った表示板の見方に関する周知に努める。<br>また、表示板については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法にかかる「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。<br>イ　避難路における広域避難場所への誘導標識設置<br>危機管理室は、広域避難場所に至る避難路上に、広域避難場所への誘導標識を設置する。なお、事業者等の協力を得て、デジタルサイネージ等を活用した誘導についても努める。<br>ウ　災害時避難所の表示板設置 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 区役所は、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。<br>エ　津波避難ビルの表示板設置<br>区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。<br>オ　災害時避難所への誘導表示の整備<br>区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整のうえ整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。 | 区役所は、災害時避難所の入口に、避難所であることを示す表示板を設置する。表示は、避難所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。<br>エ　津波避難ビルの表示板設置<br>区役所は、施設管理者の協力を得て、津波避難ビルの入口付近に、避難場所であること、避難可能時間帯を示す表示板を設置するよう努める。表示は、避難場所であることがひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。<br>オ　災害時避難所への誘導表示の整備<br>区役所は、災害時避難所への誘導表示について、設置箇所等を地域と調整のうえ整備する。さらに、地域特性に応じた誘導方法による災害時避難所への誘導表示を地域と協働する等して整備する。 |

## 新（修正案）

### 第１０節　避難行動要支援者に関する対策

#### １０－１　避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。

ア　避難行動要支援者、自らの取組み（自助）

（ア）自己の安全確保

平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。

（イ）避難行動の確保

災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。

イ　自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）

（ア）自主防災活動の企画、立案

地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、市民等の参加による話し合いなどを通して決定する。

（イ）避難行動要支援者情報の把握

自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。

なお、避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。

（ウ）自主防災活動の実施

地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、市民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの市民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。

ウ　本市の取組み（公助）

（ア）地域における活動への支援

地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。

（イ）本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

本市が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成、毎年更新する(注)。なお、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（注）【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】
- 要介護３以上の人
- 要介護２以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- 重度障がい者
  - 身体障がい者　1・2級
  - 知的障がい者　A
  - 精神障がい者　1級
- 視覚障がい・聴覚障がい　3・4級
- 音声･言語機能障がい　3級
- 肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）　3級
- 人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人

【利用する保有個人情報の項目】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

## 旧（令和５年４月）

### 第１０節　避難行動要支援者に関する対策

#### １０－１　避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。

ア　避難行動要支援者、自らの取組み（自助）

（ア）自己の安全確保

平常時から災害に関する危機意識を持って、家具の固定等自らの住まいの安全確保や医薬品、医療器具、生活用品等の準備など、自己の安全を確保するよう努める。

（イ）避難行動の確保

災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動が行えるよう努めるとともに、平常時から隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などに積極的に参加するよう努める。

イ　自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）

（ア）自主防災活動の企画、立案

地域の特性を踏まえ優先的に取り組むべき活動の内容を、市民等の参加による話し合いなどを通して決定する。

（イ）避難行動要支援者情報の把握

自分たちの地域で生活する人はみんなで守っていくということを基本に、平常時から避難行動要支援者情報の把握に努め、災害時には避難支援等を行うよう努める。

なお、避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、助けようとしても、助けられない可能性もあることについて、避難行動要支援者の理解を得る必要がある。

（ウ）自主防災活動の実施

地域の特性に応じて企画、立案した防災活動を、市民及び事業者との協働により実施していく。また、災害時に適切に行動できるよう、日頃から避難行動要支援者をはじめとしたより多くの市民等の参加のもとに実践的な防災訓練を地域ぐるみで実施する。

ウ　本市の取組み（公助）

（ア）地域における活動への支援

地域における避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう、危機管理室及び区役所は、安否確認等のひな形の提供や先進事例などを地域へ提供し、地域における活動の支援を行う。

（イ）本市保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

本市が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「大阪市避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成、毎年更新する(注)。

（注）【大阪市避難行動要支援者名簿作成基準】
- 要介護３以上の人
- 要介護２以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人
- 重度障がい者
  - 身体障がい者　1・2級
  - 知的障がい者　A
  - 精神障がい者　1級
- 視覚障がい・聴覚障がい　3・4級
- 音声･言語機能障がい　3級
- 肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）　3級
- 人工呼吸器装着者等の医療機器への依存度の高い人

【利用する保有個人情報の項目】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置】<br>プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。<br><br>避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、本人の同意を得たうえで、又は条例の定めるところにより、避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。<br>なお、区役所は災害発生又は発生するおそれのあるときは、災害状況を判断しながら、必要に応じて自主防災組織及びその他、区長が認めるものに「大阪市避難行動要支援者名簿」を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについての本人同意を得ることを要しない。 | 【名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置】<br>プライバシー保護に配慮した具体的な実施方法を事務取扱要領として別途定める。<br><br>避難行動要支援者情報（高齢者施設、障がい児・者施設への長期入所者については、施設管理者など避難支援者が明確であることから除くこととする。）を、個人情報の取扱いに関するルールを作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、本人の同意を得たうえで、又は条例の定めるところにより、避難支援等関係者となる自主防災組織へ提供する。<br>なお、災害発生又は発生するおそれのあるときは、~~以下の目安を参考とし、~~災害状況を判断しながら提供する。<br>~~□目安~~<br>~~○震度6弱以上~~<br>~~○避難準備・高齢者等避難発令時~~<br>~~□提供先~~<br>~~○地域本部~~<br>~~○その他、区長が認めるもの~~ |
| （ウ）災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備<br>災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備を図る。<br>避難行動要支援者支援班は、関係機関（福祉局、健康局、こども青少年局、市民局、教育委員会事務局）で構成する。<br>市本部においては、避難行動要支援者支援班及び福祉部、健康部、こども青少年部等の関係部が連携し、災害応急対策に取り組む。 | （ウ）災害時の避難行動要支援者支援活動調整体制の整備<br>災害時の避難行動要支援者支援活動の初期初動からその後の避難生活支援活動の調整を円滑かつ迅速に実施するため、市本部避難行動要支援者支援班の立ち上げ及び調整体制の整備を図る。 |
| （エ）難病患者等への支援体制の構築<br>平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組みを進めるとともに、府、医療機関、訪問看護ステーション及び地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続ができるよう必要な支援体制の構築を図る。 | |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１１節　学校園等の避難対策**<br><br>学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。<br><br>**１１－１　学校園等の災害発生時の対策**<br><br>学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。<br>また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。<br><br>（１）授業時間中の対応<br>ア　教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。<br>イ　校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。<br>**※自然災害をはじめとする緊急事態全般**<br><br>（２）授業時間外の対応<br>ア　校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。<br>イ　教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 | **第１１節　学校園等の避難対策**<br><br>学校園等は、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機管理発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。<br><br>**１１－１　学校園等の災害発生時の対策**<br><br>学校園等は、保護者との間で、以下の対応を基本として、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。<br>また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築を行う。<br><br>（１）授業時間中の対応<br>ア　教職員は、災害発生時、直ちに、児童等の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。<br>イ　校園長は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。<br>**※自然災害をはじめとする緊急事態全般**<br><br>（２）授業時間外の対応<br>ア　校園長は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。<br>イ　教職員は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 |

## 新（修正案）

### 第１２節　帰宅困難者対策

本市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約109万人（平成27年度国勢調査）にのぼる昼間流入人口を擁しており、加えて買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在しているため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

大阪市域では、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況となった。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策のなかの重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

#### １２－１　帰宅困難者数の推計

市内の滞留者のうちの帰宅困難者数推計数は次のとおり。

**表　行政区ごとの帰宅困難者発生推計数（単位：万人）**

| 行政区 | 北 | 都島 | 福島 | 此花 | 中央 | 西 | 港 | 大正 | 天王寺 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 帰宅困難者数 | 25.28 | 1.82 | 1.54 | 1.05 | 21.03 | 6.91 | 1.28 | 0.97 | 2.53 |
| 行政区 | 浪速 | 西淀川 | 淀川 | 東淀川 | 東成 | 生野 | 旭 | 城東 | 鶴見 |
| 帰宅困難者数 | 1.83 | 1.27 | 3.72 | 2.31 | 1.06 | 1.22 | 1.06 | 1.77 | 0.96 |
| 行政区 | 阿倍野 | 住之江 | 住吉 | 東住吉 | 平野 | 西成 | 合計 | | |
| 帰宅困難者数 | 1.48 | 1.74 | 1.50 | 1.32 | 1.93 | 0.99 | 86.57 | | |

#### １２－２　帰宅困難者対策の方針

（１）事業者等との協力

本市は、平常時から可能な範囲で、一斉帰宅の抑制といった「自助」の活動並びに、行き場のない帰宅困難者の受け入れ（業務・自由目的の来訪者はオフィス・商業施設等、外国人を含む旅行者はホテルを基本とする）及び帰宅困難者への情報発信といった「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者の一時的な受け入れ先確保のため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求めるとともに、徒歩帰宅者が無事に帰ることができるように、トイレ、水道水、ラジオ等で知りえた道路情報等の提供などコンビニエンスストア等の協力が得られるように努める。

（２）交通事業者等との協力

国、大阪府、市町村、関西広域連合等は平常時から連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、広域･基礎自治体の役割を分担して取り組む。

## 旧（令和５年４月）

### 第１２節　帰宅困難者対策

本市には、事業所や学校、集客施設等が集中し、約109万人（平成27年度国勢調査）にのぼる昼間流入人口を擁しており、加えて買い物客や来阪外国人を含めた観光客等が流入、滞在しているため、大災害により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。

大阪市域では、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。

東日本大震災では、首都圏において、多くの帰宅困難者がターミナル駅周辺に集中し、大きな混乱が発生するとともに、歩道では徒歩帰宅者による混雑が発生し、また、車道ではタクシーやマイカーによる帰宅者で渋滞し、緊急車両の通行が困難な状況となった。

このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止が、帰宅困難者対策のなかの重要な要素であり、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的に帰宅困難者対策に重点的に取り組む必要がある。

#### １２－１　帰宅困難者数の推計

市内の滞留者のうちの帰宅困難者数推計数は次のとおり。

**表　行政区ごとの帰宅困難者発生推計数（単位：万人）**

| 行政区 | 北 | 都島 | 福島 | 此花 | 中央 | 西 | 港 | 大正 | 天王寺 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 帰宅困難者数 | 25.28 | 1.82 | 1.54 | 1.05 | 21.03 | 6.91 | 1.28 | 0.97 | 2.53 |
| 行政区 | 浪速 | 西淀川 | 淀川 | 東淀川 | 東成 | 生野 | 旭 | 城東 | 鶴見 |
| 帰宅困難者数 | 1.83 | 1.27 | 3.72 | 2.31 | 1.06 | 1.22 | 1.06 | 1.77 | 0.96 |
| 行政区 | 阿倍野 | 住之江 | 住吉 | 東住吉 | 平野 | 西成 | 合計 | | |
| 帰宅困難者数 | 1.48 | 1.74 | 1.50 | 1.32 | 1.93 | 0.99 | 86.57 | | |

#### １２－２　帰宅困難者対策の方針

（１）事業者等との協力

本市は、平常時から可能な範囲で、一斉帰宅の抑制といった「自助」の活動並びに、行き場のない帰宅困難者の受け入れ（業務・自由目的の来訪者はオフィス・商業施設等、外国人を含む旅行者はホテルを基本とする）及び帰宅困難者への情報発信といった「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者の一時的な受け入れ先確保のため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求めるとともに、徒歩帰宅者が無事に帰ることができるように、トイレ、水道水、ラジオ等で知りえた道路情報等の提供などコンビニエンスストア等の協力が得られるように努める。

（２）交通事業者等との協力

国、大阪府、市町村、関西広域連合等は平常時から連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

具体的な対策については、国、大阪府、市町村、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行い、それぞれにおいて、広域･基礎自治体の役割を分担して取り組む。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| なお、鉄道事業者は発災時には帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、駅利用者を施設内や安全な場所で保護するとともに、施設の安全が確認できない場合は、避難場所への案内等を行う。 | なお、鉄道事業者は発災時には帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、駅利用者を施設内や安全な場所で保護するとともに、施設の安全が確認できない場合は、避難場所への案内等を行う。 |
| １２－３　企業・事業所等における対策の推進 | １２－３　企業・事業所等における対策の推進 |
| 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。<br>また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。 | 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。<br>また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。 |
| １２－４　ターミナル駅周辺の滞留者対策 | １２－４　ターミナル駅周辺の滞留者対策 |
| ターミナル駅が存する区においては、危機管理室、経済戦略局、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、一時滞在施設の提供や滞留者への支援について、その確保の協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。<br>特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、行政と協力してマップ、標識等の整備、備蓄物資の配備、ICT を活用した情報発信方法の検討等に努めるとともに、これら一時滞在施設が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。 | ターミナル駅が存する区においては、区役所と関係所属が協力してターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者に対し、~~滞留スペース~~の提供や滞留者への支援について、その確保の協力を求め、行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくりに努める。<br>特に、ターミナル駅周辺の帰宅困難者が一時的に滞留することを想定し、各施設管理者は連携して、行政と協力してマップ、標識等の整備、ICT を活用した情報発信方法の検討等に努めるとともに、これら~~滞留スペース~~が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう努める。 |
| １２－５　交通情報の入手・伝達方法の確立 | １２－５　交通情報の入手・伝達方法の確立 |
| 本市は、大阪府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を確立しておくとともに、市民等や事業所に対して普及啓発を図る。なお、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供が行えるように取り組む。<br>また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。 | 本市は、大阪府や関西広域連合と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報の入手・伝達方法を確立しておくとともに、市民等や事業所に対して普及啓発を図る。なお、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供が行えるように取り組む。<br>また、市民等に対し、家族の安否確認の方法について普及啓発を図る。 |
| １２－６　徒歩帰宅者への支援 | １２－６　徒歩帰宅者への支援 |
| 職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。<br>本市は、民間事業者等との連携のもと進める下記の取組みが十分に機能するよう、引き続き大阪府・関西広域連合等と連携して対策を進める。具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づいて訓練などを行うこととし、実効性を高めていく取り組みを行う。 | 職場等にとどまった帰宅困難者等は、被害状況等の情報をもとに、安全に帰宅できると判断された段階で、帰宅を開始することが想定される。交通機能が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することになることが予想されることから、安全な徒歩帰宅の支援を充実させる必要がある。<br>本市は、民間事業者等との連携のもと進める下記の取組みが十分に機能するよう、引き続き大阪府・関西広域連合等と連携して対策を進める。具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づいて訓練などを行うこととし、実効性を高めていく取り組みを行う。 |
| （1）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援<br>関西広域連合は、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）を各事業者と締結している。 | （1）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援<br>関西広域連合は、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）を各事業者と締結している。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、本市は、関西広域連合、大阪府と連携し、住民に対して適宜啓発ポスター等による周知に努める。<br><br>（２）給油取扱所における支援<br>本市は大阪府とともに、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」）を、大阪府石油商業組合と締結している。<br>防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。 | 帰宅支援ステーションには、周知のためのステッカーを掲出する。帰宅支援ステーションについては、本市は、関西広域連合、大阪府と連携し、住民に対して適宜啓発ポスター等による周知に努める。<br><br>（２）給油取扱所における支援<br>本市は大阪府とともに、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する協定（「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」）を、大阪府石油商業組合と締結している。<br>防災・救急ステーションには、周知のためのポスターを掲出する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１３節　外国人に関する対策**<br><br>市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。<br>居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。<br>また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。<br><br>**１３－１　防災知識の普及・啓発**<br><br>災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、外国人に対しても防災知識の普及・啓発活動に努める。<br>外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努める。<br>また、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。<br>来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。<br>また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。<br><br>**１３－２　避難場所等の案内板・標識類の整備**<br><br>危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。<br><br>**１３－３　災害多言語支援センターの設置**<br><br>経済戦略局は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置されるよう調整しておく。<br>国際交流センターは、多言語支援センターの運営にかかる業務を行えるように図っておく。 | **第１３節　外国人に関する対策**<br><br>市域には居住者としての外国人と、観光・ビジネス等の目的で来訪している外国人がみられる。<br>居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。<br>また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。<br><br>**１３－１　防災知識の普及・啓発**<br><br>災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、外国人に対しても防災知識の普及・啓発活動に努める。<br>外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努める。<br>また、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。<br>来阪外国人旅行者には、経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。<br>また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。<br><br>**１３－２　避難場所等の案内板・標識類の整備**<br><br>危機管理室及び区役所は、広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行う。<br><br>**１３－３　災害多言語支援センターの設置**<br><br>経済戦略局は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、災害時には、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置されるよう調整しておく。<br>国際交流センターは、多言語支援センターの運営にかかる業務を行えるように図っておく。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１４節　地下空間の浸水避難対策等**<br><br>地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、ターミナル駅周辺において地下空間の高度利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における耐震性の確保とともに浸水対策の推進を図る。<br>東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、地下街・地下道・地下駅の所有者又は管理者は、本市において想定される水害に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。<br>また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。<br><br>**１４－１　地下空間の浸水避難対策等**<br><br>（１）地下空間の浸水危険性の啓発・広報<br>危機管理室及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間の浸水危険性等の各種啓発活動や広報活動等を検討実施するとともに、水害ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図る。<br><br>（２）地下空間浸水対策のための水防体制づくり<br>地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた避難確保・浸水被害防止計画を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。<br><br>（３）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達<br>本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。<br><br>（４）迅速かつ確実な避難の確保<br>地下街等の地下空間管理者は、迅速かつ確実な避難を確保するために、次の必要な措置を講じる。<br>ア　地下空間の安全性確保<br>迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。<br>イ　避難口・避難路の明示<br>不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。<br>ウ　緊急避難用の対策<br>地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にするという特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。<br><br>**１４－２　地下空間の浸水防止対策**<br><br>地下街等の管理者は、地下空間の浸水対策として次の対策を行う。 | **第１４節　地下空間の浸水避難対策等**<br><br>地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、ターミナル駅周辺において地下空間の高度利用が進んでいることから、大都市特有の災害リスクとして、地下空間における耐震性の確保とともに浸水対策の推進を図る。<br>東日本大震災を踏まえ、速やかに実施すべき避難対策として、~~上町台地より西側にある~~地下街・地下道・地下駅の所有者又は管理者は、~~大阪市の要請により、これまでの想定を上回る津波による浸水~~に備え、避難が可能な接続ビル（津波避難ビル等）と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施する。<br>また、市と所有者等は連携し、これら接続ビル（津波避難ビル等）が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。<br><br>**１４－１　地下空間の浸水避難対策等**<br><br>（１）地下空間の浸水危険性の啓発・広報<br>危機管理室及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間の浸水危険性等の各種啓発活動や広報活動等を検討実施するとともに、水害ハザードマップ等の活用により、地下空間の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図る。<br><br>（２）地下空間浸水対策のための水防体制づくり<br>地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた避難確保・浸水被害防止計画を作成し、従業員や関係者に周知徹底するとともに、従業員等への防災教育・訓練を行う。特に、地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を検討する。<br><br>（３）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達<br>本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を検討する。<br><br>（４）迅速かつ確実な避難の確保<br>地下街等の地下空間管理者は、迅速かつ確実な避難を確保するために、次の必要な措置を講じる。<br>ア　地下空間の安全性確保<br>迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。<br>イ　避難口・避難路の明示<br>不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、さらに分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。<br>ウ　緊急避難用の対策<br>地下空間への浸水が生じた場合、流入する水が避難を困難にするという特性を十分に踏まえ、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。<br><br>**１４－２　地下空間の浸水防止対策**<br><br>地下街等の管理者は、地下空間の浸水対策として次の対策を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （１）出入口部や換気口における浸水対策<br>　地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パックの備蓄等を検討する。<br>　また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。<br><br>（２）排水施設からの逆流防止<br>　構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。<br><br>（３）電源設備等の浸水対策<br>　電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。<br>　また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。<br><br>**１４－３　地下空間の津波対策**<br><br>民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、市及び津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、本市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。<br><br>（１）大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、市民等に周知させるため、ア～ウの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。<br>ア　津波に関する情報の伝達方法<br>イ　避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項<br>ウ　地下街等の施設の名称及び所在地<br>エ　名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法<br><br>（２）地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。<br>ア　防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>イ　浸水の防止のための活動に関する事項<br>ウ　避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>エ　防災教育・訓練に関する事項<br>オ　自衛水防組織の業務に関する事項<br>　なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 | （１）出入口部や換気口における浸水対策<br>　地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パックの備蓄等を検討する。<br>　また、換気口においては浸水に対して十分な高さを確保するよう努める。<br><br>（２）排水施設からの逆流防止<br>　構内下水の排水特性等を踏まえた上で、排水施設からの逆流防止対策として逆流防止弁の設置等を検討する。<br><br>（３）電源設備等の浸水対策<br>　電源設備等が浸水しないように地上及び高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努める。<br>　また、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。<br><br>**１４－３　地下空間の津波対策**<br><br>民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、市及び津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下街等の所有者又は管理者は、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、本市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。<br><br>（１）大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるとともに、市民等に周知させるため、ア～ウの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。<br>ア　津波に関する情報の伝達方法<br>イ　避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項<br>ウ　地下街等の施設の名称及び所在地<br>エ　名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法<br><br>（２）地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、以下の事項を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成し、その計画に基づき自衛水防組織を設置し、構成員等について市長に報告、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。<br>ア　防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項<br>イ　浸水の防止のための活動に関する事項<br>ウ　避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項<br>エ　防災教育・訓練に関する事項<br>オ　自衛水防組織の業務に関する事項<br>　なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第４章　危険物対策**<br><br>**第１５節　危険物の災害予防対策**<br><br>危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定める。<br><br>**１５－１　危険物の災害予防対策**<br><br>危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努める。<br><br>（１）立入検査の実施<br>各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。<br>なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。<br><br>（２）移動タンク貯蔵所等の街頭取締<br>危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。<br><br>（３）危険物取扱者等に対する指導教育<br>危険物取扱者等関係者に対し適宜、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。<br><br>（４）危険物防火協議会の育成<br>危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。<br><br>（５）屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等<br>ア　保守、点検の実施<br>（ア）定期保安検査 容量10,000kl以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。<br>（イ）臨時保安検査 容量1,000kl 以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が100分の１以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。<br>（ウ）定期点検<br>①外部点検 指定数量の200倍以上のタンクは１年に１回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。<br>②内部点検 上記点検に加えて、容量1,000kl以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。<br>イ　沈下測定の実施<br>上記（ウ）①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。<br>ウ　基礎修正<br>上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の200倍以上で容量1,000kl未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の１以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。 | **第４章　危険物対策**<br><br>**第１５節　危険物の災害予防対策**<br><br>危険物等に起因する、火災、爆発、流出事故等の災害を未然に防止するための対策について定める。<br><br>**１５－１　危険物の災害予防対策**<br><br>危険物安全週間、春・秋の火災予防運動をはじめあらゆる機会を利用して次により未然防止に努める。<br><br>（１）立入検査の実施<br>各対象物について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、不備事項の違反是正等を行う。<br>なお、災害発生が予測されるときは、上記検査以外随時立入検査を実施し、災害防止に万全を期する。<br><br>（２）移動タンク貯蔵所等の街頭取締<br>危険物の運搬中に横転、衝突等の事故により火災等の事故が発生した場合、その影響が極めて大きいことが予測されるので、交通管理者等へ要請し、危険物を輸送するタンクローリー車及び貨物自動車の一斉取締りを実施し、事故の未然防止に努める。<br><br>（３）危険物取扱者等に対する指導教育<br>危険物取扱者等関係者に対し適宜、法令の説明、危険物の貯蔵取扱い等その保守管理に誤りのないよう指導するとともに、災害発生時における危険物取扱者としての処置方法についても指導し、事故の未然防止と被害の局限化に努める。<br><br>（４）危険物防火協議会の育成<br>危険物関係事業所の相互連絡協調と火災予防の実効をあげるため結成されたこの協議会の活動を通し、施設責任者の火災予防に関する自覚を促し、設備の維持管理と法令遵守の徹底を期するものとする。<br><br>（５）屋外タンク貯蔵所からの流出事故防止対策等<br>ア　保守、点検の実施<br>（ア）定期保安検査 容量10,000kl以上のタンクは定期的に保安検査を実施する。<br>（イ）臨時保安検査 容量1,000kl 以上のタンクで、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が100分の１以上となったものについては、その都度保安検査を実施する。<br>（ウ）定期点検<br>①外部点検 指定数量の200倍以上のタンクは１年に１回以上事業者自らが点検し、点検記録を作成、保存する。<br>②内部点検 上記点検に加えて、容量1,000kl以上のタンクについては定期的に内部点検を実施する。<br>イ　沈下測定の実施<br>上記（ウ）①の外部点検時には必ずタンクの沈下状況について精査、記録させ、必要に応じて消防職員が立会い確認する。<br>ウ　基礎修正<br>上記イの不等沈下の認められたタンクは原則として基礎を修正することにより、不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。なお、指定数量の200倍以上で容量1,000kl未満のタンクについても、タンクの直径に対する当該タンクの不等沈下の数値の割合が50分の１以上となったものについては、前記同様の措置をさせる。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| エ　敷地外流出防止対策<br>防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。 | エ　敷地外流出防止対策<br>防油堤の適正な維持管理に加え、油槽基地等タンクが群立する事業所においては、万一危険物が流出しても敷地外への流出を防止するためのせき止め、又は土のう等の準備、有事の際の排水経路の遮断措置の設置等をするよう強力に指導する。 |
| １５－２　指定可燃物等の災害予防対策 | １５－２　指定可燃物等の災害予防対策 |
| 指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。 | 指定可燃物等貯蔵取扱場についても危険物同様全施設の立入検査を実施し、集積場所の区分及び設備等の管理状況が関係法令に適合し、火災予防上危険がないかを厳重に検査し、事故の未然防止に努める。 |
| １５－３　高圧ガスの災害予防対策 | １５－３　高圧ガスの災害予防対策 |
| 高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。 | 高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、高圧ガス取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。 |
| １５－４　火薬類の災害予防対策 | １５－４　火薬類の災害予防対策 |
| 大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における危害防止体制の確立、保安意識の高揚を図る。 | 大阪府警察と連携し、火薬類の盗難及び災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における危害防止体制の確立、保安意識の高揚を図る。 |
| １５－５　劇物毒物の災害予防対策 | １５－５　劇物毒物の災害予防対策 |
| 毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。 | 毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。 |
| １５－６　管理化学物質の災害予防対策 | １５－６　管理化学物質の災害予防対策 |
| 管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 | 管理化学物質として大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という）で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。 |
| １５－７　石油コンビナート等の災害予防対策 | １５－７　石油コンビナート等の災害予防対策 |
| 石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。<br>（１）事業所の防災体制の強化<br>事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。<br>ア　異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。<br>イ　自衛防災組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。<br>ウ　夜間及び休日における防災体制を確立すること。 | 石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、市町村、特定事業者、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。<br>（１）事業所の防災体制の強化<br>事業所に対し、次の事項を履行するように指導する。<br>ア　異常現象が発生した場合、消防機関へ迅速かつ適確に通報すること。<br>イ　自衛防災組織等が発災時に有効な初動体制をとれるように、隊員に対する教育、訓練を充実・強化すること。<br>ウ　夜間及び休日における防災体制を確立すること。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| エ　防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。<br><br>（２）隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立<br>災害発生の未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。 | エ　防災資機材等について、定期的に点検を実施し、適正な維持管理を行うこと。<br><br>（２）隣接事業所等と災害予防に関する連絡協調体制の確立<br>災害発生の未然防止と災害の拡大を防止するため、あらかじめ隣接事業所はお互いに連絡協調体制を整えておくよう指導する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１６節　火災対策**<br><br>地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。<br>また、阿倍野防災センターにおける地震の発生から初期消火や安全に避難するまでの一連の行動についての体験学習をはじめ啓発パンフレットの配付等、防災の観点から市民等の火災予防に関する知識の普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。<br><br>**１６－１　出火防止**<br><br>消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。<br><br>（１）市民等の火気取扱いに係る意識の向上<br>出火防止の啓発として、春･秋の火災予防運動、高齢者セーフティネット強化月間･危険物安全週間の展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。<br><br>（２）火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理<br>火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。<br><br>（３）電気設備の安全化<br>変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。<br><br>（４）危険物取扱設備等の安全化<br>危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。<br><br>（５）化学薬品等取扱施設の安全化<br>化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。<br><br>（６）百貨店や多量の火気を使用する事業者に対しての指導<br>火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。<br><br>**１６－２　初期消火**<br><br>消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。<br><br>（１）家庭等への消火器具の普及<br>火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。 | **第１６節　火災対策**<br><br>地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。<br>また、阿倍野防災センターにおける地震の発生から初期消火や安全に避難するまでの一連の行動についての体験学習をはじめ啓発パンフレットの配付等、防災の観点から市民等の火災予防に関する知識の普及、啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。<br><br>**１６－１　出火防止**<br><br>消防局は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、自衛消防訓練等を通じて指導を行う。<br><br>（１）市民等の火気取扱いに係る意識の向上<br>出火防止の啓発として、春･秋の火災予防運動、高齢者~~防火推進週間~~･危険物安全週間の展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。<br><br>（２）火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理<br>火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。<br><br>（３）電気設備の安全化<br>変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカー遮断等の措置を行うよう指導する。<br><br>（４）危険物取扱設備等の安全化<br>危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。<br><br>（５）化学薬品等取扱施設の安全化<br>化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。<br><br>（６）百貨店や多量の火気を使用する事業者に対しての指導<br>火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領について指導する。<br><br>**１６－２　初期消火**<br><br>消防局は、地震により出火に至った場合においても初期のうちに消火することができるように、器具等の普及などを図るとともに、訓練等による指導を行う。<br><br>（１）家庭等への消火器具の普及<br>火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）消防用設備等の耐震性の保持<br>関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。<br><br>（３）市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化<br>地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。<br><br>１６－３　防火教育<br><br>消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。<br><br>（１）市民等に対する啓発<br>防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。<br><br>（２）重要な施設管理者に対する教育<br>百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。<br>ア　防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進<br>イ　自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成 | （２）消防用設備等の耐震性の保持<br>関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。<br><br>（３）市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化<br>地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。<br><br>１６－３　防火教育<br><br>消防局は、火災予防に関する知識の普及、啓発を図るため、体験型防災学習施設（阿倍野防災センター）等を活用して、市民等、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。<br><br>（１）市民等に対する啓発<br>防火防災講演、防火教室、移動消防展の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及、啓発を図る。<br><br>（２）重要な施設管理者に対する教育<br>百貨店、地下街等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及、啓発を図る。<br>ア　防火管理者、防災管理者などに対する教育の推進<br>イ　自衛消防協議会、公衆集合場防火協議会、危険物防火協議会の育成 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１７節　危険物等海上排出災害予防対策**<br><br>港湾管理者は関係機関と連携して、危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止を行う。<br><br>**１７－１　危険物等海上排出災害予防対策**<br><br>危険物等海上排出災害予防対策<br>ア　防災関係機関相互の連絡体制の整備<br>「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておく。<br>イ　排出油の拡散防止<br>大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整える。<br>ウ　立入検査の実施<br>検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。<br>なお、船舶及び舟そう検査は消防法第４条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密にして行う。<br>（ア）ポンプ設備の整備点検<br>（イ）配管及びホースの維持管理<br>（ウ）消火設備の適正配置<br>（エ）荷役時の危険物取扱者等の立会<br>（オ）オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備<br>（カ）荷役時のオイルフェンスの展張励行<br>（キ）油槽等からの漏洩点検<br>（ク）可燃性ガス検知器の常備<br>（ケ）その他火災予防に関すること<br>エ　船舶等の一斉取締の実施<br>前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。<br>オ　研究会の実施<br>危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。<br>カ　防災訓練の実施<br>大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。 | **第１７節　危険物等海上排出災害予防対策**<br><br>港湾管理者は関係機関と連携して、危険物等を積載する船舶及び船艙並びに陸上における関連施設からの危険物等排出事故防止を行う。<br><br>**１７－１　危険物等海上排出災害予防対策**<br><br>危険物等海上排出災害予防対策<br>ア　防災関係機関相互の連絡体制の整備<br>「大阪湾播磨灘排出油防除協議会」等の活動を通じ、防災関係機関相互の連絡・連携体制を緊密化しておく。<br>イ　排出油の拡散防止<br>大阪港における排出油の拡散防止対策として、オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材を常備し、即応体制を整える。<br>ウ　立入検査の実施<br>検査については、立入検査実施規程に準じて実施するほか次の項目について指導を行う。<br>なお、船舶及び舟そう検査は消防法第４条に基づき行うが、危険物船舶運送及び貯蔵規則の適用を受けるものについては、大阪海上保安監部と連絡を密にして行う。<br>（ア）ポンプ設備の整備点検<br>（イ）配管及びホースの維持管理<br>（ウ）消火設備の適正配置<br>（エ）荷役時の危険物取扱者等の立会<br>（オ）オイルフェンス、油処理剤等排出油処理資機材の完備<br>（カ）荷役時のオイルフェンスの展張励行<br>（キ）油槽等からの漏洩点検<br>（ク）可燃性ガス検知器の常備<br>（ケ）その他火災予防に関すること<br>エ　船舶等の一斉取締の実施<br>前項のほか、大阪府危険物災害対策連絡協議会による府下一斉の公開取締を実施する。<br>オ　研究会の実施<br>危険物等海上流出の防止並びに流出時の災害予防対策について関係施設を有する事業所による研究会を実施し災害発生の防止に努める。<br>カ　防災訓練の実施<br>大阪湾播磨灘排出油防除協議会等と連携し、危険物等の大量流出を想定し、オイルフェンスの展張や流出油の回収等、実践的な訓練を計画的に実施する。また、訓練後にはその評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第５章　消防・医療体制の充実**<br><br>**第１８節　消防体制の充実強化**<br><br>大規模災害発生直後は、火災・救助・救急事案等各種災害の同時多発が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。<br>そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。<br>一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。<br><br>**１８－１　消防庁舎の耐震化の推進**<br><br>消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。<br><br>**１８－２　消防活動体制の整備**<br><br>地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。<br>また、消防局は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。<br><br>（１）情報収集・伝達体制の強化<br>消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ＡＮＳＩＮ」の機能強化を図る。<br><br>（２）初期消火体制の充実<br>自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。<br><br>（３）救助・救急体制の充実<br>大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。<br>また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。<br><br>（４）震災対策消防計画の充実<br>大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。 | **第５章　消防・医療体制の充実**<br><br>**第１８節　消防体制の充実強化**<br><br>大規模災害発生直後は、火災・救助・救急事案等各種災害の同時多発が予測されるほか、道路、水道等の機能障害なども伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。<br>そのため消防局は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。<br>一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。<br><br>**１８－１　消防庁舎の耐震化の推進**<br><br>消防局庁舎及び消防署所庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。<br><br>**１８－２　消防活動体制の整備**<br><br>地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。<br><br>（１）情報収集・伝達体制の強化<br>消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防情報システム「ＡＮＳＩＮ」の機能強化を図る。<br><br>（２）初期消火体制の充実<br>自主防災組織等、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊も活用できるよう可搬式ポンプの適正な維持管理に努める。<br><br>（３）救助・救急体制の充実<br>大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特異な災害なども同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資器材の整備など救助体制の充実強化に努める。<br>また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備など救急体制の充実強化に努める。<br><br>（４）震災対策消防計画の充実<br>大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「震災対策消防計画」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （５）大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化<br>消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的に実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。<br><br>（６）関係機関との相互連携<br>災害時に、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するため、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図れるよう努める。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図れるよう努める。 | （５）大阪市消防局災害活動支援隊の充実強化<br>消防局及び消防署が行う消防活動を支援することを任務とする大阪市消防局災害活動支援隊と連携した訓練を定期的に実施し、震災時の消防活動体制の強化を図る。<br><br>（６）関係機関との相互連携<br>災害時に、大阪府、大阪府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するため、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図れるよう努める。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図れるよう努める。 |
| **１８－３　消防水利の確保**<br><br>震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。<br><br>（１）指定水利の確保<br>大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、都市開発整備などに伴う増設に努める。<br><br>（２）遠距離大量送水システムの整備<br>海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を２km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。 | **１８－３　消防水利の確保**<br><br>震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。<br><br>（１）指定水利の確保<br>大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、都市開発整備などに伴う増設に努める。<br><br>（２）遠距離大量送水システムの整備<br>海や河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を~~１~~km先まで送水できるシステムの適正な維持・整備に努める。 |
| **１８－４　広域消防応援に係る受援体制の確立**<br><br>地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。 | **１８－４　広域消防応援に係る受援体制の確立**<br><br>地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。 |
| **１８－５　警防訓練等の実施**<br><br>地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。 | **１８－５　警防訓練等の実施**<br><br>地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。 |
| **１８－６　地域との連携強化と自主救護能力の向上**<br><br>震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。<br><br>（１）自主防災組織<br>大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。 | **１８－６　地域との連携強化と自主救護能力の向上**<br><br>震災時に地域防災の核として活動する地域防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。<br><br>（１）自主防災組織<br>大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）事業所の自衛消防組織<br>自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。<br><br>（３）女性防火クラブ<br>平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。<br><br>（４）応急手当の普及啓発の推進<br>震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。<br><br>**１８－７　防災関係機関等との連携強化**<br><br>円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。<br>警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。 | （２）事業所の自衛消防組織<br>自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防ぎょ活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。<br><br>（３）女性防火クラブ<br>平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。<br><br>（４）応急手当の普及啓発の推進<br>震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。<br><br>**１８－７　防災関係機関等との連携強化**<br><br>円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。<br>警察、ライフライン事業者等との連絡体制の充実強化に努めるとともに、大阪市患者等搬送事業者協会などの民間事業者との協力体制の充実に努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１９節　医療体制の整備**<br><br>健康局は、平常時から関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。<br>その際、大阪府、大阪府医師会などとの連携を十分に図るとともに、各区においても地域の自主防災組織などとの連携を強化することにより、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。<br><br>**１９－１　医療機関の状況把握**<br><br>災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、健康局は広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）などを通じて医療機関の状況を把握し、災害対策本部に報告できるよう、大阪府等と連携し、情報収集体制の充実を図る。また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。<br><br>**１９－２　医薬品・医療資器材の確保**<br><br>災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。<br>備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。<br>また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタッグについても消防局および災害拠点病院は整備を図る。<br><br>（１）災害医療機関における病院備蓄<br>各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。<br><br>（２）卸業者及び製造業者等による流通備蓄<br>ア　病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。<br>イ　医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。<br><br>**１９－３　初期医療救護活動体制の整備**<br><br>災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。<br><br>（１）通信手段の整備<br>災害時における保健医療調整本部と区本部（区保健福祉センター）との調整及び指示等を的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部（保健医療調整本部と区役所（区保健福祉センター））や関係機関との間の通信手段を確保する。 | **第１９節　医療体制の整備**<br><br>健康局は、平常時から関係部局と連携して、災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保に努める。<br>その際、大阪府、大阪府医師会などとの連携を十分に図るとともに、各区においても地域の自主防災組織などとの連携を強化することにより、潜在的な医療資源の活用をも含めた災害時の医療確保に一層努める。<br><br>**１９－１　医療機関の状況把握**<br><br>災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、健康局は広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）などを通じて医療機関の状況を把握し、災害対策本部に報告できるよう、大阪府等と連携し、情報収集体制の充実を図る。<br><br>**１９－２　医薬品・医療資器材の確保**<br><br>災害時には、多数の地点で多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の保有する対処能力を超える負傷者数となることが考えられることから、災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。<br>備蓄については、災害医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。<br>また、効果的に医療措置を実施するために不可欠なトリアージタッグについても消防局および災害拠点病院は整備を図る。<br><br>（１）災害医療機関における病院備蓄<br>各医療機関は、患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。<br><br>（２）卸業者及び製造業者等による流通備蓄<br>ア　病院、診療所、救護所等を訪れる外来患者の治療に必要な医薬品等の確保を図る。<br>イ　医療救護班が必要とする医薬品等の確保を図る。<br><br>**１９－３　初期医療救護活動体制の整備**<br><br>災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、通信手段の確保、市本部大阪市保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。<br><br>（１）通信手段の整備<br>災害時における保健医療調整本部と区本部（区保健福祉センター）との調整及び指示等を的確に実施するため、危機管理室はMCA無線機等の活用などにより、市本部（保健医療調整本部と区役所（区保健福祉センター））や関係機関との間の通信手段を確保する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）保健医療調整本部の準備活動<br>保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させるため、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておく。<br>また、保健医療調整本部の構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。<br><br>（３）区医師会との協力体制の整備<br>区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。<br><br>**１９－４　後方医療体制の整備**<br><br>市立総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院等の災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター（十三市民病院）、災害医療協力病院）において、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。<br>災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。<br><br>**１９－５　大阪府医師会の対応**<br><br>大阪府医師会においては、次の体制を整備する。<br><br>（１）大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討<br><br>（２）応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備<br><br>（３）関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備<br><br>（４）医療救護対策本部の設置<br>・災害対策本部における医療担当責任者の配置<br><br>（５）医療救護体制の確立<br>・医療救護班の整備<br>・地域医療機関による医療活動の実施<br>医療救護班の編成・派遣<br><br>**１９－６　市民等における事前の対応**<br><br>災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。<br>・常備医薬品及び医療資器材の備蓄<br>・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持<br>・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など | （２）保健医療調整本部の準備活動<br>保健医療調整本部を災害直後から円滑に機能させるため、事前に調整が可能な課題及び調整行為が必要と予想される課題については、防災関係機関の間で調整を完了しておく。<br>また、保健医療調整本部の構成部局を中心とし、防災関係機関の間での調整会議を随時実施する。防災訓練時には、相互に連携して調整及び連絡活動を実施し、災害時の対処方法についての手順を確立するよう努めていく。<br><br>（３）区医師会との協力体制の整備<br>区役所は、災害時の初期段階において、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班が円滑に医療救護活動を実施できるよう、区医師会及び区内医療機関等による医療救護活動への協力を得るため、事前の調整を行うとともに、防災訓練を通じ、連絡体制を確立するよう努めていく。<br><br>**１９－４　後方医療体制の整備**<br><br>市立総合医療センター及び大阪公立大学医学部附属病院等の災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター（十三市民病院）、災害医療協力病院）において、市内の救護所等から搬送される重傷者等を受け入れるとともに、高度な医療行為を実施するための体制を確保する。また、負傷者数が市内の医療機関の対処能力を上回った場合には、大阪府をはじめ近隣市町村の医療機関と連携をとることにより、受入能力を高める。<br>災害医療機関は、大阪府地域防災計画に規定されている、防災体制や災害時の避難・応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。<br><br>**１９－５　大阪府医師会の対応**<br><br>大阪府医師会においては、次の体制を整備する。<br><br>（１）大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討<br><br>（２）応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備<br><br>（３）関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備<br><br>（４）医療救護対策本部の設置<br>・災害対策本部における医療担当責任者の配置<br><br>（５）医療救護体制の確立<br>・医療救護班の整備<br>・地域医療機関による医療活動の実施<br>医療救護班の編成・派遣<br><br>**１９－６　市民等における事前の対応**<br><br>災害時には、医療機関では混雑が予想されることから、自分の身の安全を守るために、家庭や職場等に常用医薬品を確保するなど、主に次の内容について事前の対応に努める。<br>・常備医薬品及び医療資器材の備蓄<br>・治療中の病名、常備している処方薬、アレルギーの有無などを記録したカードの所持<br>・専門治療が必要となる疾患の治療が受けられる代替の医療機関の確認など |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第６章　社会基盤施設の防災性向上対策**<br><br>**第２０節　市設建築物の防災性向上対策**<br><br>阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。<br>公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。<br><br>２０－１　市設建築物の防災性向上対策<br><br>施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。<br>また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を講じる。改修にあたっても、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。<br>災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。<br>市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。<br>また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。<br>さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講じる。<br>長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。<br>なお、施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。 | **第６章　社会基盤施設の防災性向上対策**<br><br>**第２０節　市設建築物の防災性向上対策**<br><br>阪神・淡路大震災では、公共建築物も多くの被害を受け、災害応急対策活動や行政サービスの提供にも重大な支障が生じたという事例や、建築物の構造体には被害はなかったが、ライフライン施設の被害により設備が機能せず、同様の支障が生じたという事例もあった。<br>公共建築物の多くは、災害時に種々の災害応急対策活動を迅速、的確に実施するための防災活動拠点としての役割を果たす必要があるため、市設建築物の整備にあたっては、耐震性・不燃性の確保やライフライン途絶への対応等、総合的な防災機能の向上を図る。<br><br>２０－１　市設建築物の防災性向上対策<br><br>施設を所管する各局・区は、建替や新築にあたっては、建物の不燃化を進めるとともに、「市設建築物の耐震計画技術指針」に基づき、防災活動拠点としての役割や建物の用途に応じて、耐震性の確保及び通信手段の多重化や非常用電源の確保、雑用水や消火用の貯水槽の設置等、ライフライン途絶への対応を進める。<br>また、地盤の液状化により施設の機能が損なわれるおそれがある場合には、適切な措置を講じる。改修にあたっても、構造体や設備の耐震性向上とともに、ライフライン途絶対策も含めた検討を行う。<br>災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。<br>市営住宅については、一定の年限を経過し、老朽化した中層住宅等の建て替えを進めるとともに、耐震診断の結果に基づき、耐震性の向上を図る。<br>また、災害時避難所や庁舎、ボランティアセンター等から先行して、特定天井の脱落対策を進めるなど、施設の役割や用途等に応じて、非構造部材の落下対策や、屋内収容物の転倒対策に取り組むほか、ブロック塀等の安全対策や屋外設置物の落下・転倒被害軽減のために適切な維持管理を行う。<br>さらに、エレベーターの閉じ込め防止については、機器更新等の機会を捉えて、対策を講じる。<br>長周期地震動対策については、国の動向等を踏まえて、必要となる対策の検討を行う。<br>なお、施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２１節　公共土木施設の防災性向上対策等**<br><br>災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。<br>災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等を図る。<br>なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。<br>また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。<br>各施設管理者は上記の基本時考え方に基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。<br><br>※具体計画は資料編参照<br>資料編/１７その他/<br>2. 道路・棟梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等<br>3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策<br>4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策<br>11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等<br>12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策<br>13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 | **第２１節　公共土木施設の防災性向上対策等**<br><br>災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。<br>災害時において、避難、救援、復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等を図る。<br>なお、緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図るとともに、ネットワークの強化や相互補完できる施設の構築など、都市全体として防災性を向上させていくことも基本とする。<br>また、河川・港湾地域の防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。<br>各施設管理者は上記の基本時考え方に基づき、所管施設における災害予防及び応急対策の具体計画を定める。<br><br>※具体計画は資料編参照<br>資料編/１７その他/<br>2. 道路・棟梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等<br>3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策<br>4. 河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策<br>11. 道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等<br>12. 鉄道施設の災害予防及び応急対策<br>13. 河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 |

## 新（修正案）

### 第２２節　港湾等における防災対策

大阪港湾局及び水防関係機関は、津波、台風来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防ぎょ施設の操作を的確に行う。

なお、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで２つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

また、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

#### ２２－１　津波に対する基本方針

（１）レベル１の津波※に対して

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

※百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

（２）レベル２の津波※に対して

住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

※千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル１＋αのハード対策に取り組む。

また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

#### ２２－２　防潮扉・水門等の防ぎょ施設の操作

大阪市湾岸部への津波、台風来襲に備え、水門等の防ぎょ施設の操作体制の強化を図る。

（１）水門等の防ぎょ施設操作マニュアルの作成と習熟

水門等の防ぎょ施設を操作する機関（大阪港湾局及び水防関係機関）は、大阪市湾岸への津波、台風来襲に備え、津波到達又は高潮発生予想時刻までに安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の防ぎょ施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。

防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努める。

## 旧（令和５年４月）

### 第２２節　港湾等における防災対策

大阪港湾局及び水防関係機関は、津波、台風来襲に備えた防ぎょ実施体制を整備し、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防災施設の操作を的確に行う。

なお、津波災害対策の検討にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで２つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

#### ２２－１　津波に対する基本方針

（１）レベル１の津波※に対して

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

※百数十年に一度発生する規模の津波であり、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

（２）レベル２の津波※に対して

住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の実情に応じた総合的な対策を講じる。

※千年に一度以下の頻度で発生する規模の津波であり、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

なお、大阪は、多くの人口が集積するとともに、東京と並ぶ日本の経済活動の拠点の一つであり、機能不全に陥ると、日本全国にも多大な影響を与えることが懸念されることから、防潮堤対策等については、管理者は、レベル１＋αのハード対策に取り組む。

また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。さらに、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

また、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

#### ２２－２　防潮扉・水門等の防災施設の操作

大阪市湾岸部への津波、台風来襲に備え、水門等の防災施設の操作体制の強化を図る。

（１）水門等の防災施設操作マニュアルの作成と習熟

水門等の防災施設を操作する機関（大阪港湾局及び水防関係機関）は、大阪市湾岸への津波、台風来襲に備え、津波到達又は高潮発生予想時間までに安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・防潮扉閉鎖要員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の防災施設の操作マニュアルを作成し、防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者に周知する。

防潮扉閉鎖要員や民間の防潮扉管理者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎょ活動に努める。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時刻又は高潮発生予想時刻までに現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。<br>また危機管理監は、勤務時間外における大阪港湾局所管の市域防ぎょ施設の操作に当る防潮扉閉鎖要員を次のとおり任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の防ぎょ施設近傍に居住する各局室の職員とする。<br>〇大津波警報・津波警報発表時：　防潮扉閉鎖要員、水防関係機関<br>〇津波注意報発表時：　大阪港湾部、水防関係機関<br>〇高潮特別警報・高潮警報・注意報：　大阪港湾部、水防関係機関 | なお、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間又は高潮発生予想時間までに現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。<br>また危機管理監は、勤務時間外における大阪港湾局所管の市域防災施設の操作に当る防潮扉閉鎖要員を次のとおり任命する。対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。<br>〇大津波警報・津波警報発表時：　防潮扉閉鎖要員、水防関係機関<br>〇津波注意報発表時：　大阪港湾部、水防関係機関<br>〇高潮特別警報・高潮警報・注意報：　大阪港湾部、水防関係機関 |
| （２）施設の閉鎖確認体制の確立<br>津波の到達又は高潮発生までに水門等の防ぎょ施設の操作の完了を確認できるようにするため、防ぎょ施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。<br>また、閉鎖状況について、防ぎょ施設が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。 | （２）施設の閉鎖確認体制の確立<br>津波の到達又は高潮発生までに水門等の防災施設の操作の完了を確認できるようにするため、防災施設管理者毎に確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。<br>また、閉鎖状況について、防災施設が設置されている区役所においてもモニタリングできる体制を確立する。 |
| （３）防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化<br>防潮扉の敷居高さがレベル１津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施している。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。 | （３）防潮扉の閉鎖作業の省力化・迅速化<br>防潮扉の敷居高さがレベル１津波高さを下回るものなどについて、電動化を実施している。今後、他の防潮扉についても、省力化・迅速化に努める。 |
| **２２－３　防潮扉・水門等の防ぎょ施設の維持管理の徹底** | **２２－３　防潮扉・水門等の防災施設の維持管理の徹底** |
| 水門等の防災施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風来襲時に防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。 | 水門等の防災施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風来襲時に防ぎょ施設がその機能を果たすことができるよう努める。 |
| （１）水門等の防ぎょ施設の維持管理<br>水門等の防ぎょ施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波、高潮発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。 | （１）水門等の防災施設の維持管理<br>水門等の防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波、高潮発生時に防ぎょ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。 |
| （２）民間の防潮扉管理者への指導<br>民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。 | （２）民間の防潮扉管理者への指導<br>民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。 |
| （３）注意看板の整備<br>大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。<br>なお、注意看板は、注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 | （３）注意看板の整備<br>大阪港湾局は、防潮扉周辺において、必要に応じて注意看板を設置し、港湾関係者に荷役終了後の防潮扉閉鎖、堤外地へ車両・物品を残さないことを啓発するとともに、市民等も迅速に避難の対応ができるように日頃から周知する。<br>なお、注意看板は、注意事項がひと目でわかるよう、標準化された防災ピクトグラムなどを用いて表現する。 |
| **２２－４　在港船舶の防災体制** | **２２－４　在港船舶の防災体制** |
| （１）津波対策<br>東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を大阪港湾局で行っている。<br>なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行わ | （１）津波対策<br>東南海・南海地震により発生する津波に対して、船舶の防災体制を強化する必要があり、津波により想定される被害の把握及び大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）の作成・配布を大阪港湾局で行っている。<br>なお、今後、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波見直しが行わ |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| れた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。<br><br>（２）台風時の対策<br>台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。<br>※「大阪港海難防止対策委員会」<br>阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。<br><br>２２－５　木材対策<br><br>貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、大阪港木材対策協議会※を活用して、台風期に備えた次の自主的対策及び相互調整を行う。<br>※「大阪港木材対策協議会」<br>官公庁側メンバー<br>大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）<br>大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）<br>民間業界側メンバー<br>大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）<br><br>ア　三十間堀川にけい留中の木材を７月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10 月初旬頃まで引き続きけい留させないこととする。<br>イ　住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材は、阪神港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、又は独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合又はその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、３時間以内に木材の撤去を完了することとしており木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。<br><br>２２－６　大阪港自然災害対策アクションプラン<br><br>東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せた「大阪港自然災害対策アクションプラン」※として充実し、達成度評価、及びアクション項目の見直しを継続的に行い、実効性の高い自然災害対策を推進する。<br>なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。<br>※「大阪港自然災害対策アクションプラン」<br>東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波による防災・減災対策に台風対策を併せた大阪港の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を示している。<br>また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。 | れた場合には、適宜、改訂を実施して配布する。<br><br>（２）台風時の対策<br>台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。<br>※「大阪港海難防止対策委員会」<br>阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。<br><br>２２－５　木材対策<br><br>貯木場及び木材整理場内外の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、大阪港木材対策協議会※を活用して、台風期に備えた次の自主的対策及び相互調整を行う。<br>※「大阪港木材対策協議会」<br>官公庁側メンバー<br>大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）<br>大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）<br>民間業界側メンバー<br>大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会）<br><br>ア　三十間堀川にけい留中の木材を７月末日までに完全に撤去させ、その後、ただちに大阪港木材対策協議会で視察を行い、けい留木材の撤去を確認し、10 月初旬頃まで引き続きけい留させないこととする。<br>イ　住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材は、阪神港長及び大阪港海難防止対策委員会の具申に基づき、又は独自の判断において、警戒態勢を勧告した場合又はその台風の接近により木材流出の恐れがあると判断した場合は、３時間以内に木材の撤去を完了することとしており木材整理場及び貯木場前水路においては、住吉川及びＡＢ区域にけい留の木材を撤去収用できるスペースの確保が義務づけられている。<br><br>２２－６　大阪港自然災害対策アクションプラン<br><br>東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震の発生に伴う大阪港臨海部における津波被害について、防災・減災を図るために策定した「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に台風来襲時の高潮や暴風対策を併せた「大阪港自然災害対策アクションプラン」※として充実し、達成度評価、及びアクション項目の見直しを継続的に行い、実効性の高い自然災害対策を推進する。<br>なお、今後、被害想定の見直しにより、被害（人的被害・経済的被害）が変動する場合は、速やかに対策の目標を修正するとともに、本プランの改訂を実施する。<br>※「大阪港自然災害対策アクションプラン」<br>東南海・南海地震津波、南海トラフ巨大地震津波による防災・減災対策に台風対策を併せた大阪港の課題への対策を示した総合的かつ戦略的なアクションプランであり、「計画期間」を示している。<br>また、関係行政機関、港湾関係事業者及び、市民等と協働して推進するため、津波対策の実施方針として「基本理念」「減災目標」「施策の方向性」を設定し、実効性のある津波対策を図ることとしている。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２３節　ライフライン施設の防災性向上対策**<br><br>ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。災害によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。<br>したがって、各ライフライン施設が災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努める。<br>また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。<br>ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方に基づき、各施設の災害予防対及び応急対策の計画を定める。<br>詳細は資料編を参照。<br>資料編/１７その他/<br>５．上水道施設の耐震化及び応急対策<br>６．下水道施設の耐震化及び応急対策<br>７．電気施設の耐震化及び応急対策<br>８．ガス施設の耐震化及び応急対策<br>９．電話施設の耐震化及び応急対策<br>10．放送施設の耐震化及び応急対策<br><br>14. 上水道施設の災害予防・応急対策<br>15. 下水道施設の災害予防・応急対策<br>16．電気施設の災害予防・応急対策<br>17．ガス施設の災害予防・応急対策<br>18．電話施設の災害予防・応急対策<br>19．放送施設の災害予防・応急対策 | **第２３節　ライフライン施設の防災性向上対策**<br><br>ライフライン施設は、市民等の日常生活や都市活動を支える基盤として不可欠のものである。災害によりライフラインに支障が生じると、平常の市民生活が困難となるほか、救援や復旧活動への大きな障害ともなる。<br>したがって、各ライフライン施設が災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、災害時における機能維持と早期復旧を目標とし、各ライフライン施設の特性に応じて、基幹施設や管路等の改良を進めるとともに、多重性・代替性のあるネットワークを形成するため、市域における供給単位の適正なブロック化に努める。<br>また、主要な防災活動拠点に対する上水道、下水道等のライフラインについてもその重要性を考慮して信頼性の向上を図る。<br>ライフラインの各事業者は上記の基本時考え方に基づき、各施設の災害予防対及び応急対策の計画を定める。<br>詳細は資料編を参照。<br>資料編/１７その他/<br>５．上水道施設の耐震化及び応急対策<br>６．下水道施設の耐震化及び応急対策<br>７．電気施設の耐震化及び応急対策<br>８．ガス施設の耐震化及び応急対策<br>９．電話施設の耐震化及び応急対策<br>10．放送施設の耐震化及び応急対策<br><br>14. 上水道施設の災害予防・応急対策<br>15. 下水道施設の災害予防・応急対策<br>16．電気施設の災害予防・応急対策<br>17．ガス施設の災害予防・応急対策<br>18．電話施設の災害予防・応急対策<br>19．放送施設の災害予防・応急対策 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２４節　教育施設の防災性向上対策**<br><br>２４－１　教育施設の防災性向上対策<br><br>施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。 | **第２４節　教育施設の防災性向上対策**<br><br>２４－１　教育施設の防災性向上対策<br><br>施設の長は、被害を最小限に防止するために、消火器、防火シャッター等防災器具及び防災施設の定期点検、災害時に転倒及び落下するおそれのある物品等の防止対策を講じておくとともに、特に火災・盗難の予防、停電断水等の事故に対する措置を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２５節　その他の施設の防災性向上対策**<br><br>２５－１　地下街・高層建築物等の防災性向上対策<br><br>地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み対策を行う。<br><br>（１）地下街、高層建築物等災害予防対策<br>ア　計画段階での指導<br>「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。<br>イ　予防査察<br>消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。<br>ウ　防火・防災管理体制の確立、充実<br>消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。<br>エ　施設、設備等の維持管理<br>設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。<br>オ　自衛消防体制の確立、充実<br>自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。<br>カ　事前調査<br>施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対策に活かすものとする。<br>キ　屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進<br>高層建築物等にあっては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。<br>（ア）軒高45mを超え100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場又は緊急救助用スペース）<br>（イ）軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場）<br>（ウ）高度医療施設（緊急離着陸場） | **第２５節　その他の施設の防災性向上対策**<br><br>２５－１　地下街・高層建築物等の防災性向上対策<br><br>地下街及び高層建築物の特殊性に鑑み対策を行う。<br><br>（１）地下街、高層建築物等災害予防対策<br>ア　計画段階での指導<br>「大阪市地下街連絡協議会」や「大規模建築物の建設計画の事前協議」等に参画している関係部局及び関係機関との連携を図り、また防災計画書作成の機会等もとらえて、災害を未然に防止するための方策について関係者等に指導する。<br>イ　予防査察<br>消防法に基づき、計画的に予防査察を実施し、火災予防の観点から検査項目ごとの状況把握と不備事項の違反是正等を行う。<br>ウ　防火・防災管理体制の確立、充実<br>消防法に基づき、防火・防災管理体制の確立、充実について関係者に指導する。また、地下街にあっては、設置に対し、地下街に関する管理規定を定め、防災保安に関する事項を遵守するよう指導する。<br>エ　施設、設備等の維持管理<br>設置されている避難上及び消火活動上必要な施設や各種の消防用設備等について、関係者に対し適正な維持管理に努めるよう指導する。<br>オ　自衛消防体制の確立、充実<br>自衛消防体制を確立、充実するため、自衛消防訓練等の機会をとらえて関係者に指導する。また、関係者や関係機関等との連携を図ることを目的として合同訓練も実施する。<br>カ　事前調査<br>施設の構造様式、使用状況、消防用設備等及び収容人員をはじめ、周囲の建物状況、地下鉄との接続状況及び消火栓の配置状況等を調査・把握して警防計画の策定等応急対策に活かすものとする。<br>キ　屋上緊急離着陸場等の設置指導の推進<br>高層建築物等にあっては、火災時における消防活動及び医療施設への傷病者の効率的な搬送等にヘリコプターを有効に活用するため、以下の屋上部分への緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置指導を推進する。<br>（ア）軒高45mを超え100m以下の建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場又は緊急救助用スペース）<br>（イ）軒高 100mを超える建築物で、非常用エレベーターの設置を要するもの（緊急離着陸場）<br>（ウ）高度医療施設（緊急離着陸場） |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第７章　市街地の防災性向上対策**<br><br>**第２６節　市街地の震災対策の推進**<br><br>わが国においては、阪神・淡路大震災（平成７年）以降も、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）といった最大震度７クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度６弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。<br>本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。<br>「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえたうえで、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。<br>それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、市街地の不燃化や避難経路を確保するとともに、地震被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格の形成市域全体の防災性の向上を図るものとする。<br>なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。<br>また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たなる防災空間の整備」）を推進していく。<br>さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて特定空き家等の所有者等を調査し、当該所有者等に助言や指導等を行うことにより是正を促し、倒壊等の二次災害の防止に努める。<br><br>**２６－１　密集住宅市街地の防災性向上の推進**<br><br>市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはＪＲ大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけられている。<br>地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。<br>本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム」（令和3年3月策定）に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早 | **第７章　市街地の防災性向上対策**<br><br>**第２６節　市街地の震災対策の推進**<br><br>わが国においては、阪神・淡路大震災（平成７年）以降も、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）といった最大震度７クラスの大きな地震が発生している。さらに平成30年に、大阪市内において最大震度６弱を観測した大阪北部を震源とする地震が発生した。<br>本市においては、上町断層帯による直下型地震や、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震といった海溝型地震の発生が今後30年以内に70%から80%と云われており、「自然災害に対する安全性を高める」とともに、「住宅を良好に維持・更新し、次の世代へ引き継ぐこと」により、「災害に強いまちづくり」を積極的に推進していくことが一層必要となっている。<br>「災害に強いまちづくり」を推進していくにあたっては、市街地の特性を十分に踏まえたうえで、各種整備を実施することが重要である。本市においては、計画的なまちづくりを進めるために道路等の都市基盤施設を先行的、総合的に整備する必要のある地域や、都市基盤施設の整備が不十分なまま市街化が進行し防災性の向上の観点から総合的な再整備が必要な地域が存在している。<br>それらの整備が必要と判断される地域に対し、それぞれの地域特性を考慮した上で、道路や公園等の都市基盤施設の整備を進めるとともに、建築物の耐震化及び不燃化の推進等を行い、総合的なまちづくりを実施することが必要である。特に防災面での課題を多く抱える密集住宅市街地においては、市街地の不燃化や避難経路を確保するとともに、地震被害の拡大を防ぎ、地震災害から都市機能を保全する防災骨格の形成市域全体の防災性の向上を図るものとする。<br>なお、道路や公園等の都市基盤施設は、震災時には災害応急対策活動を実施するための空間、あるいは被害軽減のための空間としての役割を担うオープンスペースとして機能することが期待され、これらに資する空間を整備・拡大することが、都市の防災性の向上を図る施策となる。ただし、それら整備された空間は、災害発生後の時間の経過とともに、災害応急対策活動上の利用の形態が変化することを考慮して、それらの役割を担うにたる空間の整備を推進することとする。<br>また、密集住宅市街地以外の再整備が必要な地域に対しても、事業環境が整った地区から順次整備を実施していく（「市街地整備の推進」）。加えて、本市の全域を対象とした都市基盤施設の整備にも努める（「防災空間の整備・拡大」）とともに、臨海地域等においても市街地形成への開発（「新たなる防災空間の整備」）を推進していく。<br>さらに、本市は、平常時より空き家等の所有者等の責任において家屋等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて特定空き家等の所有者等を調査し、当該所有者等に助言や指導等を行うことにより是正を促し、倒壊等の二次災害の防止に努める。<br><br>**２６－１　密集住宅市街地の防災性向上の推進**<br><br>市内には、老朽木造住宅がなお多く存在しているが、それらの多くはＪＲ大阪環状線外周部の戦災を免れた地域を中心に分布しており、防災性や住環境面で様々な課題を抱えた密集住宅市街地を形成している。こうした面的な災害の可能性の高い市街地を「防災性向上重点地区（約3,800ha）」と位置づけられている。<br>地震時等に大きな被害が想定される危険な密集市街地については、国において期間を定めて最低限の安全性を確保するという方針が示され、大阪府においても「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、令和12年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消することを目指し、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」の3本柱により、取組みを推進することが示されている。<br>本市においてもこのような密集住宅市街地の整備を進めるにあたり、「密集住宅市街地整備プログラム」（令和3年3月策定）に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」（約3,800ha）において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。 | 期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」（約3,800ha）において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。 |
| **２６－２　市街地整備の推進** | **２６－２　市街地整備の推進** |
| 施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。 | 施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。 |
| **２６－３　防災空間の整備・拡大** | **２６－３　防災空間の整備・拡大** |
| 公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。 | 公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。 |
| （１）都市公園の整備<br>都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。 | （１）都市公園の整備<br>都市公園は広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・支援活動の場となる空間となるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら空間の拡大や機能の充実を図るため、社会資本整備重点計画に沿って、都市防災に資する都市公園の整備を推進していく。 |
| （２）港湾緑地の整備<br>災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。 | （２）港湾緑地の整備<br>災害応急対策活動に資するために設けられた港湾地域での緑地は、一時避難場所、緊急物資の集積・配送拠点等の場となる空間を提供するものであることから、その立地特性を活かす機能の充実を図るため、大阪港港湾計画に基づき、災害応急対策活動に資する緑地を港湾地域で確保していく。 |
| （３）道路の整備<br>道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。 | （３）道路の整備<br>道路は震災時の避難・救援活動を支える緊急交通路や避難路、火災の延焼を抑える防災空間、ライフラインの収容空間などの役割を果たす。このため、新設・拡幅による良好な道路網の充実や機能の向上を図るため、社会資本整備重点計画に沿って幹線道路網の形成、鉄道の立体交差化、橋梁等の耐震対策、共同溝・電線共同溝の整備等の道路整備を推進する。 |
| （４）水辺整備<br>河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。 | （４）水辺整備<br>河川等の水辺空間は災害応急対策活動に資する場であるとともに、延焼の遮断帯を形成する。このため、それら機能にも配慮した水辺整備を実施するため、社会資本整備重点計画に沿って市域の河川、運河において、防災に寄与する水辺を創出することに努める。 |
| （５）墓園の整備<br>墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。 | （５）墓園の整備<br>墓園は延焼の遮断帯等に資する空間として機能する貴重なオープンスペースであることから、その空間の保全確保を図ることを目的として市内の墓園の整備に努める。 |
| （６）農地の保全<br>市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。<br>経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。 | （６）農地の保全<br>市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。<br>経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ２６－４　新たな防災空間の整備<br><br>港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待される。防災機能の付加・充実を考慮した整備に努めることとする。<br>港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実を図る。 | ２６－４　新たな防災空間の整備<br><br>港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることも期待される。防災機能の付加・充実を考慮した整備に努めることとする。<br>港湾管理者は、広域避難場所や一時避難場所、身近な救護・救援活動の場となる空間として活用することが可能となるよう、咲洲、舞洲、夢洲の新臨海部において、大阪の持続的な発展に寄与する新たな都市機能の集積を図るとともに、在来臨海部において、港湾機能と連携しながら防災空間の充実を図る。 |

## 新（修正案）

### 第２７節　市街地の浸水防止対策の推進

#### ２７－１　河川施設等の整備

洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。

（１）国土交通省管理河川

淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。

大和川では、流域全体の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備などの対策を行う。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、 洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

（２）大阪府管理河川

長期的目標として、１時間雨量80㎜程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。

今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を１時間雨量50㎜程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも１時間雨量65㎜程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。

（３）大阪市管理河川

住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする知事より委任された河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。

#### ２７－２　下水道施設の整備

本市は、市街地の９割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。

また、近年の地球温暖化による気候変動への適応策として、将来の降雨量の増加に対応するため、概ね１０年に一回の大雨である１時間６０ｍｍの計画降雨を１時間６６ｍｍに見直し、下水道整備を実施する。

（１）雨水排水施設の整備

浸水のない安全で快適な都市の形成を図るため、下水道幹線の建設や処理場ポンプ場の新設・増設、さらに、局所的大雨による集中豪雨被害軽減対策として、雨水の入り口である「ます」や、道路を横断する側溝の増設などの「点の対策（ピンポイント対策）」と、枝線管渠のネットワーク化などの「面の対策（やや規模の大きな対策）」など、各種対策を組み合わせて実施していく。

## 旧（令和５年４月）

### 第２７節　市街地の浸水防止対策の推進

#### ２７－１　河川施設等の整備

洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。

（１）国土交通省管理河川

淀川本川においては、計画規模の降雨が生起した場合においても洪水を安全に流下させるため、中・上流部の河川改修と整合を図りながら現在事業中の洪水調整施設を順次整備するとともに、洪水の流下を阻害している橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に整備を進める。

大和川では、流域全体の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、中上流部では、治水安全度を向上させ、かつ下流への流出増を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備などの対策を行う。

また、「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川及び大和川において、 洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。

（２）大阪府管理河川

長期的目標として、１時間雨量80㎜程度の豪雨に対応できるような治水施設の整備を進める。

今後20～30年程度でめざすべき当面の治水目標を１時間雨量50㎜程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも１時間雨量65㎜程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。

寝屋川流域については、河道改修や治水緑地の整備等、流域調節池の整備や雨水の流出抑制など、大阪市をはじめとする関係市と協力し総合治水対策を進め、治水安全度の向上を図る。

（３）大阪市管理河川

住吉川等の市長管理の一級河川、加美巽川、細江川等の準用河川、普通河川、あるいは城北川をはじめとする知事より委任された河川について、治水利水上必要なものは積極的に改修、環境整備を進める。

#### ２７－２　下水道施設の整備

本市は、市街地の９割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、集中豪雨等の大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。

~~資料編／17 その他／８．下水道施設の整備　のとおり~~

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （２）ポンプ場の浸水予防対策<br>　災害時における排水機能の確保のため、ポンプ施設の耐水化は重要な要件であり、津波や高潮、豪雨による浸水を想定した「計画浸水予防高」等を考慮した施設配置、建築物の防水扉の設置等の耐水化対策を施すこととする。なお、計画浸水予防高については、必要に応じて見直しを検討する。<br>　また、施設内に浸水してもポンプ機能を確保できるように、電源設備等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備（ポンプ、電源設備等）が設置している部屋への防水扉等の設置、主要設備の耐水化等の対策も進める。<br>　さらに、浸水時の予備燃料不足等による機能低下を防ぐため、予備電源や予備燃料等の確保に努める。<br>（３）河川・下水の連携<br>　特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川流域に指定されている寝屋川流域において、「寝屋川流域水害対策計画」に基づき、行政、流域住民等が一体となって浸水被害の解消をめざす。河川の増水時には、破堤による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避するため、下水道雨水ポンプ施設の運転調整を実施する。 | |
| ２７－３　都市施設や避難所等の浸水予防対策<br><br>　都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。<br><br>（１）防災活動拠点となる施設の浸水対策<br>　水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備（電源設備、通信設備等）の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。<br>　さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。<br><br>（２）災害時避難所の浸水対策<br>　災害時避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がでないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。<br><br>（３）病院等の浸水対策<br>　浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないよう、電源設備や医療機器等の医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。<br>　さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導体制及び手順の明確化に努める。<br><br>（４）主要幹線道路の浸水対策<br>ア　アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水設備等の整備・拡充・維持管理<br>　主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポンプ等の整備・拡充に努めるほか、排水施設及び排水設備の補修等、適切な維持管理を推進する。<br>イ　水災時の緊急交通路の確保<br>　水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。<br><br>（５）鉄道の地下施設への浸水対策<br>　鉄道の地下施設への浸水を防止するため、必要な個所には、防水堰又は止水扉、ずい道内止水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。 | ２７－３　都市施設や避難所等の浸水予防対策<br><br>　都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。<br><br>（１）防災活動拠点となる施設の浸水対策<br>　水害時における防災活動拠点として重要な役割を担う市役所や区役所等の主要設備（電源設備、通信設備等）の嵩上げ又は高所への移設、備蓄倉庫等の災害対策施設の高所への移設や防水扉等の設置等を検討する。<br>　さらに予備電源等の確保に努め、設備機能の停止を回避する対策を進める。<br><br>（２）災害時避難所の浸水対策<br>　災害時避難所となる施設の浸水危険性を検討し、浸水した場合でも避難生活に支障がでないように、電源等の主要設備の嵩上げ又は高所への移設、予備電源の確保、食料・生活必需品等の備蓄物資の高所への移設等を検討する。<br><br>（３）病院等の浸水対策<br>　浸水により病院等の医療活動に支障をきたすことがないよう、電源設備や医療機器等の医療活動に必要な主要設備の嵩上げ又は高所への移設、主要設備の耐水化、予備電源の確保、医療機器等の設備の耐水化等を検討する。<br>　さらに、入院患者の安全・確実な避難のため、避難誘導体制及び手順の明確化に努める。<br><br>（４）主要幹線道路の浸水対策<br>ア　アンダーパス部分等の特に浸水に弱い箇所の排水~~ポンプ~~の整備・拡充<br>　主要幹線道路の浸水時に水が滞水しやすいアンダーパス部分等において、排水ポプ等の整備・拡充に努める。<br>イ　水災時の緊急交通路の確保<br>　水災時の緊急交通路の輸送ネットワーク路線の確保を検討する。<br><br>（５）鉄道の地下施設への浸水対策<br>　鉄道の地下施設への浸水を防止するため、必要な個所には、防水堰又は止水扉、ずい道内止水扉を設置しており、今後も施設の維持、更新を進める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。 | また、災害予防の観点から鉄道施設の維持・改良や災害に対する体制の確立に努める。 |
| ２７－４　地盤沈下対策 | ２７－４　地盤沈下対策 |
| 環境局は、土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取の許可手続等に関する要綱」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。<br>また、地盤沈下調査のための一級水準測量を数年ごとに実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。 | 環境局は、土地や堤防の沈下により水害等が発生しないように、地下水の汲み上げによる地盤沈下を防止するため「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「帯水層蓄熱型冷暖房事業に供する建築物用地下水の採取の許可手続等に関する要綱」により、地下水採取の規制及び指導を継続する。<br>また、地盤沈下調査のための一級水準測量を数年ごとに実施するとともに、地盤沈下量及び地下水位の常時観測を行う。 |

## 新（修正案）

### 第２８節　民間建築物の防災性向上対策

市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。

阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画※1により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。

また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。

さらに、防災性の向上に係る一定の基準を満たす災害に強い良質な民間マンションの誘導を図る※3。

※1 「大阪市耐震改修促進計画」
南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和７年までに民間住宅の耐震化率を95%及び多数の者が利用する民間建築物※2で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。

※2 「多数の者が利用する民間建築物」
耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。

※3 大阪市防災力強化マンション認定制度

#### ２８－１　耐震化の促進に向けた取り組み

都市整備局は、建築物の耐震化に向けた支援として以下の取り組みを進める。ただし、（３）については、経済戦略局において、取り組みを進める。

（１）木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施により、耐震化を促進。

（２）木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。

（３）中小企業向け各種制度融資の活用。

（４）耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要緊急安全確認大規模建築物」
病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。

（５）耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物※）について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要安全確認計画記載建築物」
大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線（大阪市内9路線　約48km）の沿道にある建築物。昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。

## 旧（令和５年４月）

### 第２８節　民間建築物の防災性向上対策

市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを~~目指す~~ため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。

阪神・淡路大震災においては、木造・非木造合わせて約68万棟の建築物に倒壊や一部損壊等の被害が発生し、特に昭和56年以前に建築された建築物の被害が大きかったことから、このような既存建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した大阪市耐震改修促進計画※1により、耐震診断・改修や建替えを促進する。また、新築建築物にあっては耐震性が確保されるよう努める。

また、既存民間建築物については、その所有者が個人の生命・財産に及ぼす影響はもとより、周辺地域に及ぼす影響についても十分に認識することが重要であり、所有者が自主的に行う耐震化の取り組みに対し、支援や普及啓発等を積極的に行う。

さらに、防災性の向上に係る一定の基準を満たす災害に強い良質な民間マンションの誘導を図る※3。

※1 「大阪市耐震改修促進計画」
南海トラフ巨大地震及び上町断層帯地震による人的被害や経済被害の軽減を図るため、令和７年までに民間住宅の耐震化率を95%及び多数の者が利用する民間建築物※2で耐震性の不足するものを概ね解消を目標に、耐震化の促進に取り組む。

※2 「多数の者が利用する民間建築物」
耐震改修促進法で定められている学校、病院、ホテル、事務所等一定規模以上で多数の者が利用する民間建築物のこと。

※3 大阪市防災力強化マンション認定制度

#### ２８－１　耐震化の促進に向けた取り組み

都市整備局は、建築物の耐震化に向けた支援として以下の取り組みを進める。ただし、（３）については、経済戦略局において、取り組みを進める。

（１）木造戸建住宅等の耐震化の促進を図るため、市民向け相談窓口を運営するほか、大阪市耐震改修支援機構や建築関係団体との連携により、様々な普及啓発や情報提供の実施により、耐震化を促進。

（２）木造戸建住宅等の耐震診断費・耐震改修設計費や耐震改修工事費、耐震除却工事費に対する補助により、耐震化を促進。

（３）中小企業向け各種制度融資の活用。

（４）耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要緊急安全確認大規模建築物」
病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び小・中学校、保育所、老人ホーム等の避難に特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物であって、昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物。

（５）耐震診断が義務付けられている大阪府が指定した「優先して耐震化に取り組む路線」の沿道建築物（要安全確認計画記載建築物※）について、耐震診断結果の報告内容の公表等により、耐震化を促進。

※「要安全確認計画記載建築物」
大阪府が広域緊急交通路のうち、「優先して耐震化に取り組む路線」として指定した耐震診断義務化対象路線（大阪市内9路線　約48km）の沿道にある建築物。昭和56年5月31日以前に着工し、地震に対する安全性が明らかでない建築物で倒壊時に道路を閉塞するおそれのあるものが対象となる。

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **２８－２　建築物の不燃化促進**<br><br>建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。<br><br>（１）都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。<br><br>（２）避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。 | **２８－２　建築物の不燃化促進**<br><br>建築物の不燃化促進のため以下の取り組みを行う。<br><br>（１）都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定とともに、平成16年度から、建ぺい率の緩和とあわせた防火規制の強化による建築物の不燃化を実施してきており、今後、構造等の規制による建築物の不燃化について検討を行う。<br><br>（２）避難路沿道の不燃化促進のため、都市防災不燃化促進事業により耐火建築物等の建設を促進する。 |
| **２８－３　非構造部材の脱落防止等の落下対策**<br><br>天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。 | **２８－３　非構造部材の脱落防止等の落下対策**<br><br>天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、屋内収容物の転倒対策、ブロック塀等の倒壊対策、屋外設置物の適切な維持管理、エレベーターの耐震対策、閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止措置について、普及啓発を図る。 |
| **２８－４　長周期地震動対策等**<br><br>長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。 | **２８－４　長周期地震動対策等**<br><br>長周期地震動対策等について、国による法整備等に基づく対策の普及啓発を図る。 |
| **２８－５　空き家等の対策**<br><br>大阪市空家等対策協議会において策定した「大阪市空家等対策計画」に基づき、区役所を拠点として関係所属が連携しつつ、計画に基づく空家等対策の取組を進める。 | |

## 新（修正案）

**第８章　協働・協力体制**

**第２９節　応援要請**

大規模災害発生時に、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の応急措置や災害応急・復旧活動が実施できない場合に備えて、基本法等や各種協定に基づく、関係機関、団体に対しての応援を要請した場合に必要となる事項※について、あらかじめ定めておくことが必要である。

また、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うことも想定した準備が必要である。

なお、要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動することになる。

※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。
ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　応援を必要とする活動内容
カ　その他必要な事項

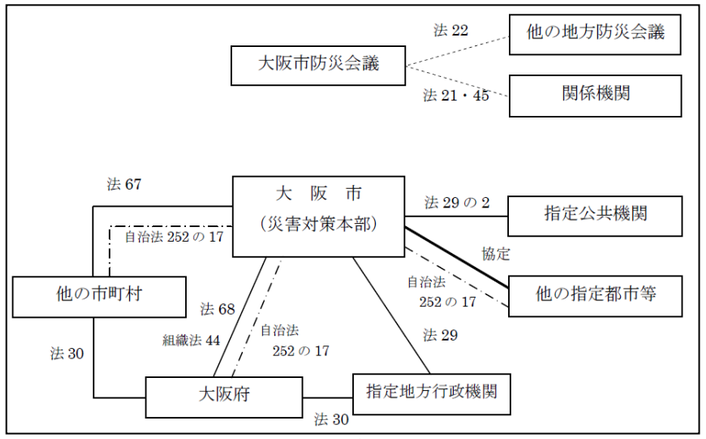


**図　法律又は協定に基づく応援協力の要請系統**

（注）　全般的な相互応援協力　　職員の派遣
応急措置実施の応援要求　　防災会議所掌事務遂行のための協力要請等

自治法＝地方自治法　　法＝災害対策基本法、
協定＝21 大都市災害時相互応援に関する協定等、組織法＝消防組織法

### ２９－１　行政機関との相互応援協力

（１）応援要請・応援協力

法令等により行政機関が相互に応援協力するするために、市本部長が行う要請については以下のとおりである。また各部門について担当する部局の長が法令や協定等により要請する場合もある（協定等一覧は、資料編参照）。

いずれも実際に要請する際の方法については、あらかじめ確認しておく。

## 旧（令和５年４月）

**第８章　協働・協力体制**

**第２９節　応援要請**

大規模災害発生時に、本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の応急措置や災害応急・復旧活動が実施できない場合に備えて、~~災害対策~~基本法等や各種協定に基づく、関係機関、団体に対しての応援を要請した場合に必要となる事項※について、あらかじめ定めておくことが必要である。

また、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うことも想定した準備が必要である。

なお、要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動することになる。

※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。
ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　応援を必要とする活動内容
カ　その他必要な事項

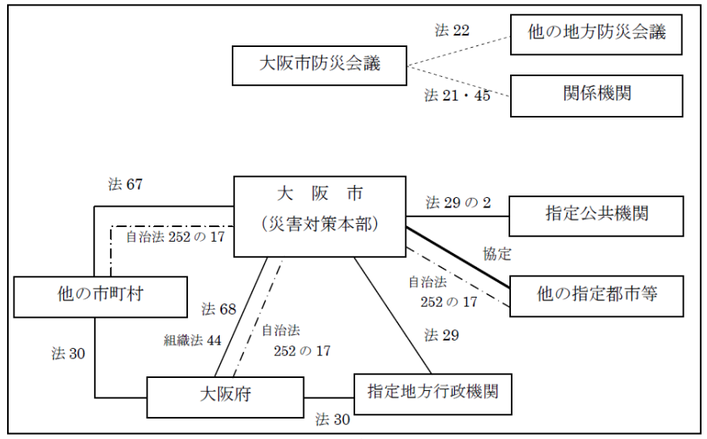


**図　法律又は協定に基づく応援協力の要請系統**

（注）　全般的な相互応援協力　　職員の派遣
応急措置実施の応援要求　　防災会議所掌事務遂行のための協力要請等

自治法＝地方自治法　　法＝災害対策基本法、
協定＝21 大都市災害時相互応援に関する協定等、組織法＝消防組織法

### ２９－１　行政機関との相互応援協力

（１）応援要請・応援協力

法令等により行政機関が相互に応援協力するするために、市本部長が行う要請については以下のとおりである。また各部門について担当する部局の長が法令や協定等により要請する場合もある（協定等一覧は、資料編参照）。

いずれも実際に要請する際の方法については、あらかじめ確認しておく。

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

表　市本部長が行う要請

| 要請者 | 相手先 | 要請内容 |
|---|---|---|
| 市本部長<br><br>担当:<br>危機管理部 | 府知事 | 応援要請又は応急措置要請（基本法第68条） |
| | | 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第 44 条） |
| | | 自衛隊の災害派遣要請（基本法第 68 条の２） |
| | 他の市町村長 | 応援要請（基本法第 67 条第１項） |
| | 指定地方行政機関の長<br>指定公共機関 | 職員の派遣要請(注)<br>（法第 29 条第２項及び地方自治法第 252 条の 17 第１項 |
| | 関西広域連合 | 応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等） |
| | 総務省 | 応急対策職員派遣制度による対口支援※ |

※「対口支援」
　被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。
（注）危機管理部と各部が連携して行う

表　国等による主な支援※

| 関係省庁 | 支援チーム等 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 自衛隊 | 災害派遣部隊 | ・行方不明者の捜索及び負傷者の救助<br>・人員や物資の輸送<br>・給水 |
| 消防庁 | 緊急消防援助隊 | ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動<br>・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動 |
| 警察庁 | 警察災害派遣隊 | ・検視、死体見分及び身元確認の支援<br>・緊急交通路の確保 |
| 総務省 | 災害時テレコム支援チーム<br>（MIC-TEAM） | ・情報通信サービスに関する被害状況の把握<br>・関係行政機関・事業者等との連絡調整<br>・地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援 |
| 文部科学省 | 被災文教施設<br>応急危険度判定 | ・被災文教施設の応急危険度判定 |
| 厚生労働省 | 災害派遣医療チーム<br>（DMAT） | ・急性期（概ね４８時間以内）から医療活動を実施<br>・病院の医療行為を支援<br>・被災地の外に搬送する広域医療搬送 |
| | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） | ・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント<br>・既存の精神医療システムの支援<br>・被災地での精神保健活動への専門的支援<br>・被災した医療機関への専門的支援 |
| 農林水産省 | 農林水産省・サポート・アドバイス・チーム<br>（MAFF-SAT） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援 |
| 国土交通省 | 緊急災害対策派遣隊<br>（TEC-FORCE） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被害の発生及び拡大の防止<br>・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援<br>・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））<br>・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 全国被災建築物<br>応急危険度判定協議会 | ・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 被災宅地<br>危険度判定連絡協議会 | ・被災宅地の危険度判定<br>・擁壁等の宅地の危険度判定 |

### 旧（令和５年４月）

表　市本部長が行う要請

| 要請者 | 相手先 | 要請内容 |
|---|---|---|
| 市本部長<br><br>担当:<br>危機管理部 | 府知事 | 応援要請又は応急措置要請（基本法第68条） |
| | | 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第 44 条） |
| | | 自衛隊の災害派遣要請（基本法第 68 条の２） |
| | 他の市町村長 | 応援要請（基本法第 67 条第１項） |
| | 指定地方行政機関の長<br>指定公共機関 | 職員の派遣要請(注)<br>（法第 29 条第２項及び地方自治法第 252 条の 17 第１項 |
| | 関西広域連合 | 応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等） |
| | 総務省 | 応急対策職員派遣制度による対口支援※ |

※「対口支援」
　被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。
（注）危機管理部と各部が連携して行う

表　国等による主な支援※

| 関係省庁 | 支援チーム等 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 自衛隊 | 災害派遣部隊 | ・行方不明者の捜索及び負傷者の救助<br>・人員や物資の輸送<br>・給水 |
| 消防庁 | 緊急消防援助隊 | ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動<br>・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動 |
| 警察庁 | 警察災害派遣隊 | ・検視、死体見分及び身元確認の支援<br>・緊急交通路の確保 |
| 文部科学省 | 被災文教施設<br>応急危険度判定 | ・被災文教施設の応急危険度判定 |
| 厚生労働省 | 災害派遣医療チーム<br>（DMAT） | ・急性期（概ね４８時間以内）から医療活動を実施<br>・病院の医療行為を支援<br>・被災地の外に搬送する広域医療搬送 |
| | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） | ・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント<br>・既存の精神医療システムの支援<br>・被災地での精神保健活動への専門的支援<br>・被災した医療機関への専門的支援 |
| 農林水産省 | 農林水産省・サポート・アドバイス・チーム<br>（MAFF-SAT） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援 |
| 国土交通省 | 緊急災害対策派遣隊<br>（TEC-FORCE） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被害の発生及び拡大の防止<br>・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援<br>・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））<br>・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 全国被災建築物<br>応急危険度判定協議会 | ・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 被災宅地<br>危険度判定連絡協議会 | ・被災宅地の危険度判定<br>・擁壁等の宅地の危険度判定 |
| 環境省 | 災害廃棄物<br>処理支援ネットワーク<br>（D.Waste-Net） | ・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援<br>・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| 環境省 | 災害廃棄物<br>処理支援ネットワーク<br>（D.Waste-Net） | ・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援<br>・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 |
| 内閣府 | 災害時情報集約支援チーム（ISUT） | ・ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用Webサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供<br>・避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成 |

出典:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和３年６月内閣府（防災）

（２）受援計画の策定

危機管理室は、災害時に広域応援等の要請に応じ派遣された他の自治体等からの応援職員等（以下「応援職員等」という。）を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておくため、受援計画を策定する。

ア　庁内全体の受援担当者の選定

災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県その他応援職員等派遣機関との調整を行う「庁内全体の受援担当者」を災害対策本部内に明確に位置づけ、全庁横断的な役割を果たせるようにする。

イ　各業務の受援担当者の選定

災害時の受援対象業務の担当部署に、庁内全体の受援担当者との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員等との調整等を行う「各業務の受援担当者」を選定する。

ウ　応援職員等の受入れ環境確保の整理

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が執務を行う環境確保について整理する。

エ　受援対象業務の整理

災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらう受援対象業務をあらかじめ選定し、業務の具体的内容と応援職員等に担ってもらう範囲、当該業務に係るマニュアルを整理する。

オ　その他

（ア）受援計画の実効性の確保

受援計画の実効性を高めるため、研修、訓練等を行い、計画内容の検証と改善を定期的に実施する

（イ）受援に関する費用の整理

受援に関する費用の扱いについて、災害時相互応援協定など事前に検討できるものは、受援側と応援側による負担の考え方を可能な限り明確に整理しておく。

（３）応援職員の環境整備・装備の充実

危機管理室及び応援職員を受け入れる所属は、応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女及び多様な性等の方ともに活動することに配慮するものとする。

ア　応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成

イ　民間事業者とのキャンピングカーの提供に関する協定の締結による、応援職員の宿泊及び仮眠場所の確保

ウ　会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

エ　テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

オ　その他、応援職員等の円滑な執務に向けた資機材等の確保

## 旧（令和５年４月）

出展:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和2年4月内閣府（防災）

（２）受援計画の策定

危機管理室~~並びに各所属~~は、災害時に~~外部からの~~応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておくため、受援計画を策定する。

ア　庁内全体の受援担当者の選定

災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県その他応援職員等派遣機関との調整を行う「庁内全体の受援担当者」を災害対策本部内に明確に位置づけ、全庁横断的な役割を果たせるようにする。

イ　各業務の受援担当者の選定

災害時の受援対象業務の担当部署に、庁内全体の受援担当者との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員等との調整等を行う「各業務の受援担当者」を選定する。

ウ　応援職員等の受入れ環境確保の整理

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が執務を行う環境確保について整理する。

エ　受援対象業務の整理

災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらう受援対象業務をあらかじめ選定し、業務の具体的内容と応援職員等に担ってもらう範囲、当該業務に係るマニュアルを整理する。

オ　その他

（ア）受援計画の実効性の確保

受援計画の実効性を高めるため、研修、訓練等を行い、計画内容の検証と改善を定期的に実施する

（イ）受援に関する費用の整理

受援に関する費用の扱いについて、災害時相互応援協定など事前に検討できるものは、受援側と応援側による負担の考え方を可能な限り明確に整理しておく。

## 新（修正案）

### ２９－２　応急対策職員派遣制度による支援

地方公共団体間の人的支援については、被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合において、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」による支援の仕組みがある。

次の二種類の支援があるので、危機管理室、各所属はこのシステムを想定した受援体制の整理を行う。

| 支援の種類 | 派遣の内容 |
|---|---|
| 被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援 | 災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」派遣 |
| 避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援 | 被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則として1 対1 で割り当てる「対口支援方式」による応援職員派遣 |

### ２９－３　関係民間団体等に対する応援要請

災害時に民間企業、NPO、ボランティア団体等の様々な関係民間団体等に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、各所属長は災害時の分掌事務に関わり、事前に関係民間団体等との間で連携強化を進め、委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ、協定を締結するなど、協力体制を構築し、関係民間団体等のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める（協定等の一覧は資料編参照）。

協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、本市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

## 旧（令和５年４月）

### ２９－２　応急対策職員派遣制度による支援

地方公共団体間の人的支援については、被災都道府県及び管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合において、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員派遣制度」による支援の仕組みがある。

次の二種類の支援があるので、危機管理室、各所属はこのシステムを想定した受援体制の整理を行う。

| 支援の種類 | 派遣の内容 |
|---|---|
| 被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援 | 災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成される「総括支援チーム」派遣 |
| 避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援 | 被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則として1 対1 で割り当てる「対口支援方式」による応援職員派遣 |

### ２９－３　関係民間団体等に対する応援要請

災害時に民間企業、NPO、ボランティア団体等の様々な関係民間団体等に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、各所属長は災害時の分掌事務に関わり、事前に関係民間団体等との間で連携強化を進め、委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ、協定を締結するなど、協力体制を構築し、関係民間団体等のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める（協定等の一覧は資料編参照）。

協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、本市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第３０節　市民等による防災活動**<br><br>災害による被害を防止し、軽減するため、市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行う防災活動体制を整備する。<br>また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の中核として活動する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。<br>また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。<br><br>**３０－１　自主防災組織**<br><br>（１）自主防災組織の構成<br>自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。<br><br>（２）自主防災組織の活動<br>平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。<br>災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下「地域本部」という）を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。<br>活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。<br><br>（３）自主防災組織の装備<br>危機管理室は、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の伝達を行う。<br>また、危機管理室及び消防局は、災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を配備する。<br><br>**３０－２　地域防災リーダー**<br><br>地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、危機管理室が作成する自主防災活動ガイドライン及び各区の要綱等により役割等を定める。<br><br>（１）活動内容<br>○防災活動に必要な知識、技術の習得に関すること<br>○地域における防災知識の普及に関すること<br>○その他、災害発生時に備えた予防等に関すること<br>○災害発生時、習得している知識や技術を活用した、率先した組織的防災活動の実施<br><br>（２）研修・育成<br>地域防災リーダーは、毎年１回以上の研修を受講する。区役所・消防署は、地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。<br>詳細は各区の要綱及び危機管理室が作成する自主防災活動ガイドラインによる。<br><br>**３０－３　水防団等の強化**<br><br>本市は、淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 | **第３０節　市民等による防災活動**<br><br>災害による被害を防止し、軽減するため、市民等自らが出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導等を行う防災活動体制を整備する。<br>また、地域コミュニティの活性化により、市民等が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できるよう、区役所は自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災組織の中核として活動する「地域防災リーダー」の研修・指導を実施する。<br>また、区役所は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。<br><br>**３０－１　自主防災組織**<br><br>（１）自主防災組織の構成<br>自主防災組織は、小学校区程度の範囲で地域活動協議会などを中心とし、地域に居住及び勤務する広範な人員で構成する。<br><br>（２）自主防災組織の活動<br>平時には、防災意識の啓発や防災訓練等の活動を実施し、その実行力の確保に努める。<br>災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、避難誘導や救出救助、避難所の自主的運営などの活動を実施する。<br>活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。<br><br>（３）自主防災組織の装備<br>危機管理室は、自主防災組織に無線機を配備し、的確な情報の伝達を行う。<br>また、危機管理室及び消防局は、災害時に自主防災組織が活用する可搬式ポンプ・救助用資機材を配備する。<br><br>**３０－２　地域防災リーダー**<br><br>地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、危機管理室が作成する自主防災活動ガイドライン及び各区の要綱等により役割等を定める。<br><br>（１）活動内容<br>○防災活動に必要な知識、技術の習得に関すること<br>○地域における防災知識の普及に関すること<br>○その他、災害発生時に備えた予防等に関すること<br>○災害発生時、習得している知識や技術を活用した、率先した組織的防災活動の実施<br><br>（２）研修・育成<br>地域防災リーダーは、毎年１回以上の研修を受講する。区役所・消防署は、地域における防災機能を強化し活性化するために、地域防災リーダーに対する研修等を行い、災害時に効果的かつ実践的な防災活動が展開できるよう活動の基盤づくりを行う。<br>詳細は各区の要綱及び危機管理室が作成する自主防災活動ガイドラインによる。<br><br>**３０－３　水防団等の強化**<br><br>本市は、淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（予防対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、 民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 | また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、 民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第３１節　ボランティア**<br><br>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。<br>また平常時においても、ＮＰＯ等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られる。<br>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携するとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。<br>ボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。<br>さらに、専門的技術や知識を有するボランティアについては、需給調整のコーディネート機能や研修制度を充実するとともに、事前登録制度等の活用に努める。<br><br>**３１－１　専門ボランティアの登録・研修**<br><br>災害時の防災活動に際し、専門性の高いボランティアの速やかな受入れ体制を整備できるよう、各所属は専門性の高いボランティアについて平時からの登録に取り組むとともに、登録された専門ボランティアについては、機会をとらえた研修を実施する。<br><br>**３１－２　本市退職者による災害時ボランティアの登録**<br><br>大規模災害発生時の災害対応実施にあたっては多数の人員が必要である。そのため、危機管理室で本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を設けて事前に登録しておく。<br>登録の対象者は、本市の正規職員で退職した者のうち、登録日現在概ね 70 歳未満の希望者とし、市域内で震度６弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。 | **第３１節　ボランティア**<br><br>ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。<br>また平常時においても、ＮＰＯ等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られる。<br>ボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携~~した取組みが行えるよう~~、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。<br>さらに、専門的技術や知識を有するボランティアについては、需給調整のコーディネート機能や研修制度を充実するとともに、事前登録制度等の活用に努める。<br><br>**３１－１　専門ボランティアの登録・研修**<br><br>災害時の防災活動に際し、専門性の高いボランティアの速やかな受入れ体制を整備できるよう、各所属は専門性の高いボランティアについて平時からの登録に取り組むとともに、登録された専門ボランティアについては、機会をとらえた研修を実施する。<br><br>**３１－２　本市退職者による災害時ボランティアの登録**<br><br>大規模災害発生時の災害対応実施にあたっては多数の人員が必要である。そのため、危機管理室で本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を設けて事前に登録しておく。<br>登録の対象者は、本市の正規職員で退職した者のうち、登録日現在概ね 70 歳未満の希望者とし、市域内で震度６弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。 |

## 新（修正案）

**第９章　物資の確保と供給体制**

**第３２節　物資の確保と供給**

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になることが予想される。

災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、大阪府域救援物資対策協議会の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき定める備蓄計画により、発災後３日目までに必要な物資を大阪府と合わせて確保する。

また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

同時に、災害時に必要な物資を迅速に提供できるように、避難所や区役所への分散備蓄を進め、なお不足する物資についても円滑に調達し、提供できるように協定に基づく物資の調達方法や、物資の配送方法、調達・配送にかかる役割分担を定めた配送計画を策定するとともに、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、緊急時の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

**３２－１　市民や事業所等における備蓄等の推進**

（１）市民の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項に基づき、市民は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

具体的には、災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を備えるよう促進を図る。

（２）事業者の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項に基づき、事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために必要な物資を備蓄するように努めなければならない。なお、施設内待機等の必要な措置を講ずる場合には、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めるとともに、事業者の事業の継続又は早期の再開により、流通機構が早期に復旧するように事業者への働きかけを進める。

**３２－２　飲料水等の確保**

（１）飲料水の備蓄

本市は災害時の断水に備え、生命維持に最低限必要な量の飲料水を備蓄する。なお、必要な備蓄量は、危機管理室が別に備蓄計画を定め適切に管理を行う。

また、発災直後に必要な飲料水を配布できるように、各避難所に必要な飲料水を備蓄するよう努める。

## 旧（令和５年４月）

**第９章　物資の確保と供給体制**

**第３２節　物資の確保と供給**

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になることが予想される。

災害により一時的に都市機能が不全になることを想定し、避難所等における市民の最低限の生活を維持することを目的に、大阪府域救援物資対策協議会の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に~~もとづき~~定める備蓄計画により、発災後３日目までに必要な物資を大阪府と合わせて確保する。

また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受け入れ態勢を整備するとともに、他自治体や民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。

同時に、災害時に必要な物資を迅速に提供できるように、避難所や区役所への分散備蓄を進め、なお不足する物資についても円滑に調達し、提供できるように協定に~~もとづく~~物資の調達方法や、物資の配送方法、調達・配送にかかる役割分担を定めた配送計画を策定するとともに、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、緊急時の輸送体制の整備を図る。

**３２－１　市民や事業所等における備蓄等の推進**

（１）市民の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項に~~もとづき~~、市民は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

具体的には、災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を備えるよう促進を図る。

（２）事業者の責務

「大阪市防災・減災条例」第23条2項に~~もとづき~~、事業者は、災害の発生に備え、食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために必要な物資を備蓄するように努めなければならない。なお、施設内待機等の必要な措置を講ずる場合には、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関する協定を締結するよう努めるとともに、事業者の事業の継続又は早期の再開により、流通機構が早期に復旧するように事業者への働きかけを進める。

**３２－２　飲料水等の確保**

（１）飲料水の備蓄

本市は災害時の断水に備え、生命維持に最低限必要な量の飲料水を備蓄する。なお、必要な備蓄量は、危機管理室が別に備蓄計画を定め適切に管理を行う。

また、発災直後に必要な飲料水を配布できるように、各避難所に必要な飲料水を備蓄するよう努める。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （２）広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置<br>建設局が設置する、広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽は、この地点の避難者に対する水の運搬が不要になるだけでなく、避難所等への応急給水の水源になる等の利点がある。<br>本市では、阪神・淡路大震災を契機として、城北公園を始め９公園に飲料用耐震性貯水槽を設置しており、今後も同様の飲料用耐震性貯水槽の継続的な設置を図っていく。 | （２）広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽の設置<br>建設局が設置する、広域避難場所における飲料用耐震性貯水槽は、この地点の避難者に対する水の運搬が不要になるだけでなく、避難所等への応急給水の水源になる等の利点がある。<br>本市では、阪神・淡路大震災を契機として、城北公園を始め９公園に飲料用耐震性貯水槽を設置しており、今後も同様の飲料用耐震性貯水槽の継続的な設置を図っていく。 |
| **３２－３　食料の確保及び供給** | **３２－３　食料の確保及び供給** |
| 災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食料の配給が可能なように、危機管理室は平常時から備蓄による食料の確保を推進する。なお、大阪府からの供給や協定による調達及び他都市からの援助物資等、様々な調達方法を想定したうえで、効率的な備蓄を行う。<br>乳幼児、高齢者、食物アレルギーの方等、食事に配慮が必要な方への対応に留意し、調達、備蓄を行い、具体的な品目や備蓄量は別に備蓄計画を定める。また、供給の際にも十分留意する。 | 災害直後は食品流通機能が麻痺することも想定されるので、被災者に対して食料の配給が可能なように、危機管理室は平常時から備蓄による食料の確保を推進する。なお、大阪府からの供給や協定による調達及び他都市からの援助物資等、様々な調達方法を想定したうえで、効率的な備蓄を行う。<br>乳幼児、高齢者、食物アレルギーの方等、食事に配慮が必要な方への対応に留意し、調達、備蓄を行い、具体的な品目や備蓄量は別に備蓄計画を定める。また、供給の際にも十分留意する。 |
| **３２－４　生活必需品の確保** | **３２－４　生活必需品の確保** |
| 災害時に必要な生活必需品は、最低限必要な数量を備蓄計画により備蓄し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。<br>また、必要な物資を円滑に調達・配送できるように必要な事項を配送計画に定める。 | 災害時に必要な生活必需品は、最低限必要な数量を備蓄計画により備蓄し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。<br>また、必要な物資を円滑に調達・配送できるように必要な事項を配送計画に定める。 |
| **３２－５　し尿処理に関する事前準備** | **３２－５　し尿処理に関する事前準備** |
| 災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。<br>また、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込量及び仮設トイレの必要数を把握する。<br>環境局及び危機管理室は、備蓄トイレや仮設トイレの備蓄や確保に努める。<br>また、建設局は広域避難場所において、マンホールトイレの整備を行う。 | 災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。<br>また、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込~~み~~量及び仮設トイレの必要数を把握する。<br>環境局は、備蓄トイレや仮設トイレの備蓄や確保に努める。<br>また、建設局は広域避難場所において、マンホールトイレの整備を行う。 |
| **３２－６　生活物資等の確保のための協定の締結等** | **３２－６　生活物資等の確保のための協定の締結等** |
| 避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資は、保存期間の問題や倉庫の確保が困難等の理由により現物での備蓄には限界があるため、危機管理室及び関係局は事業者との協定締結による調達体制を整備する。<br>なお、締結済みの協定の品目の見直しや、新たな協定の締結に努めるとともに、輸送力の確保、民間から供給される物資の輸送、配分については各区と十分に情報交換を行う。 | ~~（１）協定の締結~~<br>避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資は、保存期間の問題や倉庫の確保が困難等の理由により現物での備蓄には限界があるため、危機管理室及び関係局は業者との協定締結による調達体制を整備する。<br>なお、締結済みの協定の品目の見直しや、新たな協定の締結に努めるとともに、輸送力の確保、民間から供給される物資の輸送、配分については各区と十分に情報交換を行う。 |
| **３２－７　備蓄倉庫の整備** | **３２－７　備蓄倉庫の整備** |
| 災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想されるため、危機管理室、区役所は、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、効率的かつ安全な場所での | 災害時には、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難になることが予想されるため、危機管理室、区役所は、輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、効率的かつ安全な場所での |

## 新（修正案）

分散備蓄体制を整備する。

具体的には、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、区役所を区備蓄拠点、複数区を対象とした地区備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄保管場所の確保に努める。

詳細は、別途定める「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」による。なお、市設建築物を所管する所属は、区の取組に協力するものとする。

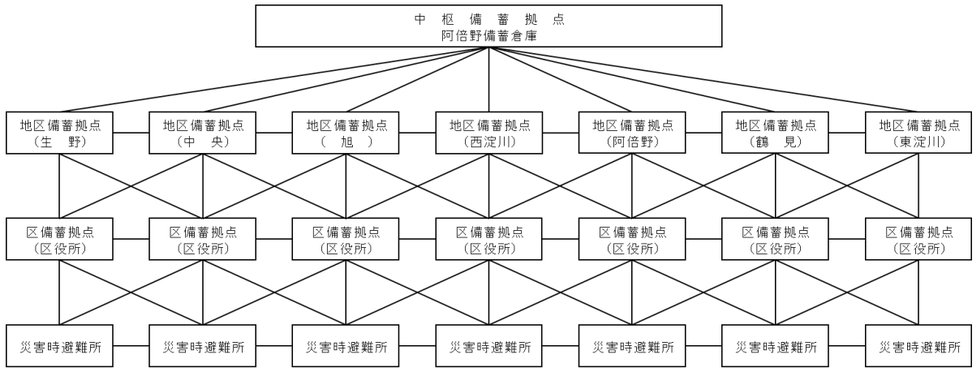


**図　生活物資の備蓄体制（分散備蓄）**

## 旧（令和５年４月）

分散備蓄体制を整備する。

具体的には、災害時避難所にも備蓄を行うとともに、区役所を区備蓄拠点、複数区を対象とした地区備蓄拠点の設置を図り、相互に補完し合う分散備蓄体制を確立する。

なお、備蓄にあたっては、各種浸水想定等を考慮し、備蓄物資の種別に応じた保管場所の選定に努める。

また、災害時避難所等で必要なスペースを確保できない場合は、区役所は、既存の市設建築物や民間施設等を活用した備蓄拠点、備蓄保管場所の確保に努める。

詳細は、別途定める備蓄計画~~（仮称）~~による。なお、市設建築物を所管する所属は、区の取組に協力するものとする。

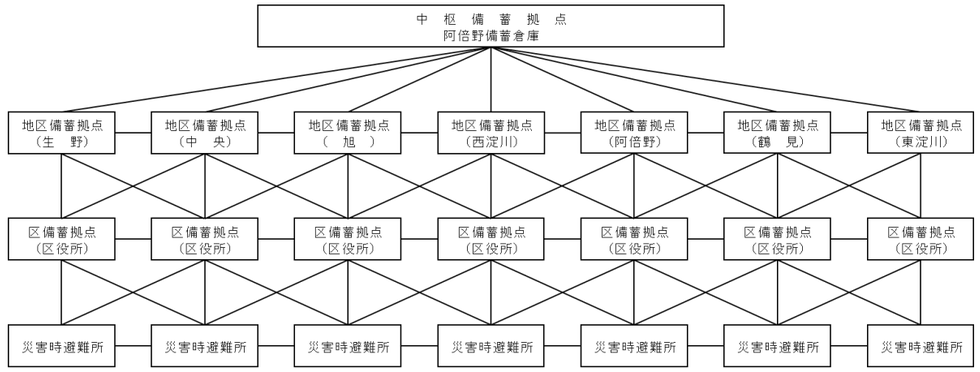


**図　生活物資の備蓄体制（分散備蓄）**

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１０章　衛生・廃棄物等対策**<br><br>**第３３節　衛生保持の対策**<br><br>災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、衛生保持のための対策を行う。<br><br>**３３－１　生活雑用水確保のための対策**<br><br>災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。<br>必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。<br><br>（１）下水処理水の利用<br>建設局は、市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を設置し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域や避難所等に生活雑用水としても提供できるように努める。また、危機管理室及び建設局は、民間事業者との協定締結等により下水処理場から避難所等への処理水の運搬の検討を進めるとともに、運搬にかかるルール等のマニュアルを整備する。<br><br>（２）プールの水の利用<br>区役所は、必要に応じ、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育委員会と調整しておく。<br><br>（３）防災活動上重要な施設における地下貯水槽の設置<br>各施設管理者は、防災活動上重要な施設における生活雑用水等の確保のため、当該施設の新設あるいは改築時に地下貯水槽を設置することを検討する。<br><br>（４）災害時協力井戸制度の活用及び農業用井戸の利用<br>危機管理室は、市内の井戸について災害時協力井戸としての登録を推進し、生活雑用水の確保に努める。また、経済戦略局は、既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸について、区役所と連携して適切に利用できるよう努める。また、その他の農業用井戸については、災害時協力井戸制度を土地改良区等を通じて農業用井戸を所有する個人に周知し、登録を働きかける。 | **第１０章　衛生・廃棄物等対策**<br><br>**第３３節　衛生保持の対策**<br><br>災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、衛生保持のための対策を行う。<br><br>**３３－１　生活雑用水確保のための対策**<br><br>災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。<br>必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。<br><br>（１）下水処理水の利用<br>建設局は、市内12箇所の下水処理場に処理水再利用施設を設置し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供できるように努める。<br><br>（２）プールの水の利用<br>区役所は、必要に応じ、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育委員会と調整しておく。<br><br>（３）防災活動上重要な施設における地下貯水槽の設置<br>各施設管理者は、防災活動上重要な施設における生活雑用水等の確保のため、当該施設の新設あるいは改築時に地下貯水槽を設置することを検討する。<br><br>（４）農業用井戸の利用<br>経済戦略局は、~~市内にある農業用井戸について、生活雑用水としての利用可能性を検討していく。~~ |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第３４節　廃棄物の処理等** | **第３４節　廃棄物の処理** |
| 災害によって排出された廃棄物の処理を円滑かつ適切に行い、被災地域の環境整備のための対策を行うとともに、必要に応じて公費による損壊家屋等の解体及び撤去を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 | 災害によって排出された廃棄物の処理を円滑かつ~~迅速~~適切に行い、被災地域の環境整備のための対策を行う。 |
| **３４－１　ごみの処理** | **３４－１　ごみの処理** |
| 災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）や民間事業者等と連携を図りながら、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように次の方針に基づき、処理体制の確保を推進する。 | 災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように次の方針に基づき、処理体制の確保を推進する。 |
| （１）環境局は、災害時のごみの収集にあたって、平成29年３月に策定した「大阪市災害廃棄物処理基本計画」に基づき策定した業務実施マニュアルの実効性を確保するため、継続的に訓練を実施する。 | （１）環境局は、災害時のごみの収集にあたって、平成29年３月に策定した「大阪市災害廃棄物処理基本計画」に基づき策定した業務実施マニュアルの実効性を確保するため、継続的に訓練を実施する。 |
| （２）環境施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたって、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 | （２）環境施設組合は、ごみ処理施設の整備にあたって、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 |
| （３）環境施設組合は、既存のごみ処理施設について、施設整備計画を作成し、浸水対策等に努めていく。 | （３）環境施設組合は、既存のごみ処理施設について、施設整備計画を作成し、浸水対策等に努めていく。 |
| （４）環境施設組合は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策等について規定した災害対応マニュアルの実効性を確保するため、訓練を継続的に実施する。 | （４）環境施設組合は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策等について~~、~~災害対応マニュアル~~を整備しており、そ~~の実効性を確保するため、訓練を継続的に実施する。 |
| （５）環境局はあらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫、消臭等の措置を適正に行うよう努める。 | （５）環境局はあらかじめ~~一時保管場所~~の候補地を検討しておく。また、~~一時保管場所~~の衛生状態を保持するため、殺虫、消臭等の措置を適正に行うよう努める。 |
| （６）環境局はごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。 | （６）環境局はごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。 |
| （７）環境局は社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 | （７）環境局は社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物~~、がれき、土砂~~の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 |
| **３４－２　がれき等の処理** | **３４－２　がれき等の処理** |
| 環境局は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。<br>また、周辺住民は、仮置場の設置について理解し、仮置場の確保に協力するものとする。 | 環境局は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。<br>また、周辺住民は、~~臨時集積場~~の設置について理解し、~~臨時集積場~~の確保に協力するものとする。 |
| （１）処理計画等の策定<br>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 | （１）処理計画等の策定<br>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 |
| （２）モニタリング体制の整備<br>災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリン | （２）モニタリング体制の整備<br>災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリン |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| グ体制を整備しておく。<br><br>３４－３　損壊家屋等の解体・撤去<br>損壊家屋等の解体及び撤去は、原則として所有者の責任により実施することとなるが、公費による解体及び撤去を実施する場合に備え、危機管理室、環境局、都市整備局、経済戦略局などは「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」をあらかじめ作成し、国の関連マニュアル等の作成・修正を踏まえ、適宜修正する。なお、損壊家屋等の解体及び撤去には、全市的な対応が必要となることから、各所属が相互に連携、協力しながら実施する。<br><br>３４－４　し尿の処理<br><br>災害の発生に備え、次の方針に基づき対策を行っておく。<br><br>（１）し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。<br><br>（２）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。<br><br>（３）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。<br><br>（４）災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込量及び仮設トイレの必要数を把握する。<br><br>（５）し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。<br><br>（６）災害発生に備え、仮設トイレのレンタル業者と協定を締結するなど、必要数の確保に努める。 | グ体制を整備しておく。<br><br>３４－~~３~~　し尿の処理<br><br>災害の発生に備え、次の方針に基づき対策を行っておく。<br><br>（１）し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。<br><br>（２）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。<br><br>（３）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。<br><br>（４）災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込~~み~~量及び仮設トイレの必要数を把握する。<br><br>（５）し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。<br><br>（６）災害発生に備え、仮設トイレのレンタル業者と協定を締結するなど、必要数の確保に努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１１章　行方不明者の捜索・遺体対策**<br><br>災害時の行方不明者の把握、捜索及び遺体対策を円滑に実施するため、平常時に警察等関係先と協議して、手順書等を整備しておく。<br>災害時の安否確認のため、市民等が各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用できるよう、平常時から連絡手段の確保に努めるように周知する。<br>また、区役所は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。<br>検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保できるようにする。 | **第１１章　行方不明者の捜索・遺体対策**<br><br>災害時の行方不明者の捜索・把握、遺体対策を円滑に実施するため、平常時に警察等関係先と協議して、手順書等を整備しておく。<br>災害時の安否確認のため、市民等が各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用できるよう、平常時から連絡手段の確保に努めるように周知する。<br>また、区役所は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。<br>検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保できるようにする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２部　応急・復旧・復興対策計画**<br><br>**第１章　災害活動体制の確保**<br><br>**第１節　災害活動体制の確保**<br><br>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。<br>速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。<br><br>**１－１　災害対策本部の確保**<br><br>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。<br><br>（１）災害対策関連室の確保<br>災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。<br><br>（２）必要資機材の運用<br>各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。<br><br>（３）非常電源の確認<br>自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。<br><br>（４）報道機関への情報提供<br>市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。<br><br>**１－２　災害対策本部の代替・補完機能**<br><br>災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。<br><br>（１）代替機能<br>ア　市本部<br>市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。<br>また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。<br>イ　部本部、区本部<br>庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。 | **第２部　応急・復旧・復興対策計画**<br><br>**第１章　災害活動体制の確保**<br><br>**第１節　災害活動体制の確保**<br><br>災害時、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等を速やかに運用しなければならない。<br>速やかな要員参集とともに、本市各部や関係機関は災害発生直前・直後の情報機能、意思決定機能が迅速・的確に発揮できるよう、必要な設備機器を速やかに設置する。また、必要に応じて災害対策本部の代替施設、補完施設を機能させる。なお、災害応急対策については、対応に当たる職員等の感染症対策を実施する。<br><br>**１－１　災害対策本部の確保**<br><br>災害発生後、災害対策本部機能が迅速に発揮され、防災関係機関等との緊密な連携による災害応急対策、復旧対策の実施を図るために、各部及び各区本部は各本部の施設・設備等を確保、運用する。<br><br>（１）災害対策関連室の確保<br>災害対策業務の円滑な実施を図るため、各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のため、市本部に災害対策関連室を配置し、必要機器の設置を行う。<br><br>（２）必要資機材の運用<br>各本部では総合防災情報システム・有線・無線機器及び各種防災図面、災害時の運用マニュアル等に基づき、迅速な運用開始を図る。<br><br>（３）非常電源の確認<br>自家発電装置等の非常電源の運用を確認し、停電が発生した場合においても各本部機能の確保を図る。<br><br>（４）報道機関への情報提供<br>市本部では、報道機関に対して被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。<br><br>**１－２　災害対策本部の代替・補完機能**<br><br>災害により庁舎が被災し、各本部の機能が低下した場合の代替・補完機能を確保する。<br><br>（１）代替機能<br>ア　市本部<br>市庁舎に市本部が設置できない場合には、重要な初期初動体制を確保するため、市本部機能を阿倍野防災拠点で代替する。<br>また、大規模な災害対策により、本部の下に設置される各種調整班や広域応援で派遣される国、大阪府警察、自衛隊等の防災関係機関との調整のためのスペース確保が市庁舎では不十分と本部長が判断したときは、市本部機能を阿倍野防災拠点に移す。<br>イ　部本部、区本部<br>庁舎が被災し、本部が設置できない場合、代替場所に機能を移す。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （２）補完機能<br>市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。 | （２）補完機能<br>市庁舎に市本部が設置された場合には、災害情報の収集・提供、他都市からの応援隊や物資の受け入れ、ボランティアの広域的な調整、市民等からの相談等、災害応急活動を支援する拠点として、阿倍野防災拠点で市本部機能を補完する。 |
| １－３　被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） | １－３　被災による行政機能の低下等防止のための体制の発動（BCP等） |
| 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。<br>また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。 | 災害によって、行政機能が大幅に低下し、災害対応や通常業務の実施が困難となると判断される場合でも、災害対策業務と最低限不可欠な通常業務を維持する。<br>また、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市域内が指定地域の全部又は一部となった場合、本市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進しつつ、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題の適切な対応に努める。 |
| （１）被災者支援システムの導入・運用<br>災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等を円滑に行うため、また、応援職員等による支援が円滑に行えるよう他の多数の自治体で採用されている被災者支援システム※を導入し運用する。<br>※「被災者支援システム」<br>地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム | （１）被災者支援システムの導入・運用<br>災害発生時に必要となる罹災証明書の発行や避難所開設等~~、災害時において必要となる事務~~を円滑に行うため、被災者支援システム※を運用する。<br>※~~「~~被災者支援システム~~」~~<br>地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務を総合的に支援するためのシステム~~で総務省より無償で提供されている。~~ |
| （２）業務継続計画（BCP）の運用<br>各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する(注)。<br>(注)：業務継続計画の発動要件<br>・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき<br>・市長が必要と認めた場合 | （２）業務継続計画（BCP）の運用<br>各所属は、あらかじめ策定している業務継続計画（BCP）を適切に運用する(注)。<br>(注)：業務継続計画の発動要件<br>・大規模な自然災害等に伴い、市災害対策本部が設置されたとき<br>・市長が必要と認めた場合 |
| （３）受援の準備<br>各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。<br>その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。 | （３）受援の準備<br>各部・区本部は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう、受援計画に基づき応援要員の従事を要する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。<br>その際、総務省が運用している「応急対策職員派遣制度」による応援の受入れを踏まえたものとする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２節　災害情報の収集・伝達**<br><br>本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。<br>さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行う。<br>危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。<br><br>**２－１　情報収集と伝達**<br><br>（１）情報収集<br>ア　市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。<br>イ　各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。<br><br>（２）情報伝達<br>収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。<br><br>（３）情報収集・伝達手段<br>情報の収集・伝達手段として以下を活用する。<br>ア　危機管理総合情報システム<br>イ　電話、ファクシミリ<br>ウ　防災行政無線、消防無線等の運用<br>エ　テレビ、ラジオ等による広報<br>オ　ヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ等からの画像情報の収集<br>カ　バイクや自転車等を用いた伝令<br>キ　衛星携帯電話<br>ク　特設公衆電話<br>ケ　車載公衆電話基地局<br>コ　FM 放送局との連携<br>サ　Ｌアラート（災害情報共有システム）<br><br>（４）阿倍野防災拠点での運用<br>災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用する。 | **第２節　災害情報の収集・伝達**<br><br>本市をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、気象情報等による災害の危険性の予測、被害状況の把握その他の災害情報など応急対策の実施のための情報収集を迅速に行う。<br>さらに、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、その重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行う。<br>危機管理部は、これらの情報を一元的に取りまとめて分析を行ったうえで地図化等も行い、災害対策本部等に的確に報告し応急対策活動方針を決定するとともに、その方針を関係先に迅速に伝達する。<br><br>**２－１　情報収集と伝達**<br><br>（１）情報収集<br>ア　市本部においては、危機管理部が中心となって、各部及び各区本部、関係機関の有する情報の収集を行う。<br>イ　各区本部においては、庶務班が中心となって、地域並びに災害危険の高い地区及び地理的、情報的に孤立しやすい地区について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。<br><br>（２）情報伝達<br>収集した情報は、時期を逸せず有効、適切に利用できるよう災害対策本部、各部、防災関係機関及び国・都道府県の各間において迅速、的確に伝達する。<br><br>（３）情報収集・伝達手段<br>情報の収集・伝達手段として以下を活用する。<br>ア　危機管理総合情報システム<br>イ　電話、ファクシミリ<br>ウ　防災行政無線、消防無線等の運用<br>エ　テレビ、ラジオ等による広報<br>オ　ヘリコプター、高所カメラ等からの画像情報の収集<br>カ　バイクや自転車等を用いた伝令<br>キ　衛星携帯電話<br>ク　特設公衆電話<br>ケ　車載公衆電話基地局<br>コ　FM 放送局との連携<br>サ　Ｌアラート（災害情報共有システム）<br><br>（４）阿倍野防災拠点での運用<br>災害対策本部の機能を代替・補完する役割を有する阿倍野防災拠点においては、災害初動の重要な意思決定を行うにあたり必要となる災害情報や、的確な応急対応を実施するために必要な被害情報等を把握するため、必要に応じて防災情報システムや防災行政無線を運用する。 |

# ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

## 新（修正案）

### 図　報告の系統について

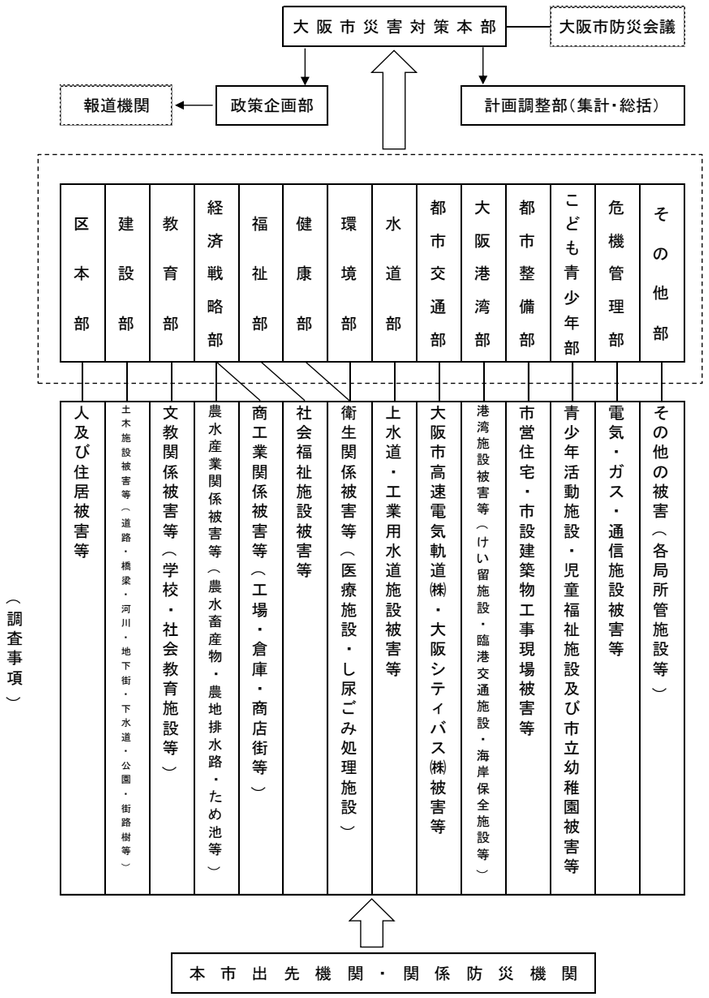


## 旧（令和５年４月）

### 図　報告の系統について

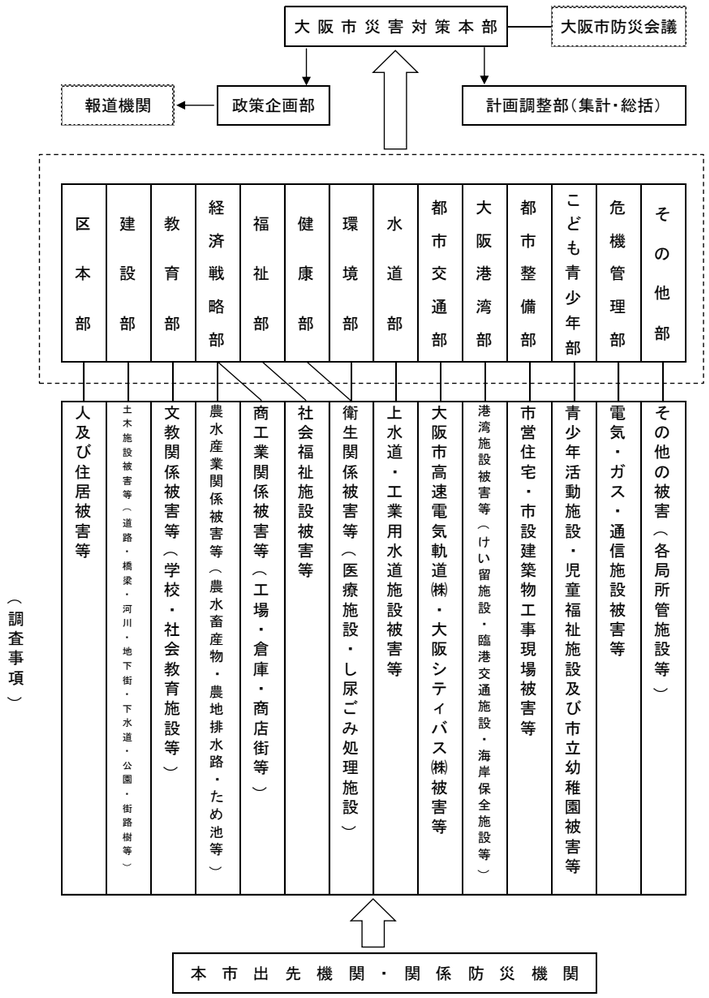

# ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

## 新（修正案）

### ２－２　警報等の伝達

関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。

（１）気象警報等について

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。
「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。
「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

**表　気象警報等(注１)(注４)の種類と発表基準**

| 種類 | | | 発表基準 |
|---|---|---|---|
| 気象 | 風雪注意報 | | 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 暴風雪 | 警　報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| | 強風注意報 | | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 暴風 | 警　報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| | 大雨 | 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３)<br>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ |
| | | 警　報(注５) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３)<br>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| | | 特別警報(注５) | 台風や集中豪雨により数十年に一度(注６) の降雨量となる大雨が予想される場合<br>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |
| | 大雪 | 注意報 | 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 警　報 | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| | 濃霧注意報 | | 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれが　あると予想される場合(注３) |
| | 雷注意報 | | 落雷等により被害が予想される場合 |
| | 乾燥注意報 | | 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合(注３) |
| | なだれ注意報 | | なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 着雪注意報 | | 着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 霜注意報 | | 晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 低温注意 | | 低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |

## 旧（令和５年４月）

### ２－２　警報等の伝達

関係機関は以下の災害情報について、資料編に示す伝達系統にしたがって伝達する。

（１）気象警報等について

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報※等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

※「注意報」：気象現象等によって災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村毎に注意報を発表する。
「警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれがあるとき、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。
「特別警報」：気象現象等によって重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

**表　気象警報等(注１)(注４)の種類と発表基準**

| 種類 | | | 発表基準 |
|---|---|---|---|
| 気象 | 風雪注意報 | | 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 暴風雪 | 警　報 | 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| | 強風注意報 | | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 暴風 | 警　報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| | 大雨 | 注意報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３)<br>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ |
| | | 警　報(注５) | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３)<br>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| | | 特別警報(注５) | 台風や集中豪雨により数十年に一度(注６) の降雨量となる大雨が予想される場合<br>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |
| | 大雪 | 注意報 | 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 警　報 | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | | 特別警報 | 数十年に一度(注６) の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| | 濃霧注意報 | | 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれが　あると予想される場合(注３) |
| | 雷注意報 | | 落雷等により被害が予想される場合 |
| | 乾燥注意報 | | 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合(注３) |
| | なだれ注意報 | | なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 着雪注意報 | | 着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 霜注意報 | | ~~４月15日以降の~~晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |
| | 低温注意 | | 低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合(注３) |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| 土砂崩れ | 注意報(注2) | 大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | 警　報 | 大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 高潮 | 注意報 | 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合(注3)<br>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２<br>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| | 警　報 | 台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| | 特別警報 | 数十年に一度(注6)の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合<br>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| 波浪 | 注意報 | 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3) |
| | 警　報 | 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3) |
| | 特別警報 | 数十年に一度(注6)の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 |
| 浸水 | 注意報(注2) | 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | 警　報(注2) | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 洪水 | 注意報 | 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ |
| | 警　報 | 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |

出典：気象庁
「気象警報・注意報の種類」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning_kind.html)
「特別警報、警報、注意報、気象情報 」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/keihou.html) 2019年6月時点）より作成)

(注1) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）
(注2) 気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
(注3) 気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/osaka.html）」による。
(注4) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村等をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
(注5) 大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪市は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。
(注6) 現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

### 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| ~~地面現象~~ | 注意報(注2) | 大雨、大雪等による~~山~~崩れ、~~地すべり~~等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | 警　報 | 大雨、大雪等による~~山~~崩れ、~~地すべり~~等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 高潮 | 注意報 | 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合(注3)<br>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２<br>高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当<br>~~夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当~~ |
| | 警　報 | 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| | 特別警報 | 数十年に一度(注6)の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合<br>危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| 波浪 | 注意報 | 風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3) |
| | 警　報 | 風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3) |
| | 特別警報 | 数十年に一度(注6)の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合 |
| 浸水 | 注意報(注2) | 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | 警　報(注2) | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 洪水 | 注意報 | 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ |
| | 警　報 | 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合(注3)<br>高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |

出典：気象庁
「気象警報・注意報の種類」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning_kind.html)
「特別警報、警報、注意報、気象情報 」(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/keihou.html) 2019年6月時点）より作成)

(注1) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）
(注2) 気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
(注3) 気象庁が定める基準は大阪管区気象台が発表する「警報・注意報発表基準一覧表（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/osaka.html）」による。
(注4) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
(注5) 大雨警報、大雨特別警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。大阪市は、土砂災害警戒情報の対象となっておらず、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害）は発表されない。
(注6) 現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

なお、以下の現象についても特別警報に位置付ける。

## 新（修正案）

**表　特別警報級の現象の種類と発表基準**

| 現象の種類 | 発表基準 |
|---|---|
| 津波 | 高いところで３ｍを超える津波が予想される場合。<br>（大津波警報を特別警報に位置付ける） |
| 地震（地震動） | 震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合。<br>（緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける） |

出典：気象庁
「津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準」
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html、2024 年 12 月時点）より作成）

（２）津波警報等について

ア　津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

**表　津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等**

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ予想の区分 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 数値での発表 | 定性的表現での発表（注1） | |
| 大津波警報（特別警報）（注2） | 予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合 | 10ｍ＜高さ | 10ｍ超 | 巨大 | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | ５ｍ＜高さ≦10ｍ | 10ｍ | | |
| | | ３ｍ＜高さ≦５ｍ | ５ｍ | | |
| 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合 | １ｍ＜高さ≦３ｍ | ３ｍ | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の | 0.2ｍ≦高さ | １ｍ | 表記なし | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、ま |

## 旧（令和５年４月）

**表　特別警報級の現象の種類と発表基準**

| 現象の種類 | 発表基準 |
|---|---|
| 津波 | 高いところで３ｍを超える津波が予想される場合。<br>（大津波警報を特別警報に位置付ける） |
| 地震（地震動） | 震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合。<br>（緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける） |

出典：気象庁
「~~津波警報・注意報、津波情報、津波予報について~~」
（~~https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunaminfo.html、2019 年 6 月時点~~）より作成）

（２）津波警報等について

ア　津波警報等

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に次の表のように津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

なお、津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

また、津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

**表　津波警報等の種類と発表される津波の高さ※等**

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ予想の区分 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 数値での発表 | 定性的表現での発表（注1） | |
| 大津波警報（特別警報）（注2） | 予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合 | 10ｍ＜高さ | 10ｍ超 | 巨大 | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | ５ｍ＜高さ≦10ｍ | 10ｍ | | |
| | | ３ｍ＜高さ≦５ｍ | ５ｍ | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合 | １ｍ＜高さ≦３ｍ | ３ｍ | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。<br>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の | 0.2ｍ≦高さ | １ｍ | 表記なし | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、ま |

## 新（修正案）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | ≦１m | | | た、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。<br>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。<br>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

※「津波の高さ」
津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
（注１）
予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが８を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

イ　津波予報
気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

表　津波予報の発表基準及び内容

| 種類 | 発表基準 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表。 |
| | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| | 津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

ウ　津波情報
気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波観測点は「大阪天保山」）。

表　津波情報の種類と発表内容

| 種類 | 情報の種類 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻(注1)・予想される津波の高さ(注2)に関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表<br>［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照］ |

## 旧（令和５年４月）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | ≦１m | | | た、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。<br>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。<br>注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

※「津波の高さ」
津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
（注１）
予想される津波の高さは通常は数値で発表するが、マグニチュードが８を超えるような巨大地震に対して発表される最初の津波警報等の際には、精度のよい地震規模をすぐに求めることが困難であるため、予想される津波の高さは定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。
~~（注２）以下の現象についても特別警報に位置付ける。~~

| ~~現象の種類~~ | ~~発表基準~~ |
|---|---|
| ~~津波~~ | ~~高いところで３mを超える津波が予想される場合。<br>（大津波警報を特別警報に位置付ける）~~ |
| ~~地震（地震動）~~ | ~~震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合。<br>（緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置付ける）~~ |

イ　津波予報
気象庁は地震発生後に津波によって災害の起きるおそれがない場合に、次の表のように津波予報を発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」）。

表　津波予報の発表基準及び内容

| 種類 | 発表基準 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表。 |
| | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| | 津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

ウ　津波情報
気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを次の表のように津波情報として発表する（大阪市の津波予報区は「大阪府」、津波~~予想地~~点は「大阪天保山」）。

表　津波情報の種類と発表内容

| 種類 | 情報の種類 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻(注1)・予想される津波の高さ(注2)に関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は２種類の定性的表現で発表<br>［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照］ |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻(注3)に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報(注4) | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1 |
| | 沖合の津波観測に関する情報(注5) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2 |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 |

（注１）
津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
（注２）
津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
（注３）
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
（注４）
津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
（注５）
津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に速く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が沿岸部での津波の到達に間に合わない場合もある。

※１：「津波観測に関する情報の発表内容について」
沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
※２：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」
沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**表　最大波の観測値の発表内容**

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報 | 観測された津波の高さ＞1 mの場合 | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ≦１mの場合 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 観測された津波の高さ≧0.2 mの場合 | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ＜0.2 mの場合 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | （すべての場合） | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

**表　沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容**

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報 | 沿岸で推定される津波の高さ＞３mの場合 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 沿岸で推定される津波の高さ≦３mの場合 | 沖合での観測値を「観測中」、 |

## 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻(注3)に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報(注4) | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1 |
| | 沖合の津波観測に関する情報(注5) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2 |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 |

（注１）
津波到達予想時刻は津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
（注２）
津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
（注３）
津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
（注４）
津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあり、場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
（注５）
津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※１：「津波観測に関する情報の発表内容について」
沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
※２：「沖合の津波観測に関する情報の発表内容について」
沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく、次の表のとおり「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

**表　最大波の観測値の発表内容**

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報 | 観測された津波の高さ＞1 mの場合 | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ≦１mの場合 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 観測された津波の高さ≧0.2 mの場合 | 数値で発表 |
| | 観測された津波の高さ＜0.2 mの場合 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | （すべての場合） | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

**表　沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容**

| 発表中の津波警報等 | 発表基準 | 発表内容 |
|---|---|---|
| 大津波警報 | 沿岸で推定される津波の高さ＞３mの場合 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 沿岸で推定される津波の高さ≦３mの場合 | 沖合での観測値を「観測中」、 |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| | | 沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍの場合 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍの場合 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | （すべての場合） | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

（３）指定河川洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川、安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川）に関する予報は、大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する。

| 情報種別 | 発表基準 |
|---|---|
| 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 |
| 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。(注)<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当<br><br>（注）「３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき」は、淀川、大和川のみ対象 |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |

（４）水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

| 情報種別 | 発表基準 |
|---|---|
| 氾濫警戒情報<br>（特別警戒水位到達情報） | 対象量水標で避難判断水位に到達した場合 |
| 氾濫危険情報 | 対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合 |
| 氾濫発生情報 | 水位周知区間で氾濫が発生した場合 |

## 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| | | 沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍの場合 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍの場合 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | （すべての場合） | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し津波が到達中であることを伝える。

（３）洪水予報について

淀川、大和川の洪水に関する予報は、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する。

また、神崎川~~・~~安威川、寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・~~恩智川・~~古川~~・楠根川~~）に関する予報は、大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する。

| 情報種別 | 発表基準 |
|---|---|
| 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 |
| 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。(注)<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当<br><br>（注）「３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき」は、淀川、大和川のみ対象 |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |

（４）水位周知河川の水位到達情報

東除川の水位到達情報は、避難判断水位（特別警戒水位）及び氾濫危険水位に到達した場合に、大阪府から水防管理者及び量水標管理者に通知される。また、必要に応じて報道機関の協力のもと、一般にも周知される。

| 情報種別 | 発表基準 |
|---|---|
| 氾濫警戒情報<br>（特別警戒水位到達情報） | 対象量水標で避難判断水位に到達した場合 |
| 氾濫危険情報 | 対象量水標で氾濫危険水位に到達した場合 |
| 氾濫発生情報 | 水位周知区間で氾濫が発生した場合 |

## 新（修正案）

（５）水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（６）水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

（７）火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第 22 条第２項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

**表　「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係**

| 発令・発表の主体 | 警戒レベル | 避難情報等 | 住民がとるべき行動 | 警戒レベル相当情報等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 洪水予報 | 気象・水象情報 |
| 大阪市 | 警戒レベル５ | 緊急安全確保（呼称：緊急安全確保） | 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。 | 氾濫発生情報 | ・大雨特別警報（浸水害）<br>・高潮氾濫発生情報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」<br>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」 |
| | 警戒レベル４ | 避難指示（呼称：全員避難） | 災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。 | 氾濫危険情報 | ・高潮警報<br>・高潮特別警報<br>・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの）<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」 |
| | 警戒レベル３ | 高齢者等避難（呼称：高齢者等避難） | 災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある者、乳幼児等）とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。 | 氾濫警戒情報 | ・洪水警報<br>・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」 |

## 旧（令和５年４月）

（５）水位周知下水道

本市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべきとして定められた水位（雨水出水特別警戒水位）に、当該排水施設等の水位が達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（６）水防警報

国土交通大臣又は府知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は府知事が発表する。その内容は、大阪府水防計画の定めるところによる。

（７）火災に関する警報

火災に関する警報（以下、「火災警報」という。）は、消防法第 22 条第２項に基づく府知事からの火災気象通報を受けたとき又はその気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

※「防災気象情報等」と「警戒レベル相当情報」、「警戒レベル」の関係について

河川氾濫や高潮に対する避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部も、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。

ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報、かつ市町村の避難情報の発令基準に活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、市町村が避難情報を発令しないことがある。

**表　「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係**

| 発令・発表の主体 | 警戒レベル | 避難情報等 | 住民がとるべき行動 | 警戒レベル相当情報等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 洪水予報 | 気象・水象情報 |
| 大阪市 | 警戒レベル５ | 緊急安全確保（呼称：緊急安全確保） | 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。 | 氾濫発生情報 | ・大雨特別警報（浸水害）<br>・高潮氾濫発生情報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」<br>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」 |
| | 警戒レベル４ | 避難指示（呼称：全員避難） | 災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。 | 氾濫危険情報 | ・高潮警報<br>・高潮特別警報<br>・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの）<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」 |
| | 警戒レベル３ | 高齢者等避難（呼称：高齢者等避難） | 災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある者、乳幼児等）とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。 | 氾濫警戒情報 | ・洪水警報<br>・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」 |

## 新（修正案）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 気象庁 | 警戒<br>レベル２ | 洪水注意報<br>大雨注意報<br>高潮注意報 | 避難に備え、自らの避難行動を確認する。 | 氾濫注意情報 | ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「注意」<br>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）「注意」 |
| | 警戒<br>レベル１ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める。 | | |

２－３　収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。
各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。
災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

（１）災害発生時情報
災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。
ア　人命危険の有無及び人的被害の発生状況
イ　火災等の二次災害の発生状況、危険性
ウ　避難の必要の有無及び避難の状況
エ　市民等の動向
オ　電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
カ　建物の損壊状況
キ　道路交通状況
ク　公共交通機関状況
ケ　庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
コ　その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

（２）被害情報
被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。
ア　被害状況
イ　避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
ウ　避難所の開設状況
エ　避難生活の状況
オ　救護所の設置及び活動状況
カ　傷病者の受入状況
キ　応急給水など応急措置の状況
ク　その他

## 旧（令和５年４月）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 気象庁 | 警戒<br>レベル２ | 洪水注意報<br>大雨注意報<br>高潮注意報 | 避難に備え、自らの避難行動を確認する。 | 氾濫注意情報 | ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「注意」<br>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）「注意」 |
| | 警戒<br>レベル１ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める。 | | |

２－３　収集すべき情報

災害時における応急対策活動実施上必要となる情報は、被害状況をはじめとして、各般に及ぶものであるが、災害発生時情報、被害情報及びその他の情報に大別することができる。
各部及び各本部は、災害が勤務時間内に発生した場合、所属職員、又は自主防災組織等の協力を得て被害調査を実施する。
災害が勤務時間外である夜間・休日等において発生した場合、災害直後から所属職員が参集して来るまでの情報収集空白期間をうめるために、所属職員が自宅等から参集場所に移動する間に収集した各方面の各種情報をとりまとめ活用する。

（１）災害発生時情報
災害発生時情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、応急対策活動、広域応援等の要請を実施するうえで最も必要とする情報であることから、各部及び各区本部は、あらゆる手段で以下の項目を中心とした情報収集に努め、市本部に報告する。
ア　人命危険の有無及び人的被害の発生状況
イ　火災等の二次災害の発生状況、危険性
ウ　避難の必要の有無及び避難の状況
エ　市民等の動向
オ　電気、ガス、水道、下水道、電話被害の状況
カ　建物の損壊状況
キ　道路交通状況
ク　公共交通機関状況
ケ　庁舎等所管施設・設備等の損壊状況
コ　その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

（２）被害情報
被害情報は、災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階で扱われる情報であり、当該災害に対する応急対策活動をとるうえでの判断材料となるものであるから、各部及び各区本部は担当する調査事項について速やかに収集整理し、市本部に報告し、危機管理部が情報の調整を図る。
ア　被害状況
イ　避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
ウ　避難所の開設状況
エ　避難生活の状況
オ　救護所の設置及び活動状況
カ　傷病者の受入状況
キ　応急給水など応急措置の状況
ク　その他

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **２－４　府知事に対する報告**<br><br>（１）報告の基準<br>被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。<br>ア　災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合<br>イ　市域において震度４以上を観測した場合<br>ウ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合<br>（例）・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合<br>・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合<br>エ　災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合<br>オ　災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても２市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合<br>カ　市本部を設置した場合<br>キ　その他特に報告の指示があった場合<br><br>（２）報告要領<br>災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。<br>ア　発生報告<br>災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。<br>イ　中間報告<br>発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。<br><br>ウ　最終報告<br>応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。<br><br>**２－５　内閣総理大臣に対する報告**<br><br>府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記２－４の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。<br><br>**２－６　その他報告**<br><br>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。 | **２－４　府知事に対する報告**<br><br>（１）報告の基準<br>被害状況等の報告は、次に該当する場合に行う。<br>ア　災害救助法の適用基準に該当する程度の被害が生じた場合<br>イ　市域において震度４以上を観測した場合<br>ウ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められる場合<br>（例）・家屋などの損壊・倒壊により、人的被害又は物的被害が生じた場合<br>・堤防・岸壁が損壊し、浸水により、人的被害又は物的被害が生じた場合<br>エ　災害に対して、国の財政的援助を要すると思われる場合<br>オ　災害が、当初は軽微であっても今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは、本市が軽微な被害であっても２市町村以上にまたがるような広域的な災害の場合<br>カ　市本部を設置した場合<br>キ　その他特に報告の指示があった場合<br><br>（２）報告要領<br>災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告する。<br>ア　発生報告<br>災害発生直後に、「災害概況即報」の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等災害対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。<br>イ　中間報告<br>発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合直ちにその内容を報告する。<br><br>ウ　最終報告<br>応急措置が完了した直後、「災害確定報告」に掲げる全部の事項について、大阪府防災情報システム等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。<br><br>**２－５　内閣総理大臣に対する報告**<br><br>府知事に被害状況等の報告ができない場合は、前記４－４の要領により内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告する。<br><br>**２－６　その他報告**<br><br>行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、市本部は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて領事館等）に連絡する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第３節　広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施**<br><br>災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命安全に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。<br>災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。<br>さらに、インターネット上の偽情報・誤情報について、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるように努めるものとする。<br>広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。<br>なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第１３節「外国人に対する対策」を参照）。<br><br>**３－１　災害発生前に広報すべき情報**(注)<br>注）防災に関しての知識や備え等に関する情報は除く<br><br>（１）気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報(注)、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等）<br>(注)河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。<br>特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。<br>（２）避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等）<br><br>（３）台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ<br><br>**３－２　災害発生後に広報すべき情報**<br><br>（１）災害規模に関する情報<br>○地震の震源・規模・地震活動状況<br>○津波の規模、頻度<br>○洪水、高潮等による浸水状況<br>○その他、災害に係る状況<br><br>（２）被害に関する情報<br>○人的被害の状況<br>○建築物、構造物被害の状況<br>○道路、交通機関等の被害状況<br>○電気、ガス、水道、通信施設の被害状況<br>○その他、被害に係る状況<br><br>（３）安否に関する情報<br>○避難所等の状況<br>○救助活動の状況<br>○その他、安否に係る状況 | **第３節　広報すべき情報と広報媒体及び広報の実施**<br><br>災害情報には、災害発生前に広報すべき情報、災害発生後に広報すべき情報がある。なお、市民等の生命安全に係わる場合には緊急に伝えるべきものとして扱う。<br>災害時には、被災者の生命安全を守り、不安をやわらげ、かつ流言や風評を防ぎ、社会秩序を維持するための情報を適切に発信することが不可欠である。一方で、時間の経過とともにニーズが変化していくこと、受け取り側で、平時の情報入手の手段が途絶している可能性が高いことを踏まえ、様々な方法で時期に即した内容を広報するよう努めなければならない。<br>広報活動の実施に当たっては、市本部のもと、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる多様な広報手段により迅速に行う。<br>なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知するとともに、様々な人に伝わるように努める（外国人に対する情報提供については第１３節「外国人に対する対策」を参照）。<br><br>**３－１　災害発生前に広報すべき情報**(注)<br>注）防災に関しての知識や備え等に関する情報は除く<br><br>（１）気象警報、特別警報、洪水・高潮等の気象情報(注)、地震、津波等に関する予報、警報（緊急地震速報、津波に関する情報等）<br>(注)河川管理者及び大阪管区気象台は、常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、危機管理部は、水災時はこれに浸水情報や避難情報を市民等に提供する。<br>特に地下空間は浸水被害の危険性が高いため、危機管理部は、地下空間管理者への情報提供を確実に行う。<br>（２）避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）等）<br><br>（３）台風などの気象の状況や、不要不急の外出抑制の呼びかけ<br><br>**３－２　災害発生後に広報すべき情報**<br><br>（１）災害規模に関する情報<br>○地震の震源・規模・地震活動状況<br>○津波の規模、頻度<br>○洪水、高潮等による浸水状況<br>○その他、災害に係る状況<br><br>（２）被害に関する情報<br>○人的被害の状況<br>○建築物、構造物被害の状況<br>○道路、交通機関等の被害状況<br>○電気、ガス、水道、通信施設の被害状況<br>○その他、被害に係る状況<br><br>（３）安否に関する情報<br>○避難所等の状況<br>○救助活動の状況<br>○その他、安否に係る状況 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （４）生活に関する情報<br>○電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込<br>○食料、生活必需品の供給状況<br>○道路交通状況、復旧見込<br>○交通機関の運行状況、復旧見込<br>○一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ<br>○医療機関の活動状況<br>○その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況<br><br>（５）行政の支援に関する情報<br>○相談窓口の開設状況<br>○罹災、被災証明書の申請受付・発行状況<br>○税、手数料等の減免措置の状況<br>○災害援護資金等の融資情報<br>○応急仮設住宅の整備・入居等の状況<br>○その他、行政の支援に係る状況<br><br>**３－３　広報媒体**<br><br>（１）本市が担う広報媒体<br>○同報系無線<br>○広報車等<br>○本市施設の庁内放送<br>○市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット<br>○おおさか防災ネットのメール配信サービス<br>○大阪防災アプリ<br>○チラシ等印刷物の発行、配布(注)<br>**（注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。**<br><br>（２）他の機関等へ依頼する広報媒体<br>○「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送<br>○コミュニティ FM の活用<br>○放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ<br>○移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス<br>○安否確認ツール（J-anpi(※)への避難者情報提供）<br>**※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト**<br>○報道機関への資料提供 (注)<br>**（注）報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。**<br><br>**３－４　広報の実施**<br><br>（１）災害情報の集約<br>各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。 | （４）生活に関する情報<br>○電気、ガス、水道、通信施設の状況、復旧見込<br>○食料、生活必需品の供給状況<br>○道路交通状況、復旧見込<br>○交通機関の運行状況、復旧見込<br>○一斉帰宅、出勤の抑制の呼びかけ<br>○医療機関の活動状況<br>○その他、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活に係る状況<br><br>（５）行政の支援に関する情報<br>○相談窓口の開設状況<br>○罹災、被災証明書の申請受付・発行状況<br>○税、手数料等の減免措置の状況<br>○災害援護資金等の融資情報<br>○応急仮設住宅の整備・入居等の状況<br>○その他、行政の支援に係る状況<br><br>**３－３　広報媒体**<br><br>（１）本市が担う広報媒体<br>○同報系無線<br>○広報車等<br>○本市施設の庁内放送<br>○市のホームページやおおさか防災ネット、SNS（ツイッターなど）等のインターネット<br>○おおさか防災ネットのメール配信サービス<br>○大阪~~市~~防災アプリ<br>○チラシ等印刷物の発行、配布(注)<br>**（注）自主防災組織に配布、掲示の協力を依頼する。**<br><br>（２）他の機関等へ依頼する広報媒体<br>○「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送<br>○コミュニティ FM の活用<br>○放送設備を備えた航空機を有する防災関係機関、民間機関、団体への応援要請、又は当該航空機の借り上げ<br>○移動体通信事業者（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービス<br>○安否確認ツール（J-anpi(※)への避難者情報提供）<br>**※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト**<br>○報道機関への資料提供 (注)<br>**（注）報道機関に対しては被害情報、措置情報等を提供できる場所等を設け、順次掲示又はファイル化して常に情報を公開し、自由にコピーできるようにする。**<br><br>**３－４　広報の実施**<br><br>（１）災害情報の集約<br>各部・区本部は、市本部に対して、定期的に災害情報（災害事象に関する映像、写真を含む）を報告する。政策企画部は、市本部から提供されるこれらの情報を、定期的に閲覧できるようにする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （２）緊急広報の実施<br>危機管理部は、市民等の生命安全に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。<br>なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 | （２）緊急広報の実施<br>危機管理部は、市民等の生命安全に係わる緊急情報（地震、津波警報発表時の避難指示等や、気象警報・特別警報発表時の避難情報等）の広報を実施する。<br>なお、緊急広報は、避難情報の前に「警戒レベル」を付して行う。 |
| （３）一般広報の実施<br>政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。 | （３）一般広報の実施<br>政策企画部は、危機管理部が実施する緊急広報以外の一般情報（被害に関する情報、安否に関する情報、生活に関する情報、行政の支援に関する情報等）の広報を実施する。 |
| （４）障がい者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保<br>福祉部は、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得する。 | |
| **３－５　緊急広報の実施方法** | **３－５　緊急広報の実施方法** |
| （１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報<br>危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。 | （１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報<br>危機管理部は、市本部が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要すると判断した場合において、「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。 |
| （２）同報無線による広報<br>危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。 | （２）同報無線による広報<br>危機管理部、区本部は、災害発生時には区役所、小学校、防潮堤・護岸、公園等に整備済みの屋外子局（屋外拡声局）により、避難情報を放送し、市民等へ伝達する。 |
| （３）航空機の利用による広報<br>危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。 | （３）航空機の利用による広報<br>危機管理部は、航空機等による緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関に協力を求めるほか、放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から広報を行う。 |
| （４）インターネットを利用した広報<br>危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS 等のインターネットを利用した広報を行う。 | （４）インターネットを利用した広報<br>危機管理部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市のホームページやおおさか防災ネット、SNS 等のインターネットを利用した広報を行う。 |
| （５）メール配信サービスを活用した広報<br>危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。 | （５）メール配信サービスを活用した広報<br>危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した広報を行う。 |
| （６）緊急速報メールによる広報<br>危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。 | （６）緊急速報メールによる広報<br>危機管理部は、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難情報（高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）・避難指示（呼称：全員避難）等）などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。 |
| （７）本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報<br>気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。 | （７）本市施設における緊急地震速報・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の広報<br>気象庁緊急地震速報や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が発表された際には、各部・区本部は、施設内の放送機器等を用いて来庁者等への適切な広報を行う。また、所管する各施設の来庁者等に対しても適切な広報に努める。 |
| （８）大阪防災アプリによる広報<br>危機管理部は、「大阪防災アプリ」のプッシュ通知等を活用し、災害発生時等における避難情報などの緊急情報を配信する。 | |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ３－６　一般広報の実施方法<br><br>（１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報<br>政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。<br><br>（２）報道機関への資料提供による広報<br>政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。<br><br>（３）同報無線による広報<br>危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。<br><br>（４）チラシ等印刷物の発行による広報<br>ア　危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。<br>イ　政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。<br>ウ　区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。<br>エ　自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。<br>オ　各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。<br><br>（５）インターネットを利用した広報<br>政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。<br><br>（６）広報車等の利用による現場広報<br>各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。<br><br>（７）自主防災組織による個別広報<br>区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。<br><br>（８）メール配信サービスを活用した広報<br>危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。<br><br>（９）大阪防災アプリによる広報<br>危機管理部は、必要に応じて、「大阪防災アプリ」のプッシュ通知等を活用した情報提供を行う。<br><br>３－７　市外へ避難する市民への情報提供<br><br>政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやＳＮＳ等による広報を実施する。<br><br>３－８　災害記録の作成<br><br>（１）各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。<br><br>（２）危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。 | ３－６　一般広報の実施方法<br><br>（１）ラジオ・テレビ・文字放送による広報<br>政策企画部は、必要に応じて「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づいて、各放送機関への必要事項の放送要請を行う。<br><br>（２）報道機関への資料提供による広報<br>政策企画部は、適宜、報道機関に対して資料提供を行う。<br><br>（３）同報無線による広報<br>危機管理部・政策企画部、区本部は、必要に応じて、地域ごとに、あるいは全市一斉に必要な広報を実施する。<br><br>（４）チラシ等印刷物の発行による広報<br>ア　危機管理部は、チラシ等に掲載する広報内容を政策企画部に提供する。<br>イ　政策企画部は、チラシ等を作成し、各部・各区本部へ送付する。<br>ウ　区本部は、自主防災組織に対して広報チラシ等の配布の協力を依頼する。<br>エ　自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。<br>オ　各部・区本部は、市民等に広報された内容について、部内・区本部内職員への周知徹底を図る。<br><br>（５）インターネットを利用した広報<br>政策企画部及び各部・区本部は、市本部が広報の必要があると判断した情報について、市及び各所属のホームページやSNS等のインターネットを利用した情報提供を行う。<br><br>（６）広報車等の利用による現場広報<br>各部・区本部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。<br><br>（７）自主防災組織による個別広報<br>区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。<br><br>（８）メール配信サービスを活用した広報<br>危機管理部は、必要に応じて、おおさか防災ネットのメール配信サービスを活用した情報提供を行う。<br><br>３－７　市外へ避難する市民への情報提供<br><br>政策企画部は、市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやＳＮＳ等による広報を実施する。<br><br>３－８　災害記録の作成<br><br>（１）各部・区本部は、災害に関する事象を写真・映像により記録し、危機管理部に提供する。<br><br>（２）危機管理部は、各部・区本部から提供された写真・映像を活用し、災害記録を作成する。計画調整部はこれに協力する。 |

## 新（修正案）

### 第４節　通信の運用

災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。

#### ４－１　通信手段の活用

（１）通信手段の活用
災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。
ア　市管理の通信手段の活用
（ア）有線通信
①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
②気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
③消防局有線通信回線（消防部）
④一般加入電話
なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。
（イ）無線通信
①大阪市防災行政無線（危機管理部）
②消防無線（消防部）
③防災相互通信用無線（消防部）
④港湾無線（大阪港湾部）
⑤水道無線（水道部）
（ウ）衛星通信（消防部・危機管理部）
①映像
②音声（衛星電話）
イ　勤務時間外における通信手段の活用
緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。
（ア）危機管理総合情報システム
（イ）大阪市防災行政無線
（ウ）有線電話
ウ　大阪府の通信手段の活用
大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線
エ　関係機関の保有する通信設備の優先利用
有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。
この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。
（ア）大阪府警察、西日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱
①申込先

| 名　　称 | 申　込　先 |
|---|---|
| 大阪府警察 | 大阪府警察本部 ----- 通信指令室長<br>各警察署　----　署　　長 |
| 西日本旅客鉄道㈱<br>東海旅客鉄道㈱<br>日本貨物鉄道㈱ | 駅長又は情報区の長（技術課長） |

②利用手続き
次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。
a　利用しようとする理由
b　通信の内容
c　発信者及び受信者

## 旧（令和５年４月）

### 第４節　通信の運用

災害時において災害情報の収集・伝達など応急対策に必要な指示、命令、報告等の伝達を行うため、各部、各区本部は、通信施設の適切な運用を行う。

#### ４－１　通信手段の活用

（１）通信手段の活用
災害時に適切な情報通信を行うため、以下の通信施設を活用する。
ア　市管理の通信手段の活用
（ア）有線通信
①危機管理情報システム（危機管理部、各部、各区本部）
②気象台との防災情報提供システム（危機管理部）
③消防局有線通信回線（消防部）
④一般加入電話
なお都市整備部は、災害発生時に災害対策本部等関係室に必要な電話を配備する。
（イ）無線通信
①大阪市防災行政無線（危機管理部）
②消防無線（消防部）
③防災相互通信用無線（消防部）
④港湾無線（大阪港湾部）
⑤水道無線（水道部）
（ウ）衛星通信（消防部・危機管理部）
①映像
②音声（衛星電話）
イ　勤務時間外における通信手段の活用
緊急本部員、緊急区本部員等が以下の施設を活用して実施する。
（ア）危機管理総合情報システム
（イ）大阪市防災行政無線
（ウ）有線電話
ウ　大阪府の通信手段の活用
大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線
エ　関係機関の保有する通信設備の優先利用
有線電話によることが困難であるとき、又は特別の必要があるときは、法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条並びに消防組織法第41条に基づき、関係機関の協力を得て当該機関の保有する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用する。
この場合、市長は、通信設備を有する機関の長とあらかじめ使用に関して協議する。
（ア）大阪府警察、西日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱
①申込先

| 名　　称 | 申　込　先 |
|---|---|
| 大阪府警察 | 大阪府警察本部 ----- 通信指令室長<br>各警察署　----　署　　長 |
| 西日本旅客鉄道㈱<br>東海旅客鉄道㈱<br>日本貨物鉄道㈱ | 駅長又は情報区の長（技術課長） |

②利用手続き
次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。
a　利用しようとする理由
b　通信の内容
c　発信者及び受信者

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （イ）近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保<br>近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。<br>（ウ）放送局、民間放送各社<br>緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。<br>オ　近畿総合通信局の通信機貸与の活用<br>災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。<br><br>（２）情報の優先順位<br>災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。<br>ア　第１順位<br>（ア）救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報<br>（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報<br>（ウ）応援要請等の判断に必要な情報<br>（エ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報<br>イ　第２順位<br>（ア）食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報<br>（イ）負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報<br>（ウ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報<br>ウ　第３順位<br>（ア）生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報<br>（イ）被災地の災害復旧に関する情報<br><br>（３）防災行政無線の通信と統制計画<br>市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。<br><br>**４－２　通信設備の応急復旧**<br><br>（１）通信機能の被害調査の実施<br>各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。<br><br>（２）通信機能の応急復旧<br>ア　非常電源<br>（ア）非常電源の措置<br>各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。<br><br>（イ）勤務時間外における対応<br>勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。<br>イ　修理業者等への対応<br>修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。<br>ウ　代替機能の確保<br>市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。 | （イ）近畿地方非常通信協議会における非常通信の確保<br>近畿地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求める。<br>（ウ）放送局、民間放送各社<br>緊急を要する場合で特別の必要があるときは、協定書、覚書に基づいた手続きにより放送局、民間放送各社に災害に関する放送を依頼する。<br>オ　近畿総合通信局の通信機貸与の活用<br>災害時に必要とする通信機器が不足する場合は、近畿総合通信局へ移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ無線、簡易無線）の貸与要請を行い通信手段の確保を図る。<br><br>（２）情報の優先順位<br>災害発生後の通信運用は、原則として以下の優先順位で行う。<br>ア　第１順位<br>（ア）救出、救助、救急活動、医療活動等の人命救助に必要な情報<br>（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止に必要な情報<br>（ウ）応援要請等の判断に必要な情報<br>（エ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報<br>イ　第２順位<br>（ア）食料や飲料水の供給活動等生命の維持に必要な情報<br>（イ）負傷者や被災者等の救助活動に必要な情報<br>（ウ）上記に関連した緊急輸送に必要な情報<br>ウ　第３順位<br>（ア）生活物資の供給活動等被災者の生活再建に関する情報<br>（イ）被災地の災害復旧に関する情報<br><br>（３）防災行政無線の通信と統制計画<br>市本部長は、無線通話量が拡大し輻輳した場合、無線統制を実施して効率的な通信情報を確保する。<br><br>**４－２　通信設備の応急復旧**<br><br>（１）通信機能の被害調査の実施<br>各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。<br><br>（２）通信機能の応急復旧<br>ア　非常電源<br>（ア）非常電源の措置<br>各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、地震発生後非常電源の点検を実施し必要な措置をとる。<br><br>（イ）勤務時間外における対応<br>勤務時間外に装置・設備の取扱者が不在となるおそれのある部局では、事前に指名しておいた取扱可能な技術者が対応する。<br>イ　修理業者等への対応<br>修理が必要となった場合は、各庁舎における管理責任者及び装置・設備の取扱者は、あらかじめ定めておいた修理業者への依頼・対応について必要な措置をとる。<br>ウ　代替機能の確保<br>市庁舎において通信施設機能が全面停止となった場合、阿倍野防災拠点参集者は、阿倍野防災拠点にて迅速かつ確実な通信機能を確保する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| エ　関係機関への復旧依頼<br>市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。 | エ　関係機関への復旧依頼<br>市長は、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。また、近畿総合通信局へ電源車等の貸与を受けるなどにより通信機能の確保に努める。 |

## 新（修正案）

### 第５節　防災活動拠点の確保

#### ５－１　防災活動拠点の確保

災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。

| 拠点分類 | 基本的役割 | 主な施設等 |
|---|---|---|
| 中枢防災活動拠点 | 全市を対象とした中枢機能<br>（情報の収集、整理、指揮命令等の実施） | 市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎 |
| 市域防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能 | 浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所 |
| 地域防災活動拠点 | 市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能 | 区役所、消防署、区保健福祉センター |
| コミュニティ防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能 | 災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等） |

#### ５－２　物流のネットワークの確保

災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。

また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

#### ５－３　情報通信のネットワークの確保

災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネッワークを確保する。

#### ５－４　災害時用ヘリポートの確保

災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうるよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。

## 旧（令和５年４月）

### 第５節　防災活動拠点の確保

#### ５－１　防災活動拠点の確保

災害発生後、直ちに以下の防災活動拠点の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための拠点機能を確保する。

| 拠点分類 | 基本的役割 | 主な施設等 |
|---|---|---|
| 中枢防災活動拠点 | 全市を対象とした中枢機能<br>（情報の収集、整理、指揮命令等の実施） | 市庁舎及び阿倍野防災拠点、消防局及びその代替施設、他各分庁舎 |
| 市域防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等の提供に関する基幹機能 | 浄・配水場、備蓄倉庫、輸送基地、広域避難場所 |
| 地域防災活動拠点 | 市域防災活動拠点と連携し、コミュニティ防災活動のサポート機能 | 区役所、消防署、区保健福祉センター |
| コミュニティ防災活動拠点 | 市民等への情報、物資、水、医療等のきめ細かな提供に関する機能 | 災害時避難所、一時避難場所（小学校、中学校、公園等） |

#### ５－２　物流のネットワークの確保

災害発生後、直ちに緊急交通路及び輸送基地の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための物流のネットワークを確保する。

また、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

#### ５－３　情報通信のネットワークの確保

災害発生後、直ちに情報連絡のための設備の状況を確認し、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するための情報通信ネッワークを確保する。

#### ５－４　災害時用ヘリポートの確保

災害直後の情報収集や救助・救護活動等において、陸上交通の混乱等による活動の遅滞に対処しうるよう、各区に最低１ヶ所の災害時に活用できるヘリポート（災害時用ヘリポート）を確保する。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第６節　輸送対策**<br><br>災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。<br><br>**６－１　災害時の輸送**<br><br>（１）災害輸送の実施<br>災害輸送は、市本部の各部が行う。<br><br>（２）災害輸送の種類<br>災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。<br>ア　自動車輸送<br>イ　船艇輸送<br>ウ　鉄道軌道輸送<br>エ　航空機輸送<br><br>**６－２　輸送体制の確保**<br><br>（１）自動車輸送<br>契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。<br>ア　輸送用トラックの確保<br>本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。<br>イ　清掃用ダンプトラックの確保<br>本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる<br>ウ　特殊用途車両の確保<br>障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。<br><br>（２）船艇輸送<br>財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。<br><br>（３）鉄道軌道輸送<br>各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。<br><br>（４）航空機輸送<br>市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。<br><br>**６－３　輸送基地及び緊急交通路の確保**<br><br>（１）輸送基地<br>災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。 | **第６節　輸送対策**<br><br>災害時における人員及び物資の輸送の円滑を図るため、車両、船艇等、輸送体制を確保する。<br><br>**６－１　災害時の輸送**<br><br>（１）災害輸送の実施<br>災害輸送は、市本部の各部が行う。<br><br>（２）災害輸送の種類<br>災害輸送は、次の各種のうちもっとも適切な方法で実施する。<br>ア　自動車輸送<br>イ　船艇輸送<br>ウ　鉄道軌道輸送<br>エ　航空機輸送<br><br>**６－２　輸送体制の確保**<br><br>（１）自動車輸送<br>契約管財部は、各部からの要請に基づき、車両の確保を行う。<br>ア　輸送用トラックの確保<br>本市保有トラックのみで不足する場合は、あらかじめ締結した協定等に基づき民間に協力要請を行うこととし、なお不足する場合は大阪府に調達あっせんを依頼する。<br>イ　清掃用ダンプトラックの確保<br>本市入札参加有資格者等のダンプトラックを災害状況に応じて借り上げる<br>ウ　特殊用途車両の確保<br>障害物排除・除去用等の特殊車両は、本市入札参加有資格者等から災害状況に応じて借り上げる。<br><br>（２）船艇輸送<br>財政部は各部からの要請に基づき、民間の船艇を借り上げる。<br><br>（３）鉄道軌道輸送<br>各部は道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地で物資等を調達したときは、鉄道等によって輸送を行う。<br><br>（４）航空機輸送<br>市本部は災害の状況により航空機輸送を必要とするときは、自衛隊に空中輸送についての出動を要請する。<br><br>**６－３　輸送基地及び緊急交通路の確保**<br><br>（１）輸送基地<br>災害時における他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保するため、市本部で被害状況を勘案し、概ね次の区分により活用を図る。 |

## 新（修正案）

| 種　　別 | 施　設　名　称 | | |
|---|---|---|---|
| 陸上輸送基地 | 中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫） | | |
| | 地区備蓄拠点（市内７箇所） | | |
| | 大阪城公園（東部地区） | | |
| | 鶴見緑地 | | |
| | 住之江公園 | | |
| | 長居公園 | | |
| 海上輸送基地 | 緊急物資輸送対応施設(注) | 南港地区 | A1～3岸壁（供用）<br>R4～5岸壁（計画中）<br>F7岸壁（計画中） |
| | | 此花地区 | 北港岸壁<br>（計画4ﾊﾞｰｽ：1ﾊﾞｰｽ供用、3ﾊﾞｰｽ計画中） |
| | | 港地区 | 安治川１号岸壁<br>（計画2ﾊﾞｰｽ：1ﾊﾞｰｽ供用、1ﾊﾞｰｽ計画中） |
| | | 大正地区 | 鶴浜岸壁（供用） |
| | 幹線貨物輸送対応施設 | 夢洲地区 | C10～12岸壁（供用） |
| | 大阪湾浮体式防災基地(移動式) | | |
| 航空輸送基地 | 大阪国際空港 | | |
| | 大阪八尾空港 | | |

（注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応

（２）緊急交通路

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。

道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。

（３）重要物流道路の指定等

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

（４）輸送路ネットワーク路線

輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

### ６－４　緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察、消防機関、自衛隊や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

### ６－５　輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。

## 旧（令和５年４月）

| 種　　別 | 施　設　名　称 | | |
|---|---|---|---|
| 陸上輸送基地 | 中枢備蓄拠点（阿倍野備蓄倉庫） | | |
| | 地区備蓄拠点（市内７箇所） | | |
| | 大阪城公園（東部地区） | | |
| | 鶴見緑地 | | |
| | 住之江公園 | | |
| | 長居公園 | | |
| 海上輸送基地 | 緊急物資輸送対応施設(注) | 南港地区 | A1～3岸壁（供用）<br>R4～5岸壁（計画中）<br>F7岸壁（計画中） |
| | | 此花地区 | 北港岸壁<br>（計画4ﾊﾞｰｽ：1ﾊﾞｰｽ供用、3ﾊﾞｰｽ計画中） |
| | | 港地区 | 安治川１号岸壁<br>（計画2ﾊﾞｰｽ：1ﾊﾞｰｽ供用、1ﾊﾞｰｽ計画中） |
| | | 大正地区 | 鶴浜岸壁（供用） |
| | 幹線貨物輸送対応施設 | 夢洲地区 | C10～12岸壁（供用） |
| | 大阪湾浮体式防災基地(移動式) | | |
| 航空輸送基地 | 大阪国際空港 | | |
| | 大阪八尾空港 | | |

（注）海上輸送基地のうち、緊急物資輸送対応施設のR4～5岸壁及びF7岸壁は幹線貨物輸送にも対応

（２）緊急交通路

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するため、大阪府警察（大阪府公安委員会）は緊急交通路を確保する。

道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。

（３）重要物流道路の指定等

国土交通省は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者（港湾管理者）と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

（４）輸送路ネットワーク路線

輸送基地、区本部、避難所等と有機的に結ぶため、道路被害状況の調査結果に基づき市本部が国、大阪府、府警察及び道路管理者と協議のうえ緊急交通路を幹線として輸送ネットワーク路線を選定する。市本部は、輸送路ネットワーク路線を選定したときは、市民等が自動車の使用を避けるように報道関係機関等に広報の協力を求める。

### ６－４　緊急道路啓開

道路啓開は、道路の損傷や道路上の障害物等により通行不能となった道路について、応急復旧や障害物除去により通行機能の回復を図るものであり、道路管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。

### ６－５　輸送用燃料の確保

災害輸送に従事する車両船艇の燃料は、次の方法により調達する。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （１）車両用燃料<br>ア　各部が保有する燃料を使用する。<br>イ　各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。<br>ウ　災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。<br>エ　協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。<br><br>（２）船艇用燃料<br>各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。 | （１）車両用燃料<br>ア　各部が保有する燃料を使用する。<br>イ　各部が契約している給油所において、随時現場で補給する。なお、本市と供給契約中の石油会社の給油カードが配布されている部は、最も近い給油所において、給油カードにより随時現場で補給する。<br>ウ　災害輸送に従事する場合に、最も近い市有燃料タンクより補給をうける。<br>エ　協定に基づき燃料を補給する。協定による確保については、「大阪市業務継続計画」による。<br><br>（２）船艇用燃料<br>各部が、船艇所属の燃料タンク（船艇への燃料補給には特殊設備を要するため）から補給することとし、不足するときは取扱業者から補給をうける。 |
| **６－６　緊急通行車両の確認申請**<br><br>災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両、輸送協定を締結した民間事業者等の車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、あらかじめ緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。<br>ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両<br>イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両<br>ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両<br>エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両<br>オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両<br>カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両<br>キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両<br>ク　緊急輸送の確保に関する車両<br>ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両 | **６－６　緊急通行車両の~~事前届出と~~確認申請**<br><br>災害時に以下の用途に関する車両（大阪市が保有する車両及び契約により常時専用に使用する車両並びに災害時に関係機関・団体等から調達する車両）については、~~災害対策~~基本法第76条第１項に基づく緊急通行車両として、災害応急対策を所管する部署の長が、大阪府公安委員会（当該部署の所在地の管轄警察署長）、又は府知事に対して、基本法施行令第33条による確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び同標章の交付を受ける。~~なお、事前届出車両については、事前届出済証を添付して申請する。~~<br>ア　警報の発令及び伝達、避難情報発令に関する車両<br>イ　消防（道路交通法に定める緊急自動車を除く）、水防、その他の応急措置に関する車両<br>ウ　被災者の救難、救助、その他の保護に関する車両<br>エ　被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両<br>オ　施設及び設備の応急復旧に関する車両<br>カ　清掃、防疫、その他保健衛生に関する車両<br>キ　犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する車両<br>ク　緊急輸送の確保に関する車両<br>ケ　災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する車両 |
| **６－７　交通規制**<br><br>災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。<br>特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。<br>**※「重点14路線」**<br>**以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。**<br>**①国道１号　②国道２号　③国道25号　④国道26号　⑤国道43号　⑥国道163号　⑦国道176号**<br>**⑧国道308号　⑨国道423号　⑩府道大阪池田線　⑪府道大阪生駒線　⑫府道大阪和泉泉南線**<br>**⑬府道大阪高槻京都線　⑭府道大阪中央環状線**<br><br>（１）緊急交通路の陸上交通の規制<br>大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点 14 路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。<br>大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。 | **６－７　交通規制**<br><br>災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、大阪府、本市、府警察、道路管理者及び港湾管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。<br>特に、緊急交通路に選定「重点14路線※」及び高速自動車国道等に対しては、大阪府警察大阪府公安委員会が行う緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者（港湾管理者）との連絡・調整を行う。<br>**※「重点14路線」**<br>**以下の14路線ルートを組合せて、市境から梅田新道交差点までの緊急交通路を確保する。**<br>**①国道１号　②国道２号　③国道25号　④国道26号　⑤国道43号　⑥国道163号　⑦国道176号**<br>**⑧国道308号　⑨国道423号　⑩府道大阪池田線　⑪府道大阪生駒線　⑫府道大阪和泉泉南線**<br>**⑬府道大阪高槻京都線　⑭府道大阪中央環状線**<br><br>（１）緊急交通路の陸上交通の規制<br>大阪府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記「重点 14 路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、国、大阪府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。<br>大阪府、本市、大阪府警察、道路管理者（港湾管理者含む）は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ア　道路管理者（港湾管理者）の役割<br>（ア）点検<br>使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車等の多様な移動手段による現地調査の実施や道路管理用カメラ等の活用、プローブ情報の活用等により道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。<br>（イ）通行規制<br>災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。<br>なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第３号）に定める様式により表示を行う。<br>（ウ）道路啓開<br>道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の６により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。<br>イ　大阪府警察の役割<br>（ア）交通管制<br>被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。<br>（イ）緊急交通路における交通規制の実施<br>「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。<br>また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。<br>①区間規制<br>必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。<br>②区域規制<br>被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。<br>ウ　相互連絡<br>本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。<br>エ　交通規制の標識等<br>大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。<br>なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。<br>オ　広報<br>市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。 | ア　道路管理者（港湾管理者）の役割<br>（ア）点検<br>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府、本市及び大阪府警察に連絡する。<br>（イ）通行規制<br>災害発生時において、道路施設の破損等の事由により、交通の危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する。<br>なお、道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第３号）に定める様式により表示を行う。<br>（ウ）道路啓開<br>道路管理者（港湾管理者）は、道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、基本法第76条の６により運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、移動を行う。<br>イ　大阪府警察の役割<br>（ア）交通管制<br>被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。<br>（イ）緊急交通路における交通規制の実施<br>「重点 14 路線」を組合せた市境から梅田新道交差点までの経路及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。<br>また、大阪府警察は災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、「重点14路線」以外において、緊急交通路を指定する必要がある場合には、関係機関と連携をとり被災地域、被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。<br>①区間規制<br>必要に応じて、重点14路線及び高速自動車国道等の交通規制の見直しを行うとともに、「重点14路線」以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施する。<br>②区域規制<br>被災状況等に応じて区域規制を行う。通行禁止区域は必要に応じ拡大・縮小する。<br>ウ　相互連絡<br>本市、大阪府警察と道路管理者（港湾管理者）は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。<br>エ　交通規制の標識等<br>大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。<br>なお、標識等の設置については、事前に関係機関と調整、検討のうえ設置する。<br>オ　広報<br>市本部、大阪府警察及び道路管理者（港湾管理者）は、道路交通の規制の措置を講じた場合には、看板等の掲示又は報道機関を通じて、交通関係業者、一般通行者・車両等に対し、その内容及びう回路等について広報する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令<br>警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。<br>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。<br><br>（３）海上交通の規制<br>ア　大阪海上保安監部による海上交通の制限等<br>大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる<br>（ア）必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。<br>（イ）必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。<br>（ウ）海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。<br>イ　本市<br>港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。<br>ウ　相互連絡<br>大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。 | （２）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令<br>警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。<br>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は自衛隊用緊急通行車両等、消防吏員は消防用緊急車両の通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、同様の措置を講ずる。<br><br>（３）海上交通の規制<br>ア　大阪海上保安監部による海上交通の制限等<br>大阪海上保安監部長は災害発生時、その規模、態様もしくは海域の状況に応じ、危険防止等のため次の措置をとる<br>（ア）必要に応じて船舶交通の制限又は禁止を行う。<br>（イ）必要に応じて巡視船艇を派遣し、又は応急標識を設置する。<br>（ウ）海上交通の規制措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビによる放送及び巡視船艇の巡回等の方法により、海事関係者及び船舶に対する周知に努める。<br>イ　本市<br>港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、港湾施設の使用を禁止若しくは制限し又は使用等について必要な指導を行う。<br>ウ　相互連絡<br>大阪海上保安監部長と港湾管理者は、災害発生時その規模、態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知する。 |

## 新（修正案）

### 第７節　障害物の除去

災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。

#### ７－１　道路関係障害物の除去

（１）実施機関

各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。

また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

| 対象道路 | 実施機関 |
|---|---|
| 一般国道（指定区間） | 国土交通省近畿地方整備局 |
| 一般国道（指定区間外）<br>大阪府道・大阪市道・臨港道路 | 大　　阪　　市 |
| 阪神高速道路<br>近畿自動車道 | 阪神高速道路株式会社<br>西日本高速道路株式会社 |
| ライフライン・鉄道施設<br>（こ道橋・電柱・架線） | 西日本電信電話㈱<br>関西電力送配電㈱、交通機関等 |

（２）除去作業の方法

ア　各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。

イ　除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定した仮置場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

ウ　沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

（３）実施体制

各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。

#### ７－２　河川・港湾関係障害物の除去

（１）実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

| 対象河川 | 実施機関 |
|---|---|
| 一級河川（淀川、大和川） | 国土交通省近畿地方整備局 |
| 一級河川（府管理河川） | 大阪府 |
| 一級河川<br>（市管理河川及び知事より委任された河川）<br>準用河川、普通河川 | 大阪市 |
| 大阪港港湾区域 | 大阪市 |

## 旧（令和５年４月）

### 第７節　障害物の除去

災害対策活動の障害とならないよう、がれき、倒木等の障害物を除去し、交通路の確保を行う。

#### ７－１　道路関係障害物の除去

（１）実施機関

各機関は相互に協力し、原則として以下の区分で道路の通行に支障となる障害物の除去作業を実施する。なお、相互に連携を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応する。

また、道路上のライフラインや鉄道施設（こ道橋・電柱・架線等）は、各々の施設管理者が実施する。

| 対象道路 | 実施機関 |
|---|---|
| 一般国道（指定区間） | 国土交通省近畿地方整備局 |
| 一般国道（指定区間外）<br>大阪府道・大阪市道・臨港道路 | 大　　阪　　市 |
| 阪神高速道路<br>近畿自動車道 | 阪神高速道路株式会社<br>西日本高速道路株式会社 |
| ライフライン・鉄道施設<br>（こ道橋・電柱・架線） | 西日本電信電話㈱<br>関西電力送配電㈱、交通機関等 |

（２）除去作業の方法

ア　各機関は、市本部と大阪府及び関係機関と調整し、指定した緊急交通路に配慮して除去作業を実施する。また、緊急的には最小限の交通路を確保する範囲で実施し、その後全面的な除去作業に着手する。

イ　除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議のうえ選定した~~がれき集積場~~に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は環境部と協議のうえ実施する。

ウ　沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等の障害物除去方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。

（３）実施体制

各機関は、情報共有を図り、迅速な対応が必要な場合は、関係機関と調整のうえ柔軟に対応し、必要に応じて協力者等への協力を依頼する。

#### ７－２　河川・港湾関係障害物の除去

（１）実施機関

各機関は、相互に協力するとともに、原則として以下の区分で河川及び港湾の水面障害物の除去作業を実施する。

| 対象河川 | 実施機関 |
|---|---|
| 一級河川（淀川、大和川） | 国土交通省近畿地方整備局 |
| 一級河川（府管理河川） | 大阪府 |
| 一級河川<br>（市管理河川及び知事より委任された河川）<br>準用河川、普通河川 | 大阪市 |
| 大阪港港湾区域 | 大阪市 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）除去作業の方法<br>　各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。<br>　除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。<br>　河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。<br><br>（３）関係機関との連携<br>　河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。<br><br>（４）実施体制<br>　各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。 | （２）除去作業の方法<br>　各機関は、河川の治水重要度や施設の損壊及び船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。<br>　除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定したがれき集積場に一時的に集積し、その後の最終処分地等への搬送は環境部と協議のうえ実施する。<br>　河川への倒壊家屋、船舶等の障害物の除去の方法については、市本部において関係機関と協議のうえ定める。<br><br>（３）関係機関との連携<br>　河川区域と港湾区域が重複する区域の除去作業については、各々の実施機関は実施日等について、双方協議を行い効率的に実施する。<br><br>（４）実施体制<br>　各機関は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２章　避難・安全確保**<br><br>**第８節　避難対策**<br><br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。<br>なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。<br><br>**８－１　警戒区域の設定**<br><br>市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。<br><br>（１）市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（２）警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（４）府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（基本法第 73 条）<br><br>（５）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。（水防法第 21 条）<br><br>（６）消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第 23 条の 2）<br><br>（７）消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。（消防法第 28 条）<br><br>**８－２　避難情報**<br><br>（１）避難情報の基準<br>避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。<br>ア　地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき<br>イ　大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき | **第２章　避難・安全確保**<br><br>**第８節　避難対策**<br><br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。<br>なお、本市は市民に対して、近隣のより安全な建物等への緊急的な退避や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることや、自宅での安全確保が可能な場合の待避についても避難行動であることを周知する。<br><br>**８－１　警戒区域の設定**<br><br>市民等の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めたときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>なお、大雨等の水害発生時における警戒区域の設定については、浸水想定区域等を考慮する。<br><br>（１）市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（２）警察官又は海上保安官は、市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（基本法第 63 条）<br><br>（４）府知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（基本法第 73 条）<br><br>（５）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定する。（水防法第 21 条）<br><br>（６）消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第 23 条の 2）<br><br>（７）消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防警戒区域を設定する。（消防法第 28 条）<br><br>**８－２　避難情報**<br><br>（１）避難情報の基準<br>避難情報等は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に市長等が行う。<br>ア　地震火災又はその他の火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるとき<br>イ　大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき |

## 新（修正案）

ウ　避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
エ　河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
オ　その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（２）避難情報発令の実施

ア　避難情報発令の実施責任者

| 実施責任者 | 根拠法 |
|---|---|
| 市長 | 基本法　第60条１項 |
| 警察官 | 基本法　第61条１項<br>警察官職務執行法　第４条１項 |
| 海上保安官 | 基本法　第61条１項 |
| 自衛官 | 自衛隊法　第94条１項 |
| 知事 | 基本法　第60条６項 |
| 知事又は<br>その命を受けた職員 | 地すべり等防止法　第25条<br>水防法　第29条 |
| 水防管理者 | 水防法　第29条 |

イ　避難情報発令の内容

避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。

（ア）避難指示者
（イ）避難指示を必要とする理由
（ウ）避難指示の対象区域
（エ）避難先及び所在地
（オ）避難経路
（カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

ウ　避難情報の区分

| 区分 | 発令する状態 |
|---|---|
| 高齢者等避難 | 災害発生の可能性が予想される場合 |
| 避難指示 | 災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合 |
| 緊急安全確保 | 既に災害が発生又は切迫している状況となった場合 |

エ　避難情報の発令

（ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。
（イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認め

## 旧（令和５年４月）

ウ　避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報が発せられたとき
エ　河川の水位が上昇し氾濫のおそれがあるとき
オ　その他災害の状況により必要と認めるとき

なお、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、隣接市等との情報共有や連携を図る。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を府知事に報告しなければならない。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、災害発生時に迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（２）避難情報発令の実施

ア　避難情報発令の実施責任者

| 実施責任者 | 根拠法 |
|---|---|
| 市長 | 基本法　第60条１項 |
| 警察官 | 基本法　第61条１項<br>警察官職務執行法　第４条１項 |
| 海上保安官 | 基本法　第61条１項 |
| 自衛官 | 自衛隊法　第94条１項 |
| 知事 | 基本法　第60条６項 |
| 知事又は<br>その命を受けた職員 | 地すべり等防止法　第25条<br>水防法　第29条 |
| 水防管理者 | 水防法　第29条 |

イ　避難情報発令の内容

避難情報発令を実施する者は、避難対象となる市民等に対し、次の事項を明確にして指示を行い市民等の避難を促すとともに円滑な協力を得るように努める。

（ア）避難指示者
（イ）避難指示を必要とする理由
（ウ）避難指示の対象区域
（エ）避難先及び所在地
（オ）避難経路
（カ）注意事項（火災盗難の予防、携行品、服装等）

ウ　避難情報の区分

| 区分 | 発令する状態 |
|---|---|
| 高齢者等避難 | 災害発生の可能性が予想される場合 |
| 避難指示 | 災害発生のおそれが極めて高い状況等となった場合 |
| 緊急安全確保 | 既に災害が発生又は切迫している状況となった場合 |

エ　避難情報の発令

（ア）避難の指示を行った場合、市本部長（市長）は府知事に報告する。
（イ）市域の大部分において危険が切迫し、広域避難場所、津波避難ビル・水害時避難ビル等へ市民等が避難する必要が生じた場合は、市本部長（市長）が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難を指示する。なお、緊急かつ必要と認め

## 新（修正案）

た場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。

（ウ）区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。

（エ）市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。

（オ）市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

オ　警戒レベルを用いた避難情報の伝達

避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。(注)

(注) 避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。
ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるので、避難情報は発令しないことがある。

表　「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

| 発令・発表の主体 | 警戒レベル | 避難情報等 | 住民がとるべき行動 | 警戒レベル相当情報等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 洪水予報 | 洪水予報 |
| 大阪市 | 警戒レベル５ | 緊急安全確保（呼称：緊急安全確保） | 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。 | 氾濫発生情報 | ・大雨特別警報（浸水害）<br>・高潮氾濫発生情報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」<br>・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」 |
| | 警戒レベル４ | 避難指示（呼称：全員避難） | 災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。 | 氾濫危険情報 | ・高潮警報<br>・高潮特別警報<br>・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの）<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」 |
| | 警戒レベル３ | 高齢者等避難（呼称：高齢者等避難） | 災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある者、乳幼児等）とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。 | 氾濫警戒情報 | ・大雨警報<br>・洪水警報<br>・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」 |

## 旧（令和５年４月）

た場合には、市本部長（市長）に代わり、市副本部長（副市長）、または市危機管理監が避難の指示をする。この場合、直ちに市本部長（市長）に報告する。

（ウ）区本部長（区長）は市本部長（市長）に代わり、その管轄区域において危険が切迫し、緊急かつ必要と認めた場合には、警察署長、消防署長、水防関係責任者と協議のうえ区民等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合、区本部長（区長）は直ちに市本部長（市長）に報告する。

（エ）市本部長（市長）が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行う。

（オ）市本部長（市長）は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

オ　警戒レベルを用いた避難情報の伝達

避難の必要が予想される洪水、高潮など気象等の各種警報に基づく避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達する。(注)

(注) 避難情報の発令は、「警戒レベル」を用いて伝達されるが、気象台が発表する防災気象情報等の一部は、該当する「警戒レベル」に相当する「警戒レベル相当情報」として発表される。
ただし、あくまでも「警戒レベル相当情報」は住民の主体的な行動を促すための情報であり、かつ市町村の避難情報発令の目安として活用される情報であり、「警戒レベル相当情報」が出されたとしても、避難情報は市町村が総合的に判断して発令されるものであるので、避難情報は発令しないことがある。

表　「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係

| 発令・発表の主体 | 警戒レベル | 避難情報等 | 住民がとるべき行動 | 警戒レベル相当情報等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 洪水予報 | 洪水予報 |
| 大阪市 | 警戒レベル５ | 緊急安全確保（呼称：緊急安全確保） | 既に災害が発生している又は切迫している状況であり、命の危険があるため直ちに身の安全を確保する。 | 氾濫発生情報 | ・大雨特別警報（浸水害）<br>・高潮氾濫発生情報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「災害切迫」<br>・~~洪水~~キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）「災害切迫」 |
| | 警戒レベル４ | 避難指示（呼称：全員避難） | 災害発生のおそれが高い状況等となっているため、危険な場所から全員避難する。 | 氾濫危険情報 | ・高潮警報<br>・高潮特別警報<br>・高潮注意報（夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるもの）<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「危険」 |
| | 警戒レベル３ | 高齢者等避難（呼称：高齢者等避難） | 災害発生のおそれがあることから避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある者、乳幼児等）とその支援者は、危険な場所から避難する。その他の人は、避難の準備を整える。 | 氾濫警戒情報 | ・大雨警報<br>・洪水警報<br>・警報に切り替える可能性が高い高潮注意報<br>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）「警戒」 |

## 新（修正案）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 気象庁 | 警戒レベル２ | 洪水注意報<br>大雨注意報<br>高潮注意報 | 避難に備え、自らの避難行動を確認する。 | 氾濫注意情報 | ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」）<br>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布 ）「注意」 |
| | 警戒レベル１ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める。 | | |

カ　避難情報発令の伝達方法
避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。
（ア）同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サ―ビス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。
（イ）移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する
（ウ）報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
（エ）避難行動要支援者に対しては、（ア）から（ウ）に加え、自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。

キ　避難情報発令の解除
（ア）市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなったと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。
（イ）区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなったと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

（３）洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画
ア　避難の基本方針
（ア）自宅・施設等内での安全確保
自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。
ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。
また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。
（イ）自宅・施設等外の避難行動
自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。
（ウ）市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく。

## 旧（令和５年４月）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 気象庁 | 警戒レベル２ | 洪水注意報<br>大雨注意報<br>高潮注意報 | 避難に備え、自らの避難行動を確認する。 | 氾濫注意情報 | ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布「注意」）<br>・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布 ）「注意」 |
| | 警戒レベル１ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める。 | | |

カ　避難情報発令の伝達方法
避難情報発令の伝達は、以下の方法で市本部及び区本部で実施する。
（ア）同報系無線、インターネットやおおさか防災ネットのメール配信サ―ビス、各所属で所有する公用車・自転車・携帯拡声器、又はヘリコプター等、利用可能なあらゆる手段で実施する。
（イ）移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の緊急速報メールサービスにより実施する
（ウ）報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。
（エ）避難行動要支援者に対しては、（ア）から（ウ）に加え、~~要配慮者利用施設へのメール配信とともに、~~自主防災組織の代表者を通じて整備した情報伝達体制により、情報伝達を行う。
キ　避難情報発令の解除
（ア）市本部長は、前記エ（イ）の避難の必要がなくなったと認める時はその旨公示する。なお、解除の伝達は前記カの方法による。
（イ）区本部長は、前記エ（ウ）の避難の必要がなくなったと認める時は速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに市本部長に報告する。

（３）洪水予報河川・水位周知河川に関する避難計画
ア　避難の基本方針
（ア）自宅・施設等内での安全確保
自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンション・オフィスビルなどで浸水する深さよりも高い階にあり、かつ自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域の外側の場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。
ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。
また、大規模な河川氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。
（イ）自宅・施設等外の避難行動
自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。
（ウ）市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく。

## 新（修正案）

イ　警戒レベル及び避難情報発令基準
（ア）洪水予報河川
①淀川、大和川下流

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル４発令水位に到達したとき<br>・氾濫危険情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル４発令水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき） |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき<br>・氾濫警戒情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル３発令準備水位を超え、警戒レベル４発令水位に到達すると見込まれるとき） |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 国土交通省 | 淀川 | 枚方 | 5.40 | 5.50 | 8.34 |
| | 大和川下流 | 柏原 | 4.96 | 5.54 | 6.69 |

※大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位・大阪市警戒レベル５発令水位は河川管理者から示された水位。
大阪市警戒レベル３発令準備水位は大阪市警戒レベル４発令水位のおよそ１時間前の水位として本市で設定。
※淀川について、「大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位」と「基準水位の氾濫危険水位（下表）」は一致する。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国土交通省 | 淀川 | 枚方 | 4.50 | 5.40 | 5.50 |
| | 大和川下流 | 柏原 | 3.20 | 4.50 | 5.10 |

## 旧（令和５年４月）

イ　警戒レベル及び避難情報発令基準
（ア）洪水予報河川
①淀川、大和川下流

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル４発令水位に到達したとき<br>・氾濫危険情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル４発令水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき） |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき<br>・氾濫警戒情報が発表されたとき（急激な水位上昇により、洪水予報における観測基準点の水位が、まもなく警戒レベル３発令準備水位を超え、警戒レベル４発令水位に到達すると見込まれるとき） |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 国土交通省 | 淀川 | 枚方 | 5.40 | 5.50 | 8.34 |
| | 大和川下流 | 柏原 | 4.96 | 5.54 | ~~6.19~~ |

※大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位・大阪市警戒レベル５発令水位は河川管理者から示された水位。
大阪市警戒レベル３発令準備水位は大阪市警戒レベル４発令水位のおよそ１時間前の水位として本市で設定。
※淀川について、「大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位」と「基準水位の氾濫危険水位（下表）」は一致する。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国土交通省 | 淀川 | 枚方 | 4.50 | 5.40 | 5.50 |
| | 大和川下流 | 柏原 | 3.20 | 4.50 | 5.10 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

② 神崎川、安威川、石川

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３<br>警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>警戒レベル５<br>発令水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 神崎川 | 三国 | 4.82 | 5.03 | 5.82 |
| | 安威川 | 千歳橋 | 3.97 | 4.81 | 5.13 |
| | 石川 | 玉手橋 | － | － | － |

※大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位・大阪市警戒レベル５発令水位は河川管理者から示された水位。
大阪市警戒レベル３発令準備水位は大阪市警戒レベル４発令水位のおよそ１時間前の水位として本市で設定。
※石川の避難情報発令基準は、「石川に災害発生又は切迫の状況が確認され、且つ、東除川が警戒レベル５発令水位に到達した場合」とする。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 神崎川 | 三国 | 3.80 | 4.85 | 5.00 |
| | 安威川 | 千歳橋 | 3.25 | 4.25 | 4.55 |
| | 石川 | 玉手橋 | 3.90 | 4.60 | 4.80 |

③ 寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・ポンプ運転調整水位（警戒レベル５発令水位）に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |

### 旧（令和５年４月）

① 神崎川、安威川、石川

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者・水防事務組合等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３<br>警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>警戒レベル５<br>発令水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 神崎川 | 三国 | 4.82 | 5.03 | 5.82 |
| | 安威川 | 千歳橋 | ~~3.54~~ | ~~4.25~~ | 5.13 |
| | 石川 | 玉手橋 | － | － | － |

※大阪市域の大阪市警戒レベル４発令水位・大阪市警戒レベル５発令水位は河川管理者から示された水位。
大阪市警戒レベル３発令準備水位は大阪市警戒レベル４発令水位のおよそ１時間前の水位として本市で設定。
※石川の避難情報発令基準は、「石川に災害発生又は切迫の状況が確認され、且つ、東除川が警戒レベル５発令水位に到達した場合」とする。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 管理者 | 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大阪府 | 神崎川 | 三国 | 3.80 | 4.85 | 5.00 |
| | 安威川 | 千歳橋 | 3.25 | ~~3.65~~ | ~~4.00~~ |
| | 石川 | 玉手橋 | 3.90 | 4.60 | 4.80 |

② 寝屋川、第二寝屋川、平野川、平野川分水路

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・ポンプ運転調整水位（警戒レベル５発令水位）に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき<br>・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき<br>・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |

・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。
※　ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。
・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認する。

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河　川　名　称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４発令水位・ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位 | 警戒レベル５<br>発令水位・ポンプ運転調整水位 |
| 寝　屋　川 | 京　　橋 | 3.14 | 3.32 | 3.50 |
| 第二寝屋川 | 昭 明 橋 | 4.25 | 4.55 | 4.85 |
| 平　野　川 | 剣　　橋 | 3.92 | 4.16 | 4.40 |
| 平野川分水路 | 今里大橋 | 3.40 | 3.85 | 4.63 |
| 古　川 | 桑　才 | 3.30 | 3.40 | 3.67 |

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市警戒レベル３発令準備水位は、大阪市警戒レベル４発令水位に到達するおよそ１時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。
なお、大阪市警戒レベル４発令水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ１時間前の水位。
※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 30 分前の水位で設定。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 河　川　名　称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | ポンプ運転調整水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 寝　屋　川 | 京　　橋 | 3.00 | 3.20 | 3.30 | 3.50 |
| 第二寝屋川 | 昭 明 橋 | 3.40 | 4.40 | 4.55 | 4.85 |
| 平　野　川 | 剣　　橋 | 3.30 | 4.00 | 4.15 | 4.40 |
| 平野川分水路 | 今里大橋 | 3.30 | 3.40 | 3.50 | 4.63 |
| 古　川 | 桑　才 | 3.20 | 3.30 | 3.40 | 3.67 |

## 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき<br>・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・【寝屋川、第二寝屋川、平野川】洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき<br>・【平野川分水路】洪水予報における観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |

・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。
※　ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。
・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報（排水機場や水門、下水ポンプの状況）、降雨の状況など、各種の情報を確認する。

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河　川　名　称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４発令水位・ポンプ運転調整水位到達のおよそ 30 分前の水位 | 警戒レベル５<br>発令水位・ポンプ運転調整水位 |
| 寝　屋　川 | 京　　橋 | 3.14 | 3.32 | 3.50 |
| 第二寝屋川 | 昭 明 橋 | 4.25 | 4.55 | 4.85 |
| 平　野　川 | 剣　　橋 | 3.92 | 4.16 | 4.40 |
| 平野川分水路 | 今里大橋 | 3.40 | 3.85 | 4.63 |
| 古　川 | 桑　才 | 3.30 | 3.40 | 3.67 |

※寝屋川、第二寝屋川、平野川について、大阪市域の大阪市警戒レベル３発令準備水位は、大阪市警戒レベル４発令水位に到達するおよそ１時間前の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、本市において設定。
なお、大阪市警戒レベル４発令水位は、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ１時間前の水位。
※平野川分水路について、各基準水位間の差が小さいことから、避難指示の水位として、河川管理者からの水位上昇量の情報提供をもとに、ポンプ運転調整水位に到達するおよそ 30 分前の水位で設定。

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 河　川　名　称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | ポンプ運転調整水位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 寝　屋　川 | 京　　橋 | 3.00 | 3.20 | 3.30 | 3.50 |
| 第二寝屋川 | 昭 明 橋 | 3.40 | 4.40 | 4.55 | 4.85 |
| 平　野　川 | 剣　　橋 | 3.30 | 4.00 | 4.15 | 4.40 |
| 平野川分水路 | 今里大橋 | 3.30 | 3.40 | 3.50 | 4.63 |
| 古　川 | 桑　才 | 3.20 | 3.30 | 3.40 | 3.67 |

## 新（修正案）

（イ）水位周知河川

①天竺川・高川・東除川・西除川

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>※　ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 天　竺　川 | 天竺川橋 | 2.20 | 2.30 | 3.21 |
| 高　　川 | 水 路 橋 | 1.62 | 1.70 | 3.66 |
| 東　除　川 | 大堀上小橋 | 3.20 | 3.90 | 5.29 |
| 西　除　川 | 布 忍 橋 | 3.70 | 4.00 | 5.06 |

※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|
| 天　竺　川 | 天竺川橋 | 2.00 | 2.20 | 2.30 |
| 高　　川 | 水 路 橋 | 1.50 | 1.55 | 1.60 |
| 東　除　川 | 大堀上小橋 | 2.90 | 3.20 | 3.90 |
| 西　除　川 | 布 忍 橋 | 2.50 | 3.70 | 4.00 |

（ウ）その他河川

①旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で､警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が |

## 旧（令和５年４月）

（イ）水位周知河川

①天竺川・高川・東除川・西除川

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 避難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・洪水予報における観測基準点の水位が、大阪市域の警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊に つながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき）<br>・河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>観測基準点の水位が、警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・観測基準点の水位が、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。<br>※　ただし、警戒レベル５は、必ず発令するものではない。<br>・発令基準に該当する見込みとなったときは、現地の状況や河川管理者等からの情報、降雨の状況など、各種の情報を確認する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 天　竺　川 | 天竺川橋 | 2.20 | 2.30 | 3.21 |
| 高　　川 | 水 路 橋 | 1.62 | 1.70 | 3.66 |
| 東　除　川 | 大堀上小橋 | 3.20 | 3.90 | 5.29 |
| 西　除　川 | 布 忍 橋 | 3.70 | 4.00 | 5.06 |

※天竺川、東除川、西除川の水位は、河川管理者から示された水位。（高川は、本市で設定）

**表　流域全体の観測基準点及び河川管理者が定める基準水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|---|---|---|---|---|
| 天　竺　川 | 天竺川橋 | 2.00 | 2.20 | 2.30 |
| 高　　川 | 水 路 橋 | 1.50 | 1.55 | 1.60 |
| 東　除　川 | 大堀上小橋 | 2.90 | 3.20 | 3.90 |
| 西　除　川 | 布 忍 橋 | 2.50 | 3.70 | 4.00 |

（ウ）その他河川

①旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

**表　警戒レベル及び発令される避難情報**

| 難情報の内容 | | 発令される避難情報 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 緊急安全確保 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称:緊急安全確保<br>・高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で､警戒レベル５発令水位に到達したとき<br>・堤防が決壊したとき若しくは、そのおそれが高いとき（堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| | | 発見されたとき）<br>・ 河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・ 高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難　その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・ 高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・ 発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 旧淀川流域等河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川） | 京橋 | 3.32 | 3.50 | 3.90 |

なお、避難情報発令については、高潮警報発表により三大水門（木津川水門、安治川水門、尻無川水門）が閉鎖され、当該水位に達した場合に限る。

（エ）避難情報発令対象区域

避難情報発令対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」及び大阪府が公表している「洪水リスク表示図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

避難情報の対象範囲についての詳細は、資料編に定める。

（４）高潮発生時に関する避難計画

ア　避難の基本方針

（ア）自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンションなどで浸水する深さよりも高い階にある場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な高潮氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

（イ）自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

（ウ）市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等、避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく必要がある。

## 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| | | 発見されたとき）<br>・ 河川が氾濫したとき |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称:全員避難<br>・ 高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル４発令水位に到達したとき |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難　その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称:高齢者等避難<br>・ 高潮警報発表により三大水門が閉鎖された状況で、警戒レベル３発令準備水位に到達し、さらに上昇する見込みとなったとき |
| ・ 発令基準に該当したときはすみやかに避難情報を発令する。 | | |

**表　大阪市が避難情報を発令する目安となる観測基準点の水位〔量水標読み（m）〕**

| 河川名称 | 観測基準点 | 警戒レベル３ | 警戒レベル４ | 警戒レベル５ |
|---|---|---|---|---|
| | | 警戒レベル３<br>発令準備水位 | 警戒レベル４<br>発令水位 | 警戒レベル５<br>発令水位 |
| 旧淀川流域等河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川） | 京橋 | 3.32 | 3.50 | 3.90 |

なお、避難情報発令については、高潮警報発表により三大水門（木津川水門、安治川水門、尻無川水門）が閉鎖され、当該水位に達した場合に限る。

（エ）避難情報発令対象区域

避難情報発令対象区域は、河川管理者が指定・公表している「浸水想定区域図」及び大阪府が公表している「洪水リスク表示図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

避難情報の対象範囲についての詳細は、資料編に定める。

（４）高潮発生時に関する避難計画

ア　避難の基本方針

（ア）自宅・施設等内での安全確保

自宅・施設等が、浸水想定区域内であっても、自宅・施設等が頑丈なマンションなどで浸水する深さよりも高い階にある場合の避難行動として居住者・施設管理者等は、自宅・施設等に留まり安全を確保することを検討する。

ただし、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、市民・施設管理者等自身が避難行動を必要と判断する場合は、立退き避難を含め、その時点でとり得る命を守る最善の避難行動をとる必要がある。

また、大規模な高潮氾濫が発生した場合は、浸水した水が引くまでの避難生活が長期化するおそれがあることから、平時の取組みとして、水・食料などの十分な備えの確保に努める。

（イ）自宅・施設等外の避難行動

自宅・施設等が、浸水想定区域内で、居室等へ浸水するおそれがあり、自宅・施設外への避難行動が必要な場合、居住者・施設利用者等は、浸水が想定される区域の外側（浸水想定区域外）や近隣の浸水しない場所に住む親戚・知人宅等や指定緊急避難場所（小中学校など）の非浸水階に避難する。

（ウ）市民・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、どの指定緊急避難場所へどの経路で立退き避難するか等、避難情報が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。また、避難先は、公的な避難場所に限らず、親戚、知人宅への避難について日頃から相談しておく必要がある。

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

イ　警戒レベル及び避難情報発令基準

（ア）高潮浸水想定

**表　警戒レベル及び発令基準**

| 発令内容 | | 発令等の基準 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保（市町村が発令）※呼称：緊急安全確保<br>警戒レベル４　避難指示の発令の後<br>・　大阪府から高潮氾濫発生情報※1の通知があった場合<br>・　大阪市域で浸水被害の発生が確認された若しくは、そのおそれが高い場合 |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称：全員避難<br>・　気象台から、警戒レベル４相当高潮警報若しくは、高潮特別警報が発表された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難（市町村が発令）※呼称：高齢者等避難<br>・　気象台から、警戒レベル３相当高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |

| 発令内容 | 発令等の基準 |
|---|---|
| ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ※2 | 【大阪府・市町村からの呼びかけ】<br>（最接近の 48 時間前を目安）<br>・　大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表された場合<br>または<br>・　48 時間前の予測で、暴風警戒域が大阪市域にかかり、最接近時の台風の中心気圧が 940hPa 未満の場合<br>若しくは、<br>（最接近の 24 時間前を目安）<br>・　気象台から、高潮特別警報の可能性に関するメール・気象台からのコメントが出された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |

※１　高潮氾濫発生情報（大阪府から、高潮特別警戒水位(o.p.+3.5m)に達した時に提供される情報）

※２　大阪市より、上記の基準をもとにＨＰやＳＮＳを用い広報を行う。

※３　危険潮位（o.p.+5.2m）：水門外の計画高潮位

（イ）避難情報発令対象区域

避難情報発令は、大阪府が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

詳細の避難情報の対象範囲については、資料編に定める。

### 旧（令和５年４月）

イ　警戒レベル及び避難情報発令基準

（ア）高潮浸水想定

**表　警戒レベル及び発令基準**

| 発令内容 | | 発令等の基準 |
|---|---|---|
| 警戒レベル５ | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保~~（~~市町村が発令~~）~~※呼称：緊急安全確保<br>警戒レベル４　避難指示の発令の後<br>・　大阪府から高潮氾濫発生情報※1の通知があった場合<br>・　大阪市域で浸水被害の発生が確認された若しくは、そのおそれが高い場合 |
| 警戒レベル４ | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（市町村が発令）※呼称：全員避難<br>・　気象台から、警戒レベル４相当高潮警報若しくは、高潮特別警報が発表された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |
| 警戒レベル３ | 危険な場所から高齢者等避難その他の人避難準備 | 高齢者等避難~~（~~市町村が発令~~）~~※呼称：高齢者等避難<br>・　気象台から、警戒レベル３相当高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |

| 発令内容 | 発令等の基準 |
|---|---|
| ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ※2 | 【大阪府・市町村からの呼びかけ】<br>（最接近の 48 時間前を目安）<br>・　大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表された場合<br>または<br>・　48 時間前の予測で、暴風警戒域が大阪市域にかかり、最接近時の台風の中心気圧が 940hPa 未満の場合<br>若しくは、<br>（最接近の 24 時間前を目安）<br>・　気象台から、高潮特別警報の可能性に関するメール・気象台からのコメントが出された場合<br>かつ<br>・　気象台から、大阪市域の予測潮位が、大阪市域の危険潮位※3を超える情報を得た場合 |

※１　高潮氾濫発生情報（大阪府から、高潮特別警戒水位(o.p.+3.5m)に達した時に提供される情報）

※２　大阪市より、上記の基準をもとにＨＰやＳＮＳを用い広報を行う。

※３　危険潮位（o.p.+5.2m）：水門外の計画高潮位

（イ）避難情報発令対象区域

避難情報発令は、大阪府が指定・公表している「浸水想定区域図」を基本とし、その範囲については、床上浸水以上が想定される浸水深 50cm 以上を対象とする。

詳細の避難情報の対象範囲については、資料編に定める。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **８－３　避難の誘導・移送**<br><br>（１）避難の開始<br>ア　災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめたうえで、組織ごとに避難場所に避難する。<br>イ　その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。<br><br>（２）避難の誘導<br><br>ア　浸水の避難情報が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。<br>イ　地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。<br>ウ　誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。<br>エ　誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。<br><br>（３）避難路の利用<br>大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。<br><br>（４）移送<br>区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。<br>また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。<br><br>**８－４　津波からの避難**<br><br>（１）津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項<br>ア　津波に関する情報の伝達等<br>市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。<br>（ア）津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。<br>（イ）船舶に対する伝達<br>（ウ）船舶の係留強化、港外退避などの措置<br>（エ）管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握<br>イ　避難対策等<br>（ア）避難の基本方針<br>①津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。<br>②避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。<br>③浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。<br>④避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。 | **８－３　避難の誘導・移送**<br><br>（１）避難の開始<br>ア　災害直後は自主防災組織、隣近所等で助け合い、集団行動をとって、安全に行動できる服装で携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめたうえで、組織ごとに避難場所に避難する。<br>イ　その際、自主防災組織は、避難支援プランにより災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努める。<br><br>（２）避難の誘導<br><br>ア　浸水の避難情報が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合又は火災等が発生し危険と判断された場合は、区本部職員、自主防災組織などが警察官等と連携し、周囲の状況を勘案し災害に応じた適切な避難場所に誘導する。<br>イ　地下施設、病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の施設管理者は、利用者、児童等を安全に避難誘導する。<br>ウ　誘導の順序は避難行動要支援者を優先する。<br>エ　誘導経路については安全を確認し、危険箇所がある場合には適宜警察官等の協力を得て、区本部職員、自主防災組織などを要所に配置する。<br><br>（３）避難路の利用<br>大規模な避難を円滑に行うため、原則として、あらかじめ定められた避難路を利用する。<br><br>（４）移送<br>区本部職員等が自力で避難できない避難者を確認した場合は、危機管理部と連携し、防災関係機関の協力を得て車両、船艇、ヘリコプター等で移送する。<br>また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、大阪海上保安監部、大阪府警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送する。<br><br>**８－４　津波からの避難**<br><br>（１）津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項<br>ア　津波に関する情報の伝達等<br>市本部、大阪港湾部等は、次の事項に配慮して津波に関する情報を伝達する。<br>（ア）津波に関する情報が、市民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。<br>（イ）船舶に対する伝達<br>（ウ）船舶の係留強化、港外退避などの措置<br>（エ）管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握<br>イ　避難対策等<br>（ア）避難の基本方針<br>①津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。<br>②避難指示区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難場所等のオープンスペースへ避難する。<br>③浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、付近の丈夫な建物（津波避難ビル等）の浸水しない階か、災害時避難所の浸水しない階に避難する。<br>④避難指示区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

（イ）津波による避難指示の対象となる地区
いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

| 気象庁発表 ／ 対象区 | 津波注意報 | 大津波警報<br>津波警報 |
|---|---|---|
| 港 | 注意喚起<br>避難指示等の発令なし（注１） | 避難指示（注２）<br>（17 区） |
| 大　正 | | |
| 西淀川 | | |
| 住之江 | | |
| 西　成 | | |
| 此　花 | | |
| 淀　川 | | |
| 福　島 | | |
| 西 | | |
| 浪　速 | | |
| 北 | | |
| 中　央 | | |
| 都　島 | | |
| 旭 | | |
| 城　東 | | |
| 鶴　見 | | |
| 住　吉 | | |
| 東淀川 | | 注意喚起 |
| 東　成 | | |
| 生　野 | | |
| 天王寺 | | |
| 阿倍野 | | |
| 東住吉 | | |
| 平　野 | | |

（注１）漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。
（注２）詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。

（２）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導
学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。
学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめてある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。

（３）事業所等における避難誘導
事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入れに努める。

（４）地下街、地下施設における避難誘導
地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る

### 旧（令和５年４月）

（イ）津波による避難指示の対象となる地区※
いずれの場合も災害の状況により、避難指示区域を適宜拡大する。

| 気象庁発表 ／ 対象区 | 津波注意報 | 大津波警報<br>津波警報 |
|---|---|---|
| 港 | 注意喚起<br>避難指示等の発令なし（注１） | 避難指示（注２）<br>（17 区） |
| 大　正 | | |
| 西淀川 | | |
| 住之江 | | |
| 西　成 | | |
| 此　花 | | |
| 淀　川 | | |
| 福　島 | | |
| 西 | | |
| 浪　速 | | |
| 北 | | |
| 中　央 | | |
| 都　島 | | |
| 旭 | | |
| 城　東 | | |
| 鶴　見 | | |
| 住　吉 | | |
| 東淀川 | | 注意喚起 |
| 東　成 | | |
| 生　野 | | |
| 天王寺 | | |
| 阿倍野 | | |
| 東住吉 | | |
| 平　野 | | |

（注１）漁業従事者、沿岸港湾施設等で仕事に従事する者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域においては、港湾管理者、河川管理者等と連携し、必要に応じて注意喚起等を行う。
（注２）詳細の避難指示対象範囲については、資料編に定める。

（２）学校・病院、大規模施設等の津波避難誘導
学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波警報等の情報に基づいて施設内の利用者等を、あらかじめ整備済みの体制により安全に避難させる。
学校においては、あらかじめ学校ごとに取りまとめてある応急対応策に基づき、避難、保護者への連絡を行うとともに、避難所の初期対応を行う。

（３）事業所等における避難誘導
事業者は、警報等の情報に基づいて本市が指定する避難場所のほか、適切な場所に従業員等を避難させるとともに、避難者の受入れに努める。

（４）地下街、地下施設における避難誘導
地下街、地下施設管理者は、あらかじめ作成済みの計画に基づき、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図る

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **８－５　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難**<br><br>（１）対象地域<br>即時浸水地域（共通編、第１部、第３節、３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」）については避難を行う。<br><br>（２）避難<br>ア　避難の開始<br>地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「８－２避難情報」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下「即時避難」という。）を開始する。<br>イ　避難の基本方針<br>具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。<br>（ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。<br>（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。<br>（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要がある場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。<br>（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。 | **８－５　地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難**<br><br>（１）対象地域<br>~~地震に伴う堤防沈下等による浸水が発生する恐れのある~~地域（総則編第３節３－２（２）津波ウの「図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域」~~以下、「即時浸水地域」という。~~）については避難を行う。<br><br>（２）避難<br>ア　避難の開始<br>地震に伴う堤防沈下等による浸水は、地震発生後に時間的猶予なく発生することから、「~~５~~－２避難~~の指示~~」によることなく、即時浸水地域内の市民等は、地震発生後速やかに避難（以下~~、~~即時避難という。）を開始する。<br>イ　避難の基本方針<br>具体的な即時避難の方法の基本方針は次のとおりとする。<br>（ア）地震発生後、速やかに自宅又はその付近の即時避難可能な建物の、浸水しない階に即時避難を行う。<br>（イ）地震に伴う堤防沈下は、海溝型、直下型のいずれの地震においても発生の可能性があることから、地震の種別にかかわらず即時避難を行う。<br>（ウ）一定時間、浸水状況の確認を行い、津波の情報などを基に必要がある場合は、津波避難ビルなど近隣の堅固な建物へ避難する。<br>（エ）即時浸水地域内の市民及び事業者は相互に協力し、即時避難可能な建物の確保を行う。 |
| **８－６　広域避難・一時滞在**<br><br>災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。 | **８－６　広域避難・一時滞在**<br><br>災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、市長は、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第９節　避難施設** | **第９節　避難施設** |
| **９－１　避難場所の管理等** | **９－１　避難場所の管理等** |
| （１）広域避難場所の避難状況の把握<br>広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。<br>広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。<br>広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。<br>なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。 | （１）広域避難場所の避難状況の把握<br>広域避難場所に多くの市民等が避難するような大規模災害が発生した場合、区本部の担当者は、広域避難場所の施設管理者の担当者と連携して、避難状況を把握する。<br>広域避難場所からの避難者の移動など現地での避難者対応が必要な場合は、区本部は現地に職員を派遣して必要な措置をとる。<br>広域避難場所の施設管理者は、現地での避難状況の把握や避難者の安全確保など区本部の協力に応じるように努める。<br>なお、広域避難場所を避難以外の災害対策活動の拠点等として利用する場合は、それぞれの活動方針に基づき取り扱うものとする。 |
| **９－２　避難所の開設・運営** | **９－２　避難所の開設・運営** |
| （１）避難所の開設・運営<br>ア　区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。<br>イ　避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。<br>ウ　区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。<br>エ　市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める | （１）避難所の開設・運営<br>ア　区本部長は、区職員の中から避難所主任及び係員を担当する区内避難所の開設及び管理にあたらせる。<br>イ　避難所の運営にあたっては、自主防災組織を中心として「避難所運営委員会」を立ち上げ、避難所主任・避難者、施設管理者とともに避難所運営を円滑に進めるよう努める。<br>ウ　区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。<br>エ　市本部は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める |
| （２）避難所開設・運営にあたっての留意事項<br>区本部長は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするため、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。<br>なお、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。<br>ア　要配慮者への配慮<br>イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。<br>ウ　家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。<br>エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br>オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 | （２）避難所開設・運営にあたっての留意事項<br>ア　要配慮者への配慮<br>イ　多言語支援が必要な避難者に対して、災害時通訳・翻訳ボランティアを活用するなど、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。<br>ウ　家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底し、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。<br>エ　避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。<br>オ　指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。<br>キ　感染症まん延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。<br>ク　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師や看護師等による巡回の頻度、換気や暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など並びに必要な措置を実施する。<br>ケ　各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成を行うこと。<br>コ　在宅避難者等の支援拠点となる災害時避難所においては、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。<br>サ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。<br>シ　その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。第２部　応急・復旧・復興対策計画（P122） | カ　災害時に避難所として使用する場所を設定する際には、避難者の人数に応じ、冷暖房設備のある部屋を使用するなど、避難者に配慮した避難所となるようにする。<br>キ　感染症蔓延下における避難所運営については、国その他関係機関の示す対策を講じることで、避難所内での感染拡大防止に努める。<br>ク　その他、避難所の開設・運営にあたっては、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえる。 |
| （３）その他の災害時避難所の設置<br>大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。<br>なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。 | （３）その他の災害時避難所の設置<br>大規模な災害が発生し、指定した避難所の被害が甚大であるか又は避難者が多数のため受入能力を超えた場合、区本部長は臨時の災害時避難所を設営し避難者を受入する。<br>なお、区本部長は危機管理部長と連携をとり、想定しうる施設の所有者、管理者、占有者又は関係者に事前に承諾を得るものとする。 |
| （４）区内で避難者の受入が困難な場合の対応<br>ア　他の区、又は他都市等への避難の調整<br>区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。<br>さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。<br>イ　他の区からの避難受け入れ<br>災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。<br>なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。 | （４）区内で避難者の受入が困難な場合の対応<br>ア　他の区、又は他都市等への避難の調整<br>区域の広範囲において津波浸水被害が発生するなど、区内で利用可能な災害時避難所を開設してもなお、避難者を受入できない場合、危機管理部長は区本部長からの要請により、他区の災害時避難所への避難の調整を実施する。ただし、災害想定において上記の状況が想定され、区長間で事前に調整済みの区については、当該区間で受入を実施する。<br>さらに、市内の災害時避難所で対応が困難な場合には、市本部は、大阪府や関西広域連合と連携して、他都市等に避難者の受入を要請する。<br>イ　他の区からの避難受け入れ<br>災害時に他区からの避難者の受入要請された区本部長は、あらかじめ受入可能な災害時避難所を提供する。<br>なお、他区から避難者を受入れる区の住民及び事業者は、受入について理解するとともに、必要に応じ、他区からの避難者とともに避難所運営等に協力するよう努める。 |
| （５）民間宿泊施設等の活用<br>危機管理部は、区本部等からの要請に応じ、避難所での生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設等を提供する。 | |
| （６）避難所の早期解消のための取組み等<br>大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。 | （~~５~~）避難所の早期解消のための取組み等<br>大阪府、本市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する避難者の低減、避難所の早期解消に取り組む。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ア　応急仮設住宅の供与等<br>　都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。<br>イ　自宅の活用<br>　計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。<br>　また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。<br>　さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。 | ア　応急仮設住宅の供与等<br>　都市整備部は、大阪府や他の公共団体等と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な供与及び公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。<br>イ　自宅の活用<br>　計画調整部は被災宅地危険度判定を迅速に実施する。<br>　また、都市整備部は必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。<br>　さらに区本部は自宅に戻った避難者へも、避難所における避難物資の供給等に努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１０節　避難行動要支援者に関する対策**<br><br>１０－１　避難行動要支援者避難支援<br><br>避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。<br><br>ア　避難行動要支援者、自らの取組み（自助）<br>災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。<br>イ　自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）<br>避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。<br>ウ　本市の取組み（公助）<br>区役所は、災害発生又は発生するおそれのあるときは、災害状況を判断しながら必要に応じて、自主防災組織及びその他、区長が認めるものに「大阪市避難行動要支援者名簿」を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについての本人同意を得ることを要しない。 | **第１０節　避難行動要支援者に関する対策**<br><br>１０－１　避難行動要支援者避難支援<br><br>避難行動要支援者支援については、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の定めによる。<br><br>ア　避難行動要支援者、自らの取組み（自助）<br>災害発生時に自身又は家族等の支援で適切な避難行動を行う。<br>イ　自主防災組織を中心とした地域の取組み（共助）<br>避難支援者は、第一に本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の特性に応じてあらかじめ企画、立案した避難行動支援活動を、地域及び事業者との協働により実施する。<br>ウ　本市の取組み（公助）<br>災害発生又は発生するおそれのあるときは、~~以下の目安を参考とし、~~災害状況を判断しながら「大阪市避難行動要支援者名簿」を~~避難支援等関係者となる自主防災組織~~へ提供する。<br><br>~~□目安~~<br>~~○震度6弱以上~~<br>~~○避難準備・高齢者等避難発令時~~<br>~~□提供先~~<br>~~○地域本部~~<br>~~○その他、区長が認めるもの~~ |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１１節　学校園等における避難**<br><br>１１－１　学校園等の災害発生時の対策<br><br>（１）授業時間中の対応<br>ア　教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。<br>イ　校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。<br>※自然災害をはじめとする緊急事態全般<br><br>（２）授業時間外の対応<br>ア　校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。<br>イ　教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 | **第１１節　学校園等における避難**<br><br>１１－１　学校園等の災害発生時の対策<br><br>（１）授業時間中の対応<br>ア　教職員等は、災害発生時、直ちに、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という）の安全確保のため、必要な措置を講ずるとともに、負傷した児童等の応急手当や医療施設への連絡等の救護措置を行う。<br>イ　校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時※の措置基準に従い下校措置の判断を行い、教職員が児童等の保護者に連絡し児童等を下校させる。下校に際しては、保護者の不在、通学路・居住地区の危険性の情報収集を行い、安全の確認ができない場合は学校園に児童等を保護する。<br>※自然災害をはじめとする緊急事態全般<br><br>（２）授業時間外の対応<br>ア　校園長等は、あらかじめ定められた非常変災時の措置基準に従い臨時休業措置の判断を行い、教職員をして児童等の保護者に連絡するとともに、児童等の状況について確認を行う。<br>イ　教職員等は、あらかじめ定められた計画により学校園に参集し、必要な対応を行う。 |

## 新（修正案）

### 第１２節　帰宅困難者対策

大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。
このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的取り組む。

#### １２－１　一斉帰宅抑制の推進

危機管理部及び区本部は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。
企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。

#### １２－２　ターミナル駅周辺の滞留者対策

ターミナル駅が存する区においては、危機管理部、経済戦略部及び区本部とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留者への一時滞在施設の提供や物資等の支援を行う。

#### １２－３　交通情報の入手・伝達

危機管理部及び区本部は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。
また、市民等に対し、交通情報や安否確認等もできる大阪防災アプリの利用を呼びかける。

#### １２－４　徒歩帰宅者への支援

（１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援
各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

（２）給油取扱所における支援
大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

## 旧（令和５年４月）

### 第１２節　帰宅困難者対策

大災害により交通機能等が停止した場合、ターミナル駅周辺に人が集中して大きな混乱が発生するとともに、一斉帰宅が開始された場合には、混雑による集団転倒や沿道建物からの落下物等により、死傷者が発生するおそれがある。また、車道上へ人があふれることにより、交通事故の発生、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動ができなくなるおそれもある。
このことから、一斉帰宅や出社の抑制とターミナル駅周辺における混乱防止について、行政機関のみならず市民等や事業者が主体的取り組む。

#### １２－１　一斉帰宅抑制の推進

~~本市~~は大阪府や関西広域連合と連携し、一斉帰宅の抑制の呼びかけを行う。

企業・事業所等は、施設内待機等に係る計画などに基づき、従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・備蓄食料の提供など、一斉帰宅を抑制するために組織での対応に努める。

#### １２－２　ターミナル駅周辺の滞留者対策

ターミナル駅が存する区においては、区~~役所~~とターミナル駅周辺の企業・事業所等の施設管理者が協力して、滞留~~スペース~~の提供や~~滞留者へ~~の支援を行う。

#### １２－３　交通情報の入手・伝達

~~本市~~は、大阪府や関西広域連合、防災関係機関と連携して、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報を入手し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。
また、市民等に対し、安否確認~~ツール（J-anpi(※)への避難者情報提供）~~利用を呼びかける。
~~※「J-anpi」：通信事業者による災害用伝言板、各企業、団体が収集した安否情報をまとめて確認できるサイト~~

#### １２－４　徒歩帰宅者への支援

（１）コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等における支援
各事業者は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

（２）給油取扱所における支援
大阪府石油商業組合加盟店は、「地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、徒歩帰宅者に対し、給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、水道水、トイレ、ラジオ等で知り得た道路情報等を提供する。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| １２－５　代替輸送<br><br>危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。<br>また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。<br>なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やターミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。 | １２－５　代替輸送<br><br>危機管理部は、大阪府と連携し、災害発生時における各鉄道・バス事業者の運行状況を把握し、統一的な情報発信を行う。<br>また、危機管理部は、国や関西広域連合、大阪府と連携し、本市における各鉄道・バス事業者等の輸送機能が早期に回復できるよう調整を図るとともに、近畿運輸局、道路管理者（港湾管理者）、交通管理者、鉄道・バス事業者等の関係機関による代替輸送が円滑に実施されるように努める。<br>なお、市内の鉄道が被災し、当面、運行再開ができない場合は、危機管理部が警察や道路管理者に道路の通行可否を確認のうえ、市中心部と市境界付近のバス事業者の営業所やターミナルを結ぶ区間を基本に、バス事業者及び大阪バス協会と連携して輸送を確保するよう努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１３節　外国人に関する対策** | **第１３節　外国人に関する対策** |
| **１３－１　災害多言語支援センターの設置** | **１３－１　災害多言語支援センターの設置** |
| 経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。<br>国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。 | 経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。<br>国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。 |
| **１３－２　情報提供・相談体制** | **１３－２　情報提供・相談体制** |
| 災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。<br>来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。<br>また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。 | 災害時においては、外国語による情報が不足しがちであることから、多言語支援センターは、経済戦略部と連携し、多言語による外国人住民への情報提供及び相談対応を行う。また、多言語支援センターは、市本部及び本部の要請に基づき通訳・翻訳等の支援（災害時避難所の巡回）を行う。<br>来阪外国人旅行者には、経済戦略部は大阪観光局と連携し、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努めるとともに、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。<br>また、経済戦略部は、外国人に関わる各種情報について、当該国の駐日外国公館等との連絡調整を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１４節　地下空間の浸水避難**<br><br>１４－１　地下空間の浸水避難<br><br>（１）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達<br>本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。<br><br>（２）迅速かつ確実な避難の確保<br>地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。 | **第１４節　地下空間の浸水避難**<br><br>１４－１　地下空間の浸水避難<br><br>（１）地下空間管理者や地下空間利用者に対する水害情報の的確かつ迅速な伝達<br>本市及び地下街等の地下空間管理者は、地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下空間管理者、地下施設利用者等に水害情報等を的確かつ迅速に伝達する。<br><br>（２）迅速かつ確実な避難の確保<br>地下街等の地下空間管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害防止計画（水防マニュアル）に基づき、地下空間に浸水する前に全員を迅速かつ確実に避難させる。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第３章　消防応急対策**<br><br>**第１５節　消防応急活動**<br><br>震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。<br><br>**１５－１　震災、風水害時の応急対策（共通）**<br><br>（１）非常警備<br>地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。<br><br>（２）受援体制の確立<br>他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。<br><br>（３）自主防災組織等との連携<br>消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。<br><br>**１５－２ 震災時の応急対策**<br><br>（１）消防活動<br>大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。<br>ア　初動措置<br>警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。<br>イ　火災防ぎょ活動<br>震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。<br>ウ　救助活動<br>火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。<br>エ　救急活動<br>救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。<br><br>（２）津波対策活動<br>火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。<br>また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。<br><br>（３）大阪市消防局災害活動支援隊との協働<br>大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。 | **第３章　消防応急対策**<br><br>**第１５節　消防応急活動**<br><br>震災、風水害、大規模火災及び危険物等に係る災害応急対策のうち、消防に関するものを定める。<br><br>**１５－１　震災、風水害時の応急対策（共通）**<br><br>（１）非常警備<br>地震、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、通常の警備体制では対応が困難であるときは、消防局が別に定める計画に基づき、非常警備を発令するとともに、現に勤務している職員以外の職員を対象として、非常警備に応じた非常招集を発令する。<br><br>（２）受援体制の確立<br>他の消防機関からの応援を受ける場合は、事前計画に基づく受援体制を確立する。<br><br>（３）自主防災組織等との連携<br>消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。<br><br>**１５－２ 震災時の応急対策**<br><br>（１）消防活動<br>大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防ぎょ活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防ぎょ活動と並行して救助救急活動を実施する。<br>ア　初動措置<br>警防本部長及び大隊本部長は、地震発生と同時に事前計画に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。<br>イ　火災防ぎょ活動<br>震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防ぎょ活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊を確保するため、すみやかに他の火災現場に移動可能な態勢を整える。<br>ウ　救助活動<br>火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。<br>エ　救急活動<br>救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。<br><br>（２）津波対策活動<br>火災の早期鎮圧を図るための火災防ぎょ活動を最優先とし、並行して救助、救急活動等を実施するほか、火災などに対応していない消防隊で避難広報活動を実施する。<br>また、防災関係機関や自主防災組織等の他機関と連携して活動を実施する。<br><br>（３）大阪市消防局災害活動支援隊との協働<br>大阪市消防局災害活動支援隊と協働して、震災消防活動を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| １５－３　風水害の応急対策<br><br>（１）安全措置指導<br>　禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。<br><br>（２）河川等の警戒<br>　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。<br>　また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。<br><br>（３）水防工法の実施<br>　水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。<br><br>（４）避難誘導<br>　避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。<br><br>（５）水防警戒区域の設定<br>　水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。<br><br>（６）救助活動等<br>　ア　出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。<br>　イ　行方不明者の捜索は、防災関係機関等と作業分担、捜索方法等を協議し、連携を図り実施する。<br><br>１５－４　大規模火災等の応急対策<br><br>（１）火災の警戒<br>　ア　火災に関する警報<br>　（ア）警戒体制の確立<br>　火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。<br>※「火災警報の発令基準」<br>「第２節　災害情報の収集・伝達　２－２警報等の伝達」に示す。<br>　（イ）火の使用制限<br>　火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。<br>　（ウ）市民等への周知<br>　広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。<br>　イ　広域的な水道管の断減水<br>　水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。<br>　（ア）火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。<br>　（イ）水槽付きポンプ車の移動配備を行う。<br>　（ウ）遠距離大量送水システムを活用する。<br>　（エ）河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。 | １５－３　風水害の応急対策<br><br>（１）安全措置指導<br>　禁水性危険物を貯蔵し、又は取扱う危険物製造所等及び少量危険物貯蔵取扱場に対する安全措置等の指導を行う。<br><br>（２）河川等の警戒<br>　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達する見込みのとき、津波又は高潮のおそれがあるときは、水防施設、河川等の警戒を行い、その状況の把握に努める。<br>　また、堤防、水こう門、その他の水防施設に危険な状態を発見した場合は、速やかに当該施設の管理者に連絡する。<br><br>（３）水防工法の実施<br>　水防工法は、水防管理者からの要請に基づき実施する。ただし、事態が切迫している場合は、要請を待たずに実施する。<br><br>（４）避難誘導<br>　避難指示（呼称：全員避難）が発令されたときは、水防活動等を実施していない隊は避難誘導を実施し、防災関係機関等と連携して速やかにその内容を市民等に伝達する。<br><br>（５）水防警戒区域の設定<br>　水防上緊急の必要があると認める場合は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定する。<br><br>（６）救助活動等<br>　ア　出水、家屋倒壊等による要救助者の救助は、他の警防活動に優先して実施する。<br>　イ　行方不明者の捜索は、防災関係機関等と作業分担、捜索方法等を協議し、連携を図り実施する。<br><br>１５－４　大規模火災等の応急対策<br><br>（１）火災の警戒<br>　ア　火災に関する警報<br>　（ア）警戒体制の確立<br>　火災に関する警報（以下「火災警報」※という。）が発令された場合は、非常警備を発令するとともに、必要に応じて職員の非常招集を行い、警戒体制の確立を図る。<br>※「火災警報の発令基準」<br>「第２節　災害情報の収集・伝達　２－２警報等の伝達」に示す。<br>　（イ）火の使用制限<br>　火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、大阪市火災予防条例第30条に定める火の使用制限に係る広報等を行う。<br>　（ウ）市民等への周知<br>　広報車、ヘリコプター等を活用して市民等や事業所に火災警報の発令や火の使用制限等について周知するとともに、防災関係機関のほか各事業所の自衛消防隊や自主防災組織の連携を密にする。<br>　イ　広域的な水道管の断減水<br>　水道管の破損等により、広域的に断水又は水圧低下が生じた場合は、必要に応じて特別警戒を実施し、次により火災の警戒体制を確立する。<br>　（ア）火災の早期発見のため、巡回警戒を実施する。<br>　（イ）水槽付きポンプ車の移動配備を行う。<br>　（ウ）遠距離大量送水システムを活用する。<br>　（エ）河川等の自然水利及び貯水槽、プール等の消火栓以外に水利指定を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （オ）広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。 | （オ）広報車等により、市民等や事業所に対し火災予防の広報活動を実施する。 |
| （２）大規模火災等<br>ア　大規模火災<br>大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。<br>イ　RI（ラジオ・アイソトープ）施設火災<br>RI施設火災発生時においては、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。<br>ウ　高圧ガス施設、毒劇物施設等火災<br>高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時においては、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。 | （２）大規模火災等<br>ア　大規模火災<br>大規模火災発生時においては、射程距離の大きい放水砲等により風下又は側面から放水するとともに、延焼危険のある建物への延焼阻止を図り、さらに飛び火による火災を警戒するため警戒隊を配置する。<br>イ　ラジオ・アイソトープ施設火災<br>~~ラジオ・アイソトープ~~施設火災発生時においては、保有する資器材を有効に活用し、迅速、的確に消火活動を実施する。<br>ウ　高圧ガス施設、毒劇物施設等火災<br>高圧ガス施設、毒劇物施設等の火災発生時においては、未然物の移動又は冷却等を行い、延焼拡大又は爆発の防止に努めるとともに、消防警戒区域の設定、火気の使用禁止及び住民の避難等の措置を講じる。 |
| **１５－５　地下街・高層建築物等災害の応急対策** | **１５－５　地下街・高層建築物等災害の応急対策** |
| （１）ガス漏洩事故<br>ア　検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。<br>イ　ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。 | （１）ガス漏洩事故<br>ア　検知器等により漏洩ガスの拡散範囲を検知し、直ちに、火災警戒区域の設定を行い警戒区域内の火気使用禁止、静電気等の発生防止及び火花を生ずるおそれのある機器、設備の使用を停止させるとともに、通行遮断、滞在者の避難誘導等の必要な措置を講じる。<br>イ　ガスの供給遮断は、関係機関と連携を図って実施する。 |
| （２）火災等<br>ア　消火活動<br>事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。<br>イ　救助活動<br>事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。　また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。 | （２）火災等<br>ア　消火活動<br>事前計画に基づく消火活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用し、水損防止対策、排煙等の措置を講じる。<br>イ　救助活動<br>事前計画に基づく救助活動体制を早期に確立し、消防隊の任務分担の徹底を図るとともに、情報収集、連絡体制を強化し、資器材及び施設の消防用設備等を有効に活用する。　また、高層建築物等火災では、災害状況に応じて屋上緊急離着陸場等を活用したヘリコプターによる救助を実施する。 |
| **１５－６　危険物施設等の応急対策** | **１５－６　危険物施設等の応急対策** |
| 事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。<br>なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。 | 事前計画に基づき、泡放射体制の早期確立を図る。また、他の危険物施設への延焼等のおそれがある場合は、冷却及び延焼経路の遮断を実施するとともに、施設の管理者、自衛消防隊及び防災関係機関等と連携を図りながら消防警戒区域の設定、避難誘導等を実施する。<br>なお、危険物施設等の管理者は以下の措置を講じる。 |
| （１）危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。 | （１）危険物の漏洩及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。 |
| （２）危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。 | （２）危険物施設の被災状況を確認し、危険物の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報・避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。 |
| （３）危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。 | （３）危険物の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （４）事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。 | （４）事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。 |
| １５－７　海上災害の応急対策 | １５－７　海上災害の応急対策 |
| （１）消火活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。 | （１）消火活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇及び化学消火剤等を効果的に活用し、消火活動を実施する。 |
| （２）救助・救急活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 | （２）救助・救急活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。 |
| （３）捜索活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の捜索活動を実施する。 | （３）捜索活動<br>防災関係機関等と相互に連携を図り、消防艇、ヘリコプター等を効果的に活用し、行方不明者等の捜索活動を実施する。 |
| （４）危険物の大量排出に対する活動<br>大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。<br>また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。<br>なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。<br>ア　海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。<br>イ　漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。<br>ウ　油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。<br>エ　排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。 | （４）危険物の大量排出に対する活動<br>大量の危険物が排出した場合は、大阪湾播磨灘排出油防除協議会と連携を図り、排出油の拡散防止に努める。<br>また、排出油による火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合は、陸上隊、船艇隊並びに大阪海上保安監部等船艇を有する関係機関と相互に連携を図り活動する。<br>なお、石油等を排出した者は、以下の措置を講じる。<br>ア　海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。<br>イ　漏洩箇所の応急修理及び土のうなどにより海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。<br>ウ　油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があるので、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じる。<br>エ　排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく上記の避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。 |
| １５－８　大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策 | １５－８　大阪北港地区（石油コンビナート等特別防災区域）における災害応急対策 |
| 大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。 | 大阪北港地区内において災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく各特定事業所の防災規程、大阪北港地区共同防災組合の共同防災規程及び大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画の定めるところにより、当該事業所の自衛防災組織、共同防災組織、消防機関及びその他関係行政機関による総合的な防災体制のもとに災害応急対策等を講じる。 |
| １５－９　航空災害の応急対策 | １５－９　航空災害の応急対策 |
| （１）消火活動<br>化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。 | （１）消火活動<br>化学車及び放水砲等による泡消火により、主火力を制圧するとともに、放水砲等の遠距離放水により、延焼阻止線を設定する。 |
| （２）救助活動<br>機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。 | （２）救助活動<br>機体内及び延焼建物内を最優先して、検索、救出及び避難誘導を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （３）救急活動<br>必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。<br><br>（４）警戒区域の設定<br>航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。<br><br>**１５－１０　道路災害の応急対策**<br><br>（１）消火活動<br>道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。<br><br>（２）救助・救急活動<br>道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。<br><br>（３）危険物等の流出に対する活動<br>危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。<br><br>（４）警戒区域の設定<br>危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。<br><br>**１５－１１　鉄道災害の応急対策**<br><br>（１）消火活動<br>鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。<br><br>（２）救助・救急活動<br>鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。<br><br>**１５－１２　集団災害※救助の応急対策**<br>**※傷病者が集団的に発生する災害をいう。**<br><br>（１）救助活動<br>災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。<br><br>（２）救急活動<br>ア　応急救護所の設置等<br>必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。 | （３）救急活動<br>必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行うとともに、医療機関等へ分散して搬送する。<br><br>（４）警戒区域の設定<br>航空燃料等の流出により引火の可能性がある場合は、火災警戒区域を迅速、的確に設定する。<br><br>**１５－１０　道路災害の応急対策**<br><br>（１）消火活動<br>道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。特に、道路トンネルについては、避難上及び消防活動上必要な施設等を有効に活用する。<br><br>（２）救助・救急活動<br>道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材等を効率的に活用し、迅速に救助活動を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。<br><br>（３）危険物等の流出に対する活動<br>危険物等が流出した場合は、道路管理者（港湾管理者）、防災関係機関等と相互に連携を図り、危険物等の除去等、二次災害の防止に努める。<br><br>（４）警戒区域の設定<br>危険物等の流出により、二次災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確に警戒区域を設定するとともに、避難誘導等を実施する。<br><br>**１５－１１　鉄道災害の応急対策**<br><br>（１）消火活動<br>鉄軌道事業者、防災関係機関と相互に連携を図り、施設の消防用設備等を有効に活用し、迅速かつ効率的に消火活動を実施する。<br><br>（２）救助・救急活動<br>鉄軌道管理者、防災関係機関等と相互に連携を図り、救助資器材を効率的に活用し、迅速に救助活動及び避難誘導を実施するとともに、必要な応急処置を実施する。<br><br>**１５－１２　集団災害※救助の応急対策**<br>**※傷病者が集団的に発生する災害をいう。**<br><br>（１）救助活動<br>災害の態様に応じた救助活動体制を早期に確立し、関係者、防災関係機関等と連携を図り、各種救助用資器材を効率的に活用し、救助活動を実施する。<br><br>（２）救急活動<br>ア　応急救護所の設置等<br>必要に応じて応急救護所を設置し、傷病者のトリアージを行い、救命処置を必要とする傷病者の処置を優先して行い、傷病者を医療機関等へ分散して搬送する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| イ　救急処置<br>傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。<br><br>（３）防災関係機関等との連携<br>救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。<br><br>**１５－１３　その他の応急対策**<br><br>その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。 | イ　救急処置<br>傷病者を医療救護班又は医療機関に引き継ぐまでの間、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、止血、固定、ショック防止、創傷部位の保護等緊急に必要な救急救命処置等を行い、症状の悪化を防止する。<br><br>（３）防災関係機関等との連携<br>救助、救急活動を行う場合は、医療救護班、地元医師会及び防災関係機関等と連携を図り実施する。<br><br>**１５－１３　その他の応急対策**<br><br>その他の災害が発生した場合においても、災害の態様に応じ、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急、被害の拡大防止、広域応援等の応急対策を講じるものとする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第４章　医療救護活動**<br><br>**第１６節　医療救護活動**<br><br>健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。<br>また、通信手段が途絶している場合は、市本部は区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。<br>市保健医療調整本部は、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。<br><br>１６－１　初期初動医療救護活動<br><br>（１）保健医療調整本部の設置<br>保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。<br><br>ア　健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。<br>（ア）医療関係機関との調整<br>（イ）医療救護班の調整<br>（ウ）緊急輸送の調整<br>（エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整<br>イ　設置基準<br>（ア）本市域で震度５弱以上を観測した場合<br>（イ）市本部が設置された場合<br>（ウ）その他市長が必要と認めたとき<br><br>（２）救護所の設置<br>ア　災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。<br>（ア）災害現場又は現場付近<br>（イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）<br>（ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等）<br>イ　救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。<br><br>（３）初期初動医療救護活動<br>ア　災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT)<br>災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。<br>イ　区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）<br>（ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。<br>（イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣 | **第４章　医療救護活動**<br><br>**第１６節　医療救護活動**<br><br>健康部は、災害時に医療機関と連携し迅速・的確な医療活動を実施するため、災害対策本部において医療機関の状況を把握できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを通じ、大阪府等と連携し、情報収集に努める。<br>また、通信手段が途絶している場合は、市本部は区本部へ要請し区本部職員が現地へ赴くなど、情報収集に努める。<br>市保健医療調整本部は、大規模災害発生の際、医療・救護活動が中長期にわたることも見据え、災害医療コーディネーターや大阪府保健医療調整本部に設置される災害時小児周産期リエゾンと連携しながら、災害直後の急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班（JMATなど）への円滑な移行に努めるとともに、精神医療については大阪府等と協働して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の応援派遣の要請を行うなど精神医療の確保に努める。<br><br>１６－１　初期初動医療救護活動<br><br>（１）保健医療調整本部の設置<br>保健医療活動の調整を行うため、次の設置基準に基づき、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部は、関係機関（健康部、危機管理部等）が集まる体制とする。保健医療調整本部が設置されないときは、健康部が危機管理部と連絡を取り合い、総合的な調整を図る。<br><br>ア　健康部は次の事項を任務として保健医療調整本部を設置する。<br>（ア）医療関係機関との調整<br>（イ）医療救護班の調整<br>（ウ）緊急輸送の調整<br>（エ）医薬品、医療資器材等の広域調達、調整<br>イ　設置基準<br>（ア）本市域で震度５弱以上を観測した場合<br>（イ）市本部が設置された場合<br>（ウ）その他市長が必要と認めたとき<br><br>（２）救護所の設置<br>ア　災害時、区本部は市本部等と連携して、原則として以下の場所に救護所を設置する。<br>（ア）災害現場又は現場付近<br>（イ）避難場所（災害時避難所、広域避難場所等）<br>（ウ）特例場所（被災地周辺の医療機関等）<br>イ　救護所を設置後、区本部は保健医療調整本部に報告するとともに、区内関係機関へ連絡を行う。<br><br>（３）初期初動医療救護活動<br>ア　災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT)<br>災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームは、国又は大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。保健医療調整本部は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。<br>イ　区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）<br>（ア）区本部は、区医師会及び区内医療機関等による医療救護班等の派遣要請を行うとともに、その旨を保健医療調整本部に報告する。<br>（イ）区医師会及び区内医療機関は、区本部から要請された救護所へ医療救護班を派遣 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| する。<br>ウ　日本赤十字社の医療救護班<br>日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。<br>エ　大阪府の調整による応援医療救護班<br>（ア）区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。<br>（イ）消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。<br>（ウ）保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。<br>（エ）保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。<br>オ　要請なく応援に駆けつけた医療救護班<br>（ア）本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。<br>（イ）区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。<br>カ　災害医療コーディネーター<br>保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。<br><br>（４）医療救護班の業務内容<br>ア　医療救護班の構成<br>１班当たり計４名（医師１名、看護師又は保健師２名、事務１名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。<br>イ　業務内容<br>医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。<br>（ア）傷病者に対する応急処置<br>（イ）後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）<br>（ウ）搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置<br>（エ）状況により助産救助<br>（オ）被災住民の健康管理<br>（カ）死亡の確認<br>（キ）区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整<br><br>（５）輸送手段の確保<br>市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。<br><br>（６）医薬品・医療資器材の確保<br>ア　医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保<br>区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。<br>イ　医薬品・医療用資器材の調達要請<br>保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。<br><br>**１６－２　後方医療活動**<br><br>被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請する。<br><br>（１）災害医療機関における受入れ体制の確立<br>災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害 | する。<br>ウ　日本赤十字社の医療救護班<br>日赤救護班は、大阪府からの出動要請又は独自の判断で派遣される。医療調整班は大阪府を通じ派遣状況の把握に努める。<br>エ　大阪府の調整による応援医療救護班<br>（ア）区本部は、区内の医療救護班だけでは対応できない場合、保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。<br>（イ）消防部は、災害現場の状況により保健医療調整本部に連絡し、医療救護班の派遣を要請する。<br>（ウ）保健医療調整本部は市内で不足する医療救護班数について、大阪府へ派遣要請を行う。<br>（エ）保健医療調整本部は、応援要請により派遣された医療救護班の派遣先を指示する。<br>オ　要請なく応援に駆けつけた医療救護班<br>（ア）本市からの要請なく応援に駆けつけた医療救護班は、保健医療調整本部において総合的に調整し、派遣先を指示する。<br>（イ）区本部に直接応援に駆けつけた医療救護班は、区本部において調整を図り、結果を保健医療調整本部に報告する。<br>カ　災害医療コーディネーター<br>保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターに対して適宜助言及び支援を求める。<br><br>（４）医療救護班の業務内容<br>ア　医療救護班の構成<br>１班当たり計４名（医師１名、看護師又は保健師２名、事務１名）を原則とする。また、必要に応じて薬剤師を救護所に派遣する。<br>イ　業務内容<br>医療救護班が行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。なお、救護所における指揮監督は区本部長が指名した者が行う。<br>（ア）傷病者に対する応急処置<br>（イ）後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）<br>（ウ）搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置<br>（エ）状況により助産救助<br>（オ）被災住民の健康管理<br>（カ）死亡の確認<br>（キ）区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整<br><br>（５）輸送手段の確保<br>市本部及び区本部は公用車の確保に努め、必要に応じて医療救護班等の任務に当てる。<br><br>（６）医薬品・医療資器材の確保<br>ア　医療救護班携帯用医薬品・医療資器材の確保<br>区本部は、医療救護班が必要とする医薬品・医療資器材の状況を調査し、不足する場合は保健医療調整本部に要請する。<br>イ　医薬品・医療用資器材の調達要請<br>保健医療調整本部は、区本部から調達の要請を受けた場合は、関係機関、関係業者の協力を得て、医薬品等の確保、供給を図る。<br><br>**１６－２　後方医療活動**<br><br>被災を免れた市内の災害医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに不足する場合、保健医療調整本部は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請する。<br><br>（１）災害医療機関における受入れ体制の確立<br>災害医療機関においては、大阪府地域防災計画に規定されている各医療機関の病院災害 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| 対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。<br>ア　受入れ体制の整備<br>イ　医師・看護師等職員の確保<br>ウ　ライフラインの応急確保とその復旧体制<br>エ　医薬品等の備蓄とその補充体制<br>オ　通信手段の確保<br>カ　患者等給食の確保<br>キ　ヘリポートの確保<br>ク　救護所との連絡<br><br>（２）関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保<br>ア　救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。<br>イ　搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。<br>【検討する搬送手段】<br>・救急車、ヘリコプター、船舶<br>・公用車<br>・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者） | 対策マニュアルに基づいて、要入院患者等の受入れ体制を確立する。<br>ア　受入れ体制の整備<br>イ　医師・看護師等職員の確保<br>ウ　ライフラインの応急確保とその復旧体制<br>エ　医薬品等の備蓄とその補充体制<br>オ　通信手段の確保<br>カ　患者等給食の確保<br>キ　ヘリポートの確保<br>ク　救護所との連絡<br><br>（２）関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保<br>ア　救護所、災害医療機関等において傷病者の搬送手段がない場合、保健医療調整本部に要請する。<br>イ　搬送手段がない場合、保健医療調整本部は、大阪府等の関係機関と調整のうえ、搬送手段を確保し、調整する。<br>【検討する搬送手段】<br>・救急車、ヘリコプター、船舶<br>・公用車<br>・民間業者の協力（薬品、診療材料、給食、医療ガス等関係業者） |
| １６－３　長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営<br><br>災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。<br><br>（１）運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。<br><br>（２）内科系を中心としたチーム編成に切り換える。<br><br>（３）薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。<br><br>（４）精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。<br><br>（５）薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。<br><br>（６）他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。<br><br>（７）医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。 | １６－３　長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営<br><br>災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。<br><br>（１）運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。<br><br>（２）内科系を中心としたチーム編成に切り換える。<br><br>（３）薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。<br><br>（４）精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。<br><br>（５）薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。<br><br>（６）他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。<br><br>（７）医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。 |
| １６－４　保健師等による健康相談<br><br>（１）保健師等の派遣体制の確立<br>区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。<br><br>（２）保健師等による健康相談の実施<br>保健師等は、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理や生活環境の整備を図る。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 | １６－４　保健師等による健康相談<br><br>（１）保健師等の派遣体制の確立<br>区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。<br><br>（２）保健師等による健康相談の実施<br>保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」、「災害時メンタルヘルス支援マニュアル」等に基づき被災者の健康管理~~、栄養指導等を行う~~。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （３）輸送手段の確保<br>区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。 | （３）輸送手段の確保<br>区本部及び保健医療調整本部は、救護所や災害時避難所に派遣する保健師等の輸送手段の確保が困難な場合、市本部に要請する。 |

## 新（修正案）

### 第５章　水防活動

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎょ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎょし、及びこれに因る被害の軽減を図る。

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎょに当たる。

### 第１７節　水防の責任及び組織

#### １７－１　水防の責任

水防法第３条の２の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

#### １７－２　水防組織

組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

水防法第３条の２の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

【水防組合の所在地】

| | |
|---|---|
| 淀川左岸水防事務組合 | （本川筋）枚方市　　（防潮筋）港区 |
| 淀川右岸水防事務組合 | 淀川区 |
| 大和川右岸水防事務組合 | 住吉区 |

【機構】

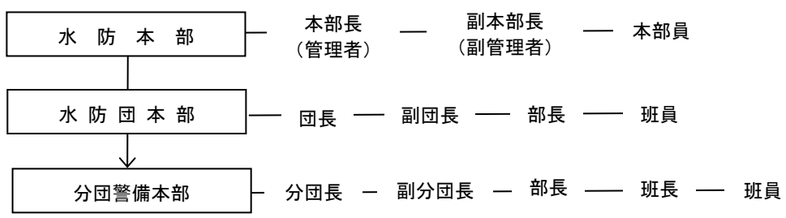


## 旧（令和５年４月）

### 第５章　水防活動

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合及び大和川右岸水防事務組合は、それぞれの水防区域における防ぎょ河川・海岸の洪水、津波又は高潮に際し水災を警戒し、又は防ぎょし、及びこれに因る被害の軽減を図る。

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。ただし、津波発生時においては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

なお、水防事務組合区域外又は防護対象外河川については、建設局において水災防ぎょに当たる。

### 第１７節　水防の責任及び組織

#### １７－１　水防の責任

水防法第３条の２の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

#### １７－２　水防組織

組合管理者（大阪市長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。

水防法第３条の２の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防本部長（大阪市長）の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

【水防組合の所在地】

| | |
|---|---|
| 淀川左岸水防事務組合 | （本川筋）枚方市　　（防潮筋）港区 |
| 淀川右岸水防事務組合 | 淀川区 |
| 大和川右岸水防事務組合 | 住吉区 |

【機構】

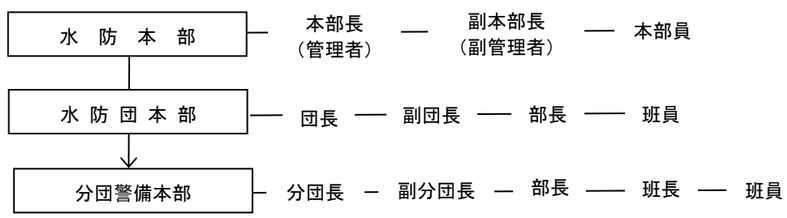

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 【水防団本部の組織】<br>団長 ― 副団長 ― 庶務部長 ― 班員<br>副団長 ― 連絡部長 ― 班員<br>副団長 ― 資材部長 ― 班員<br>副団長 ― 情報部長 ― 班員<br><br>【分団（警備）本部の組織】<br>分団長 ― 副分団長 ― 部長 ― 庶務班長 ― 班員<br>部長 ― 監視班長 ― 班員<br>部長 ― 情報/連絡班長 ― 班員<br>部長 ― 資材班長 ― 班員<br>部長 ― 作業班長 ― 班員 | 【水防団本部の組織】<br>団長 ― 副団長 ― 庶務部長 ― 班員<br>副団長 ― 連絡部長 ― 班員<br>副団長 ― 資材部長 ― 班員<br>副団長 ― 情報部長 ― 班員<br><br>【分団（警備）本部の組織】<br>分団長 ― 副分団長 ― 部長 ― 庶務班長 ― 班員<br>部長 ― 監視班長 ― 班員<br>部長 ― 情報/連絡班長 ― 班員<br>部長 ― 資材班長 ― 班員<br>部長 ― 作業班長 ― 班員 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１８節　水防警報及び警戒** | **第１８節　水防警報及び警戒** |
| **１８－１　予報、警報とその措置注**<br>注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第２節　災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。<br><br>（１）水防本部の設置<br>組合管理者（大阪市長）は、水防法第 10 条３項及び第 11 条１項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第 16 条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。<br><br>（２）水防団本部の設置<br>水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。<br><br>（３）分団警備本部の設置<br>水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る。<br><br>（４）水門、閘門、防潮扉等の開閉<br>水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。 | **１８－１　予報、警報とその措置注**<br>注：関係機関が発する水防上必要な予警報等の伝達及び周知については、「第２節　災害情報の収集・伝達」に示すとおりとする。<br><br>（１）水防本部の設置<br>組合管理者（大阪市長）は、水防法第 10 条３項及び第 11 条１項の規定に基づき府知事から洪水予報、津波警報の通知を受けたとき、あるいは同法第 16 条の規定に基づき府知事からの水防警報の通知を受けたとき、及びラジオその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防本部を設け、水防団長（「水防団本部長」以下同じ。）その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。<br><br>（２）水防団本部の設置<br>水防団長は、水防本部長（大阪市長）からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、これに対する措置について必要な指示を行う。<br><br>（３）分団警備本部の設置<br>水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る。<br><br>（４）水門、閘門、防潮扉等の開閉<br>水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報、その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。 |
| **１８－２　雨量、風速、水位及び潮位の観測通報**<br><br>（１）雨量、風速、水位の報告<br>各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区気象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。<br>組合管理者は、水防法第 10 条３項及び第 11 条１項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第 12 条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第 10 条の６の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。<br>なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎょ体制の万全を期する。<br>水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。<br>ア　水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間１時間毎<br>イ　氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間１時間毎<br>ウ　最高水位に達したとき<br>エ　氾濫注意水位を下まわったとき<br>オ　水防団待機水位を下まわったとき | **１８－２　雨量、風速、水位及び潮位の観測通報**<br><br>（１）雨量、風速、水位の報告<br>各水防事務組合は、雨量、風速について大阪管区気象台、近畿地方整備局、大阪府水防本部、大阪市その他関係機関と緊密な連絡のもとに情報を収集し、必要に応じて関係行政機関、水防団長及び水防分団長に通報する。<br>組合管理者は、水防法第 10 条３項及び第 11 条１項に基づき府知事から洪水予報の通知を受けたとき、同法第 12 条の規定に基づき洪水のおそれがあると認めたとき、又は同法第 10 条の６の規定に基づき府知事から水防警報の通知を受けたときは、常に水位の変動を監視し、府知事に報告するとともに、所要の通報を水防団長等関係機関に行う。<br>なお、国の機関が行う洪水予報は、大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表し、淀川・大和川洪水予報連絡会の通信連絡系統により通知されるので、水防本部はこれを受信し、防ぎょ体制の万全を期する。<br>水位の観測及び報告の要領は、次のとおりとする。<br>ア　水防団待機水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間１時間毎<br>イ　氾濫注意水位に達したときからこの水位を下まわるまでの間１時間毎<br>ウ　最高水位に達したとき<br>エ　氾濫注意水位を下まわったとき<br>オ　水防団待機水位を下まわったとき |

## 新（修正案）

（２）潮位の報告

組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。

ア　風向、風速の概略
イ　潮位及び防潮堤天端高との関係
ウ　異常高潮量

（３）水防団待機水位、氾濫注意水位

水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。

| 河　川　名 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位※ |
|---|---|---|
| 淀　川　（枚方） | 2.70 m | 4.50 m |
| 大和川　（柏原） | 1.50m | 3.20 m |
| 神崎川　（大吹） | 3.00 m | 3.80 m |

※　氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が 0.P+2.80m以上に上がるおそれのあるときとする。

### １８－３　監視、警戒

（１）常時監視

水防法第９条に基づき、組合管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

（２）非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組合管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

### １８－４　水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要が生じたときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表　水防信号パターン

| 警鐘信号※ | | | | サイレン信号 |
|---|---|---|---|---|
| 第１信号 | 単鐘 | 単鐘 | 単鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約５秒）（約15秒）（約５秒）（約15秒）（約５秒）（約15秒） |
| 第２信号 | 三連鐘 | 三連鐘 | 三連鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約５秒）（約６秒）（約５秒）（約６秒）（約５秒）（約６秒） |
| 第３信号 | 四連鐘 | 四連鐘 | 四連鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約10秒）（約５秒）（約10秒）（約５秒）（約10秒）（約５秒） |

## 旧（令和５年４月）

（２）潮位の報告

組合管理者は、気象状況に関する関係機関からの通知その他の情報により高潮のおそれがあると認めたときは、常に潮位の変動を監視し、警戒水位に達したときは直ちに府知事に次の報告を行い、水防団長及び関係機関に通知する。

ア　風向、風速の概略
イ　潮位及び防潮堤天端高との関係
ウ　異常高潮量

（３）水防団待機水位、氾濫注意水位

水防団待機水位及び氾濫注意水位は、次のとおりである。

| 河　川　名 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位※ |
|---|---|---|
| 淀　川　（枚方） | 2.70 m | 4.50 m |
| 大和川　（柏原） | 1.50m | 3.20 m |
| 神崎川　（大吹） | 3.00 m | 3.80 m |

※　氾濫注意水位（警戒水位）は、潮位が 0.P+2.80m以上に上がるおそれのあるときとする。

### １８－３　監視、警戒

（１）常時監視

水防法第９条に基づき、組合管理者又は水防団長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防の管理者に必要な措置を求める。

（２）非常監視・警戒

水防団長は、組合管理者から水防警報等の通知を受けたとき及びその他の情報により洪水又は高潮のおそれがあると認め、水防団本部を設けたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに適切な水防活動を開始するとともに、組合管理者、その他関係機関に報告する。

ただし、あくまでも水防団長自身の避難時間を確保したうえで行うものとする。

### １８－４　水防信号

水防法第20条に基づく水防に用いる信号は次のとおりとする。

なお、水防信号により区域内住民に周知する必要が生じたときは、区役所及び消防機関等のサイレンを吹鳴するか、又は各水防屯所の警鐘を鳴打する。

表　水防信号パターン

| 警鐘信号※ | | | | サイレン信号 |
|---|---|---|---|---|
| 第１信号 | 単鐘 | 単鐘 | 単鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約５秒）（約15秒）（約５秒）（約15秒）（約５秒）（約15秒） |
| 第２信号 | 三連鐘 | 三連鐘 | 三連鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約５秒）（約６秒）（約５秒）（約６秒）（約５秒）（約６秒） |
| 第３信号 | 四連鐘 | 四連鐘 | 四連鐘 | 鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約10秒）（約５秒）（約10秒）（約５秒）（約10秒）（約５秒） |

## 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| 第４信号 | 乱打 | 鳴　⇒ 休止　⇒　鳴　⇒ 休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約１分）（約５秒）（約１分）（約５秒）（約１分）（約５秒） |

１　信号は適宜の時間継続すること。
２　必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。
３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

※「警鐘信号」
第１信号　河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。
第２信号　水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

### １８－５　避難のための立退き

「第２章　避難・安全確保」に示すとおりとする。

### １８－６　警戒区域の設定

「第２章　避難・安全確保」に示すとおりとする。

## 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| 第４信号 | 乱打 | 鳴　⇒ 休止　⇒　鳴　⇒ 休止　⇒　鳴　⇒　休止<br>（約１分）（約５秒）（約１分）（約５秒）（約１分）（約５秒） |

１　信号は適宜の時間継続すること。
２　必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。
３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

※「警鐘信号」
第１信号　河川では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/sec程度に達し、洪水高潮のおそれがあることを知らせるもの。
第２信号　水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの。

### １８－５　避難のための立退き

「第２章　避難・安全確保」に示すとおりとする。

### １８－６　警戒区域の設定

「第２章　避難・安全確保」に示すとおりとする。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１９節　非常配備・出動・水防演習** | **第１９節　非常配備・出動・水防演習** |
| **１９－１　水防非常配備と出動** | **１９－１　水防非常配備と出動** |
| （１）水防本部員の非常配備<br>ア　警戒配備<br>当直者２～３名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。<br>イ　第１非常配備<br>職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。<br>ウ　第２非常配備<br>職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。 | （１）水防本部員の非常配備<br>ア　警戒配備<br>当直者２～３名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。<br>イ　第１非常配備<br>職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。<br>ウ　第２非常配備<br>職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。 |
| （２）水防団の準備と出動<br>各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。 | （２）水防団の準備と出動<br>各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。 |
| （３）消防機関の出動<br>水防法第 17 条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎょし得ると認めるときは、この限りではない。 | （３）消防機関の出動<br>水防法第 17 条の規定に基づき消防機関の出動を必要と認めるときは、水防管理者（大阪市長）は、消防機関の長に対し消防機関の出動又は出動準備を求める。ただし、水防団の出動で防ぎょし得ると認めるときは、この限りではない。 |
| **１９－２　水防活動への応援・協力** | **１９－２　水防活動への応援・協力** |
| （１）他の水防管理者等<br>水防法第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。 | （１）他の水防管理者等<br>水防法第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要のあるときは他の水防管理者、市町村長及び水防機関の長に対して応援を求める。 |
| （２）自衛隊<br>水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。 | （２）自衛隊<br>水防管理者は、大規模の応援を必要とする緊急事態の生じた時は、大阪府水防本部長に対して自衛隊の派遣を求めるものとする。 |
| （３）警察官の援助の要求<br>水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。 | （３）警察官の援助の要求<br>水防法第22条の規定に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し、警察官の出動を求める。 |
| （４）居住者等の協力<br>水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。 | （４）居住者等の協力<br>水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者又は水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。 |
| **１９－３　堤防その他施設の決壊の場合の対応** | **１９－３　堤防その他施設の決壊の場合の対応** |
| 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。 | 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| １９－４　水防演習<br><br>水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 | １９－４　水防演習<br><br>水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、市民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府と共催し、国、大阪府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第６章　社会基盤施設の応急対策**<br><br>**第２０節　市設建築物の応急対策**<br><br>２０－１　市設建築物の応急対策<br><br>本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。<br>（１）基本方針<br>施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。<br>また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。<br><br>（２）活動体制<br>ア　所管各局・区<br>施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。<br>イ　各施設<br>各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。<br>特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。<br>また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。<br><br>（３）施設別の応急対策<br>詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。 | **第６章　社会基盤施設の応急対策**<br><br>**第２０節　市設建築物の応急対策**<br><br>２０－１　市設建築物の応急対策<br><br>本市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたり、常時不特定多数の利用者を受入する施設もある。従って、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応をとる必要がある。<br>（１）基本方針<br>施設を所管する各局・区は、各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。<br>また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。<br><br>（２）活動体制<br>ア　所管各局・区<br>施設を所管する各部・区本部は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、利用者の状況をとりまとめ、市本部に報告する。<br>イ　各施設<br>各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、施設所管の部・区本部に対して報告する。<br>特に、支援を要する者に対しては、避難誘導、連絡等が円滑に行われるように留意する。<br>また、応急対策を講じたとき又は講じる必要があり、資器材、人員等の応援が必要なときは、直ちに所管各部・区本部に報告するとともに、各部所管施設にあっては所在区の区本部にも報告する。<br><br>（３）施設別の応急対策<br>詳細な応急対策については、それぞれの所管する各局・区の応急対策計画の定めるところによる。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２１節　公共土木施設の応急対策**<br><br>災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。<br>緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。<br><br>※具体計画は資料編参照<br>資料編/１７その他/<br>２.道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等<br>３.鉄道施設の耐震化及び応急対策<br>４.河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策<br>11.道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等<br>12.鉄道施設の災害予防及び応急対策<br>13.河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 | **第２１節　公共土木施設の応急対策**<br><br>災害によって道路・橋梁、鉄道、河川・港湾施設等の公共土木施設に被害が生じると、避難や、災害応急対策活動の障害になるばかりでなく、市民等の社会・経済的活動に計り知れない影響を及ぼす。<br>緊急交通路など防災活動上重要な役割を果たす施設については、被害の軽減を図り、機能の確保につとめるよう優先的な応急対策を図る。<br><br>※具体計画は資料編参照<br>資料編/１７その他/<br>２.道路・橋梁等の耐震化及び応急対策（本市、高速道）等<br>３.鉄道施設の耐震化及び応急対策<br>４.河川・港湾施設等の耐震化及び応急対策<br>11.道路・棟梁等の災害予防・応急対策（本市、高速道）等<br>12.鉄道施設の災害予防及び応急対策<br>13.河川・港湾施設等の災害予防及び応急対策 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２２節　港湾等における応急対策**<br><br>大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の防ぎょ施設の操作を的確に行う。<br><br>**２２－１　津波防ぎょ実施体制**<br><br>（１）初動体制<br>気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度４以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。<br>ア　気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。<br>イ　各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。(注)<br>**（注）ＮＨＫは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。**<br><br>（２）津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）<br>大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。<br><br>（３）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）<br>大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。<br>ア　大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。<br>イ　危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。<br>ウ　大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。<br><br>（４）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外）<br>大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。<br>ア　防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。<br>イ　危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。<br>ウ　大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。<br><br>**２２－２　防潮扉・水門等の防ぎょ施設の操作**<br><br>大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の防ぎょ施設の操作体制の強化を図る。<br><br>（１）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内）<br>大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 | **第２２節　港湾等における応急対策**<br><br>大阪港湾部及び水防関係機関は、あくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、水門等の津波防災施設の操作を的確に行う。<br><br>**２２－１　津波防ぎょ実施体制**<br><br>（１）初動体制<br>気象庁では大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」とする。）等を地震発生後速やかに発表することになっているが、沿岸に近い海域で発生した地震では発生直後に津波が到達する場合があるので、全沿岸地域において日常の津波についての教育のほか、震度４以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、緊急に次の自衛処置をとるものとする。<br>ア　気象台からなんらかの通報が届くまでは安全な高台等で海面状態を監視する。<br>イ　各地域では、津波警報等を迅速に知るためにテレビ・ラジオ等報道機関の情報を聴取し情報収集に努め、万全の対策がとれるようにする。(注)<br>**（注）ＮＨＫは、放送終了後でも臨時に放送することとなっている。**<br><br>（２）津波注意報の発表時（勤務時間内・勤務時間外）<br>大阪府に勤務時間内、勤務時間外を問わず、津波注意報が発表されたときは、大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に対象水門・防潮扉を閉鎖できる体制を整えるとともに、必要な水門・防潮扉の閉鎖を行う。<br><br>（３）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間内）<br>大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間内に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。<br>ア　大阪港湾部及び水防関係機関は、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。<br>イ　危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。<br>ウ　大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。<br><br>（４）大津波警報・津波警報の発表時（勤務時間外）<br>大津波警報又は津波警報（大阪府）が勤務時間外に発表されたときは、次によるものとする。ただし、あくまでも作業員自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。<br>ア　防潮扉閉鎖要員及び水防関係機関は、動員が発令されたものとして、指定された場所に自動参集し、迅速に水門及び防潮扉の閉鎖を行う。<br>イ　危機管理部は、同報無線等を活用するとともに防災関係機関の協力を得て、海及び河川上にある者並びにその付近にある者に対して、避難の指示などを行う。<br>ウ　大阪港湾部は、港長が発した港外避難等の勧告・命令に基づき、関係機関と協力し、在港船舶に対して沖合へ移動を求める。<br><br>**２２－２　防潮扉・水門等の津波防災施設の操作**<br><br>大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。<br><br>（１）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間内）<br>大阪港湾部及び水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間内に発表された場合は、指定された水門及び防潮扉へ速やかに急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。 |

## 新（修正案）

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

（２）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外）

防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の防ぎょ施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

（３）施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達又は高潮発生までに水門等の防ぎょ施設の操作の完了を確認するため、津波防ぎょ施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、防ぎょ施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。

### ２２－３　在港船舶の避難対策等

（１）津波対策

東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）に基づき対策を行う。

（２）台風時の対策

台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。

**※「大阪港海難防止対策委員会」**
**阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。**

委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。

防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。

**表　台風災害防止措置の基準**

| 措置区分 | 台風の状況 | 措置内容 |
|---|---|---|
| 第一体制<br><br>避難準備<br>勧告 | 台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合 | １　気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。<br>２　乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。<br>３　関係先との連絡手段を確保しておくこと。<br>４　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |

## 旧（令和５年４月）

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

（２）迅速かつ確実な施設操作（勤務時間外）

防潮扉閉鎖要員及び大阪港湾部、水防関係機関は、大阪府に大津波警報・津波警報、津波注意報が勤務時間外に発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集し、操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、港湾防災センターと緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民等の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

（３）施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達又は高潮発生までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、津波防災施設管理者毎に確認する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による。

また、閉鎖状況については、津波防災施設が設置されている区本部役所においてもモニタリングする。

### ２２－３　在港船舶の避難対策等

（１）津波対策

東南海・南海地震により発生する津波に対して、大阪港湾局が事前に作成・配布済みの大阪港に在港している船舶の適切な避難等のマニュアル（防災計画）に基づき対策を行う。

（２）台風時の対策

台風時の大阪港の在港船舶対策については、大阪港海難防止対策委員会※を通じて行う。

**※「大阪港海難防止対策委員会」**
**阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港における台風などによる船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与するため設置され、原則として台風の来襲が予想される２日前に委員長により招集される。**

委員会は、決定した事項を阪神港長及び阪南港長に具申するとともに港長が具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通知し、その実施を推進する。

防止措置の区分、措置内容は次の表のとおり。

**表　台風災害防止措置の基準**

| 措置区分 | 台風の状況 | 措置内容 |
|---|---|---|
| 第一体制<br><br>避難準備<br>勧告 | 台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合 | １　気象情報を収集し、台風の動向に留意すること。<br>２　乗組員を招集して荒天準備をなし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。<br>３　関係先との連絡手段を確保しておくこと。<br>４　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

| | | |
|---|---|---|
| 第二体制<br><br>大型船等<br>避難勧告 | 阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれがあると判断された場合 | 1　次の船舶は、原則として港外に避難すること。<br>（１）大阪区では、１万総ﾄﾝ以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。<br>（２）堺泉北区では、３万総ﾄﾝ以上の船舶。<br>2　工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。<br>3　小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないよう避泊を開始すること。<br>4　1,000総ﾄﾝ以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせること。<br>5　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |
| 第二体制<br><br>全船舶<br>避難勧告 | 阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合 | 1　1,000総ﾄﾝ以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。<br>2　小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。<br>3　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |
| 第二体制<br><br>錨泊<br>自粛勧告 | 阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合 | 100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港桟橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。<br>※堺泉北港桟橋<br>・コスモ石油㈱堺製油所原油桟橋<br>・大阪ガス㈱泉北製造所第二工場 LNG 第２桟橋<br>・堺 LNG㈱堺 LNG センター桟橋 |
| 第一体制<br>・<br>第二体制<br>の解除 | 阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合 | 1　港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。<br>2　航行制限等の規制等に留意すること。 |
| 第二体制<br>錨泊<br>自粛勧告<br>の解除 | 阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合 | |

（注１）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。
（注２）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港桟橋から３海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

### ２２－４　木材の流出防止等対策

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。

ア　木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」によ

### 旧（令和５年４月）

| | | |
|---|---|---|
| 第二体制<br><br>大型船等<br>避難勧告 | 阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれがあると判断された場合 | 1　次の船舶は、原則として港外に避難すること。<br>（１）大阪区では、１万総ﾄﾝ以上のばら積危険物積載船舶及びJ岸壁に係留している船舶。<br>（２）堺泉北区では、３万総ﾄﾝ以上の船舶。<br>2　工事作業船等は、作業等を中止し安全な場所に避難すること。<br>3　小型船舶は、避泊場所を選定し、時期を失することがないよう避泊を開始すること。<br>4　1,000総ﾄﾝ以上の大型船舶（フェリー等を除く）は、原則として入港を見合わせること。<br>5　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |
| 第二体制<br><br>全船舶<br>避難勧告 | 阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港が台風の暴風警戒域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両港が重大な影響を受けると判断された場合 | 1　1,000総ﾄﾝ以上の大型船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。<br>2　小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。<br>3　錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。<br>（１）国際VHF（CH16）を常時聴取する等の海上保安庁の連絡手段を確保すること。<br>（２）当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。<br>（３）AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。 |
| 第二体制<br><br>錨泊<br>自粛勧告 | 阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生があると判断された場合 | 100 総トン以上の船舶は、原則として堺泉北港桟橋から 3 海里以内の周辺海域（錨泊自粛海域図）での錨泊は避けること。<br>※堺泉北港桟橋<br>・コスモ石油㈱堺製油所原油桟橋<br>・大阪ガス㈱泉北製造所第二工場 LNG 第２桟橋<br>・堺 LNG㈱堺 LNG センター桟橋 |
| 第一体制<br>・<br>第二体制<br>の解除 | 阪神港（大阪区、泉北区）及び阪南港は台風の影響圏外となり、まもなく平穏となると判断された場合 | 1　港外に避難した船舶は、安全を確認しつつ再入港する等、適宜の措置をとること。<br>2　航行制限等の規制等に留意すること。 |
| 第二体制<br>錨泊<br>自粛勧告<br>の解除 | 阪神港堺泉北区において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が解除された場合 | |

（注１）台風なみに発達した低気圧等による異常な気象に伴う荒天が、阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港において予想される場合、別途、大阪港海難防止対策委員会を開催して措置を検討することができることとする。
（注２）第二体制に移行する可能性がある場合には、総トン数 100 トン以上の船舶に対して、堺泉北港桟橋から３海里以内の海域での錨泊自粛について指導する。

### ２２－４　木材の流出防止等対策

東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震により発生する津波や台風に対して、貯木場及び木材整理場内の木材の流出災害の防止並びに所在区域外に仮けい留の木材の完全撤去のため、関係機関は大阪港木材対策協議会※での事前協議済み内容に基づき次の対策を行う。

ア　木材整理場の出入口及び住吉川正平橋下流については、木材流出防止用「アバ」によ

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| り閉鎖する。<br>イ　貯木場（第１号～第５号）については、水門の締切りを行う。<br>※大阪港木材対策協議会<br>官公庁側メンバー<br>大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）<br>大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）<br>民間業界側メンバー<br>大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会） | り閉鎖する。<br>イ　貯木場（第１号～第５号）については、水門の締切りを行う。<br>※大阪港木材対策協議会<br>官公庁側メンバー<br>大阪海上保安監部、近畿運輸局、大阪税関、神戸植物防疫所大阪支所、大阪府（環境農林水産部）<br>大阪府警察（大阪水上警察署）、大阪市（大阪港湾局、建設局）<br>民間業界側メンバー<br>大阪港輸入木材協議会（木材輸入業者、筏協会） |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２３節　ライフライン施設の応急復旧対策**<br><br>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。<br>また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。<br>なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。<br>○ライフライン被害情報の共有化<br>○道路被害・交通規制情報の共有化<br>○ライフライン応急復旧情報の共有化<br>○道路の応急復旧情報の共有化<br>○上記応急復旧の調整<br>応急対策の詳細は資料編を参照。<br><br>資料編/１７その他/<br>５．上水道施設の耐震化及び応急対策<br>６．下水道施設の耐震化及び応急対策<br>７．電気施設の耐震化及び応急対策<br>８．ガス施設の耐震化及び応急対策<br>９．電話施設の耐震化及び応急対策<br>10. 放送施設の耐震化及び応急対策<br>14. 上水道施設の災害予防・応急対策<br>15. 下水道施設の災害予防・応急対策<br>16. 電気施設の災害予防・応急対策<br>17. ガス施設の災害予防・応急対策<br>18. 電話施設の災害予防・応急対策<br>19. 放送施設の災害予防・応急対策 | **第２３節　ライフライン施設の応急復旧対策**<br><br>災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の応急復旧対策が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、災害直後は速やかに応急措置をとるとともに、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。<br>また、被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。<br>なお、災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、道路管理者（港湾管理者）の協力のもと、各部・関係機関が連携し、ライフライン施設（水道、下水道、電気、ガス、電話等）の被害状況、措置状況及び復旧状況の把握、並びにこれらの施設に係る復旧対策について、次の事項の調整を行う。<br>○ライフライン被害情報の共有化<br>○道路被害・交通規制情報の共有化<br>○ライフライン応急復旧情報の共有化<br>○道路の応急復旧情報の共有化<br>○上記応急復旧の調整<br>応急対策の詳細は資料編を参照。<br><br>資料編/１７その他/<br>５．上水道施設の耐震化及び応急対策<br>６．下水道施設の耐震化及び応急対策<br>７．電気施設の耐震化及び応急対策<br>８．ガス施設の耐震化及び応急対策<br>９．電話施設の耐震化及び応急対策<br>10. 放送施設の耐震化及び応急対策<br>14. 上水道施設の災害予防・応急対策<br>15. 下水道施設の災害予防・応急対策<br>16. 電気施設の災害予防・応急対策<br>17. ガス施設の災害予防・応急対策<br>18. 電話施設の災害予防・応急対策<br>19. 放送施設の災害予防・応急対策 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２４節　教育施設の応急復旧対策**<br><br>２４－１　教育施設の応急対策<br><br>（１）被害状況の報告<br>施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。<br>（２）応急復旧工事の施行<br>教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。 | **第２４節　教育施設の応急復旧対策**<br><br>２４－１　教育施設の応急対策<br><br>（１）被害状況の報告<br>施設の長は、児童等や利用者の人的被害状況、施設等の物的被害状況及び初動体制を把握のうえ、教育部、こども青少年部が別に定める要領によりその状況を教育部、こども青少年部に速報する。<br>（２）応急復旧工事の施行<br>教育部長、こども青少年部長は、被害状況報告を受け、被害の甚大な施設及び重要な施設について現地調査を行い、その結果によって応急復旧工事を立案する一方、応急復旧工事を速やかに実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２５節　文化財の応急対策**<br><br>２５－１　文化財の応急対策<br><br>指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。<br>市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う。 | **第２５節　文化財の応急対策**<br><br>２５－１　文化財の応急対策<br><br>指定文化財の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を大阪府教育委員会に報告する場合に、市教育委員会はこれに協力する。<br>市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会とともに所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるように指導・助言を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２６節　その他の災害応急復旧対策** | **第２６節　その他の災害応急復旧対策** |
| **２６－１　海上災害の応急復旧対策** | **２６－１　海上災害の応急復旧対策** |
| 港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。 | 港湾関係機関は、船舶からの危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害に対する応急対策活動を行う。 |
| （１）広報活動<br>ア　沿岸住民、施設への連絡<br>危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。<br>特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。<br>イ　船舶への周知<br>海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。 | （１）広報活動<br>ア　沿岸住民、施設への連絡<br>危険物等が海面等に排出した場合、潮流、風向等によっては被害は広範囲にわたり二次的災害の危険性もあるので、沿岸住民及び施設等へ災害の状況及び安全措置等について、迅速な広報活動を講ずるものとする。<br>特に、排出物が毒性を有する可能性がある場合には、迅速かつきめの細かい広報に努めるものとする。<br>イ　船舶への周知<br>海上における船舶の安全を図るため、大阪海上保安監部と協力し、災害の状況及び安全措置等について、無線や拡声器等で呼びかけるとともに放送事業者の協力を得て、付近を航行中の船舶に対し周知に努める。 |
| （２）排出油の拡散防止・回収及び除去<br>大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。<br>大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。 | （２）排出油の拡散防止・回収及び除去<br>大阪海上保安監部は、排出油の広域的拡散防止を図るため、原因者をして、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに、排出油の回収及び除去に努めさせる。<br>大阪港湾部は、原因者と協議のうえ、排出油防除活動の必要があると認めた場合は、大阪海上保安監部と協力して、オイルフェンスの展張、排出油の回収、油処理剤等の散布等の活動を実施する。 |
| （３）漂着油等の回収及び除去<br>大阪港湾部は、排出油が漂流又は漂着するおそれがある場合は沿岸部等の巡回監視を実施するとともに、沖合にて漂着油の存在が確認された場合は、できる限り沖合にて漂流油の回収及び除去を行い、沿岸での漂流油が確認された場合もこれの回収及び除去を実施の上、回収された油等の保管を行うものとする。<br>また、必要に応じ関係機関に対して出動要請を行うものとする。なお、漂着油等により沿岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要な措置を講じるものとする。 | （３）漂着油等の回収及び除去<br>大阪港湾部は、排出油が漂流又は漂着するおそれがある場合は沿岸部等の巡回監視を実施するとともに、沖合にて漂着油の存在が確認された場合は、できる限り沖合にて漂流油の回収及び除去を行い、沿岸での漂流油が確認された場合もこれの回収及び除去を実施の上、回収された油等の保管を行うものとする。<br>また、必要に応じ関係機関に対して出動要請を行うものとする。なお、漂着油等により沿岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要な措置を講じるものとする。 |
| （４）環境調査<br>応急復旧の後、環境を汚染しその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。 | （４）環境調査<br>応急復旧の後、環境を汚染しその影響が懸念される場合には、速やかに関係機関と協力の上、環境調査を実施する。 |
| **２６－２　航空災害の応急対策** | **２６－２　航空災害の応急対策** |
| 市域に航空機等の墜落等による大規模事故等の災害が発生した場合には、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら情報収集、救助・救急活動、救護所の配置等、迅速かつ的確な応急対策を実施する。 | 市域に航空機等の墜落等による大規模事故等の災害が発生した場合には、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら情報収集、救助・救急活動、救護所の配置等、迅速かつ的確な応急対策を実施する。 |
| （１）大阪国際空港周辺地域<br>本市は、大阪空港周辺地域で航空機の墜落等の災害が発生した場合、大阪空港事務所、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、情報収集、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難勧告・指示・誘導、遺体収容所の設置等の応急対策活動を実施する。 | （１）大阪国際空港周辺地域<br>本市は、大阪空港周辺地域で航空機の墜落等の災害が発生した場合、大阪空港事務所、府、府警察等の関係機関と相互に連携、協力しながら迅速に、情報収集、消火・救助・救急活動、救護所の設置、避難勧告・指示・誘導、遺体収容所の設置等の応急対策活動を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）その他の市域<br>上記１以外の市域において災害が発生した場合、本市は、大阪空港事務所や府警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図りながら迅速に応急活動を実施する。 | （２）その他の市域<br>上記１以外の市域において災害が発生した場合、本市は、大阪空港事務所や府警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図りながら迅速に応急活動を実施する。 |

## 新（修正案）

**第７章　協働・協力体制**

**第２７節　応援要請**

### ２７－１　行政機関との相互応援協力

（１）応援要請

本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、市本部長は、法令等によるものは以下のとおり他の行政機関に応援要請※を行う。また法令や協定等により定められている部局の長は、市本部に報告のうえ、速やかに応援要請する（協定等一覧は、資料編参照）。※

※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。

ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　応援を必要とする活動内容
カ　その他必要な事項

また、国、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請できない場合には関係機関からの緊急派遣（プッシュ型）がある。また、応援要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動する。

**表　法令等による主な要請**

| 要請者 | 相手先 | 要請内容 |
|---|---|---|
| 市本部長<br><br>担当:<br>危機管理部 | 府知事 | 応援要請又は応急措置要請（基本法第68条） |
| | | 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第 44 条） |
| | | 自衛隊の災害派遣要請（基本法第 68 条の２） |
| | 他の市町村長 | 応援要請（基本法第 67 条第１項） |
| | 指定地方行政機関の長<br>指定公共機関 | 職員の派遣要請(注)<br>（法第 29 条第２項及び地方自治法第 252 条の 17 第１項 |
| | 関西広域連合 | 応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等） |
| | 総務省 | 応急対策職員派遣制度による対口支援※ |

※「対口支援」
被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

## 旧（令和５年４月）

**第７章　協働・協力体制**

**第２７節　応援要請**

### ２７－１　行政機関との相互応援協力

（１）応援要請

本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合、市本部長は、法令等によるものは以下のとおり他の行政機関に応援要請※を行う。また法令や協定等により定められている部局の長は、市本部に報告のうえ、速やかに応援要請する（協定等一覧は、資料編参照）。※

※一般的に要請を行うにあたっては必要となる事項は、以下のとおりである。

ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、期間
オ　応援を必要とする活動内容
カ　その他必要な事項

なお、被害が甚大で通信の途絶等により、応援要請できない場合には関係機関からの緊急派遣（プッシュ型）がある。また、応援要請を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた自治体の指揮の下に行動する。

**表　法令等による主な要請**

| 要請者 | 相手先 | 要請内容 |
|---|---|---|
| 市本部長<br><br>担当:<br>危機管理部 | 府知事 | 応援要請又は応急措置要請（基本法第68条） |
| | | 緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第 44 条） |
| | | 自衛隊の災害派遣要請（基本法第 68 条の２） |
| | 他の市町村長 | 応援要請（基本法第 67 条第１項） |
| | 指定地方行政機関の長<br>指定公共機関 | 職員の派遣要請(注)<br>（法第 29 条第２項及び地方自治法第 252 条の 17 第１項 |
| | 関西広域連合 | 応援要請（「関西防災・減災プラン」やそれに基づく要綱等） |
| | 総務省 | 応急対策職員派遣制度による対口支援※ |

※「対口支援」
被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する支援団体が基本的に被災市町村のパートナーとして完結し支援することをいう。

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

表　国等による主な支援※

| 関係省庁 | 支援チーム等 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 自衛隊 | 災害派遣部隊 | ・行方不明者の捜索及び負傷者の救助<br>・人員や物資の輸送<br>・給水 |
| 消防庁 | 緊急消防援助隊 | ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動<br>・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動 |
| 警察庁 | 警察災害派遣隊 | ・検視、死体見分及び身元確認の支援<br>・緊急交通路の確保 |
| 総務省 | 災害時テレコム支援チーム<br>（MIC-TEAM） | ・情報通信サービスに関する被害状況の把握<br>・関係行政機関・事業者等との連絡調整<br>・地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援 |
| 文部科学省 | 被災文教施設<br>応急危険度判定 | ・被災文教施設の応急危険度判定 |
| 厚生労働省 | 災害派遣医療チーム<br>（DMAT） | ・急性期（概ね４８時間以内）から医療活動を実施<br>・病院の医療行為を支援<br>・被災地の外に搬送する広域医療搬送 |
| | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） | ・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント<br>・既存の精神医療システムの支援<br>・被災地での精神保健活動への専門的支援<br>・被災した医療機関への専門的支援 |
| 農林水産省 | 農林水産省・サポート・アドバイス・チーム<br>（MAFF-SAT） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援 |
| 国土交通省 | 緊急災害対策派遣隊<br>（TEC-FORCE） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被害の発生及び拡大の防止<br>・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援<br>・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））<br>・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 全国被災建築物<br>応急危険度判定協議会 | ・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 被災宅地<br>危険度判定連絡協議会 | ・被災宅地の危険度判定<br>・擁壁等の宅地の危険度判定 |
| 環境省 | 災害廃棄物<br>処理支援ネットワーク<br>（D.Waste-Net） | ・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援<br>・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 |
| 内閣府 | 災害時情報集約支援チーム（ISUT） | ・ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用Webサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供<br>・避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成 |

出典:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和３年６月内閣府（防災）

（２）受援体制の確立

応援職員等を受け入れるために、環境整備・装備の充実や体制整備、情報提供など受援体制の確立に努めるものとする。

特に、災害対応に関する方針については、相互に定期的なテレビ会議の活用などにより情報共有を行うなどして連携強化に努めるとともに、これら方針等について、応援職員等に迅速かつ適切に情報共有するものとする。

### 旧（令和５年４月）

表　国等による主な支援※

| 関係省庁 | 支援チーム等 | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 自衛隊 | 災害派遣部隊 | ・行方不明者の捜索及び負傷者の救助<br>・人員や物資の輸送<br>・給水 |
| 消防庁 | 緊急消防援助隊 | ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動<br>・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動 |
| 警察庁 | 警察災害派遣隊 | ・検視、死体見分及び身元確認の支援<br>・緊急交通路の確保 |
| 文部科学省 | 被災文教施設<br>応急危険度判定 | ・被災文教施設の応急危険度判定 |
| 厚生労働省 | 災害派遣医療チーム<br>（DMAT） | ・急性期（概ね４８時間以内）から医療活動を実施<br>・病院の医療行為を支援<br>・被災地の外に搬送する広域医療搬送 |
| | 災害派遣精神医療チーム（DPAT） | ・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント<br>・既存の精神医療システムの支援<br>・被災地での精神保健活動への専門的支援<br>・被災した医療機関への専門的支援 |
| 農林水産省 | 農林水産省・サポート・アドバイス・チーム<br>（MAFF-SAT） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援 |
| 国土交通省 | 緊急災害対策派遣隊<br>（TEC-FORCE） | ・被災状況の迅速な把握<br>・被害の発生及び拡大の防止<br>・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援<br>・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））<br>・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 全国被災建築物<br>応急危険度判定協議会 | ・被災建築物の応急危険度判定 |
| | 被災宅地<br>危険度判定連絡協議会 | ・被災宅地の危険度判定<br>・擁壁等の宅地の危険度判定 |
| 環境省 | 災害廃棄物<br>処理支援ネットワーク<br>（D.Waste-Net） | ・一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援<br>・生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 |

出展:「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」令和2年4月内閣府（防災）

（２）~~応援部隊の受入れ~~

~~受援計画に基づき、外部からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行う。~~

ア　必要人数等の把握

各部は応援が必要となる業務について、~~受援シートを~~総務部に~~提出~~する。

イ　要請

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ア　必要人数等の把握<br>各部及び各区本部は応援が必要となる業務及びその人数について、総務部に報告する。<br>イ　要請<br>総務部は各部及び各区本部からの応援要請について取りまとめを行う。<br>総務省の応急対策職員派遣制度に基づく地方公共団体職員による応援を要請する場合は、危機管理部が大阪府と調整を行い、その結果を総務部に報告する。<br>その他各所属にて締結した協定等に基づく応援を要請する場合は、各部及び各区本部が応援派遣元団体との調整を行い、その結果を総務部へ報告する。<br>ウ　受援時の環境整備・装備の充実<br>各部・各区本部の受援担当者は応援職員等を受け入れるに際し、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女及び多様な性の方ともに活動することに配慮するものとする。<br>（ア）ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の確保及び応援派遣元団体等への情報提供<br>（イ）会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保<br>（ウ）テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保<br>（エ）応援職員等による応急活動・復旧活動用の大量の資器材等を搬入するための活動拠点となる広場等が必要な場合、危機管理部は広域避難場所等の使用の調整に努める<br>（オ）その他、応援職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保<br>エ　応援職員の配置及び受援時の体制整備<br>総務部は応援職員等について各部・各区本部への配置を行う。<br>各部及び各区本部は、応援職員等を受け入れるに際し、事前に定めた受援計画に基づき受援担当者を選定し、応援職員等の集合・配置体制や役割分担を定めるなど、応援職員が円滑に業務を実施するための体制整備に努める。<br>オ　受援時の情報提供及び活動状況の把握<br>各部及び各区本部は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、道路等の復旧情報等、応援職員等への必要な情報の提供に努め、併せて、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。 | 総務部は~~庁内各部から提出された受援シートで要請内容の取りまとめを行い、危機管理部は都道府県、その他派遣機関との調整を行う。~~<br>ウ　~~受け入れ準備~~<br>~~各部の受援担当者は業務に係る応援先と連絡調整し、応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等が執務等を行う環境を可能な限り確保する。~~<br>~~応援部隊が大量の応急活動・復旧活動用の資器材等を搬入するため活動拠点となる広場等が必要な場合、広域避難場所等の使用の調整は危機管理部が行う。~~<br>エ　~~受援業務の執行・状況把握~~<br>~~受援業務執行中、各部の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。~~ |
| （３）その他の応援要請<br>ア　本市は、必要に応じて、国土交通省に対し、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務の代行要請を行う。<br>イ　本市は、必要に応じて、国土交通大臣に対し、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧の代行要請を行う。 | （３）その他の応援要請<br>~~ア　本市は、大阪府と協力し、必要に応じて総務省に対して応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を要請する。~~<br>~~イ~~　本市は、必要に応じて、国土交通省に対し、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務の代行要請を行う。<br>~~ウ~~　本市は、必要に応じて、国土交通大臣に対し、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧の代行要請を行う。 |
| （４）応援の終了<br>受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討したうえで、応援職員等と協議し終了時期を調整し決定する。応援に要した費用については、都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う | （４）応援の終了<br>受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討したうえで、応援職員等と協議し終了時期を調整し決定する。応援に要した費用については、都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う |
| **２７－２　応急対策職員派遣制度による応援要請** | **２７－２　応急対策職員派遣制度による応援要請** |
| 府及び府内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合に、以下の支援内容に関して、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員 | 府及び府内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な大規模災害の場合に、以下の支援内容に関して、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「応急対策職員 |

## 新（修正案）

派遣制度」により要請を行う。

（１）システムの発動と大阪府への情報提供
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等の定めに基づき、震度６弱以上の地震発生時に、総務省において都道府県に対して情報収集・共有が行われるので、危機管理部が大阪府と調整したうえで、市長は大阪府に対して応援職員が必要である旨の情報を提供する。システム発動により「被災市区町村応援職員確保本部」において決定した対口支援自治体が派遣される。

（２）応援の内容
本システムは、次のような事務への応援について職員の派遣が行われる。
ア　被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援
イ　避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援
ウ　その他災害対応業務への支援

（３）受援体制の確立
各部・区本部、所属の長は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

### ２７－３　自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、市本部長は、基本法第68条の２の規定により府知事に対して要請を要求し、又は通信の途絶等で、その要求ができない場合には当該災害の状況等について陸上自衛隊第３師団第36普通科連隊長に通知する。

（１）自衛隊災害派遣要請の要求等の基準
ア　市本部長は、災害の規模や被害情報に基づき、次の要件に該当すると判断したときは、速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。
イ　各部長は、応急対策の実施にあたり、次の要件に該当すると判断した場合には、市本部長に自衛隊派遣要請の手続きを求める。

**表　自衛隊災害派遣の実施に際しての要件（三要件）**

| 項　目 | 概　　要 |
|---|---|
| 公共性 | 公共の秩序維持のため、人命又は財産を社会的に保護することが必要な状況であること。 |
| 緊急性 | 差し迫った必要性があること。 |
| 非代替性 | 自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段、体制がないこと。 |

（２）自衛隊に要請する活動
自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であり、概ね次の活動内容とする。
ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　物資の無償貸付又は譲与

## 旧（令和５年４月）

派遣制度」により要請を行う。

（１）システムの発動と大阪府への情報提供
「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等の定めに基づき、震度６弱以上の地震発生時に、総務省において都道府県に対して情報収集・共有が行われるので、危機管理部が大阪府と調整したうえで、市長は大阪府に対して応援職員が必要である旨の情報を提供する。システム発動により「被災市区町村応援職員確保本部」において決定した対口支援自治体が派遣される。

（２）応援の内容
本システムは、次のような事務への応援について職員の派遣が行われる。
ア　被災市区町村の長への助言、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握などを対象とした災害マネジメント支援
イ　避難所運営、罹災証明書交付等の災害対応業務を対象とした支援
ウ　その他災害対応業務への支援

（３）受援体制の確立
各部・区本部、所属の長は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

### ２７－３　自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性が生じた場合は、市本部長は、基本法第68条の２の規定により府知事に対して要請を要求し、又は通信の途絶等で、その要求ができない場合には当該災害の状況等について陸上自衛隊第３師団第36普通科連隊長に通知する。

（１）自衛隊災害派遣要請の要求等の基準
ア　市本部長は、災害の規模や被害情報に基づき、次の要件に該当すると判断したときは、速やかに、府知事に自衛隊の派遣要請を求める。
イ　各部長は、応急対策の実施にあたり、次の要件に該当すると判断した場合には、市本部長に自衛隊派遣要請の手続きを求める。

**表　自衛隊災害派遣の実施に際しての要件（三要件）**

| 項　目 | 概　　要 |
|---|---|
| 公共性 | 公共の秩序維持のため、人命又は財産を社会的に保護することが必要な状況であること。 |
| 緊急性 | 差し迫った必要性があること。 |
| 非代替性 | 自衛隊が派遣される以外に他の適切な手段、体制がないこと。 |

（２）自衛隊に要請する活動
自衛隊の派遣要請を求めることができる範囲は、原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であり、概ね次の活動内容とする。
ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　物資の無償貸付又は譲与

## 新（修正案）

サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

（３）自衛隊災害派遣要請の要求等の系統
　自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通知する。

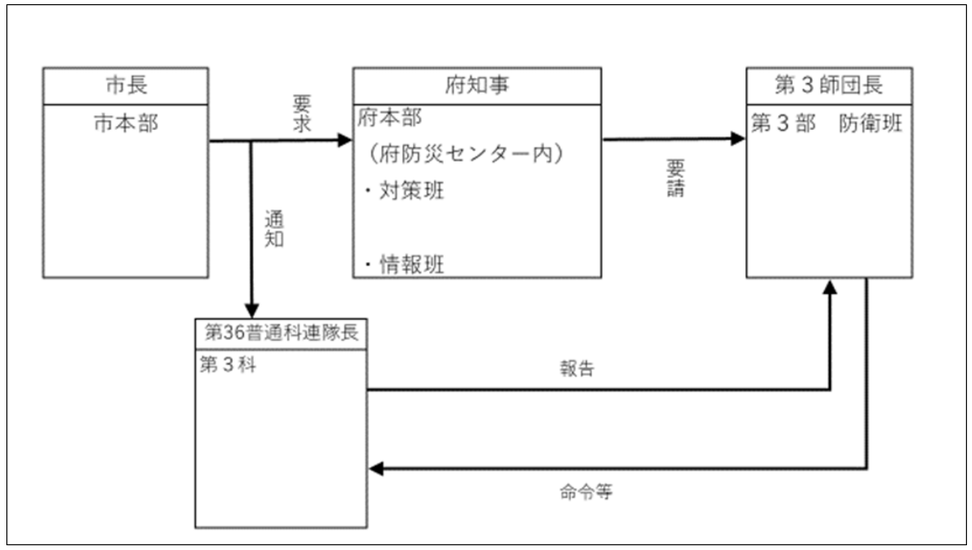


**図　自衛隊派遣（撤収）要請フロー**

（４）自衛隊災害派遣要請の方法
ア　府知事への要求
　自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察及び自衛隊第３６普通科連隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。
イ　市長による指定部隊長への通知
　市長は、前記（１）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は第３６普通科連隊長に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡する。
ウ　自衛隊の自主派遣
　災害に際し以下の場合、自衛隊の自主派遣が行われる場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。
　○関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき(震度５弱以上の地震が発生した場合等)
　○都道府県知事が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
　○自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
　○その他、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

## 旧（令和５年４月）

サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

（３）自衛隊災害派遣要請の要求等の系統
　自衛隊の派遣を必要とする場合は、所定の手続きにより派遣要請を求める。府知事に自衛隊派遣の要請を求めた際、第36普通科連隊に通知する。

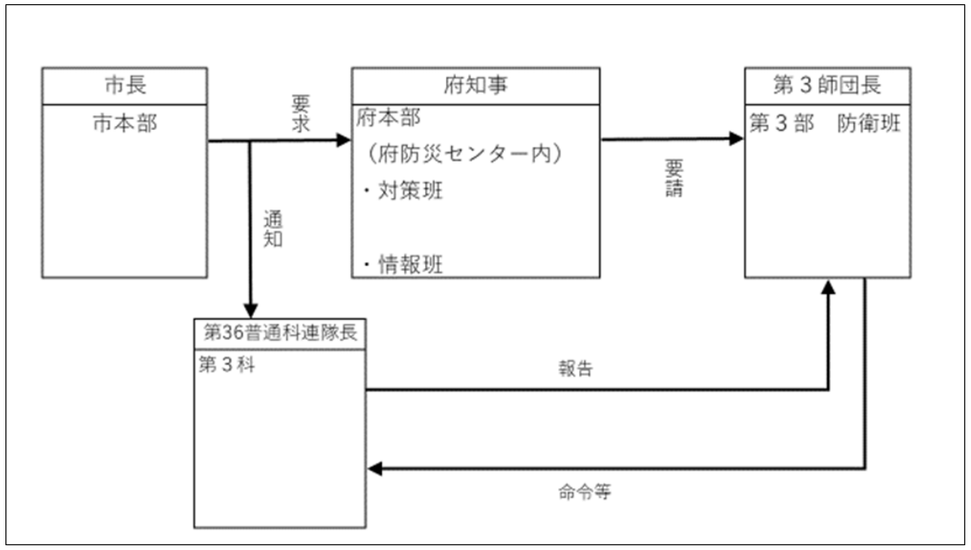


**図　自衛隊派遣（撤収）要請フロー**

（４）自衛隊災害派遣要請の方法
ア　府知事への要求
　自衛隊の派遣要請を求める場合、市長は、大阪府、府警察及び自衛隊第３６普通科連隊と十分連絡をとり、「派遣要請書」により府知事に求める。ただし、急を要する場合は、電話等で求めた後速やかに派遣要請書を提出する。
イ　市長による指定部隊長への通知
　市長は、前記（１）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は第３６普通科連隊長に通知することができる。この場合は、速やかに府知事にその旨を通知するとともに、府警察に連絡する。
ウ　自衛隊の自主派遣
　災害に際し以下の場合、自衛隊の自主派遣が行われる場合がある。この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。
　○関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき(震度５弱以上の地震が発生した場合等)
　○都道府県知事が自衛隊に災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
　○自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
　○その他、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （５）自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制<br>ア　自衛隊との連絡調整<br>自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。<br>イ　市本部への自衛隊連絡班の参加<br>市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得る。<br>ウ　自衛隊連絡所の設置<br>市本部に自衛隊の連絡所を設ける。<br>エ　自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保<br>自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定しておく。また、宿営地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）については、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。<br>オ　自衛隊用ヘリポートの確保<br>災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。<br>カ　必要物資の提供<br>自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。<br>キ　食料等の確保<br>自衛隊から食料、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。<br><br>（６）経費の負担<br>自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。<br>ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費<br>イ　派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料<br>ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等<br>エ　派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に係わるものは除く）損害の補償<br>オ　災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）<br>カ　その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。<br><br>（７）自衛隊災害派遣部隊撤収の要請<br>自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。<br><br>**２７－４　関西広域連合への応援要請**<br><br>関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。<br><br>（１）要請の方法<br>市本部長は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、知事を通じて文書により要請を行う。<br>ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。<br><br>（２）応援の内容<br>市本部長は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、大阪府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。 | （５）自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制<br>ア　自衛隊との連絡調整<br>自衛隊との連絡調整は、市本部が行う。<br>イ　市本部への自衛隊連絡班の参加<br>市本部との連絡調整を円滑に行うため、市本部に自衛隊の連絡班の参加を得る。<br>ウ　自衛隊連絡所の設置<br>市本部に自衛隊の連絡所を設ける。<br>エ　自衛隊災害派遣部隊の活動拠点の確保<br>自衛隊の災害派遣部隊の集結地、駐車場については、あらかじめ、管轄警察署と協議し適地を選定しておく。また、宿営地（トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋）については、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。<br>オ　自衛隊用ヘリポートの確保<br>災害時用ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。<br>カ　必要物資の提供<br>自衛隊災害派遣部隊の活動に必要な資機材のうち、自衛隊が保有しない資機材及び活動にあたって不足する資機材等は、契約管財部が確保する。<br>キ　食料等の確保<br>自衛隊から食料、飲料水、宿泊施設等の取得についての要請があった場合は、市本部が調整する。<br><br>（６）経費の負担<br>自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担する。<br>ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く）等の購入費、借上料及び修繕費<br>イ　派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料<br>ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等<br>エ　派遣部隊の救援活動実施に際し発生した（自衛隊装備に係わるものは除く）損害の補償<br>オ　災害派遣部隊輸送のための運搬費（フェリー料金等）<br>カ　その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義があるときは、市本部長と派遣部隊長との間で協議する。<br><br>（７）自衛隊災害派遣部隊撤収の要請<br>自衛隊派遣部隊の撤収は、大阪府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊と協議のうえ、「撤収要請書」により府知事に求める。<br><br>**２７－４　関西広域連合への応援要請**<br><br>関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。<br><br>（１）要請の方法<br>市本部長は、「関西広域応援・受援実施要綱」等の定めに基づき、関西広域連合広域防災局（兵庫県）に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、知事を通じて文書により要請を行う。<br>ただし、そのいとまがない場合、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。<br><br>（２）応援の内容<br>市本部長は、被災者の生活状況や支援ニーズの変化に対応したきめ細やかな支援を行えるよう、関西広域連合（関西広域連合がカウンターパート方式による応援方式を決定した場合は、大阪府の応援を担当する幹事府県。以下この節において同じ。）に対し、次のような内容の支援を要請する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ア　食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供<br>イ　発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣<br>ウ　広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航<br>エ　行政機能が大幅に低下した本市に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援<br>オ　ボランティア活動の促進<br>カ　帰宅困難者への支援<br>キ　災害廃棄物（がれき等）処理の推進<br>ク　その他特に必要な事項<br><br>（３）受援体制の確立<br>各部・区本部、は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。<br><br>**２７－５　関係民間団体等に対する応援要請**<br><br>災害状況に応じて本市の地域内にある関係民間団体に対して、協定等に基づき応援要請を行う。（協定等の一覧は資料編参照）<br><br>（１）あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。<br><br>（２）協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。<br><br>（３）広域応援の受入れ体制については、原則として前記２７－１の（２）と同様とする。<br><br>**２７－６　応援職員の派遣**<br><br>市長は、他の都道府県で災害が発生した場合において、応急措置の実施のため災害発生都道府県知事又は災害発生市町村長を応援するよう求められたときは、応援を実施する。<br><br>（１）応援派遣職員の環境整備・装備等の充実<br>広域応援等の要請に応じ、応援職員を派遣するにあたり、環境整備・装備等の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際は、男女及び多様な性等の方ともに活動することに配慮するものとする。<br>ア　応援派遣職員等の宿泊場所の確保<br>イ　テントや間仕切り等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保に向けた資機材の配備<br>ウ　感染症対策のため、応援派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底<br>エ　衛星通信機器等、その他、応援派遣職員等の円滑な執務に向けた資機材の確保<br>オ　テレビ会議などを活用した応援派遣職員と本市との円滑な連携<br>カ　応援派遣職員間での適切な引継ぎ等情報共有体制の確保<br>キ　帰阪後の産業医面談等、応援派遣職員の身体的・精神的負担への配慮 | ア　食料、飲料水及び生活必需物資などの救援物資の提供<br>イ　発災直後の緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣<br>ウ　広域避難の調整及び避難者、傷病者の受入れ、ドクターヘリの運航<br>エ　行政機能が大幅に低下した本市に現地連絡所を設置し、通常の行政業務も含めた直接支援<br>オ　ボランティア活動の促進<br>カ　帰宅困難者への支援<br>キ　災害廃棄物（がれき等）処理の推進<br>ク　その他特に必要な事項<br><br>（３）受援体制の確立<br>各部・区本部、は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。<br><br>**２７－５　関係民間団体等に対する応援要請**<br><br>災害状況に応じて本市の地域内にある関係民間団体に対して、協定等に基づき応援要請を行う。（協定等の一覧は資料編参照）<br><br>（１）あらかじめ協定等により災害時の応援協力体制を締結している関係民間団体等に対して、市本部長又は各部長が応援要請する。<br><br>（２）協定を締結していない関係民間団体等に対しては、市本部長又は各部長が応援要請する。なお、各部長が応援要請した場合は、市本部長に報告すること。<br><br>（３）広域応援の受入れ体制については、原則として前記２７－１の（２）と同様とする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第２８節　自主防災活動**<br><br>災害発生時には、「地域防災リーダー」を中核とする自主防災組織や、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動して被害の軽減を図る。<br>また、区本部は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。<br><br>**２８－１　自主防災組織の活動**<br><br>災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、被害状況把握、避難誘導や救出救護、初期消火、避難所の自主的運営などの活動を実施する。<br>活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。<br><br>**２８－２　地域防災リーダーの活動**<br><br>地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、災害発生時においては、習得している知識や技術を活用し、率先した組織的防災活動を実施する。 | **第２８節　自主防災活動**<br><br>災害発生時には、「地域防災リーダー」を中核とする自主防災組織や、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動して被害の軽減を図る。<br>また、区本部は市有施設等の活用にも努めることで、自主防災組織への活動を支援する。<br><br>**２８－１　自主防災組織の活動**<br><br>災害時には、区内の各地域において地域災害対策本部（以下、「地域本部」という）を設置し、被害状況把握、避難誘導や救出救護、初期消火、避難所の自主的運営などの活動を実施する。<br>活動の詳細は「自主防災活動ガイドライン」を踏まえ、各地域の状況に応じた防災活動の推進に取り組む。<br><br>**２８－２　地域防災リーダーの活動**<br><br>地域防災リーダーとは、自主防災組織の中核として活動する人材であり、災害発生時においては、習得している知識や技術を活用し、率先した組織的防災活動を実施する。 |

## 新（修正案）

### 第２９節　災害対策要員の確保

#### ２９－１　災害対策要員の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、所属ごとに行うものとし、その目的及び種目ごとに必要最小限度の災害対策要員を、市内の各公共職業安定所等を通じ確保する。
処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行う。

#### ２９－２　法に基づく民間人の従事命令等（損害補償）

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努める。

（１）命令の種類と執行者

| 対策作業 | 種類 | 根拠法令 | 執行者 |
|---|---|---|---|
| 災害応急対策事業<br>（災害救助法に基づく救助を除く応急措置） | 従事命令<br>協力命令 | 災害対策基本法<br>第71条 | 知事、<br>委任を受けた市町村長 |
| 災害救助作業<br>（災害救助法に基づく救助） | 従事命令 | 災害救助法<br>第７条 | 知事 |
| 災害応急対策事業 | 従事命令 | 災害対策基本法<br>第 65 条１項 | 市長村長<br>警察官・海上保安官<br>自衛官 |
| 災害応急対策作業 | 従事命令 | 警察官職務執行法 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第 29 条５項 | 消防吏員・消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第 24 条 | 水防管理者・水防団長・<br>消防機関の長 |

（２）命令対象者

| 命令区分（対象作業） | 対象者 |
|---|---|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令<br>（災害応急対策並びに救助作業） | 1 医師、歯科医師、薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師<br>3 土木技術者、建築技術者<br>4 大工、左官、とび職<br>5 土木、建築業者及びこれらの従業<br>6 地方鉄道業者及びその従業者<br>7 軌道経営者及びその従業者<br>8 自動車運送業者及びその従業者<br>9 船舶運送業者及びその従業者<br>10 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業） | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般） | 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令<br>（災害応急対策全般） | その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者 |
| 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令<br>（消防作業） | 火災の現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令　（水防作業） | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

（３）公用令書の交付
従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは、

## 旧（令和５年４月）

### 第２９節　災害対策要員の確保

#### ２９－１　災害対策要員の確保

災害応急対策実施に必要な労働者の確保は、所属ごとに行うものとし、その目的及び種目ごとに必要最小限度の災害対策要員を、市内の各公共職業安定所等を通じ確保する。
処遇については、賃金は市内における通常の実費程度を限度額とし、給食は本市職員に準じて行う。

#### ２９－２　法に基づく民間人の従事命令等（損害補償）

応急対策を実施するための人員が、労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努める。

（１）命令の種類と執行者

| 対策作業 | 種類 | 根拠法令 | 執行者 |
|---|---|---|---|
| 災害応急対策事業<br>（災害救助法に基づく救助を除く応急措置） | 従事命令<br>協力命令 | 災害対策基本法<br>第71条 | 知事、<br>委任を受けた市町村長 |
| 災害救助作業<br>（災害救助法に基づく救助） | 従事命令 | 災害救助法<br>第７条 | 知事 |
| 災害応急対策事業 | 従事命令 | 災害対策基本法<br>第 65 条１項 | 市長村長<br>警察官・海上保安官<br>自衛官 |
| 災害応急対策作業 | 従事命令 | 警察官職務執行法 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第 29 条５項 | 消防吏員・消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第 24 条 | 水防管理者・水防団長・<br>消防機関の長 |

（２）命令対象者

| 命令区分（対象作業） | 対象者 |
|---|---|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令<br>（災害応急対策並びに救助作業） | 1 医師、歯科医師、薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師<br>3 土木技術者、建築技術者<br>4 大工、左官、とび職<br>5 土木、建築業者及びこれらの従業<br>6 地方鉄道業者及びその従業者<br>7 軌道経営者及びその従業者<br>8 自動車運送業者及びその従業者<br>9 船舶運送業者及びその従業者<br>10 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業） | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般） | 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令<br>（災害応急対策全般） | その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者 |
| 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令<br>（消防作業） | 火災の現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令　（水防作業） | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

（３）公用令書の交付
従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し又は取り消すときは、

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| 法に定めるところにより、公用令書を交付する。<br><br>（４）損害補償<br>　市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。 | 法に定めるところにより、公用令書を交付する。<br><br>（４）損害補償<br>　市長の従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「災害時等における応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」により損害を補償する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第３０節　ボランティア**<br><br>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携するとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。さらに、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。 | **第３０節　ボランティア**<br><br>ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携~~した取組みを行う。~~ |
| **３０－１　災害時の一般ボランティアの活用**<br><br>災害時のボランティアの活用については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成 29 年４月１日締結）」によるものとする。<br>また、ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。<br><br>（１）大阪市災害ボランティアセンターの設置<br>上記要綱、協定に基づき、災害発生時、市民部は、被災状況を勘案し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、協定締結団体（市社会福祉協議会）と協議のうえ、「大阪市災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請し、協定締結団体は、その要請に基づき速やかに原則、阿倍野防災拠点に開設する。<br><br>（２）区災害ボランティアセンターの設置<br>災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。<br><br>（３）災害ボランティアセンターの業務<br>ア　市災害ボランティアセンターの業務<br>（ア）市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整<br>（イ）区災害ボランティアセンターとの連絡調整<br>（ウ）災害ボランティア需給状況の把握及び調整<br>（エ）災害ボランティア募集等の情報発信<br>（オ）災害ボランティア活動に必要な資器材の調達<br>（カ）府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の活用、「中間支援組織※」を含めた各ボランティア団体との連携（参照：大阪府地域防災計画　基本対策編　災害予防対策　第２章　地域防災力の向上　第３節　ボランティアの活動環境の整備）<br>**※ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織**<br>（キ）全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請<br>イ　区災害ボランティアセンターの業務<br>（ア）区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整<br>（イ）被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供<br>（ウ）市災害ボランティアセンターとの連携<br>（エ）災害ボランティアの受け入れ<br>（オ）災害ボランティアへのオリエンテーション<br>（カ）災害ボランティア活動の集約・管理<br>（キ）災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き | **３０－１　災害時の一般ボランティアの活用**<br><br>災害時のボランティアの活用については、「災害時におけるボランティア活動支援要綱」及び、「大阪市災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定書（平成 29 年４月１日締結）」によるものとする。<br>また、ボランティアセンターの開設・運営にかかる詳細は、協定により市社会福祉協議会等が作成する「大阪市災害ボランティアセンター開設・運営マニュアル」によることとする。<br><br>（１）大阪市災害ボランティアセンターの設置<br>上記要綱、協定に基づき、災害発生時、市民部は、被災状況を勘案し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、協定締結団体（市社会福祉協議会）と協議のうえ、「大阪市災害ボランティアセンター」の開設・運営を要請し、協定締結団体は、その要請に基づき速やかに原則、阿倍野防災拠点に開設する。<br><br>（２）区災害ボランティアセンターの設置<br>災害発生時、被災状況及びボランティア参集等を勘案し、協定締結団体（区社会福祉協議会）は区役所と協働し、「区災害ボランティアセンター」を開設する。<br><br>（３）災害ボランティアセンターの業務<br>ア　市災害ボランティアセンターの業務<br>（ア）市本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整<br>（イ）区災害ボランティアセンターとの連絡調整<br>（ウ）災害ボランティア需給状況の把握及び調整<br>（エ）災害ボランティア募集等の情報発信<br>（オ）災害ボランティア活動に必要な資器材の調達<br>（カ）府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」の活用、「中間支援組織※」を含めた各ボランティア団体との連携（参照：大阪府地域防災計画　基本対策編　災害予防対策　第２章　地域防災力の向上　第３節　ボランティアの活動環境の整備）<br>**※ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織**<br>（キ）全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び派遣要請<br>イ　区災害ボランティアセンターの業務<br>（ア）区本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整<br>（イ）被災者における災害ボランティアニーズの把握及び被災者への情報提供<br>（ウ）市災害ボランティアセンターとの連携<br>（エ）災害ボランティアの受け入れ<br>（オ）災害ボランティアへのオリエンテーション<br>（カ）災害ボランティア活動の集約・管理<br>（キ）災害ボランティアの事故等に対する補償のための保険加入手続き |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ３０－２　本市退職者による災害時ボランティアの活用<br><br>大規模災害発生時、本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を活用し、迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施する。<br>市域内で震度６弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。<br><br>３０－３　受入れ及び活動拠点の整備<br><br>災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、男女及び多様な性等の視点を考慮しつつあらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。 | ３０－２　本市退職者による災害時ボランティアの活用<br><br>大規模災害発生時、本市退職者を対象とした災害時ボランティア制度を活用し、迅速かつスムーズに応急対策、復旧事業などを実施する。<br>市域内で震度６弱以上を観測する地震又は大規模な浸水などにより、甚大な被害が発生した場合に、ライフライン、施設の被害状況調査、復旧作業などへの協力や区災害対策本部の運営補助、災害時避難所の運営補助などの活動を行う。 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

**第８章　物資の確保と供給体制**

**第３１節　物資の確保と供給**

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になるため、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、必要な物資を迅速に提供できるようにする。

**３１－１　市民や事業者の責務**

（１）市民の責務

市民は、備蓄している災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を活用する。

（２）事業者の責務

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために備蓄している物資を提供する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関して協定を締結している場合は、協定に基づく協力を行う。

**３１－２　飲料水等の確保**

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水･都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。

【災害直後】

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式による応急給水により医療用水を確保

広域給水拠点での拠点給水方式による応急給水に着手

【災害後～復旧完了】

拠点給水方式及び運搬給水方式による応急給水並びに応急復旧により必要水量を確保

【復旧完了後】

通常量の確保（災害後最大３週間を目途）

（１）応急給水の実施

災害直後は、まずは生命維持に必要な「飲料水」､「医療用水」の充足を目的に応急給水を実施し、その後、生活用水等の充足を目的に応急給水を実施する。

応急給水の実施方法は、次のとおりとする。

ア　実施主体

水道部は、水道施設の被害状況等の情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立するとともに、区本部と連携し自主防災組織等の協力を得て応急給水が必要なエリアを特定し、応急給水を実施する。

イ　応急給水の方法

（ア）運搬給水方式による医療・福祉施設等への給水

医療・福祉施設等の重要施設については、車両による運搬給水によって受水槽への注水作業やポリ容器等の緊急輸送を行い必要水量の確保に努める。

この運搬給水方式による給水に必要な次の資器材を整備する。

### 旧（令和５年４月）

**第８章　物資の確保と供給体制**

**第３１節　物資の確保と供給**

大規模災害発生時には、流通機構の混乱等により日常生活に不可欠な水、食料、生活必需品等の確保が困難になるため、物資の調達・配送を円滑に行うため関係部署により配送班を立ち上げ、必要な物資を迅速に提供できるようにする。

**３１－１　市民や事業者の責務**

（１）市民の責務

市民は、備蓄している災害時にいつでも持ち出せる「非常持ち出し品」と、救援物資が届くまで1週間程度の生活が可能な「非常備蓄品」を活用する。

（２）事業者の責務

事業者は、災害が発生したときは、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するため、その所有し、又は管理する事業所その他の施設の安全性及び周辺の状況を確認し、従業員等に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努め、従業員等が当該施設内で待機するために備蓄している物資を提供する。

また、災害が発生した場合において、食料や緊急輸送等の確保をするため、関係事業者等の協力の確保に関して協定を締結している場合は、協定に基づく協力を行う。

**３１－２　飲料水等の確保**

災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。

【災害直後】

備蓄により飲料水を確保

運搬給水方式により医療用水を確保

【災害後～復旧完了】

拠点~~応急~~給水方式及び運搬給水方式により必要水量を確保

【復旧完了後】

通常量の確保（災害後最大３週間を目途）

~~（１）　応急給水の実施~~

~~ア　水道部は、災害に伴う断水区域に対して、次のとおり応急給水を実施する。~~

~~イ　水道部は、災害時、情報の収集を行いつつ、応急給水体制を確立し、業務を推進するとともに、区本部と連携し自主防災組織等の協力を得て業務の迅速化に努める。~~

~~ウ　応急給水の方法~~

~~（ア）医療・福祉施設等の重要施設に対し、車両による運搬給水によって必要水量の確保に努めるものとし、ポリ容器等の緊急輸送や受水槽への注水作業を行う（運搬給水方式）。~~

~~この運搬給水方式に必要な以下の資器材を整備する。~~

~~・加圧ポンプ付給水車~~

~~・布製給水タンク~~

~~・ポリ容器~~

~~・運搬用車両（運送会社等から調達）~~

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ・加圧ポンプ付給水車<br>・布製給水タンク<br>・ポリ容器<br>・運搬用車両（運送会社等から調達）<br>（イ）拠点給水方式<br>Ａ　広域給水拠点での給水<br>災害直後の生命維持に必要な「飲料水」の充足を目的に設置する広域給水拠点については、広域避難場所又はその付近に断水していない消火栓があればそこに仮設給水栓を設置し、断水していない消火栓がなければ広域避難場所近辺の災害時避難所等に給水拠点を開設する。災害時避難所等についても、付近の消火栓を調査のうえ、断水していない消火栓があれば仮設給水栓を設置し、断水していない消火栓がなければ仮設水槽を設置し運搬給水による仮設水槽への注水やポリ容器等の緊急輸送によって水を供給する。なお、広域避難場所に断水していない消火栓がない場合であっても飲用利用が可能な水が貯蔵されている耐震性貯水槽が設置されているときは、当面はその水を活用する。<br>Ｂ　災害時避難所での給水<br>災害後応急復旧完了までの間の「飲料水」、「生活用水」の充足を目的に災害時避難所に設置する給水拠点については、Ａと同様に、仮設給水栓又は仮設水槽への注水等によって水を供給する。なお、運搬給水による給水は運搬可能量に限りがあるため、まずは「飲料水」を充足させることを基本とする。<br>Ｃ　資器材の整備<br>前記の拠点給水方式による給水に必要な次の資器材を整備する。<br>・仮設水槽（１$m^3$、４$m^3$）<br>・ポリ容器（10 リットル）<br>・応急給水袋（３リットル、６リットル）<br>・仮設給水栓<br><br>（ウ）応援要請<br>水道部所有の応急給水用資器材で対応できない場合、水道部において民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。水道部は応援要請等を行った場合、市本部にその旨を連絡する。<br>自衛隊による応急給水が必要な場合、水道部は市本部に自衛隊への要請を依頼する。<br>（２）応急復旧の並行実施<br>応急給水のみでは必要水量の安定的な確保や適時の安定的な供給に限界があるため、応急給水と並行して、医療・福祉施設等の重要施設や災害時避難所等への給水ルートとなる水道施設の応急復旧を進める。<br>（３）　広報体制<br>ア　水道部からの本部への報告<br>水道部は、運搬給水や拠点給水等の応急給水全般の状況及び応急復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。<br>イ　政策企画部による情報発信<br>政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。<br><br>３１－３　食料の確保及び供給<br><br>（１）食料の調達方法<br>ア　区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応する | ~~（イ）広域避難場所、災害時避難所等に応急給水の拠点となる仮設水槽を設置し浄・配水池を水源とする車両運搬でこれに対応する（拠点応急給水方式）。~~<br>~~この拠点応急給水に必要な以下の資器材を、各小学校区あたり１セットを最低限の目安として整備する。~~<br>~~・仮設水槽（１$m^3$、４$m^3$）~~<br>~~・ポリ容器（10リットル）~~<br>~~・応急給水袋（３リットル、６リットル）~~<br>~~（ウ）飲料可能な耐震性貯水槽が設置されている広域避難場所等については、その水を活用する。~~<br>~~（エ）災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努める。~~<br>~~（オ）広域避難場所等の防災拠点や重要施設への給水ルートを優先的に応急復旧し、通水した地点より順次仮設給水栓を設置する（拠点応急給水方式の拡充）。~~<br>~~この拠点応急給水方式の拡充に必要な以下の資器材を保有する。~~<br>~~・仮設給水栓~~<br>~~エ　応急給水における応援要請~~<br>~~（ア）水道部所有の応急給水用資材で対応できない場合、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する。応援要請を行った場合、市本部へ連絡する。~~<br>~~（イ）自衛隊による応急給水が必要な場合、市本部に自衛隊への要請を依頼する。~~<br>~~オ　広報体制~~<br>~~（ア）水道部は、拠点応急給水や運搬応急給水等、応急給水全般の状況、復旧作業の進捗状況や見通し等を市本部に報告する。~~<br>~~（イ）政策企画部は、水道部がとりまとめた前記の状況を報道機関等を通じて被災者に情報発信する。~~<br><br>３１－３　食料の確保及び供給<br><br>（１）食料の調達方法<br>ア　区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合は、備蓄食料の活用により対応する |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| が、それが困難な場合、市場部に食料調達の要請を行う。<br>イ　市民部・契約管財部・福祉部は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、市場部が協定締結事業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。<br><br>（２）食料供給の方針<br>ア　食料供給の順位<br>食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。<br>（ア）災害対策用備蓄食料<br>（イ）国や他の地方自治体からの物資<br>（ウ）協定締結業者流通業者等からの調達食料<br>（エ）その他の事業者からの調達食料<br>イ　食料供給の対象者<br>（ア）避難所に受入された者<br>（イ）物資等の調達ができない期間の在宅避難者<br>（ウ）通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な通勤・通学者、旅行者等<br>なお、避難所に受入されていない上記（イ）、（ウ）の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。<br>ウ　食料供給の実施方法<br>（ア）食料供給の場所<br>食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。<br>（イ）食料供給の実施<br>食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。<br>（ウ）給食施設の活用<br>食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。<br><br>**３１－４　生活必需品、物資等の確保**<br><br>災害時に必要な生活必需品、物資等は備蓄物資を活用し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定により、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。<br>また、供給すべき物資が不足し、本市自ら調達することが困難であるときは、市民部は、大阪府に対し、物資の調達を要請する。<br>大阪府は、政府に設けられる緊急（非常）災害対策本部を通じて物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。<br>なお、大阪府は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、被災市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。 | が、それが困難な場合、~~市本部~~に食料調達の要請を行う。<br>イ　~~市本部~~は、区本部長より食料供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より備蓄食料の輸送を行い、なお不足する場合は、協定締結業者より食料品を調達する。また、災害救助法が適用された場合は、大阪府より、災害救助用食料の引き渡しを受ける。<br><br>（２）食料供給の方針<br>ア　食料供給の順位<br>食料供給は次の順位で行うが、状況により異なった順位で、また、並行して行うことができる。<br>（ア）災害対策用備蓄食料<br>（イ）国や他の地方自治体からの物資<br>（ウ）協定締結業者流通業者等からの調達食料<br>（エ）その他の事業者からの調達食料<br>イ　食料供給の対象者<br>（ア）避難所に受入された者<br>（イ）物資等の調達ができない期間の在宅避難者<br>（ウ）通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、食料の確保が困難な通勤・通学者、旅行者等<br>なお、避難所に受入されていない上記（イ）、（ウ）の者に対しては、避難所における食料供給ができるよう対策を講じる。<br>ウ　食料供給の実施方法<br>（ア）食料供給の場所<br>食料供給の場所は、原則として災害時避難所とする。<br>（イ）食料供給の実施<br>食料供給は、区本部が自主防災組織等の協力を得て行うものとする。また、食料の配給については被災者自らが行うこととするが、支援を要する者については配慮する。<br>（ウ）給食施設の活用<br>食料の提供にあたって、炊き出しを行う場合、学校等の給食施設の使用が必要な際は、施設管理者と十分協議のうえその活用を図る。<br><br>**３１－４　生活必需品、物資等の確保**<br><br>災害時に必要な生活必需品、物資等は備蓄物資を活用し、備蓄物資で不足するものや避難生活の長期化により必要となる物資については、民間事業者等との物資供給にかかる協定により、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努める。<br>また、供給すべき物資が不足し、本市自ら調達することが困難であるときは、~~配送班~~は、大阪府に対し、物資の調達を要請する。<br>大阪府は、政府に設けられる緊急（非常）災害対策本部を通じて物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕等に対し、物資の調達を要請する。<br>なお、大阪府は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、被災市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第９章　衛生・廃棄物等対策**<br><br>**第３２節　防疫・保健衛生活動**<br><br>災害時における感染症等の発生及びまん延防止、食中毒の予防並びに被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、福祉的な支援を実施するなど必要な措置を講ずる。<br><br>**３２－１　防疫活動**<br><br>（１）環境衛生対策班の編成<br>ア　環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。<br>イ　環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。<br>ウ　１班の編成人員は３名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。<br>エ　健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。<br>オ　健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。<br><br>（２）環境衛生対策班の任務<br>環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。<br>なお、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制や設備等の整備、災害対応マニュアルの整備・充実及び保健師等に対する研修・訓練の実施等により災害時の体制整備に努める。<br>ア　避難所の衛生管理、消毒<br>避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。<br>なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。<br>イ　仮設浴場の衛生管理<br>仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。<br>ウ　仮置場等の衛生管理、消毒<br>生活ごみの処理は、環境部において実施するが、仮置場等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。<br>なお、生活ごみの回収状況、仮置場等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。<br>エ　汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒<br>災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。<br>オ　その他<br>（ア）救護所等の衛生管理、消毒<br>（イ）被災家屋の衛生管理の指導及び消毒<br>（ウ）ねずみ、ハエ、蚊等の防除<br>（エ）消毒用薬剤の配布<br><br>（３）防疫資機材等の調達<br>環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。 | **第９章　衛生・廃棄物等対策**<br><br>**第３２節　防疫・保健衛生活動**<br><br>災害時の感染症等の発生~~を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する。~~<br><br>**３２－１　防疫活動**<br><br>（１）環境衛生対策班の編成<br>ア　環境衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け保健所、保健福祉センター（区本部保健福祉班）へ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。<br>イ　環境衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センターの職員で構成する。<br>ウ　１班の編成人員は３名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。<br>エ　健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。<br>オ　健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整する。<br><br>（２）環境衛生対策班の任務<br>環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施する。<br>ア　避難所の衛生管理、消毒<br>避難所、仮設トイレ等の衛生管理の指導及び消毒を実施する。<br>なお、避難所の開設状況については区本部でまとめ危機管理部から一括して健康部に情報を提供する。また、仮設トイレの設置場所については、環境部で一括して情報を健康部及び区本部に提供する。<br>イ　仮設浴場の衛生管理<br>仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場の衛生管理の指導を実施する。<br>ウ　~~臨時集積場~~等の衛生管理、消毒<br>生活ごみの処理は、環境部において実施するが、~~臨時集積場~~等に対する衛生管理の指導及び消毒等を実施する。<br>なお、生活ごみの回収状況、~~臨時集積場~~等の状況は、環境部が一括して情報を健康部に提供する。<br>エ　汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒<br>災害により下水道が破損し、汚物、汚水が流出した場合、流出地域の衛生管理及び消毒等を実施する。<br>オ　その他<br>（ア）救護所等の衛生管理、消毒<br>（イ）被災家屋の衛生管理の指導及び消毒<br>（ウ）ねずみ、ハエ、蚊等の防除<br>（エ）消毒用薬剤の配布<br><br>（３）防疫資機材等の調達<br>環境衛生対策班は、区保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達要請する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ３２－２　食品衛生活動<br><br>（１）食品衛生対策班の編成<br>ア　食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。<br>イ　食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。<br>ウ　１班の編成人員は、食品衛生監視員を含む２名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。<br>エ　健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。<br>オ　健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。<br><br>（２）食品衛生対策班の任務<br>食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。<br>ア　避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。<br>イ　避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。<br>ウ　避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。<br>エ　被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。<br>オ　避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。<br><br>（３）検査資機材等の調達<br>食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。<br><br>３２－３　動物保護等の実施<br><br>健康部は、関係機関・団体と相互に連携し、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、次の応急対策を実施する。<br><br>（１）被災地域における愛護動物の保護・受入<br><br>（２）避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導<br><br>（３）動物による人等への危害防止<br><br>３２－４　生活雑用水の確保<br><br>災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。<br><br>（１）下水処理水の利用<br>建設部は、市内12箇所の下水処理場の処理水再利用施設を活用し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域や避難所等に生活雑用水としても提供するように努める。 | ３２－２　食品衛生活動<br><br>（１）食品衛生対策班の編成<br>ア　食品衛生対策班は、健康部長又は区本部長の指令を受け、保健所、区保健福祉センターへ派遣され、保健所長及び区本部長の指揮において活動する。<br>イ　食品衛生対策班は、保健所及び区保健福祉センター職員で構成する。<br>ウ　１班の編成人員は、食品衛生監視員を含む２名、班数は災害の規模に応じて最大36班とする。<br>エ　健康部又は区本部は、保健所及び区保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請する。<br>オ　健康部は、区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整する。<br><br>（２）食品衛生対策班の任務<br>食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。<br>ア　避難所や被災地内の店舗に食品を供給する食品製造業者、販売業者等に対して指導を行い、食品衛生上の危害防止に当たる。<br>イ　避難所内の食品調理及び保管施設の衛生指導を行い、食品衛生上の危害防止に努める。<br>ウ　避難所において炊出しをする場合、炊出し実施者に対して衛生上の注意を喚起する。<br>エ　被災地内において、営業を再開する食品関係施設に対し監視・指導する。<br>オ　避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。<br><br>（３）検査資機材等の調達<br>食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた場合は、健康部又は区本部を通じて調達を要請する。<br><br>３２－３　動物保護等の実施<br><br>健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。<br><br>（１）被災地域における愛護動物の保護・受入<br><br>（２）避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導<br><br>（３）動物による人等への危害防止<br><br>３２－４　生活雑用水の確保<br><br>災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保するため、必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にする。<br><br>（１）下水処理水の利用<br>建設部は、市内12箇所の下水処理場の処理水再利用施設を活用し、災害発生時においては、下水処理場の近隣地域に生活雑用水としても提供するように努める。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）プールの水の利用<br>区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育部と調整する。<br><br>（３）災害時協力井戸制度の活用及び農業用井戸の利用<br>危機管理部は、災害時協力井戸として登録された井戸について、生活雑用水としての提供について周知を行う。また、経済戦略部は、既に防災活動に関する協定を締結している農業用井戸について、区役所と連携して、生活雑用水としての提供について周知を行う。<br><br>３２－５　入浴・洗濯機会の確保<br><br>危機管理部及び関係部は、関係機関・団体と相互に連携し、次の応急対策を実施する。<br><br>（１）避難所等における避難者が無料で利用できる一般公衆浴場等での入浴支援<br><br>（２）避難所等における避難者が無料で利用できるクリーニング事業者での洗濯支援 | （２）プールの水の利用<br>区本部は、市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用が図られるよう、教育部と調整する。<br><br>（３）農業用井戸の利用<br>経済戦略部は、~~市内にある農業用井戸について、生活雑用水としての利用を検討する。~~ |

## 新（修正案）

### 第３３節　廃棄物の処理

#### ３３－１　ごみの処理

環境部は、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持する。

（１）処理内容

ア　作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

イ　一時集積

（ア）大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して仮置場を設け一時集積する。

（イ）仮置場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

ウ　処理・処分

仮置場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却施設で処理し、また粗大ごみ等は、直接焼却施設で処理できない可燃物は環境施設組合の破砕施設で前処理した後、焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物埋立処分場で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理の応援を求める。

エ　応援要請

（ア）作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

#### ３３－２　がれき等の処理

環境部は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、処理体制を確保する。

また、周辺住民は、仮置場の設置について理解し、仮置場の確保に協力するものとする。

（１）処理内容

ア　作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、次のとおり選別作業計画を策定する。

（ア）解体現場における分別を可能な限り徹底する。

（イ）可燃物については、減容化・安定化を図るため焼却施設において焼却する。

（ウ）金属、コンクリートガラ、木くず等については、再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

イ　一時集積

（ア）がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応する仮置場を設け一時集積する。

## 旧（令和５年４月）

### 第３３節　廃棄物の処理

#### ３３－１　ごみの処理

環境部は、大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）と連携を図りながら、災害時のごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持する。

（１）処理内容

ア　作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定する。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始する。

また、許可業者収集ごみについても生活ごみを優先し、適切に処理できるよう指導する。

イ　一時集積

（ア）大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行うが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して~~臨時集積場~~を設け一時集積する。

（イ）~~臨時集積場~~は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。

ウ　処理・処分

~~臨時集積場~~のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは環境施設組合の焼却施設で処理し、また粗大ごみ等は、~~直接、焼却施設で処理できる可燃物以外は、環境施設組合の破砕施設で前処理した後、~~焼却施設で処理する。

焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪~~港~~広域臨海環境整備センター処分場で処分する。

なお、環境施設組合の処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。

エ　応援要請

（ア）作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求める。

（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得る場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

#### ３３－２　がれき等の処理

環境部は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、処理体制を確保する。

また、周辺住民は、~~臨時集積場~~の設置について理解し、~~臨時集積場~~の確保に協力するものとする。

（１）処理内容

ア　作業計画の策定

環境部は、災害発生時、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、次のとおり選別作業計画を策定する。

（ア）解体現場における分別を可能な限り徹底する。

（イ）可燃物については、減容化・安定化を図るため焼却施設において焼却する。

（ウ）金属、コンクリートガラ、木くず等については、再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

イ　一時集積

（ア）がれき等は、公有地等を利用し、発生量に相応する~~がれき臨時集積場~~を設け一時

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （イ）仮置場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。<br>（ウ）災害廃棄物は、可能な限り、災害廃棄物処理計画等で定める品目ごとに分類して仮置場に集積する。<br>（エ）仮置場においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないよう、適切な対策を講ずる。<br>（オ）仮置場に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破砕処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。 | 集積する。<br>（イ）~~がれき臨時集積場~~は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定する。<br>（ウ）~~木質系廃棄物については、解体現場において、木材、金属、不燃物等の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。コンクリート系廃棄物については、解体現場において、コンクリート塊、鉄筋、鉄骨、金属、可燃物の分別を行った後、指定のがれき臨時集積場に搬入する。~~<br>（エ）~~がれき臨時集積場~~においては、廃棄物の崩落や火災を発生させないよう、適切な対策を講ずる。<br>（オ）~~がれき臨時集積場~~に一時集積されたがれき等は、必要に応じ破砕処理を行うとともに可能な限り可燃物と不燃物の選別を行う。 |
| ウ　処理・処分<br>（ア）仮置場で選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設の受入基準を満たす可燃物は、同施設で処理し、直接環境施設組合焼却施設で処理できない大型物や長尺物等は、破砕施設で前処理した後、焼却施設で処理し、焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター廃棄物埋立処分場で処分する。<br>選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設及び環境施設組合破砕施設の受入基準を満たさないものについては次の通りに扱う。<br>①コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。<br>②金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。<br>③木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。<br>④不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破砕により減容した後、埋立処分を行う。<br>⑤混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。<br>（イ）仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、仮置場入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。<br>（ウ）仮置場のがれき等について、環境施設組合処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。 | ウ　処理・処分<br>（ア）~~がれき臨時集積場~~で選別したがれき等のうち受入基準を満たす可燃物は、~~環境施設組合焼却~~施設で処理し、~~また~~直接環境施設組合焼却施設で処理できない大型物や長尺物等は、破砕施設で前処理した後、焼却施設で処理し、焼却後の残さいは本市処分場（北港処分地）及び大阪湾広域臨海環境整備センター処分場で処分する。<br>選別したがれき等のうち環境施設組合焼却施設及び環境施設組合破砕施設の受入基準を満たさないものについては次の通りに扱う。<br>①コンクリートガラは、再生材、埋立用材として可能な限りリサイクルを推進する。<br>②金属は分別し、可能な限りリサイクルを推進する。<br>③木くずは、チップ化などの再利用・再資源化を積極的に推進する。<br>④不燃系がれきは、陶器くず、ガラスくず、瓦くず等の混合物であり、早期処理の観点からは再資源化は困難であり、可能な限り破砕により減容した後、埋立処分を行う。<br>⑤混合廃棄物は、可能な限り、再選別し、資源化を図ったうえ、残った可燃物は焼却後埋立処分し、不燃物は埋立処分する。<br>（イ）~~がれき臨時集積場~~における作業が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、必要に応じ周囲に飛散防止ネット・防音シートの設置を行うなどの対策を講ずるとともに、~~がれき臨時集積場~~入口周辺での車両渋滞等においても、周辺住民への影響を防止するよう留意する。<br>（ウ）~~がれき臨時集積場~~のがれき等について、環境施設組合処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求める。 |
| エ　応援要請<br>（ア）作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部に必要機材の借り上げを要請する。<br>（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。 | エ　応援要請<br>（ア）作業に要する人員及び機材については、関係業界に協力を求める等必要人員を確保するとともに、契約管財部~~あて~~必要機材の借り上げを要請する。<br>（イ）さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求める。 |
| オ　その他<br>（ア）全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置（公費解体）を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に基づき所掌業務を行う。<br>（イ）発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。<br>（ウ）自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。 | オ　その他<br>（ア）全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置（公費解体）を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に~~準じ~~所掌業務を行う。<br>~~関係部は、損壊家屋の解体を実施する場合には、市本部と調整のうえ、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。~~<br>（イ）発生した膨大な廃棄物をできるだけ地域の復興等に役立て、廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量を削減することができるので、がれき等の処理にあたっては、可能な限り発生時から可燃物と不燃物の選別を行うことを原則とし、リサイクルを推進する。また、十分に環境に配慮し、廃棄物の処理を行う。<br>（ウ）自ら被災建築物の解体を行うものには、がれき等の処理に関する情報提供を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| ３３－３　し尿の処理<br><br>（１）活動内容<br>災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ備蓄トイレや仮設トイレを設置して対応するとともに、広域避難場所においては、速やかにマンホールトイレを設置する。<br>ア　作業計画の策定<br>環境部は、災害発生時、以下の項目について、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。<br>イ　トイレの設置及びし尿の収集<br>（ア）トイレの設置<br>初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、環境部は、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。<br>また、広域避難場所や災害時避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。<br>（イ）し尿の収集<br>被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。<br>ウ　処理・処分<br>本市処理施設等で処理・処分を行う。<br>エ　応援要請<br>本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、またし尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。 | ３３－３　し尿の処理<br><br>（１）活動内容<br>災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置~~により~~対応する~~。~~<br>~~なお、~~広域避難場所においては、~~必要に応じ、~~マンホールトイレを設置する。<br>ア　作業計画の策定<br>環境部は、災害発生時、以下の項目について、速やかに必要作業量を把握し、作業計画を策定した後、環境衛生保全の観点から、緊急性・作業の可能性等を十分に考慮して、作業を開始する。<br>イ　トイレの設置及びし尿の収集<br>（ア）トイレの設置<br>初期的には、本市備蓄トイレで対応する。その後、環境部は、区本部等の要請に基づきレンタルの仮設トイレを必要数設置する。<br>また、広域避難場所や災害時避難所周辺のマンホールトイレの設置が必要となった場合は、区本部等の要請に基づき、災害対策本部が建設部に設置を要請する。<br>（イ）し尿の収集<br>被災地域の環境衛生を保全するため、本市の委託業者による応急収集を実施する。<br>ウ　処理・処分<br>本市処理施設等で処理・処分を行う。<br>エ　応援要請<br>本市備蓄トイレやレンタルの仮設トイレで不足する場合、~~又~~し尿の収集作業に支障がある場合には、他都市等に応援を求める。 |
| ３３－４　住居障害物の除去<br><br>（１）対象者<br>居室、炊事場、便所等に障害物が発生し、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者<br><br>（２）住居障害物の除去の方法<br>ア　災害救助法が適用された場合<br>府知事から事前委任を受けており、環境部は区本部と調整して以下のように実施する。<br>（ア）除去対象世帯の調査<br>（イ）除去対象者世帯の調整･確定<br>（ウ）除去作業の実施<br>（エ）障害物の搬送<br>障害物を処分地等へ短期間で大量搬送することが困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定した仮置場に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は市本部が環境部と協議のうえ実施する。<br>イ　災害救助法が適用されない場合<br>災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。 | ３３－４　住居障害物の除去<br><br>（１）対象者<br>居室、炊事場、便所等に障害物が発生し、当面の日常生活上支障をきたす場合で自らの資力をもってしても除去することのできない者<br><br>（２）住居障害物の除去の方法<br>ア　災害救助法が適用された場合<br>~~災害救助法が適用され、市長が~~府知事~~の~~委任を受け~~た場合、災害救助法の基準に基づき~~、環境部は区本部と調整して以下のように実施する。<br>（ア）除去対象世帯の調査<br>（イ）除去対象者世帯の調整･確定<br>（ウ）除去作業の実施<br>（エ）障害物の搬送<br>障害物を処分地等へ短期間大量搬送が困難な場合、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して決定した~~がれき集積場~~に一時的に集積し、その後の最終処分地への搬送は市本部が環境部と協議のうえ実施する。<br>イ　災害救助法が適用されない場合<br>災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象とし、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法が適用された場合に準ずるものとする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１０章　行方不明者の捜索・遺体対策** | **第１０章　行方不明者の捜索・遺体対策** |
| **第３４節　安否確認及び行方不明者の把握と捜索** | **第３４節　行方不明者の捜索と把握** |
| ３４－１　安否の確認 | ３４－１　安否の確認 |
| 災害発生時の安否確認のため、市民等に、各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用するよう周知する。また、避難所における避難者に対して、安否情報の入力を呼びかける。 | 災害発生時の安否確認のため、市民等に、各通信事業者が提供する安否確認サービス等を利用するよう周知する。また、避難所における避難者に対して、安否情報の入力を呼びかける。 |
| ３４－２　行方不明者の把握 | |
| 市本部は、大阪府警察と連携して行方不明者の実態把握に努めると共に、早期に行方不明者相談窓口を設置する等して、行方不明者の発見のため適切な対応を行う。 | |
| ３４－３　死体の捜索 | ３４－~~２~~　~~行方不明者~~の捜索 |
| 危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（死体）の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、大阪海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。<br>災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。なお、災害救助法が適用される場合も、府知事から事前に委任を受けており、市長が実施する。<br>死体の捜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も死体の捜索を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に大阪府を通じて内閣府と調整を行う。 | 危機管理部は、災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索については、災害の規模及び地域、その他の状況を勘案し、関係機関（大阪府警察、自衛隊、大阪海上保安監部、消防及び自主防災組織等）と連携を図り、あらゆる手段をつくして実施する。<br>災害救助法が適用され~~た~~場合は、~~知事の委任を受けて~~市長が実施する。なお、災害救助法が適用され~~ない~~場合~~は~~、市長が実施する。<br>~~行方不明者~~の捜索を行う期間は、原則、災害発生の日から10日間とする。11日目以降も~~行方不明者~~の捜索を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に大阪府と調整を行う。 |
| | ~~３４－３　行方不明者の把握~~ |
| | ~~市本部は、大阪府警察と連携して行方不明者の実態把握に努めると共に、早期に行方不明者相談窓口を設置する等して、行方不明者の発見のため適切な対応を行う。~~ |

## 新（修正案）

### 第３５節　遺体対策

#### ３５－１　組織と事務分担

項目ごとの実施機関と分担は次のとおりとする。なお、大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

| 項目 | 実施機関 | 事　務　分　担 | 要　員 |
|---|---|---|---|
| 処理 | 危機管理部<br>区本部 | 関係機関との活動調整 | 危機管理部職員 |
| | | １遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営<br>２検視（死体調査）<br>３検案<br>４遺体の洗浄、縫合、消毒<br>５納棺<br>６遺体の安置<br>７身元不明者に関すること | 区本部の職員<br>警察<br>医師<br>一般社団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。） |
| 火葬 | 環境部 | 火　葬 | 環境部の要員 |

#### ３５－２　遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、 遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

#### ３５－３　遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死と判明した場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。

身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官又は海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、区役所職員に引き継がれた後火葬を行う。

#### ３５－４　遺体対策・身元確認等

（１）遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

（２）遺体の引取り・身元確認

身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。

## 旧（令和５年４月）

### 第３５節　遺体対策

#### ３５－１　組織と事務分担

項目ごとの実施機関と分担は次のとおりとする。なお、大規模災害時に行政による十分な対応が困難な場合は、遺体処理業務の一部について、あらかじめ締結した覚書等に基づき民間に協力要請を行う。

| 項目 | 実施機関 | 事　務　分　担 | 要　員 |
|---|---|---|---|
| 処理 | 危機管理部<br>区本部 | 関係機関との活動調整 | 危機管理部職員 |
| | | １遺体仮収容（安置）所の設置及び管理運営<br>２検視（死体調査）<br>３検案<br>４遺体の洗浄、縫合、消毒<br>５納棺<br>６遺体の安置<br>７身元不明者に関すること | 区本部の職員<br>警察<br>医師<br>一般社団法人大阪市規格葬儀協会（以下「葬儀業者」という。） |
| 火葬 | 環境部 | 火　葬 | 環境部の要員 |

#### ３５－２　遺体の仮収容（安置）所の設置

区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。

また、検視・検案場所は大阪府警察と十分調整を行い、可能な限り遺体仮収容（安置）所に隣接した場所に設置するとともに同所に遺体処理に必要な水道、電源等を確保する。

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、 遺体仮収容（安置）所、検視・検案場所の設置について、区本部、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

#### ３５－３　遺体の収容

発見された遺体は、検視・検案場所において、警察官又は海上保安官の検視（死体調査）及び医師による検案を受けたのち、遺体仮収容（安置）所に搬送する。

ただし、警察官又は海上保安官が検視等を終えたのちにおいて、身元が判明し、災害死と判明した場合には、当該遺体は警察官又は海上保安官から遺族等に引き渡される。

身元不明及び身元が判明するも引き渡し先のない遺体は、警察官又は海上保安官が身元確認に必要な資料を収集し、区役所職員に引き継がれた後火葬を行う。

#### ３５－４　遺体対策・身元確認等

（１）遺体対策

検視・検案が終了し、遺体仮収容（安置）所に収容された遺体は、必要に応じ、洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、納棺のうえ一時保管する。

また、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

（２）遺体の引取り・身元確認

身元が判明し遺族等の引取人がある場合には、警察が遺体を引き渡す。

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| なお、収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。 | なお、収容された遺体のうち身元が不明で、一定期間経過後、なお引取人がいない場合には、行旅死亡人として扱う。 |
| **３５－５　斎場への遺体の搬送** | **３５－５　斎場への遺体の搬送** |
| 多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。 | 多数の遺体が発生した場合は、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入れ体制を調整し搬送する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第３６節　遺体の埋火葬** | **第３６節　遺体の火葬** |
| **３６－１　火葬計画の策定** | **３６－１　火葬計画の策定** |
| 環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。<br>また、危機管理部と連携し、火葬に必要となる電力等のライフラインについて、優先的な供給を要請する。 | 環境部は、災害発生、遺体に関する情報収集に努め、速やかに火葬計画を策定する。<br>また、危機管理部と連携し、火葬に必要となる電力等のライフラインについて、優先的な供給を要請する。 |
| **３６－２　埋火葬の実施** | **３６－２　火葬の実施** |
| 災害により死亡した者について、その遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合の応急的な措置は次のとおりとする。 | 災害により死亡した者について、その遺族等が火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合の応急的な措置は次のとおりとする。 |
| （１）災害救助法が適用される場合も、府知事から事前に委任を受けており、市長が実施する。 | （１）災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。 |
| （２）災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。 | （２）災害救助法が適用されない場合は、市長が実施する。 |
| （３）遺体は原則火葬とし、遺骨等を遺族に引き渡す。 | （３）遺体は原則火葬とし、遺骨等を遺族に引き渡す。 |
| （４）遺骨の引き取り者がない場合は、区役所が遺骨等を１年間保管する。１年間引き取り者がない場合は市設の霊園に納骨する。 | （４）遺骨の引き取り者がない場合は、区役所が遺骨等を１年間保管する。１年間引き取り者がない場合は市設の霊園に納骨する。 |
| **３６－３　応援要請・受援活動** | **３６－３　応援要請・受援活動** |
| 環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に対して必要な措置を要請する。<br>また、葬送用品の調達、広域火葬の実施等に関する受援は、危機管理部が必要に応じ「関西広域応援・受援要綱」に基づく活動の調整を行う。 | 環境部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、危機管理部と調整し大阪府に対して必要な措置を要請する。<br>また、葬送用品の調達、広域火葬の実施等に関する受援は、危機管理部が必要に応じ「関西広域応援・受援要綱」に基づく活動の調整を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１１章　警備体制**<br><br>**第３７節　警備体制**<br><br>災害発生時において、市民等の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。<br><br>**３７－１　大阪府警察**<br><br>大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。<br><br>（１）救出救助活動<br>市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。<br><br>（２）犯罪の予防・取締り対策<br>人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。<br><br>（３）保安対策<br>銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。<br><br>（４）暴力団排除活動の徹底<br>暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、本市等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。<br><br>**３７－２　大阪海上保安監部**<br><br>海上の災害から市民等の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。<br><br>（１）船舶交通の制限等による海上交通の安全確保<br><br>（２）犯罪の予防、取締り<br><br>（３）関係機関との情報連絡の強化 | **第１１章　警備体制**<br><br>**第３７節　警備体制**<br><br>災害発生時において、市民等の生命、身体及び財産を確保し、公共の安全と秩序を維持するため、大阪府警察及び大阪海上保安監部は、関係機関との密接な連絡協力のもとに、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、それぞれの所管について、概ね次の事項を重点として行う。<br><br>**３７－１　大阪府警察**<br><br>大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。<br><br>（１）救出救助活動<br>市（区）及び関係機関と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施する。<br><br>（２）犯罪の予防・取締り対策<br>人心の不安、物資の不足等に伴う犯罪及び集団的違法事案を防止するため、犯罪の予防・取締りを実施する。<br><br>（３）保安対策<br>銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法など関係法令に規定する取締りなどを実施する。<br><br>（４）暴力団排除活動の徹底<br>暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、本市等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。<br><br>**３７－２　大阪海上保安監部**<br><br>海上の災害から市民等の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船等を派遣し、次の措置を講じる。<br><br>（１）船舶交通の制限等による海上交通の安全確保<br><br>（２）犯罪の予防、取締り<br><br>（３）関係機関との情報連絡の強化 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１２章　広聴**<br><br>**第３８節　広聴**<br><br>災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。<br><br>**３８－１　広聴体制**<br><br>（１）緊急問い合わせへの対応<br>政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対<br>応の体制を設ける。<br><br>（２）臨時相談所の開設・運営<br>ア　区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置する。<br>なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。<br>イ　区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。（１３－２参照）<br><br>（３）専門相談所の開設・運営<br>各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。<br>なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。<br><br>（４）総合的な相談窓口情報の提供<br>ア　危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。<br>イ　政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。<br><br>**３８－２　問い合わせへの対応**<br><br>（１）政策企画部は、災害発生直後に多発すると想定される市民等からの電話による問い合わせ・相談に対し対応する。<br><br>（２）政策企画部は、問い合わせ内容を市本部等へ確認するなどにより、統一的な回答文書を作成し、掲示又は部員へ配布することでその後の対応の迅速化を図る。<br><br>（３）政策企画部は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じて危機管理部に情報提供するとともに、各部・区本部に情報提供し、周知を依頼する。<br><br>**３８－３　要望等の処理**<br><br>（１）各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。 | **第１２章　広聴**<br><br>**第３８節　広聴**<br><br>災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。<br><br>**３８－１　広聴体制**<br><br>（１）緊急問い合わせへの対応<br>政策企画部は、市民等からの直接電話による問い合わせに対応するために、部内に広聴対<br>応の体制を設ける。<br><br>（２）臨時相談所の開設・運営<br>ア　区本部は、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を設置する。<br>なお、区本部は、臨時相談所を開設した場合は危機管理部に情報提供を行う。<br>イ　区本部は、臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。（１３－２参照）<br><br>（３）専門相談所の開設・運営<br>各部は、区本部からの要請に応じてそれぞれ必要に応じて専門相談所を設置する。<br>なお、各部は、専門相談所を開設した場合は危機管理部へ報告し、危機管理部は、政策企画部に情報提供を行う。<br><br>（４）総合的な相談窓口情報の提供<br>ア　危機管理部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所のほか、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。<br>イ　政策企画部は、危機管理室が取りまとめた本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を取りまとめた広報紙等を区本部に提供する。区本部は、配付された広報紙等に区として必要な情報を加えて広報する。<br><br>**３８－２　問い合わせへの対応**<br><br>（１）政策企画部は、災害発生直後に多発すると想定される市民等からの電話による問い合わせ・相談に対し対応する。<br><br>（２）政策企画部は、問い合わせ内容を市本部等へ確認するなどにより、統一的な回答文書を作成し、掲示又は部員へ配布することでその後の対応の迅速化を図る。<br><br>（３）政策企画部は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については、必要に応じて危機管理部に情報提供するとともに、各部・区本部に情報提供し、周知を依頼する。<br><br>**３８－３　要望等の処理**<br><br>（１）各部・区本部は、相談内容、要望・意見等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決に努力する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。<br><br>（２）各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。<br><br>（３）各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。 | なお、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等の情報が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するとともに、関係する区本部に情報提供を行う。<br><br>（２）各部・区本部は、処理方法の正確性及び統一性を図るため、あらかじめ定められた聴取用紙を用いて要望等を記入する。<br><br>（３）各部・区本部は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に市本部（危機管理部）に報告する。 |

## 新（修正案）

**第１３章　住宅**

**第３９節　住宅の確保**

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。
また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

**３９－１　市営住宅の一時使用許可**

市営住宅の一時使用を許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

（１）対象となる被災者
次の各号のすべてに該当するものであること
ア　住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
イ　居住する仮住家もないこと
ウ　自己の資力では住宅を確保することができない者であること

（２）事務手続の迅速化
被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

（３）一時使用許可戸数
全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空家戸数等を勘案して決定する。

**３９－２　他の公的団体への協力要請**

市住宅供給公社住宅、府営住宅、府住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体に協力を要請し、連携して住宅の確保に努める。

**３９－３　民間賃貸住宅のあっせん・協力要請**

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、大阪府とも連携しながら、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体へのあっせんの協力要請等適切な措置を講ずる。

**３９－４　応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）**

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。
また、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、市長にその職権を委任した場合

## 旧（令和５年４月）

**第１３章　住宅**

**第３９節　住宅の確保**

都市整備部は災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅をはじめ、他の公的賃貸住宅の空き家の活用を行うとともに、民間賃貸住宅のあっせん・協力要請、応急仮設住宅の供与、被害家屋の応急修理等を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。
また、契約管財部及び危機管理部は事前準備として、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
なお、都市整備部は災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。

**３９－１　市営住宅の一時使用許可**

市営住宅の一時使用を許可する入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。

（１）対象となる被災者
次の各号のすべてに該当するものであること
ア　住家が、全焼、全壊又は流失した者であること
イ　居住する仮住家もないこと
ウ　自己の資力では住宅を確保することができない者であること

（２）事務手続の迅速化
被災状況を把握する部署と連携し、市営住宅の一時使用可否の判断や一時使用が可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。

（３）一時使用許可戸数
全焼、全壊、流失世帯数及び市営住宅空家戸数等を勘案して決定する。

**３９－２　他の公的団体への協力要請**

市住宅供給公社住宅、府営住宅、府住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅等の公的賃貸住宅の空き家の活用を当該団体に協力を要請し、連携して住宅の確保に努める。

**３９－３　民間賃貸住宅のあっせん・協力要請**

民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、大阪府とも連携しながら、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体へのあっせんの協力要請等適切な措置を講ずる。

**３９－４　応急仮設住宅の建設（建設型仮設住宅）**

応急仮設住宅への入居者は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度が高い者から順に選定する。なお、入居者の選定にあたっては、支援を要する者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者のその他生活条件を十分調査する。
また、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、市長にその職権を委任した場合

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| を除き府知事が決定するものであるが、入居者の入居・退去の管理については、府知事から事前委任を受けており、市長が協力する。<br><br>（１）対象となる被災者<br>次の各号のすべてに該当するものであること<br>ア　住家が、全焼、全壊又は流失した者であること<br>イ　居住する仮住家もないこと<br>ウ　自己の資力では住宅を確保することができない者であること<br><br>（２）事務手続の迅速化<br>被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。<br><br>（３）設置戸数<br>市長は、応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。<br><br>（４）設置場所<br>契約管財部及び危機管理部は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。<br>また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。<br>公有地を第一とし、候補地や未利用地のうちから総合的に判断して選定する。公有地において必要な面積が確保できず、私有地に建設する場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定する。<br>さらに、市内で必要な敷地が確保できない場合には、大阪府と連携して、他都市等に設置場所の提供を要請する。<br>なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。<br><br>（５）設置方法<br>災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。<br>なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、都市整備局は、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図る。<br><br>（６）応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。<br>応急仮設住宅の設置<br>規模　…　１戸あたり　　29.7平方メートル基準<br>経費　…　１戸あたり　　災害救助法による応急仮設住宅の供与額<br><br>（７）経費の負担区分<br>災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）-----　国及び大阪府負担<br>その他の場合　----------　市負担<br><br>（８）着工期間<br>災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。<br><br>（９）供与期間<br>応急仮設住宅として罹災者に供与する期間は、工事が完了した日から２か年以内とする。 | を除き府知事が決定するものであるが、入居者の選考については、市長が補助する。<br><br>（１）対象となる被災者<br>次の各号のすべてに該当するものであること<br>ア　住家が、全焼、全壊又は流失した者であること<br>イ　居住する仮住家もないこと<br>ウ　自己の資力では住宅を確保することができない者であること<br><br>（２）事務手続の迅速化<br>被災状況を把握する部署と連携し、応急仮設住宅への入居可否の判断や入居可能な場合の入居までの事務手続については、被災者に配慮し迅速に対応する。<br><br>（３）設置戸数<br>市長は、応急仮設住宅の設置戸数については、府知事と協議して定める。<br><br>（４）設置場所<br>契約管財部及び危機管理部は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。<br>また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便、教育問題等被災者の生業の見通しについても考慮する。<br>公有地を第一とし、候補地や未利用地のうちから総合的に判断して選定する。公有地において必要な面積が確保できず、私有地に建設する場合、問題が生じないよう十分協議のうえ選定する。<br>さらに、市内で必要な敷地が確保できない場合には、大阪府と連携して、他都市等に設置場所の提供を要請する。<br>なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。<br><br>（５）設置方法<br>災害救助法が適用された場合、大阪府地域防災計画に定める応急仮設住宅設計書に基づいて、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うものとされているが、府知事が直接設置することが困難な場合は、その委任を受けて市長がこれを設置する。<br>なお、災害救助法が適用されない場合は、本市独自で設置することとなるが、このような場合も含め、都市整備局は、災害時の速やかな応急仮設住宅の建設に向け、軽量鉄骨系建物の供給業者が加盟する関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図る。<br><br>（６）応急仮設住宅の規模及び経費は次のとおりである。<br>応急仮設住宅の設置<br>規模　…　１戸あたり　　29.7平方メートル基準<br>経費　…　１戸あたり　　災害救助法による応急仮設住宅の供与額<br><br>（７）経費の負担区分<br>災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）-----　国及び大阪府負担<br>その他の場合　----------　市負担<br><br>（８）着工期間<br>災害発生の日から20日以内とする。これによりがたい場合には事前に府知事の承認を受けて期間延長する。<br><br>（９）供与期間<br>応急仮設住宅として罹災者に供与する期間は、工事が完了した日から２か年以内とする。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| (10) 管理<br>市長は、府知事から事前委任を受けており、応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。<br>この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。 | (10) 管理<br>市長は、~~大阪~~府知事から応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。<br>この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。 |
| (11) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。<br>ア　応急仮設住宅台帳<br>イ　応急仮設用敷地貸借契約書<br>ウ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等<br>エ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 | (11) 整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。<br>ア　応急仮設住宅台帳<br>イ　応急仮設用敷地貸借契約書<br>ウ　応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等<br>エ　応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 |
| (12) 府知事への報告は次のとおりである。<br>ア　設置希望戸数<br>イ　対象世帯の状況<br>ウ　設置予定場所<br>エ　着工、完了の予定年月日 | (12) 府知事への報告は次のとおりである。<br>ア　設置希望戸数<br>イ　対象世帯の状況<br>ウ　設置予定場所<br>エ　着工、完了の予定年月日 |
| (13) 応急仮設住宅設置への理解、協力<br>周辺住民は、応急仮設住宅設置について理解し、迅速な応急仮設住宅の建設に協力するよう努める。また、公有地において必要な設置場所が確保できない場合、本市から要請を受けた市民及び事業者は、設置場所として所有地を提供するなど応急借上げ住宅の確保に協力するよう努める。 | (13) 応急仮設住宅設置への理解、協力<br>周辺住民は、応急仮設住宅設置について理解し、迅速な応急仮設住宅の建設に協力するよう努める。また、公有地において必要な設置場所が確保できない場合、本市から要請を受けた市民及び事業者は、設置場所として所有地を提供するなど応急借上げ住宅の確保に協力するよう努める。 |
| **３９－５　応急仮設住宅の借上げ（賃貸型応急住宅）** | **３９－５　応急仮設住宅の借上げ（~~借上~~型~~仮設~~住宅）** |
| 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時において、大阪府が大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に基づき、民間賃貸住宅を供与する際には、都市整備部は申請の受付等を行う。 | 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型~~仮設~~住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時において、大阪府が大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度に基づき、民間賃貸住宅を供与する際には、都市整備部は申請の受付等を行う。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第４０節　住宅の応急対策** | **第４０節　住宅の応急対策** |
| **４０－１　住宅の応急修理** | **４０－１　住宅の応急修理** |
| （１）対象となる被災者<br>次の各号のすべてに該当するものであること。<br>ア　住家が、半壊、半焼した者であること<br>イ　そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること<br>ウ　自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること | （１）対象となる被災者<br>次の各号のすべてに該当するものであること。<br>ア　住家が、半壊、半焼した者であること<br>イ　そのままでは、当面の日常生活を営むことができない者であること<br>ウ　自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者であること |
| （２）応急修理の方法<br>ア　災害救助法が適用された場合、府知事から事前委任を受けており、応急修理の申請受付、審査及び発注等の事務を市長が行う。<br>イ　都市整備部は被災住宅の応急修理を行うため関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。<br>ウ　応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。 | （２）応急修理の方法<br>ア　災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理~~は、府知事が直接又は建築業者に請負わせて行うが、府知事が直接行うことが困難な場合には、その委任を受けて~~市長が行う。<br>イ　~~市長が大阪府から委任を受けて実施する場合等に備え、~~被災住宅の応急修理~~について~~関係団体と定期的な情報交換を行うとともに、大阪府と連携して災害時の連絡体制等の整備を図るものとする。<br>ウ　応急修理の工事対象は、居室、炊事場、便所などのような生活上欠くことのできない部分とし、修理内容は、応急的な修理方法とする。 |
| （３）経費<br>災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額 | （３）経費<br>災害救助法による災害にかかった住宅の応急修理額 |
| （４）経費の負担区分<br>災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）　------　国及び大阪府負担<br>その他の場合　----------　市負担 | （４）経費の負担区分<br>災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）　------　国及び大阪府負担<br>その他の場合　----------　市負担 |
| （５）応急修理の期間<br>災害発生の日から１ケ月以内に完了 | （５）応急修理の期間<br>災害発生の日から１ケ月以内に完了 |
| （６）整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。<br>ア　住宅応急修理記録簿<br>イ　住宅応急修理のための契約書、仕様書<br>ウ　関係支払証拠書類 | （６）整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。<br>ア　住宅応急修理記録簿<br>イ　住宅応急修理のための契約書、仕様書<br>ウ　関係支払証拠書類 |
| （７）府知事への報告は次のとおりである。<br>ア　必要とする世帯数<br>イ　完了世帯数 | （７）府知事への報告は次のとおりである。<br>ア　必要とする世帯数<br>イ　完了世帯数 |
| **４０－２　市営住宅対策（調査・補修等）** | **４０－２　市営住宅対策（調査・補修等）** |
| 市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、都市整備部は、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずる。<br>なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第８条等に基づき、国費を活用して対応する。 | 市営住宅における災害応急対策にあたっては、入居者の全面的な協力がなければならないが、本市としても、都市整備部は、市営住宅の管理の一環として次の対策を講ずる。<br>なお、具体的な施策は災害救助法の定めるところによるが、市営住宅への対応は国土交通省の指示により、公営住宅法第８条等に基づき、国費を活用して対応する。 |
| （１）被害状況の調査<br>災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。 | （１）被害状況の調査<br>災害時、速やかに被害状況の調査を実施する。 |
| （２）緊急補修の実施<br>被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。 | （２）緊急補修の実施<br>被害状況の調査と並行し、生活機能に重大な障害のある被害については、直ちに応急修理を実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| （３）復旧計画の作成<br>市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。<br><br>（４）国土交通省等への報告<br>公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。<br><br>（５）国庫補助等各種補助金、融資金等の申請<br>災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。<br><br>４０－３　建築物の応急危険度判定活動<br><br>地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、都市整備部及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う。計画調整部はそれに協力する。<br><br>（１）被災建築物応急危険度判定士の派遣要請<br>都市整備部は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、実施本部を設置し、被害状況等に基づいて応急危険度判定活動の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定活動を実施することを市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（支援本部・大阪府都市防災課）に対して被災建築物応急危険度判定士等の支援要請を行う。<br><br>（２）他部への協力依頼<br>都市整備部は、判定活動の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。<br><br>（３）判定活動の準備<br>都市整備部は、判定活動の実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。<br>ア　判定区域の決定、判定実施計画書の作成、判定士情報の取りまとめ<br>イ　判定拠点の会場設営、判定地図の準備、判定士の受付<br>ウ　被災建築物応急危険度判定マニュアル、判定調査表、判定ステッカー、その他判定資機材<br><br>（４）輸送手段、宿泊施設、食事等の確保<br>都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。<br><br>（５）判定活動の広報<br>都市整備部は、危機管理部に判定活動の予定等を報告し、被災者へ判定結果に対する注意事項等応急危険度判定活動に関する広報の実施を依頼する。<br><br>（６）判定活動の実施<br>判定活動は、被災建築物応急危険度判定実施計画に基づいて実施する。 | （３）復旧計画の作成<br>市営住宅の被害状況をつぶさに検討し、日常生活に欠かすことの出来ない部分の被害、入居者の健康な生活に必要な箇所の被害、快適な生活に必要な箇所の被害などその被害内容により復旧計画を策定する。<br><br>（４）国土交通省等への報告<br>公営住宅法等、法の定めるところにより関係省庁への報告を行う。<br><br>（５）国庫補助等各種補助金、融資金等の申請<br>災害救助法の適用を受けるなど国庫補助事業の対象となる場合は、直ちに申請を行う。<br><br>４０－３　建築物の応急危険度判定活動<br><br>地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、都市整備部及び区本部は連携して災害時の緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う。計画調整部はそれに協力する。<br><br>（１）被災建築物応急危険度判定士の派遣要請<br>都市整備部は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、実施本部を設置し、被害状況等に基づいて応急危険度判定活動の必要性の検討を行い、必要があると判断したときは判定活動を実施することを市本部長に報告する。市本部長は必要に応じて大阪府知事（~~判定~~支援本部・大阪府~~建築~~防災課）に対して被災建築物応急危険度判定士等の支援要請を行う。<br><br>（２）他部への協力依頼<br>都市整備部は、判定活動の実施にあたり、体制整備について市本部を通じて他部へ協力を依頼する。<br><br>（３）判定活動の準備<br>都市整備部は、判定活動の実施にあたり、あらかじめ以下の準備を整える。<br>ア　判定区域の決定、判定実施計画書の作成、判定士情報の取りまとめ<br>イ　判定拠点の会場設営、判定地図の~~区割り~~、判定士の受付~~及びガイダンス~~<br>ウ　被災建築物応急危険度判定マニュアル、判定調査表、判定ステッカー、その他判定資機材<br><br>（４）輸送手段、宿泊施設、食事等の確保<br>都市整備部は、被災建築物応急危険度判定士の輸送手段、宿泊施設、食事等の確保について市本部に依頼する。<br><br>（５）判定活動の広報<br>都市整備部は、危機管理部に判定活動の予定等を報告し、被災者へ判定結果に対する注意事項等危険度判定活動に関する広報の実施を依頼する。<br><br>（６）判定活動の実施<br>判定活動は、被災建築物応急危険度判定実施計画に基づいて実施する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１４章　応急教育**<br><br>**第４１節　応急教育**<br><br>４１－１　応急教育の実施<br><br>（１）校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。<br>ア　校園施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。<br>イ　屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。<br>（２）この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。<br>（３）災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。<br><br>４１－２　教材の調達及び配給対策<br><br>（１）校園長は、児童等の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。<br><br>（２）教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。<br>また、災害救助法が適用された場合は、被災児童等に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。<br><br>４１－３　児童・生徒の健康管理<br><br>教育部及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。<br><br>４１－４　学校給食対策<br><br>学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、教育部及び学校長は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。<br><br>（１）被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。<br><br>（２）災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。<br>そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること。 | **第１４章　応急教育**<br><br>**第４１節　応急教育**<br><br>４１－１　応急教育の実施<br><br>（１）校園長は、校園施設の全部又は一部が損壊し、もしくはその他の事由により教育を実施する施設の確保が困難となった場合には、次の応急教育の措置を図る。<br>ア　校園施設が使用できない場合は、仮設教室（プレハブ）を建設する等代替施設の確保に努める。<br>イ　屋内運動場、特別教室等校園施設の一部が使用できるときは、それら施設を活用する。<br>（２）この場合、児童等を守るため被災校舎、通学路等の安全確保を行うとともに、教職員の確保に努める。<br>（３）災害による授業の中断などで、授業内容の進度に遅れが生じ、計画された教育課程の実施に支障が出た場合、授業形態の工夫や年間指導計画の見直し等を行い、教育活動のための時間の確保に努める。<br><br>４１－２　教材の調達及び配給対策<br><br>（１）校園長は、児童等の教科書及びその他学用品に被害があった場合、教育部、こども青少年部が別に定める要領により速やかに報告する。<br><br>（２）教育部、こども青少年部は、前記の報告に基づき、補給必要数を確認して調達配給する。<br>また、災害救助法が適用された場合は、被災児童等に対して、同法の規定に基づく学用品の給与を行う。<br><br>４１－３　児童・生徒の健康管理<br><br>教育部及び校園長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。<br><br>４１－４　学校給食対策<br><br>学校長は、学校の給食施設等に被害があった場合には、次の事項に留意して給食実施の可否について教育部と協議のうえ決定するとともに、教育部及び学校長は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。<br><br>（１）被害状況を点検のうえ、できうる限り給食を実施するよう配慮する。ただし被害が甚大で給食の実施が困難な場合は適切な措置を施し、早期に再開できるように努めること。<br><br>（２）災害時避難所が開設されている学校は、給食施設が避難者炊出し用に利用される場合には、学校給食と避難者炊出しとの調整に留意すること。<br>そのほか、学校長は災害により学校給食の運営が極めて困難となった場合及び給食用物資に著しい被害があった場合は、速やかに別に定める要領により教育部あて報告すること。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **４１－５　教職員の確保対策**<br><br>校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。<br>教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。<br><br>（１）条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。<br><br>（２）他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。<br><br>（３）非常勤講師の配置を行う。<br><br>（４）上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。<br><br>**４１－６　災害時避難所として開設された場合の措置**<br><br>（１）避難所の管理運営<br>ア　教育施設が避難所等として開設された場合は、避難者受入業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。<br>イ　教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。<br><br>（２）避難所内での応急教育の実施<br>教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。<br>また、児童等の転校手続き等の弾力的運用を図る。 | **４１－５　教職員の確保対策**<br><br>校園長は、教育部に対し教職員の被害状況報告を別に定める要領により、速やかに提出する。<br>教職員の被災により、授業の継続に支障をきたすおそれがある場合には、応急措置として次より教職員の補充や教育部の職員を派遣するなど円滑な学校運営が確保できるよう必要な措置を講ずる。<br><br>（１）条例定数の範囲内で、できうる限りの専任教職員の補充を行う。<br><br>（２）他の校園に要請し、被災していない教職員を兼務させる。<br><br>（３）非常勤講師の配置を行う。<br><br>（４）上記の措置によっても、なお、補充が十分でないときは、教育部勤務の指導主事を臨時に補充する。<br><br>**４１－６　災害時避難所として開設された場合の措置**<br><br>（１）避難所の管理運営<br>ア　教育施設が避難所等として開設された場合は、避難者受入業務実施細目に基づき、区本部長が任命配置した要員（避難所主任及び係員）が避難所の管理にあたる。避難所主任の到着前において、校園長はその業務を代行し、市民等への緊急的な対応を行う。<br>イ　教職員は、自主防災組織とともに、避難所の運営に協力する。<br><br>（２）避難所内での応急教育の実施<br>教育施設の教育機能の早期回復のため、教育施設内に避難者がいる場合でも、校園長が可能であると判断し次第、一部の教育を再開する。<br>また、児童等の転校手続き等の弾力的運用を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１５章　義援金品**<br><br>**第４２節　義援金品**<br><br>震災時、市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分を、次のとおり実施する。<br><br>**４２－１　義援金**<br><br>本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。<br><br>（１）義援金の受付<br>義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。<br>ア　市民部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。<br>イ　区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。<br>ウ　区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。<br><br>（２）配分委員会の設置<br>市民部は、配分委員会を設置し、配分方法を決定する。<br><br>（３）義援金の配分<br>配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。<br><br>**４２－２　義援品**<br><br>本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。<br><br>（１）義援品の受入れの原則<br>ア　義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。<br>イ　仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。<br><br>（２）義援品の受入れ<br>ア　市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。<br>イ　区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。<br>ウ　特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。<br>エ　小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。<br><br>（３）義援品の配分<br>ア　市本部で受け入れた義援品は、要請に基づいて、区本部に配分する。なお、区本部間で過不足が発生する場合は、市民部が調整を行う。<br>イ　区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。 | **第１５章　義援金品**<br><br>**第４２節　義援金品**<br><br>震災時、市民等及び他府県市町村から被災者宛に寄託された義援金品受け入れ及び配分を、次のとおり実施する。<br><br>**４２－１　義援金**<br><br>本市に対し各方面から寄託される義援金の受付及びこれらの配分は、次のとおり行う。<br><br>（１）義援金の受付<br>義援金の受付窓口を、市民部及び区本部に開設して受け付ける。<br>ア　市民部に届けられた義援金は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。<br>イ　区本部に届けられた義援金は区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行のうえ、一時保管する。<br>ウ　区本部で一時保管した義援金は、定期的に市民部で取りまとめる。<br><br>（２）配分委員会の設置<br>市民部は、配分委員会を設置し、配分方法を決定する。<br><br>（３）義援金の配分<br>配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。<br><br>**４２－２　義援品**<br><br>本市に各方面から寄託される義援品は、以下の方針で受け付け、配分を行う。<br><br>（１）義援品の受入れの原則<br>ア　義援品を募集する場合は、必要品目を特定したうえで実施する。<br>イ　仕分け作業が発生した場合は、災害の状況に応じて、被災地外の市町村等に集積、整理を要請する。<br><br>（２）義援品の受入れ<br>ア　市本部に届けられた義援品は、市民部において受け付け、市本部長名の受領書を発行し受け入れる。<br>イ　区本部に届けられた義援品は、区本部庶務班において受け付け、区本部長名の受領書を発行し受け入れ、その数量、内容等を市民部に報告する。<br>ウ　特定の品目及び企業等から同一規格で大量に送られる義援品については、原則として輸送基地に搬入する。<br>エ　小口・混載の義援品を送ることは被災地の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、住民・企業等に対し、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。<br><br>（３）義援品の配分<br>ア　市本部で受け入れた義援品は、要請に基づいて、区本部に配分する。なお、区本部間で過不足が発生する場合は、市民部が調整を行う。<br>イ　区本部で受け入れた義援品は、生活関連物資の供給計画に準じて被災者に配分し、その数量、内容等を市民部に報告する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第１６章　金融支援等**<br><br>**第４３節　応急金融支援**<br><br>災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るとともに、市民が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。<br><br>**４３－１　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付**<br><br>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、区本部は危機管理部と連携して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。<br><br>（１）災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第３条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第１条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。<br><br>（２）災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第６条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第１条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。<br><br>（３）災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第８条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第４条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第５条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。<br><br>**４３－２　生活福祉資金の貸付**<br><br>各区社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年７月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、大阪府社会福祉協議会が各区社会福祉協議会を通じて、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。<br><br>**４３－３　市税の減免等**<br><br>災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪市市税条例（平成29年条例第11号）の定めるところにより、財政部は、市税の減免、徴収の猶予等を行う。<br><br>（１）市税の減免（大阪市市税条例第56条、第91条、第114条の9、第121条、附則(平成29年条例第63号)第1項第2項）<br>災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。 | **第１６章　金融支援等**<br><br>**第４３節　応急金融支援**<br><br>災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復を図るためにに実施する。<br><br>**４３－１　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付**<br><br>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大阪市条例第29号）に基づき、区本部は危機管理部と連携して災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。<br><br>（１）災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第３条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第１条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対し支給する。<br><br>（２）災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給等に関する条例第６条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第１条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある市民に対し支給する。<br><br>（３）災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給等に関する条例第８条）<br>災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の災害により同条に規定する被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第４条の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第５条で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付けを行う。<br><br>**４３－２　生活福祉資金の貸付**<br><br>各区社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年７月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、大阪府社会福祉協議会が各区社会福祉協議会を通じて、低所得者、障がい者又は高齢者の方で、災害を受けたことにより臨時に必要となった経費について貸付け、必要な相談支援を行い、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援する。<br><br>**４３－３　市税の減免等**<br><br>災害が発生した場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大阪市市税条例（平成29年条例第11号）の定めるところにより、財政部は、市税の減免、徴収の猶予等を行う。<br><br>（１）市税の減免（大阪市市税条例第56条、第91条、第114条の9、第121条、附則(平成29年条例第63号)第1項第2項）<br>災害が発生した場合において、申請に基づき市税の減免を必要とすると認める者に対し減免する。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| （２）徴収の猶予（地方税法第15条）<br>納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として１年以内の期間に限りその徴収を猶予する。<br><br>（３）期限の延長（大阪市市税条例第13条）<br>災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等をすることができないと認めるときは、当該期限を延長する。<br><br>４３－４　被災住宅に対する融資等<br><br>住宅金融支援機構は、災害により、居住する住宅等に一定の被害を受けた者を対象として、災害復興住宅融資を実施し、都市整備部は周知等を行う。<br><br>４３－５　被災者生活再建支援金<br><br>危機管理部は区本部と連携して、被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。<br>被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、危機管理部は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。 | （２）徴収の猶予（地方税法第15条）<br>納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合において、その該当する事実に基づき市税の納税が困難な場合は、申請に基づき原則として１年以内の期間に限りその徴収を猶予する。<br><br>（３）期限の延長（大阪市市税条例第13条）<br>災害により市税に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの申告等をすることができないと認めるときは、当該期限を延長する。<br><br>４３－４　被災住宅に対する融資等<br><br>住宅金融支援機構は、災害により、居住する住宅等に一定の被害を受けた者を対象として、災害復興住宅融資を実施し、都市整備部は周知等を行う。<br><br>４３－５　被災者生活再建支援金<br><br>危機管理部は区本部と連携して、被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。<br>被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、危機管理部は、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| **第４４節　罹災証明等**<br><br>４４－１　罹災証明等<br><br>災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行する。<br>なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。<br>区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準に従って証明する。消防部は、被災した家屋を調査し、「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。<br>また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。<br>なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 | **第４４節　罹災証明等**<br><br>４４－１　罹災証明等<br><br>災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給、その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害程度の認定のため、区長は、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を、消防署長は、火災・消火損に伴う「震災に伴うり災証明書」をそれぞれ発行する。<br>なお、区長は被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。<br>区本部は、財政部と協力して被災した家屋を調査し、被害認定の基準~~（第２部４５－３）~~に従って証明する。消防署は、被災した家屋を調査し、「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明する。<br>また、区長、消防署長は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。<br>なお、危機管理部は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を区本部に指示するなど、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 |

## 新（修正案）

**第１７章　災害救助法**

**第４５節　災害救助法**

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行う。

**４５－１　災害救助法の適用**

市長は、市内における被害が「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第２３条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

ただし、災害救助法第13条第１項に基づき、府知事と市長間において「災害救助法による救助の委任に関する協定」を締結しており、市長は、府知事からその権限に属する救助の実施に関する事務の全部又は一部の実施を委任されていることから、救助を迅速に行う必要があると認められるときは市長が救助の実施に関する事務を行う。

**４５－２　災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用基準は同法施行令第１条に定めるところによる。
本市における適用の基準は次のとおりである。

（１）本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のＡ欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。

（２）大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表Ｂ欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。

（３）大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

（５）多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

**表　災害救助法適用基準**

| 区　分 | 滅　失　世　帯(注) | | 区　分 | 滅　失　世　帯(注) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ａ | Ｂ | | Ａ | Ｂ |
| 大　阪　府 | ― | 2,500世帯 | 淀　川　区 | 100世帯 | 50世帯 |
| 大　阪　市 | 150世帯 | 75 | 東淀川区 | 100 | 50 |
| 北　　区 | 100 | 50 | 東　成　区 | 80 | 40 |

## 旧（令和５年４月）

**第１７章　災害救助法**

**第４５節　災害救助法**

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行う。

**４５－１　災害救助法の適用**

市長は、市内における被害が「災害救助法の適用基準」の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被害者が現に災害救助法第２３条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに府知事にこの旨を報告し、この法律による救助の実施を要請する。

~~ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。~~

**４５－２　災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用基準は同法施行令第１条に定めるところによる~~が、~~本市における適用の基準は次のとおりである。

（１）本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表のＡ欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。

（２）大阪府下で滅失住家の世帯数が2,500世帯以上で、かつ、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が次表Ｂ欄の世帯数以上の場合は、本市全域又は本市の該当区にのみ適用する。

（３）大阪府下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で本市の各区における被災世帯が多数の場合。

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

（５）多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

**表　災害救助法適用基準**

| 区　分 | 滅　失　世　帯(注) | | 区　分 | 滅　失　世　帯(注) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | Ａ | Ｂ | | Ａ | Ｂ |
| 大　阪　府 | ― | 2,500世帯 | 淀　川　区 | 100世帯 | 50世帯 |
| 大　阪　市 | ~~100~~世帯 | ~~50~~ | 東淀川区 | 100 | 50 |
| 北　　区 | 100 | 50 | 東　成　区 | 80 | 40 |

## 新（修正案）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都　島　区 | 100 | 50 | 生　野　区 | 100 | 50 |
| 福　島　区 | 80 | 40 | 旭　　区 | 80 | 40 |
| 此　花　区 | 80 | 40 | 城　東　区 | 100 | 50 |
| 中　央　区 | 100 | 50 | 鶴　見　区 | 100 | 50 |
| 西　　区 | 100 | 50 | 阿倍野区 | 100 | 50 |
| 港　　区 | 80 | 40 | 住之江区 | 100 | 50 |
| 大　正　区 | 80 | 40 | 住　吉　区 | 100 | 50 |
| 天王寺区 | 80 | 40 | 東住吉区 | 100 | 50 |
| 浪　速　区 | 80 | 40 | 平　野　区 | 100 | 50 |
| 西淀川区 | 80 | 40 | 西　成　区 | 100 | 50 |

（令和２年10月１日現在推計人口により算出）

（注）被災世帯の算定にあたっては、全壊（焼）、流失を１世帯とし、半壊（焼）のときは２世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは３世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。

### ４５－３　被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」（平成13年６月28日　内閣政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（損傷程度の例示）」を参考とする。

## 旧（令和５年４月）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都　島　区 | 100 | 50 | 生　野　区 | 100 | 50 |
| 福　島　区 | 80 | 40 | 旭　　区 | 80 | 40 |
| 此　花　区 | 80 | 40 | 城　東　区 | 100 | 50 |
| 中　央　区 | 100 | 50 | 鶴　見　区 | 100 | 50 |
| 西　　区 | 100 | 50 | 阿倍野区 | 100 | 50 |
| 港　　区 | 80 | 40 | 住之江区 | 100 | 50 |
| 大　正　区 | 80 | 40 | 住　吉　区 | 100 | 50 |
| 天王寺区 | 80 | 40 | 東住吉区 | 100 | 50 |
| 浪　速　区 | 80 | 40 | 平　野　区 | 100 | 50 |
| 西淀川区 | 80 | 40 | 西　成　区 | 100 | 50 |

（令和２年10月１日現在推計人口により算出）

（注）被災世帯の算定にあたっては、全壊（焼）、流失を１世帯とし、半壊（焼）のときは２世帯、床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住困難になったときは３世帯をもって住家の滅失した１世帯とみなす。

### ４５－３　被害認定の基準

区本部長は「被害認定統一基準」（平成13年６月28日　内閣政策統括官通知）に従い、災害救助法適用の判断の基礎となる被害認定を行う。

認定基準の概要は次のとおり。なお、認定基準の運用にあたっては、内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及びその「参考資料」、「参考資料（損傷程度の例示）」を参考とする。

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

| 被害種類 | 被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |
|---|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。<br>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。<br>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |
| 重傷者<br>軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。<br>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |
| 住家全壊<br>（全焼・全流出） | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。<br>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和２年３月】） |
| 住家半壊<br>（半焼） | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。<br>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和２年３月】） |
| 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものとする。<br>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和２年３月】） |
| 中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の３０％以上５０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が３０％以上４０％未満のものとする。<br>（令和２年１２月４日付け府政防１７４６号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」） |
| 半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上３０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上３０％未満のものとする。<br>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和２年３月】） |
| 一部損壊<br>（準半壊） | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の　１０％以上２０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が　１０％以上２０％未満のものとする。<br>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和２年３月】） |
| 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。<br>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。<br>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知） |

### 旧（令和５年４月）

| 被害種類 | 被害認定統一基準（平成 13 年６月 28 日　内閣政策統括官通知） |
|---|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者<br>軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。 |
| 住家全壊<br>（全焼・全流出） | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊※が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素※の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>（半焼） | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 以上 50%未満のものとする。~~（ただし、損壊部分が延床面積の 50%以上 70%未満の場合、もしくは損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満の場合は大規模半壊とする。）~~ |
| ~~住家~~一部<br>破損 | ~~全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものを除く。~~ |
| 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |

~~（注）：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。~~

~~※「住戸の損壊」~~

~~住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。~~

~~※「主要な構成要素」~~

~~住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。~~

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| ４５－４　災害救助法による救助の委任に関する協定<br><br>災害救助法による救助の種類は以下のとおりであり、救助種目に係る事務の全部又は一部が委任されている。<br><br>ア　避難所及び応急仮設住宅の供与<br>イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給<br>ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与<br>エ　医療および助産<br>オ　被災者の救出<br>カ　被災した住宅の応急修理<br>キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与<br>ク　学用品の給与<br>ケ　埋葬<br>コ　死体の捜索及び処理<br>サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 | ４５－４　救助の実施<br><br>~~（１）災害救助法に基づく救助は府知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法の適用基準に該当する事態が発生した場合において、府知事による救助の実施を待つ余裕がないときは、市長は災害救助法による救助を開始し、速やかに府知事に報告してその指示を受けるものとする。~~<br><br>~~（２）府知事は、救助を迅速、的確に行うため必要があると認めるときは、その救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任するものとし、委任を受けた市長は、委任された事項については、実施責任者となる。なお、災害救助法による救助の種類は以下のとおりであるが、災害発生後の委任ではタイムラグが発生する恐れがあることから、平時からの委任の協議を進めるよう努める。~~<br>~~ア避難所の設置~~<br>~~イ応急仮設住宅の供与~~<br>~~ウ炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給~~<br>~~エ被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与~~<br>~~オ医療および助産~~<br>~~カ災害にかかった者の救出~~<br>~~キ災害にかかった住宅の応急修理~~<br>~~ク生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与~~<br>~~ケ学用品の給与~~<br>~~コ埋葬~~<br>~~サ死体の捜索及び処理~~<br>~~シ災害によって住居又その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去~~ |

## 新（修正案）

**第１８章　激甚災害の指定**

**第４６節　激甚災害の指定**

### ４６－１　激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という）が制定された。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としており、災害により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける手続き等を行う。

（１）激甚災害指定の流れ

ア　大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。

イ　また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。

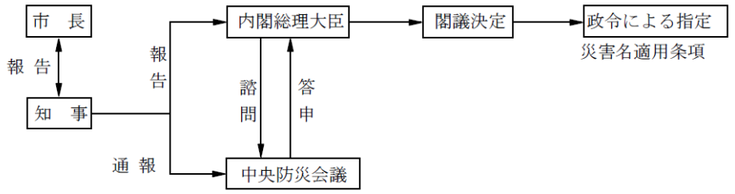


### ４６－２　激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

なお、危機管理部は、災害時の公共土木施設の被害情報・復旧情報を各施設所管部から収集し、政策企画部は、各施設所管部から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

### ４６－３　特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

表　激甚災害指定に関する適用措置

| 激甚法適用要綱 | 適用措置 |
|---|---|
| 第２章（第３条、第４条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置 |
| 第５条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |

## 旧（令和５年４月）

**第１８章　激甚災害の指定**

**第４６節　激甚災害の指定**

### ４６－１　激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適性化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という）が制定された。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としており、災害により本市に大規模な被害が生じた場合、激甚法に基づき激甚災害の指定を受ける手続き等を行う。

（１）激甚災害指定の流れ

ア　大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。

イ　また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。

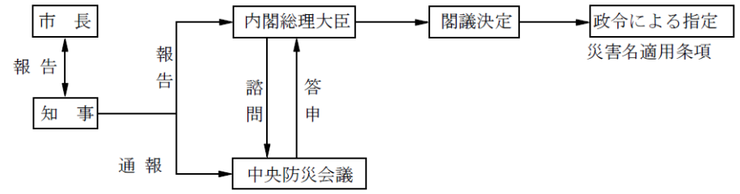


### ４６－２　激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

なお、危機管理部は、災害時の公共土木施設の被害情報・復旧情報を各施設所管部から収集し、政策企画部は、各施設所管部から市民等への広報と並行して、総合的な情報を広報する。

### ４６－３　特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、府知事に提出する。

表　激甚災害指定に関する適用措置

| 激甚法適用要綱 | 適用措置 |
|---|---|
| 第２章（第３条、第４条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置 |
| 第５条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |

**新（修正案）**

| | |
|---|---|
| 第６条 | 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 第８条 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 |
| 第９条 | 森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助 |
| 第 10 条 | 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 |
| 第 11 条 | 共同利用小型漁船の建造費の補助 |
| 第 11 条の 2 | 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 第 16 条 | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 |
| 第 17 条 | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 |
| 第 22 条 | 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 |

表　局地激甚災害指定に関する適用措置

| 激甚法適用要綱 | 適用措置 |
|---|---|
| 第 2 章（第 3 条、第 4 条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置 |
| 第 5 条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |
| 第 6 条 | 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 第 11 条の 2 | 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 |

**旧（令和５年４月）**

| | |
|---|---|
| 第６条 | 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 第８条 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 |
| 第９条 | 森林組合等の行なう体積土砂の排除事業に対する補助 |
| 第 10 条 | 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 |
| 第 11 条 | 共同利用小型漁船の建造費の補助 |
| 第 11 条の 2 | 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 第 16 条 | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 |
| 第 17 条 | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 |
| 第 22 条 | 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 |

表　局地激甚災害指定に関する適用措置

| 激甚法適用要綱 | 適用措置 |
|---|---|
| 第 2 章（第 3 条、第 4 条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置 |
| 第 5 条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 |
| 第 6 条 | 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| 第 11 条の 2 | 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第１９章　災害復旧計画**<br><br>**第４７節　災害復旧対策**<br><br>災害の復旧に際しては、関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。<br>また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。<br><br>**４７－１　公共施設の災害復旧対策**<br><br>被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、次の事業について必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。<br><br>（１）公共土木施設災害復旧事業<br>ア　道路・橋梁災害復旧事業<br>イ　地下鉄・ニュートラム災害復旧事業<br>ウ　河川災害復旧事業<br>エ　港湾施設災害復旧事業<br>オ　海岸保全施設災害復旧事業<br><br>（２）都市災害復旧事業<br>ア　街路災害復旧事業<br>イ　都市下水道施設災害復旧事業<br>ウ　公園施設災害復旧事業<br>エ　市街地埋没災害復旧事業<br><br>（３）農林水産施設災害復旧事業<br><br>（４）上水道施設災害復旧事業<br><br>（５）工業用水道施設災害復旧事業<br><br>（６）下水道施設災害復旧事業<br><br>（７）住宅災害復旧事業<br><br>（８）交通施設災害復旧事業<br><br>（９）社会福祉施設災害復旧事業<br><br>(10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業<br><br>(11) 学校教育施設災害復旧事業<br><br>(12) 社会教育施設災害復旧事業<br><br>(13) その他災害復旧事業 | **第１９章　災害復旧計画**<br><br>**第４７節　災害復旧対策**<br><br>災害の復旧に際しては、関係機関と緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として対策を実施する。<br>また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。<br><br>**４７－１　公共施設の災害復旧対策**<br><br>被災した公共施設の災害復旧については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、次の事業について必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。<br><br>（１）公共土木施設災害復旧事業<br>ア　道路・橋梁災害復旧事業<br>イ　地下鉄・ニュートラム災害復旧事業<br>ウ　河川災害復旧事業<br>エ　港湾施設災害復旧事業<br>オ　海岸保全施設災害復旧事業<br><br>（２）都市災害復旧事業<br>ア　街路災害復旧事業<br>イ　都市下水道施設災害復旧事業<br>ウ　公園施設災害復旧事業<br>エ　市街地埋没災害復旧事業<br><br>（３）農林水産施設災害復旧事業<br><br>（４）上水道施設災害復旧事業<br><br>（５）工業用水道施設災害復旧事業<br><br>（６）下水道施設災害復旧事業<br><br>（７）住宅災害復旧事業<br><br>（８）交通施設災害復旧事業<br><br>（９）社会福祉施設災害復旧事業<br><br>(10) 市立医療施設、病院等災害復旧事業<br><br>(11) 学校教育施設災害復旧事業<br><br>(12) 社会教育施設災害復旧事業<br><br>(13) その他災害復旧事業 |

## 新（修正案）

### ４７－２　災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

（１）法律により国が負担又は補助する事業

| 対象となる事業 | 根拠となる法律及び条項 |
|---|---|
| 河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条第３条 |
| 公立学校の施設の復旧 | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法　第３条第３条 |
| 公営住宅及び共同施設の復旧 | 公営住宅法　第８条 |
| 災害により特別に施行される土地区画整理 | 土地区画整理法　第121条 |
| 海岸保全施設等の復旧 | 海岸法　第27条 |
| 感染症予防事業、感染症病院等の復旧 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　第62条 |
| 災害により特に必要となった廃棄物処理費用 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第22条 |
| 臨時の予防接種 | 予防接種法　第22条 |
| 農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律　第３条 |
| 上水道施設の復旧 | 水道法　第45条 |
| 下水道施設の復旧 | 下水道法　第34条 |
| 道路の復旧 | 道路法　第56条 |
| 河川の復旧 | 河川法　第60条～第62条、第65条の２ |
| 鉄道の復旧 | 鉄道軌道整備法　第８条 |
| 生活保護施設の復旧 | 生活保護法　第75条 |
| 児童福祉施設の復旧 | 児童福祉法　第52条 |
| 老人福祉施設の復旧 | 老人福祉法　第26条 |
| 身体障害者更生援護施設の復旧 | 身体障害者福祉法　第37条の２ |
| 知的障害者援護施設の復旧 | 知的障害者福祉法　第26条 |
| 婦人保護施設の復旧 | 売春防止法　第40条 |

## 旧（令和５年４月）

### ４７－２　災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関して、法律又は予算の範囲内において国が全部もしくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつすみやかに行う事となっている。

法律等により国が負担又は補助する災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助、助成する事業は、次のとおりである。

（１）法律により国が負担又は補助する事業

| 対象となる事業 | 根拠となる法律及び条項 |
|---|---|
| 河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条第３条 |
| 公立学校の施設の復旧 | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法　第３条第３条 |
| 公営住宅及び共同施設の復旧 | 公営住宅法　第８条 |
| 災害により特別に施行される土地区画整理 | 土地区画整理法　第121条 |
| 海岸保全施設等の復旧 | 海岸法　第27条 |
| 感染症予防事業、感染症病院等の復旧 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　第62条 |
| 災害により特に必要となった廃棄物処理費用 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第22条 |
| 臨時の予防接種 | 予防接種法　第22条 |
| 農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律　第３条 |
| 上水道施設の復旧 | 水道法　第45条 |
| 下水道施設の復旧 | 下水道法　第34条 |
| 道路の復旧 | 道路法　第56条 |
| 河川の復旧 | 河川法　第60条～第62条、第65条の２ |
| 鉄道の復旧 | 鉄道軌道整備法　第８条 |
| 生活保護施設の復旧 | 生活保護法　第75条 |
| 児童福祉施設の復旧 | 児童福祉法　第52条 |
| 老人福祉施設の復旧 | 老人福祉法　第26条 |
| 身体障害者更生援護施設の復旧 | 身体障害者福祉法　第37条の２ |
| 知的障害者援護施設の復旧 | 知的障害者福祉法　第26条 |
| 婦人保護施設の復旧 | 売春防止法　第40条 |

## ■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（対策編（応急・復旧・復興対策計画））」の修正案　【新旧対照】

### 新（修正案）

（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

| 対象となる事業 | 適用条項 |
|---|---|
| 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | |
| 公共土木施設災害復旧事業 | 第３条 |
| 公共土木施設災害関連事業 | |
| 公立学校施設災害復旧事業 | |
| 公営住宅等災害復旧事業 | |
| 生活保護施設災害復旧事業 | |
| 児童福祉施設災害復旧事業 | |
| 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業 | |
| 身体障害者更生養護施設災害復旧事業 | |
| 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業 | |
| 婦人保護施設災害復旧事業 | |
| 伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業 | |
| 伝染病予防事業 | |
| 公共施設区域内の堆積土砂排除事業 | |
| 公共施設区域外の堆積土砂排除事業 | |
| 湛水排除事業 | |
| 農林水産業に関する特別の助成 | |
| 農地等の災害復旧事業又は災害関連事業 | 第５条 |
| 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業 | 第５条、第６条 |
| 開拓者等の施設の災害復旧事業 | 第７条 |
| 天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置 | 第８条 |
| 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 | 第９条 |
| 土地改良区等の行う湛水排除事業 | 第10条 |
| 共同利用小型漁船の建造費の補助 | 第11条 |
| 森林災害復旧事業 | 第11条の２ |
| 中小企業に関する特別の助成 | |
| 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | 第12条 |
| 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 | 第13条 |
| 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 | 第14条 |
| 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 | 第15条 |

### 旧（令和５年４月）

（２）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

| 対象となる事業 | 適用条項 |
|---|---|
| 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | |
| 公共土木施設災害復旧事業 | 第３条 |
| 公共土木施設災害関連事業 | |
| 公立学校施設災害復旧事業 | |
| 公営住宅等災害復旧事業 | |
| 生活保護施設災害復旧事業 | |
| 児童福祉施設災害復旧事業 | |
| 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業 | |
| 身体障害者更生養護施設災害復旧事業 | |
| 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設災害復旧事業 | |
| 婦人保護施設災害復旧事業 | |
| 伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業 | |
| 伝染病予防事業 | |
| 公共施設区域内の堆積土砂排除事業 | |
| 公共施設区域外の堆積土砂排除事業 | |
| 湛水排除事業 | |
| 農林水産業に関する特別の助成 | |
| 農地等の災害復旧事業又は災害関連事業 | 第５条 |
| 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業 | 第５条、第６条 |
| 開拓者等の施設の災害復旧事業 | 第７条 |
| 天災による被害農林漁者等に対する資金の融通に関する暫定措置 | 第８条 |
| 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 | 第９条 |
| 土地改良区等の行う湛水排除事業 | 第10条 |
| 共同利用小型漁船の建造費の補助 | 第11条 |
| 森林災害復旧事業 | 第11条の２ |
| 中小企業に関する特別の助成 | |
| 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | 第12条 |
| 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 | 第13条 |
| 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 | 第14条 |
| 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 | 第15条 |

**新（修正案）**

| 対象となる事業 | 適用条項 |
|---|---|
| その他の財政援助及び助成 | |
| 公立社会教育施設災害復旧事業 | 第16条 |
| 私立学校施設災害復旧事業 | 第17条 |
| 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 | 第20条 |
| 水防資材費補助の特例 | 第21条 |
| 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 | 第22条 |
| 産業労働者住宅建設資金融通の特例 | 第23条 |
| 公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等 | 第24条 |
| 雇用保険による求職者給付の支給に関する特例 | 第25条 |

**旧（令和５年４月）**

| 対象となる事業 | 適用条項 |
|---|---|
| その他の財政援助及び助成 | |
| 公立社会教育施設災害復旧事業 | 第16条 |
| 私立学校施設災害復旧事業 | 第17条 |
| 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 | 第20条 |
| 水防資材費補助の特例 | 第21条 |
| 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 | 第22条 |
| 産業労働者住宅建設資金融通の特例 | 第23条 |
| 公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入等 | 第24条 |
| 雇用保険による求職者給付の支給に関する特例 | 第25条 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
|---|---|
| **第２０章　復興対策**<br><br>**第４８節　復興対策**<br><br>復興とは、旧態に戻すだけではないことにおいて復旧と区別される。復興においては、被災から立ち直る過程で諸課題の解決を同時に図り、従前よりも質の高い状態にすることが大切である。<br><br>**４８－１　復興の基本方針**<br><br>復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくために、次の基本方針のもと進める。<br><br>（１）復興の基本原則<br>復興計画を策定するにあたっては、次の原則を踏まえる。<br>ア　被災者・被災地の自立<br>被災前の暮らし、賑わいなどを取り戻し、より活性化させるためにも被災者や被災地が自立し自活できるように、それぞれが持っている潜在能力を引き出し、または湧き出させる取り組みであること。<br>イ　地域社会・歴史文化の持続継承<br>地域社会における人や土地の結びつき、それを培ってきた風土や歴史伝統を、極力、持続継承すること。<br>ウ　社会問題の解決<br>被災前に抱えていた様々な社会問題の解決につながること。<br>エ　防災・減災力の強化<br>ア～ウを踏まえたうえで、災害による悲劇を繰り返さないため、防災、減災力を高めること。<br><br>（２）復興計画策定と事業推進の体制及び対象<br>大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。<br>復興の対象は、単に市街地の再建だけにとどまるものではなく、これにかかわる市民生活再建も視野に入れて取り組まなければならない。<br>都市の骨格となる幹線道路や機関公園などは早期に決定しても、身近な地域の道路、公園などは地域住民の意向を踏まえて計画策定を進める必要がある。<br>また、仮設的、時限的な市街地再建から、恒久的な住宅建設再開発事業などの都市復興へと復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していくことも必要である。<br><br>（３）復興計画<br>迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第１０条に基づく復興計画を定める。<br>復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。<br>また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。<br>復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。<br>ア　復興計画の区域 | **第２０章　復興対策**<br><br>**第４８節　復興対策**<br><br>復興とは、旧態に戻すだけではないことにおいて復旧と区別される。復興においては、被災から立ち直る過程で諸課題の解決を同時に図り、従前よりも質の高い状態にすることが大切である。<br><br>**４８－１　復興の基本方針**<br><br>復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくために、次の基本方針のもと進める。<br><br>（１）復興の基本原則<br>復興計画を策定するにあたっては、次の原則を踏まえる。<br>ア　被災者・被災地の自立<br>被災前の暮らし、賑わいなどを取り戻し、より活性化させるためにも被災者や被災地が自立し自活できるように、それぞれが持っている潜在能力を引き出し、または湧き出させる取り組みであること。<br>イ　地域社会・歴史文化の持続継承<br>地域社会における人や土地の結びつき、それを培ってきた風土や歴史伝統を、極力、持続継承すること。<br>ウ　社会問題の解決<br>被災前に抱えていた様々な社会問題の解決につながること。<br>エ　防災・減災力の強化<br>ア～ウを踏まえたうえで、災害による悲劇を繰り返さないため、防災、減災力を高めること。<br><br>（２）復興計画策定と事業推進の体制及び対象<br>大規模災害等により市域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに災害対策本部が復興の総合調整を行い、各部が連携して復興計画を策定する。<br>復興の対象は、単に市街地の再建だけにとどまるものではなく、これにかかわる市民生活再建も視野に入れて取り組まなければならない。<br>都市の骨格となる幹線道路や機関公園などは早期に決定しても、身近な地域の道路、公園などは地域住民の意向を踏まえて計画策定を進める必要がある。<br>また、仮設的、時限的な市街地再建から、恒久的な住宅建設再開発事業などの都市復興へと復興計画への合意形成を図りながら、復興事業を推進していくことも必要である。<br><br>（３）復興計画<br>迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第１０条に基づく復興計画を定める。<br>復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。<br>また、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。<br>復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。<br>ア　復興計画の区域 |

| 新（修正案） | 旧（令和５年４月） |
| --- | --- |
| イ　復興計画の目標<br>ウ　被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項<br>エ　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項<br>オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項<br>カ　復興計画の期間<br>キ　その他復興事業の実施に関し必要な事項<br><br>（３）復興事業までの流れ<br>ア　被災状況の把握<br>災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況をとりまとめる。<br>イ　地域指定の検討<br>災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。<br>ウ　広く市民等の意見を反映した復興計画の策定<br>策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。<br>エ　復興事業の実施<br>被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。<br><br>**４８－２　復興のための事前準備**<br><br>復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。 | イ　復興計画の目標<br>ウ　被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項<br>エ　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項<br>オ　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項<br>カ　復興計画の期間<br>キ　その他復興事業の実施に関し必要な事項<br><br>（３）復興事業までの流れ<br>ア　被災状況の把握<br>災害発生後、早期に調査、情報収集を行い、復興計画を策定するための基礎資料としての被害状況をとりまとめる。<br>イ　地域指定の検討<br>災害発生前の市街地整備状況や被害状況を踏まえ、復興事業を行うべき地域の候補を選定する。必要に応じ復興対象地区の指定を行い復興計画（案）を策定する。また、被災住民へ復興計画への参画を働きかけ、被災住民の意見を反映させる。<br>ウ　広く市民等の意見を反映した復興計画の策定<br>策定された復興計画（案）をもとに、より広く意見を聞くため、必要に応じ関係機関や有識者等の意見も取り入れ復興計画をより良いものにしていく。<br>エ　復興事業の実施<br>被災住民の合意形成がなされたところから復興事業の実施を進めていくことになるが、その際にも十分に市民への広報・周知を行うものとする。<br><br>**４８－２　復興のための事前準備**<br><br>復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。 |